

平成24年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

平成24年3月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 1日	木	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 2日	金		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 3日	土		○休 会
4	3月 4日	日		○休 会
5	3月 5日	月		○休 会
6	3月 6日	火		○休 会
7	3月 7日	水		○休 会
8	3月 8日	木		○休 会
9	3月 9日	金	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月10日	土		○休 会
11	3月11日	日		○休 会
12	3月12日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
13	3月13日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
14	3月14日	水	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	3月15日	木	午後 1時15分	○委員会 ・総務産業、社会文教
16	3月16日	金	午後 1時15分	○委員会 ・総務産業、社会文教
17	3月17日	土		○休 会
18	3月18日	日		○休 会
19	3月19日	月		○休 会
20	3月20日	火		○休 会
21	3月21日	水	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

3月1日上程

報告第 1号	町長の専決処分事項の報告について	3月 1日	同意
議案第 1号	長野広域連合規約の変更について	3月13日	可決
議案第 2号	坂城町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の全部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第 3号	坂城町税条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第 4号	坂城町生涯学習審議会条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第 5号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第 6号	坂城町敬老慶祝事業条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第 7号	坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第 8号	坂城町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第 9号	坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第10号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第11号	町道路線の廃止について	3月13日	可決
議案第12号	町道路線の認定について	3月13日	可決
議案第13号	町道路線の変更について	3月13日	可決
議案第14号	平成24年度坂城町一般会計予算について	3月21日	可決
議案第15号	平成24年度坂城町有線放送電話特別会計予算について	3月21日	可決
議案第16号	平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月21日	可決
議案第17号	平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月21日	可決
議案第18号	平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算について	3月21日	可決
議案第19号	平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月21日	可決
議案第20号	平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月21日	可決

3月21日上程

選第 1号	坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	3月21日	可決
発委第 1号	坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について	3月21日	可決
発委第 2号	公的年金2.5%の削減に反対する意見書について	3月21日	可決
発委第 3号	直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書について	3月21日	可決
議案第21号	坂城町教育委員会委員の任命について	3月21日	同意
議案第22号	平成23年度坂城町一般会計補正予算(第7号)について	3月21日	可決
議案第23号	平成23年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第3号)について	3月21日	可決
議案第24号	平成23年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	3月21日	可決
議案第25号	平成23年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	3月21日	可決
議案第26号	平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	3月21日	可決

平成24年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 3月1日(木)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○報告第1号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	11
○議案第1号～議案第20号の上程、提案理由の説明、詳細説明	12

第2日 3月9日(金)

○議事日程	45
○一般質問	
・川まゆみ 議員	46
塩入 弘文 議員	59
塚田 正平 議員	73
中嶋 登 議員	87
塚田 忠 議員	99
窪田 英子 議員	109

第3日 3月12日(月)

○議事日程	120
○一般質問	
西沢 悦子 議員	120
池田 弘 議員	133
柳澤 澄 議員	142
塩野入 猛 議員	156
山崎 正志 議員	168

第4日 3月13日(火)

○議事日程	180
○一般質問	
大森 茂彦 議員	181
入日 時子 議員	195
○議案第1号～議案第13号の質疑、採決	209

○議案第14号～議案第20号総括質疑、委員会付託	212
--------------------------	-----

第5日 3月21日(水)

○議事日程	240
○請願・陳情採決	241
○議案第14号～議案第20号委員長報告の質疑、討論、採決	241
○追加議案上程、提案理由の説明	272
○選第1号、発委第1号～発委第3号、議案第21号～議案第26号の質疑、採決	272
○町長閉会あいさつ	288

平成24年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成24年3月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	・川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副 町 長	宮下和久君
教 育 長	長谷川 臣君
会 計 管 理 者	中村清子君
総 務 課 長	田中一夫君
企 画 政 策 課 長	宮崎義也君
まちづくり推進室長	青木昌也君
住 民 環 境 課 長	塚田陽一君
福 祉 健 康 課 長	塚田郁夫君
子 育 て 推 進 室 長	天田民男君
産 業 振 興 課 長	小奈千秋君
建 設 課 長	荒川正朋君
教 育 文 化 課 長	柳澤 博君
収 納 対 策 推 進 幹	春日英次君
総 務 課 長 補 佐	青木知之君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	臼井洋一君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	中村 淳君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩澤健一君
議 会 書 記	金丸恵子君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 1 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第 2 号 坂城町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の全部を改正する条例について
- 第 8 議案第 3 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 4 号 坂城町生涯学習審議会条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 5 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 6 号 坂城町敬老慶祝事業条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 7 号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 8 号 坂城町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 9 号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 10 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 11 号 町道路線の廃止について
- 第 17 議案第 12 号 町道路線の認定について
- 第 18 議案第 13 号 町道路線の変更について
- 第 19 議案第 14 号 平成 24 年度坂城町一般会計予算について
- 第 20 議案第 15 号 平成 24 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 21 議案第 16 号 平成 24 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 22 議案第 17 号 平成 24 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 23 議案第 18 号 平成 24 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 24 議案第 19 号 平成 24 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 25 議案第 20 号 平成 24 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。
なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。
直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（宮島君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議規則第120条の規定により、
3番 西沢悦子さん、4番 塩野入猛君、5番 窪田英子さんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（宮島君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの21日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、よって、本定例会の会期は本日から3月21日までの21日間と
することに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は3月2日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め一人
1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（宮島君） 日程第3「町長の招集あいさつ」、町長から招集のあいさつがあります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、平成24年第1回坂城町議会定例会を招集いた
しましたところ、議員の皆様におかれましては、全員のご出席を賜りまして、開会できますことを
心から御礼申し上げます。

さて、昨年3月11日の東日本大震災、長野県北部大地震から間もなく1年が経過いたします。
いまだに、がれきの処理、集落の高台移転や東京電力福島第一原発事故で避難された住民の皆様の
早期帰還など、まだまだ大きな問題が山積みになっております。その中で、ようやく先月、復
興庁が発足いたしました。今まで以上のスピーディーな復興対策を実施いただきたいことを祈念
しております。

さて、先月、さかきテクノセンター、坂城町商工会、テクノハート坂城の主催で、東洋思想研
究者の「田口佳史」先生をお招きし、「大転換期における経営の本質を考える」（企業のイノ

バージョン戦略に向けて) というテーマで講演をテクノセンターで行っていただきました。

講演の中で、ご指摘いただいた点として今後考えなければならないのは、一つ目に「個人力と集団力の大切さ」、これは一人一人の能力を反映することのできる施策が必要であるということ。次に「事前主義の大切さ」、昨今、全てが事後主義、物事の小さく解決容易なうちに対応することの大切さでございます。次に、「陰陽を相和すことの大切さ」、これはYes or Noでなくて、両者を補完させることの大切さ。次に、「時代を見通す力の大切さ」、いわゆる、Pro (プロ)、玄人とは暗い先の見えるもの、こういうものをあわせ持つことが要請されることでした、また、これからは高齢社会、これはベテランの持ち味を生かせるシニア社会の大切さ。また地域としては、例えば「南部アフリカ」などが大きな可能性を持っているなどのご指摘もいただきました。また、最後に、坂城町はすばらしい可能性を持っている。今後の発展に期待したいとお言葉もいただきました。今後の坂城町の行政に生かしていきたいと考えているところでございます。

さて、世界経済の引き続く低迷が、我が国の企業活動にも影響を与えております。特に、ユーロ圏の緊縮財政や雇用・所得の環境の悪化などから、ことし前半にかけてマイナス成長になると予想されております。

日本国内の状況につきましては、内閣府が2月に発表しました「月例経済報告」によりますと、景気は、東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直している。先行きについては、各種の政策効果などを背景に、景気の緩やかな持ち直し傾向が続くことが期待される。

ただし、欧州の政府債務危機が、金融システムに対する懸念につながっていることや金融資本市場に影響を及ぼしていること等により、海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが存在する。また、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらには、デフレの影響、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であるとしております。

また、日本銀行松本支店が2月に発表した「長野県の金融経済動向」によりますと、総論として「長野県経済は、足踏み状態となっている」として、公共投資の減少、住宅投資の下げどまり、輸出が弱めの動きの中で、生産も弱めの動きと見ております。

坂城町の中の企業の動向につきましては、町内の重立った企業からの本年1月のアンケート結果から申し上げますと、生産量では3カ月前と比較して平均5%のプラスという状況であり、ほぼ見込みどおりの生産状況が続いております。

また、売り上げにつきましては、3カ月前と比較して、平均6%のプラスとなり、全体としては、生産量と同様な伸びをしております。ただし、3カ月後の見込みにつきましては、生産量、売り上げについても、現時点よりマイナスと見込んでいる企業もあります。リーマン・ショック、東日本大震災の影響からの脱却が進み、回復傾向であった生産量、売り上げが今後鈍くなると予

測している企業もあることは気にかかるところでございます。

さて、私が町長として初めての一般会計当初予算を編成いたしました。「人がともに輝くものづくりのまち」を掲げた第5次長期総合計画や、限られた財源の中で「今日からスタート」をキーワードとした「チャレンジSAKAKI」も念頭に置きながらの編成といたしました。

なお、昨年度は骨格予算ということもありますが、今年度の予算、24年度の予算は、前年度と比較して9.1%増の総額59億500万円といたしました。

まず、歳入であります。町の財政の根幹である町税は、個人町民税が税制改正の影響等により、4.3%増の6億3,100万円、法人町民税は23年度の決算見込みや最近の経済動向等を勘案する中で、11.1%増の2億円、固定資産税は3年に一度の評価がえの年に当たりますが、引き続き地価の下落等の影響により、9.1%減の12億6,300万円であります。町税全体では、前年度と比較して3.1%減の22億3,225万5千円を見込んでおります。また、財政調整基金からの繰り入れは、3億1,483万円であり、また、びんぐし湯さん館改修に伴う基金からの繰入金は、2億200万円であります。一方、地方交付税は、8億5千万円を見込み、普通交付税の振替分として発行する臨時財政対策債を合わせると、11億5千万円を見込んでおります。

次に歳出ですが、村上小学校の耐震化・大規模改修工事を含む投資的経費につきましては、6億8,165万7千円を計上いたしました。義務的経費といたしましては、人件費が11億1,793万円、扶助費におきましては、6億4,602万1千円を計上しております。

さて、平成24年度からの実施計画につきましては、本年度より新たに「実施計画策定懇話会」を設け、町民の代表の方や有識者の皆様の意見もお聞きする中で策定作業を進めてまいりました。現在、最終調整を行っているところでありますが、まとまり次第、皆様にお示しするとともに町のホームページにも掲載し、広く町民の皆様にもお示ししてまいります。

それでは、新年度の主要事業について申し上げます。

まず、耐震化の済んでいない学校の耐震改修事業に取り組んでまいります。村上小学校につきましては、普通教室棟と特別教室棟を管理棟で結ぶシンプルな校舎配置で、子供たちに目が届きやすく、管理もしやすいこと、また、校舎の損傷も比較的少ないことから、耐震補強工事と大規模改修工事を実施する計画であります。あわせて、スマートタウン構想を推進する取り組みとして、太陽光発電システムも設置する予定であります。

なお、南条小学校につきましては、複雑な校舎配置の課題や修繕箇所も多いことなどから、改築での整備方針としており、24年度においては「建設検討委員会」を組織して、新校舎の建設に向けて、調査研究を進めてまいります。

次に、おかげさまをもちまして、本年4月18日に開館10周年を迎えます「びんぐし湯さん館」につきましては、坂城町振興公社と連携し、記念式典や特別割引等の記念事業を計画してお

ります。これに合わせまして、経年劣化が目立ってまいりました施設についても修繕工事を含めたりリニューアル工事を実施するため、現在、実施設計作業を進めております。平成24年度の早期に発注し、7月下旬頃までに完了できるよう計画してまいります。

次に、昨年から調査を進めてまいりましたスマートコミュニティ構想普及支援事業につきましては、まもなく報告書がまとまる予定となっております。この中で、エネルギーの効率的な利用方法や再生可能エネルギーの導入の可能性について、中長期的なものも視野に入れた報告がされる見込みであります。

今回は、地域の実情を把握するための調査を実施したのですが、今後、この調査結果を基に、エネルギー需給システムを構築するとともに、坂城町の持つ技術力も生かした、より魅力ある賢いまちづくり「スマートタウン坂城」を目指した取り組みを進めてまいります。

続いて、子育て・健康づくりの施策を申し上げます。

子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して次代を担う子供たちを育てていただけるよう、子供の入院外の福祉医療費について、現在の就学前からを小学校6年生までとする支給範囲の拡大を実施してまいります。

また、子育て支援センター機能の強化として、本年度、各保育園を支援センターの分室と位置づけるとともに、臨床心理士による巡回相談を実施してまいりましたが、平成24年度はこれをさらに進め、5歳児全員を対象とした健康相談事業を新たに実施してまいります。

また、就学前の児童や保護者の皆さんの支援として、子育て相談や教育相談の充実を図ってまいります。

高齢者の皆さんが健康で、ますますお元気に長生きされますよう、新年度予算に高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種への補助制度を新たに設けるなど、高齢者の健康増進に向けた施策の充実を図ってまいりたいと考えております。あわせて、2010年の日本人の平均寿命が、男性79.64歳、女性86.39歳となる中で、長寿のお祝いを申し上げる敬老祝金制度を持続的に実施していくため、県内自治体の支給状況なども参考に、77歳の方と89歳から98歳の方への祝金の支給を廃止し、88歳米寿の方と99歳白寿以上の方とする内容の「町敬老慶祝事業条例の改正」を、本議会にお願いするところでございます。

さて、本年度は、介護保険第4期事業計画の最終年度に当たるところから、平成24年度から3年間の第1号被保険者の保険料見直しを含めた第5期事業計画の策定作業を進めてまいりました。

保険料の改定に当たりましては、町介護保険運営協議会のご意見をいただく中で、慎重に検討をいたしました。介護サービス量の増加が見込まれる中、支払準備基金からの繰り入れなども行いながら、介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

県内全市町村でつくる広域連合によって運営されております、後期高齢者医療制度につきまし

ては、2年ごとに保険料の見直しを行うことになっており、2月に開催された広域連合議会において、平成24年度、25年度の保険料が決定され、均等割が3万8,239円に、所得割が7.29%となりました。

なお、坂城町の1人当たりの老人医療費は、県内の上位に位置しておりますので、ジェネリック医薬品の使用など、医療費の適正化や抑制策を積極的に進めていく必要があると考えております。

国民健康保険の保険証のカード化につきましては、国における制度改革の動向を見きわめながら、カード導入の時期の検討をしておりましたが、国の制度改革の時期が具体化しないため、被保険者の皆様の利便向上を優先し、次回の保険証更新時期であります、本年10月の実施に向けて準備を進めてまいります。

地域医療につきましては、「救急医療と周産期医療の再構築」を核とした「上小医療圏地域医療再生計画」による事業が展開されておりますが、周産期医療の再構築の一つとして進められていた上田市産院の移転新築がほぼ終了し、この4月1日、上田市立産婦人科医院として開院いたします。信州上田医療センターの小児科とも連携する中で、機能の充実・向上が期待されるところであります。

また、上田地域定住自立圏「共生ビジョン」に位置づけられている事業であります、上田市内科・小児科初期救急センターの共同運営につきましては、これまでは小児科のみへの参加でありましたが、平成24年度からは内科についても共同運営に参加をし、万が一の場合の夜間における医療体制の充実に努めてまいります。

続いて、教育文化の向上について申し上げます。

文部科学省の補助事業「地域における子どもたちを対象とした高度ICT事業」につきましては、37人の児童・生徒が参加し、本年1月から3回にわたり学習が行われました。グループに分かれての町の特産品について、子供たちの視点によりwebページを作成し、第3回目では、この事業の委員長である東京工業大学清水名誉教授にも当町においていただく中、岡山県真庭市の子供たちとインターネットによるテレビ電話で意見交換を行いました。

製作したwebページは、町のホームページでも見られるように準備を進めております。

なお、今回の学習会で、子供たちは情報技術を学ぶとともに、自分たちの思いをどう伝えるかという、コミュニケーション能力の向上も図られたと考えております。子供たちが学んだこの成果が、各学校での今後の学習活動にも生かされることを期待いたします。

次に、本年度、東日本大震災の影響で中断いたしました中国上海市嘉定区実験小学校との交流を行います。24年度は、当町からの中国訪問と中国からの来訪の相互の交流を行う計画で、経済成長の著しい中国の様子を学ぶとともに、坂城の自然、文化に触れていただき、さらに、お互いに国際感覚も高める交流にしたいと考えております。

また、坂城町の歴史を学ぶとともに、人とのつながりを大切にする学童疎開の交流事業を計画しております。第二次大戦中に東京から坂城町へ学童疎開された方々と、現在児童、そして当時の同級生との交流の場を設けたいと考えております。

なお、金属疲労及び響板が傷んでおりました村上小学校の音楽室のピアノにつきましては、財団法人日本オペレッタ協会からピアノを寄贈をいただきました。このピアノは、フルコンサート用でかなり立派なものであり、子供たちの音楽学習の一層の向上に役立つものと考えております。

また、昨年11月から実施しておりました、文化センター体育館バリアフリー改修工事が完了いたしました。玄関前スロープと障害者用駐車場の設置、入り口ドアのスライド化などの工事を行い、障害者、高齢者の皆さんが、より利用しやすい施設整備を行ったところであります。各種大会、自治区の催し物等に積極的に活用していただければと思います。

次に、産業施策について申し上げます。

工業を取り巻く環境は、多様な変化をしているところであり、本年度に実施しました、円高への緊急資金の対応等、今後も時宜に応じた施策を展開してまいりたいと考えております。また、次世代の経営者の育成と、今後の事業連携を進めるため、昨年7月から商工会を中心にスタートしました「経営革新塾」は、11社が参加し、8回の研修を経て相互の研さんと交流が進んでおります。24年度は新たな参加者を加えて、目標達成に向けた研修を進めていく方向であり、町としても支援していきたいと考えており、あわせて、新年度は、商業者も含め、経営者にとって常に新たな知識と交流は重要なものと考え、テクノセンターを主体に定期的な経営フォーラムをも展開してまいりたいと考えております。

次に、平成14年度にオープンしました鉄の展示館は、開館10周年を迎えます。

この10周年を記念して、坂城町出身の銅版画家、小松美羽さんによる、ふるさと坂城の民話を題材にした新作を展示し、秋には宮入小左衛門行平刀匠の個展の開催等を企画・実施してまいります。

ワイナリーの形成事業につきましては、関係者の意見をいただく中、24年度は試験圃場と担い手の確保・育成、農家の意向調査に努めていきたいと思っております。2月24日に開催された検討会議では、世界的にワインブームがあり、大きな市場が見込まれるとともに、食文化、観光等さまざまな面での大きな効果に期待が寄せられました。

また、坂城はおいしい生食用ブドウの産地で、その技術は高いものであり、醸造用ブドウについてもすぐれたものができ、将来は坂城オリジナルができるように進めていきたいと考えております。さらに、町の特産品振興では、「ねずこん」というマスコットキャラクターを得た「ねずみ大根」につきましては、さらに商業ベースの展開に努めていきたいと考えております。

次に、松くい虫の対策につきましては、昨年末、松くい虫防除対策会議から「防除対策指針の提言」をいただきました。また長野県の「空中散布の今後のあり方」等を踏まえ、より人体に影響

響の少ない薬剤、例えば非有機リン系などの利用、リスクコミュニケーション等住民の健康に対しての配慮を行い、さらに、防災面への配慮、防除対策としては、有人ヘリ散布、無人ヘリ散布、樹幹注入など総合的な対策を講じてまいります。

続いて、環境対策について申し上げます。

長野広域連合で進めておりますごみ処理広域化につきましては、長野市に予定されているA焼却施設の現在の進捗状況は、県において環境影響評価準備書の公告・縦覧が行われ、この準備書に関する県知事の意見書が長野広域連合で受理されたところであります。

また、千曲市に予定されているB焼却施設につきましては、去る2月17日に県に環境影響評価方法書が提出され、環境アセスメントの手続が始まっております。それぞれ環境アセスに伴う各種環境調査や事務手続などが順次進んでいくものと思われませんが、関係市の皆様方のご理解とご協力を賜り、一日も早く事業が推進されますことを願うものであります。町といたしましても、新しい焼却施設に係る負担金への対応については、ごみ減量化・資源化が大きな課題となっております。町民の皆様におかれましては、引き続き、ごみの減量化・資源化の取り組みをお願いいたします。

昨年9月議会で議決をいただきました空間放射線測定器が先月ようやく納入されました。この測定器は、県環境保全研究所や近隣自治体でも導入している機器と同型の機種であります。測定器の調整や機器の取り扱い方法の習得、測定地点の確定等、準備が完了いたしましたので、本日3月1日から月1回測定を実施してまいります。

測定地点は町内8カ所で、各小学校、各保育園、中学校のグラウンド、役場の前庭、雨水が集中する排水溝もそれぞれ測定いたします。測定結果につきましては、町広報及びホームページで町民の皆様にお知らせいたしてまいります。

なお、準備段階で町の公共施設5カ所の測定を行いました。測定値は0.046から0.108 μ Sv/h（マイクロシーベルト）と、基準値以下であり、数値には特に問題はありませんでした。

続いて、生活基盤の整備につきまして申し上げます。

国道18号バイパスにつきましては、昨年中に現地の地形測量、地質調査、そして主要地方道との交差部分の詳細測量などの現地作業が行われ、いよいよ24年度には設計素案が示され、具体的な設計協議段階へと入ってまいります。早期完成に向けて期待するものであります。

長野県施工の道路整備につきましては、県道上室賀坂城停車場線、通称「田町線」が今月末に竣工となります。用地のご提供を初め関係各位の深いご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。また、同路線につきましては、しなの鉄道にかかる跨線橋の橋梁補修や歩道拡幅、そして千曲川左岸の上五明地区の歩道整備など、さまざまな視点から財源確保をいただいております。早期の完成に向けて、なお一層の事業促進をお願い申し上げる次第であります。

町の基幹町道である産業道路の整備につきましては、若草橋から南側の約100m区間について、平成24年度から新規事業化に向けての概略設計に着手いたします。また、本年度の橋梁点検を受けまして、24年度は橋梁の補強や耐震化を含めた「橋梁修繕計画」の策定に取り組んでまいります。

下水道事業の現在の進捗状況につきましては、計画区域612haに対し、おおむね3分の2に当たる381haの面的整備が整ってまいりましたが、引き続き、事業予算枠の確保や繰越事業による通年施工により、短期間の集中工事を避け、事業の平準化にも努めてまいります。また、事業の進捗にあわせ、町営横尾団地の下水道接続に向けて概略設計に着手するとともに、谷川南側地区（金井・新地・鼠）の認可区域の拡大につきましても、諸準備を進めてまいります。

小網地区の上水道整備につきましては、安心・安全な生活基盤の整備や、地域の活性化などの面からも課題であり、地元小網地区の皆さんの総意と、長野県企業局、そして坂城町の三者が連携を図り、24年度から26年度までの3カ年により、上水道の布設整備に着手いたします。

「循環バスの充実」につきましては、本年4月から上田市の信州医療センターへ乗り入れをいたします。これは、「笑顔の町づくり」への第一歩として、まず医療の充実を図る観点から路線の拡充を行うものであります。潜在的な需要の掘り起こしなど社会実験的な要素もありますが、移動手段の拡大ということからも大いに利用いただければと考えております。

次に、坂城駅のエレベーター設置につきましては、昨年12月に概略設計に要する経費を補正計上し、現在、しなの鉄道の発注により調査設計の作業を進めております。これに合わせまして、平成24年度の駅近代化施設整備に係る国庫補助事業の要望もお願いしたところですが、採択要件は、駅乗降客数が従来の5千人以上から3千人以上に緩和されたとはいえ、いまだ未整備の駅が多い中で、競争は厳しい状況ですが、交通弱者と言われる方や高齢者への支援、駅前の活性化などから、まちづくりの象徴的な課題として取り組んでまいります。

年々賑わいを増し、ことしで第7回を数える「ばら祭り」は、昨年うちに実行委員会を立ち上げ、6月2日から6月17日までの16日間の開期を定め、旅行会社向けのチラシ配布や町ホームページにも案内を掲載し、事前告知に努めております。

また、お越しいただく来訪者を、町全体でお迎えできるよう趣向を凝らしてまいりたいと思っております。詳細はこれからですが、例えば初日は、坂城町出身の銅版画家小松美羽さんを招き、第2週目は、ばら祭り会場と中心市街地コミュニティセンターでのマジックショー、そして3週目には、信州大学の中村浩志先生による水辺を活用した教室などを計画しております。

このほか、しなの鉄道利用者には駅からのタクシー補助や大型バス駐車場からのシャトルバス運行など、訪れた皆さんが坂城をより知って、楽しんでいただける仕組みづくりに努めてまいります。

以上、新年度の主な事業展開等を申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、規約の変更が1件、条例の全部改正が1件、条例の一部改正が8件、町道路線の廃止が1件、認定が1件、変更が1件、24年度の一般会計・特別会計予算の7件の計21件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第4「諸報告」

議長（宮島君） 日程第4「諸報告」について、監査委員から例月の現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

また、株式会社まちづくり坂城から第10期経営状況報告書が提出されております。

また、本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

議長（宮島君） 職員に報告を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成23年11月29日、役場前庭駐車場において、職員の運転する公用車が駐車場に駐車していた車に接触し、相手方に損傷を与えたものでございます。相手方とは示談成立に合意を得たことに伴い、専決をいたしましたものでございます。以上でございます。

議長（宮島君） 提案理由の説明が終わりました。

専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（宮島君） 日程第6 議案第1号「長野広域連合規約の変更について」から日程第25 議案第20号「平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの20件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時54分～再開 午前11時06分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第1号から第20号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号「長野広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、長野広域連合が所有する旧伝染病院建設にかかわる組合債が、平成23年度末をもって終了することに伴い、広域連合の処理する事務から旧伝染病院建設にかかわる組合債の償還にかかわる事務を削除するための広域連合規約の変更が必要なため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、協議の依頼があり、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第2号「坂城町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の全部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い改正するものであります。災害弔慰金の支給対象となる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母に限られていましたが、これらの遺族がいない場合は、死亡された方と同居または生計を同じくしていた兄弟・姉妹も支給対象とするものです。

また、これまで条例には規定していなかった災害傷害見舞金の支給にかかわる条文を追加するとともに、災害弔慰金の支給額や災害援護資金の貸付限度額を法律で定める金額に引き上げ、あわせて条例の題名を改めることから、条例の全部改正とするものでございます。

議案第3号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令の改正に伴い、坂城町税条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、退職所得にかかわる個人住民税の税額控除の廃止、個人住民税の均等割の税率引き上げ、県たばこ税の一部を町たばこ税に移譲されることに伴う町たばこ税の税率引き上げによる改正でございます。

議案第4号「坂城町生涯学習審議会条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、社会教育法及び図書館法の一部が改正されたことに伴いまして、関係する当該条例につきまして一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、法律で定められておりました審議会及び協議会の委員の委嘱、任命について文部科学省令で定める参酌すべき基準により、条例で定めることとなったことから、省令で定める参酌基準に基づき、委員の委嘱、任命基準の明確化を図ったところでございます。

議案第5号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、子供や障害者等の医療費の事故負担分について給付をしている町福祉医療費のうち、

子供の入院外に対する給付について、現在の就学前までとしているものを、小学校卒業までの子供に給付範囲を拡大するため、条例を改めるものでございます。

議案第6号「坂城町敬老慶祝事業条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、進展する高齢化社会にあつて、持続可能な敬老慶祝事業の実施を確保するため、敬老慶祝事業について改正を行います。

改正の内容につきましては、平均寿命の延伸や近隣自治体とのバランスを考慮し、77歳に達する者及び89歳から98歳の間の方を支給対象から除くものでございます。

議案第7号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

介護保険制度は3年ごとに事業計画や第1号被保険者の保険料について定めることとされております。高齢者人口の増加に伴い、要介護や要支援に認定される方の増加及び介護給付費の増大が見込まれる中、平成23年度において次期介護保険料の改定について、町介護保険運営協議会にご意見をいただきながら算定を進めてまいりました。

本案は、第5期計画期間である平成24年度から平成26年年度までの第1号被保険者の保険料の算定等に関するものでございます。介護保険支払準備基金からの繰り入れや、県からの財政安定化基金の交付金を受ける中で、基準額については年額5万2,800円といたすもので、全体といたしまして改定率は23.9%でございます。

議案第8号「坂城町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、土地改良法の改正に伴い、土地改良法から引用している引用条項の整理が必要となり、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、災害のため急速に土地改良事業を行う必要がある場合、現行では議会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けてその事業を行うことができるとされておりますが、改正後は、同様に応急工事計画を定めたときは、遅滞なくこれを都道府県知事へ報告することとし、認可の手続を経ることなく事業が実施できるよう規制緩和されるものでございます。

議案第9号「坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、公営住宅法の一部改正に伴い、入居資格である同居親族要件、単身入居の制限が廃止されたことを踏まえ、24年4月から町営住宅の入居資格要件について定めるため、坂城町町営住宅等管理条例の一部を改正するものであります。

議案第10号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保険、福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の一部施行に伴い、坂城町消防

団員等公務災害補償条例の一部を改正いたすものでございます。

改正内容は、坂城町消防団員等公務災害補償条例において引用する障害者自立支援法施行令の一部が改正されたことに伴う項ずれに対応し、整備を行うものでございます。

議案第11号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、4件の町道路線の廃止に係るもので、まず県道田町線の道路改良に伴い、歩道拡幅により町道0050-1号線を廃止し、また既存の町道0050号線が分断されるため、一たん廃止するもの、そして力石バイパス建設に伴い、これに接道する町道0534号線及び町道5034-1号線を一たん廃止するものでございます。

議案第12号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、7件の町道路線の認定に係るもので、まず県道田町線の改良工事に伴い分断した路線について、町道0050号線、町道0199-2号線及び町道0624-1号線として認定する3路線と、力石バイパスの完成により接道する路線を町道0534号線及び町道0534-1号線として認定する2路線と、県から移管となる旧県道部分を町道0662号線と認定するもの、そして県道坂城インター線から町道B040号線へアクセスする取り付け道路を新たに0663号線として認定するものでございます。

議案第13号「町道路線の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、認定路線の起終点等の変更にかかわるもので、町土地開発公社で施工の南条地区古田町宅地造成に伴い、これに接続する町道0303-1号線の終点の移動と、小網地区の国道上田バイパス建設に伴い、これに接道する町道B027号線の起点の変更でございます。

次に、議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、不安定な社会情勢や厳しい財政状況を踏まえながらも「人がともに輝くものづくりのまち」を掲げた第5次長期総合計画や「今日からスタート」をキーワードとした「チャレンジSAKAKI」の項目などを念頭に置き、限られた財源の中で、計画的、重点的な配分に努めてまいりました。

歳入歳出予算の総額は59億500万円でありまして、村上小学校耐震改修工事などの建設事業を盛り込む中で、骨格予算となりました前年度当初予算と比較いたしまして、プラス9.1%、4億9,300万円の増額といたしたところでございます。

歳入につきましては、自主財源の根幹である徴税収入について、個人町民税は、年少扶養控除の廃止等に伴い前年度対比4.3%の増、法人町民税については、横ばいや足踏みといった経済動向の中、近年の状況や23年度の決算見込み等を勘案する中で11.1%増、それから固定資産税については、3年に一度の評価がえの年に当たり、下落傾向の続く土地、建物等の評価額減少の影響等により9.1%の減を見込んだ状況であります。

そうした中、町税全体では前年度当初予算と比較してマイナス3.1%、7,056万5千円

減の22億3,225万5千円を見込んだところでございます。

地方交付税につきましては、国の総額ではプラス0.5%の17兆5千億円程度が確保されております。当町におきましては、基準財政収入額の減少等により、6.3%増の8億5千万円等を見込んでおります。

なお、普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債と合わせますと、実質では11億5千万円でありまして、前年度対比プラス4.5%、5千万円の増といった状況でございます。

繰入金につきましては、24年度は、村上小学校とびんぐし湯さん館の改修工事の財源として、それぞれ文教施設整備基金、びんぐし湯さん館施設等整備基金からの繰り入れを予定しており、財政調整基金、減債基金など全体で前年度比45.9%の増という状況でございます。

次に、歳出の主なものでございますが、先ほど来申し上げております村上小学校の耐震化、大規模改修事業や開館10周年を迎えるびんぐし湯さん館のリニューアルといった大きな建設事業の実施などに伴い、投資的経費につきまして前年度対比プラス4億9,071万3千円と大きな伸びとなり、総額で6億8,165万7千円を計上しております。

また、生活基盤の整備につきましては、町道A015線を初めとする道路改良や公共下水道の整備等に加え、新たに小網地区の上水道の整備について、3年間の計画で工事を進めてまいります。

義務的経費のうち、人件費につきましては、職員数の減少等により対前年度2.6%の減、扶助費については、小学生への福祉医療費制度の拡充や、自立支援法に基づく障害者への法定給付費の増加などにより1.4%の増、公債費については、保証金免除繰上償還の実施等に伴い2.0%の増となっております。

ソフト事業につきましては、まず子育て、健康づくり施策では、子供たちの福祉医療制度について、現在未就学児までが対象となっております通院に対する給付対象を小学生全体まで拡充するため、給付費ベースで1,080万円を増額計上したほか、子宮頸がん等のワクチン接種にかかわる経費や、子ども手当、児童手当等についても計上いたしております。

また、環境対策では「スマートタウン坂城」を目指して、新エネルギーのあり方等について、さらに研究を進めるとともに、太陽光発電システム設置にかかわる補助制度や、ごみ減量化を推進するための制度等について継続的に実施してまいります。

産業面では、技能熟練者への表彰や、若年層におけるものづくり教育の推進などの事業展開を図ってまいります。また、例年多くの方々が訪れるばら祭りや、ねずみ大根祭りについても、より魅力ある形で開催し、特産品の振興を進めてまいります。

あわせて、1月にキックオフミーティングを開催しスタートいたしました、坂城ワイナリー形成事業について、6次産業化への展開を目指し、試験圃場等にかかわる経費を計上する中で、条件整備に着手してまいります。

また、納税の利便の向上を図るべく準備を進めてまいりました、コンビニ収納につきましては、

24年度から実施し、住民サービスのさらなる向上につなげてまいります。

文化面では、びんぐし湯さん館とともに開館10周年を迎える鉄の展示館におきまして、当町出身の銅版画家である小松美羽さんの作品を集めた企画展の開催など、三つの記念事業を計画しております。

そして地域コミュニティの醸成を図る、地域づくり活動支援事業、小中学生の国際交流の推進や英語教育コーディネーターによる英語教育の充実、産学官の連携による産業振興など、継続的な取り組みを進めてまいります。

また、安心・安全な地域づくりに配慮するとともに、障害者の自立支援サービスの充実、介護保険制度、後期高齢者医療制度への対応など、福祉を取り巻く諸施策についても的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

次に、議案第15号「平成24年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,952万5千円で前年比149万4千円、3.6%の減でございます。

歳入の主なものは、有線放送電話使用料3,450万8千円、加入金、工事費等の負担金133万2千円。

歳出の主なものは、電柱共架料及び電柱敷地等借上料458万5千円、有線施設設置移転等工事855万円、基金積立金384万2千円でございます。

続きまして、議案第16号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険は、65歳以上の加入者が1月末で1,646名と全体の39%を占め、前年同期と比較して0.9ポイント増加しており、加入者の高齢化による医療費増加に加え、長引く経済情勢の悪化により、収納環境において大変深刻な影響を受けております。

国保といたしましても、保健事業を通じた健康づくりと疾病の重度化予防により、医療費の抑制を図るとともに、保険税の適切な賦課、計画的な徴収を推進する中で、安定した制度運営に取り組んでまいります。

本予算は、総額16億7,450万8千円でございます。これは前年度当初予算と比較しまして5,356万7千円の増でございます。

歳入の主なものとして、国民健康保険税3億4,361万円、国庫支出金3億2,366万1千円、前期高齢者交付金5億792万3千円。

歳出の主なものは、保険給付費11億6,352万2千円、後期高齢者支援金等2億1,479万6千円でございます。

続きまして、議案第17号「平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算は、同和地区の住宅環境整備を図る事業であります。予算総額534万3千円で前年比117万2千円の増でございます。

内容について申し上げますと、貸付金の元利収入及び公債費を主に計上いたしており、歳入の主なものは貸付金元利収入354万7千円、一般会計からの繰入金179万5千円、歳出の主なものは公債費531万6千円でございます。

議案第18号「平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算について」提案理由をご説明申し上げます。

この特別会計は千曲川流域下水道事業、並びに坂城町公共下水道事業の整備及び管理を行うための会計でございます。坂城町の公共下水道は平成12年10月に一部供用開始以来11年を経過し、全体計画612haに対して381haの整備が整い、下水道をご利用いただける状況を示す普及率は、65.4%となっております。

平成24年度におきましては、引き続き町横尾地区から泉地区へ、また網掛地区から上平地区へと面的な整備を行うとともに、谷川以南の事業化に向けて事業認可区域の変更作業に着手を計画しております。

平成24年度の予算総額は、8億800万7千円でございます。歳入の主なものは事業の建設費に充てる下水道受益者負担金7,050万円、施設の利用にかかわる使用料1億205万円、公共下水道事業にかかわる国庫補助金1億円、一般会計からの繰入金3億3千万円、公共下水道及び千曲川流域下水道事業にかかわる下水道事業債2億540万円。

歳出の主なものは、下水道特別会計全般にかかわる一般管理費1,700万2千円、下水道使用料の賦課徴収や施設の維持管理にかかわる施設管理費7,199万9千円、公共下水道の整備事業費3億7,202万8千円、終末処理場の整備に要する流域下水道事業費2,085万8千円、事業の元利償還にかかわる公債費3億2,511万9千円でございます。

続きまして、議案第19号「平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援者が増加し、介護給付等の増大が見込まれる中、第5期事業計画の初年度として平成24年度の予算を計上するものでございます。

本予算は、総額12億2,812万円でございます。これは前年度と比較いたしまして3,823万8千円、3.2%の増でございます。

歳入の主なものは介護保険料2億4,164万9千円、国庫支出金2億7,943万5千円、支払基金交付金3億4,717万4千円、県支出金1億8,182万9千円、町繰入金1億6,800万円、歳出の主なものは、保険給付費11億8,940万円、地域支援事業

1, 752万8千円でございます。

最後に、議案第20号「平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、制度の運営は長野県後期高齢者医療広域連合が行っているところでございますが、町におきましては保険料の徴収及び通知の引き渡し、医療費申請受付などの窓口業務を担っているところでございます。保険料の徴収につきましては、特別会計において収納業務を行い、広域連合に納付することとされているため、平成24年度の予算を計上するものでございます。

本予算案は、総額1億5,449万円でございます。これは前年度と比較いたしまして426万円、2.8%の増でございます。歳入の主なものは後期高齢者医療保険料1億1,850万7千円、繰入金3,591万6千円、歳出の主なものは総務費124万5千円、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,318万3千円でございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。ありがとうございました。

議長（宮島君） 続いて、議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

まず、歳入について。

財政係長（臼井君） 平成24年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから4ページ、飛びまして8ページの第2表と9ページの第3表並びに附属の当初予算資料1ページから2ページの内訳表により款別にてご説明申し上げます。

最初に、款1の町税についてでございます。

まず、個人町民税につきましては、年少扶養控除の廃止と税制改正の影響などにより、前年度対比プラス4.3%、2,600万円の増額、法人町民税につきましては経済動向や今年度の決算見込み等を勘案する中で、プラス11.1%、2千万円の増額、町民税全体ではプラス5.8%、4,600万円の増額を見込んだところであります。

固定資産税につきましては、24年度は評価がえの年に当たり、下落傾向の続く土地や建物の減額に加え、償却資産についても減少が見込まれ、前年度対比マイナス9.1%、町たばこ税については税制改正を考慮し、プラス15.1%、また軽自動車税、入湯税についてはそれぞれ実績額を考慮しての予算計上といたしました。

町税全体では22億3,225万5千円で、前年度と比較しましてマイナス3.1%、7,056万5千円の減額となっております。

続きまして、款2の地方譲与税でございますが、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税を合わせた地方譲与税全体で、前年同額の6,500万円を計上いたしております。

次に、款3の利子割交付金は前年度対比22.1%減、款4の配当割交付金は同じく18.6%の増、款5の株式等譲渡所得割交付金は同じく37.3%の減、款6の地方消費税交付金につきましてはマイナス3%、500万円の減額を見込んでおりまして、それぞれ昨今の金融経済情勢、交付実績を踏まえての予算計上といたしました。

続いて、款7の自動車取得税交付金でございます。自動車取得税につきましても、23年度の交付実績を踏まえる中で、前年度対比マイナス26.7%、1,100万円を計上いたしております。

次に、款8の地方特例交付金につきましては、本年度まで交付のありました子ども手当にかかわる特例交付金と自動車取得税交付金の減収の一部を補てんする特例交付金について、制度改正などに伴い、終了の方向が示されたことから、新年度につきましては住宅借入等特別税額控除減収補てん交付金についての予算計上といたしまして、前年度対比マイナス77.3%の500万円を見込んでおります。

続いて3ページに進みまして、款9の地方交付税でございます。国の総額では前年度対比0.5%増と1兆7千億円程度が確保される見通しとなっております。町においては、基準財政収入額の減少等を考慮しまして、前年度対比プラス6.3%、5千万円の増額を見込み、特別交付税を含めて8億5千万円を計上いたしております。これに普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債の3億円を合わせますと11億5千万円でありまして、実質的には4.5%の増といった状況でございます。

次に、款10の交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ30万円の減額といたしました。

款11の分担金及び負担金につきましては、主に保険料等にかかわる児童福祉費負担金であります。村上保育園での一時保育実施等に伴う保育負担金や長時間保育負担金等について若干の増加を見込む中で、前年度対比プラス0.2%といたしております。

款12の使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍住民基本台帳や家庭系一般廃棄物処理の手数料であります。町営住宅の使用料につきまして、入居者の状況等から若干の減少が見込まれ、全体では0.1%の減といたしております。

続いて款13の国庫支出金につきましては、主に障害者の自立支援給付や子ども手当、児童手当等に係る民生費負担金と村上小学校の耐震改修事業にかかわる教育費の補助金等でございます。前年度との比較では制度改正が見込まれる、子ども手当や児童手当等に係る負担金の減額が予想される一方、村上小学校の耐震化、大規模改修にかかわる補助金により、国庫支出金全体ではプラス15.6%、6,191万7千円増の4億5,952万6千円の計上となっております。

次に、款14の県支出金につきましては、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などが主なものでございます。前年度との比較では自立支援法に係る法定給付の増加に伴う、関係負担金等の増額が見込まれる一方で、緊急雇用創出事業の規模縮小による補助金の減額などにより、全体では前年度対比マイナス5.9%、1,706万3千円の減となる2億7,020万3千円を見込んでおります。

款15の財産収入につきましては、主に普通財産の貸付料と基金積立金利子でございますが、前年度対比では基金積立金の運用実績等を勘案し、459万1千円の増、927万7千円を計上いたしております。

続いて、4ページの款16寄附金でございますが、社会福祉関係並びにふるさと寄附金につきまして、それぞれ最少額の計上により、科目出しをいたしてございます。

次に、款17の繰入金につきましては、主に財政調整基金と減債基金並びにその他特定目的基金からの繰り入れであります。前年度との比較では、村上小学校の耐震改修事業に伴う文教施設整備等基金、及びリニューアル工事にかかわるびんぐし湯さん館施設整備等基金の繰り入れが大きく増加しております。繰入金全体では4億442万3千円の増、6億8,152万5千円を計上いたしております。

なお、財政調整基金につきまして予算計上いたしました3億1,483万円を繰り入れた後の残額は、約15億円となる見込みでございます。

一つ飛びまして、款19諸収入の内容につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なものでありまして、前年度対比マイナス0.3%となる4億8,700万3千円の計上となっております。

最後に、款20の町債につきましては、村上小学校耐震改修事業に伴う教育債が1億4,220万円、臨時財政対策債については前年度と同額の3億円を見込んでおります。町債全体では4億5,770万円を計上いたしてありまして、前年度対比プラス24.1%、8,890万円の増となっております。

なお、24年度末の町債残高は70億1千万円ほどになる見込みであります。

以上、歳入総額は59億500万円で前年度と比較いたしましてプラス9.1%、金額で4億9,300万円の増額予算となりました。

飛びまして、8ページの第2表債務負担行為につきましては、平成27年度、次回固定資産評価がえにかかわる業務委託、県営灌がい排水事業に係る農林漁業資金借入金、並びに町土地開発公社の借入金に対する債務保証について、その期間と限度額を定めたものでございます。

続いて、9ページの第3表地方債につきましては、款20の町債の内容に関するものでありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（宮島君） 次に歳出について。

議会費は省略をいたします。

総務課長（田中君） 歳出について順次ご説明を申し上げます。

24ページをごらんください。説明書24ページから27ページでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金及び町で雇用いたします臨時職員の社会保険料等でございます。職員研修事業では接遇に係る研修を計画しております。また、職員厚生事業は市町村職員互助会負担金等であります。

27ページ、目2文書費、印刷製本費は例規集の加除にかかわる経費でございます。また、町から発送いたします文書の通信費、文書配達委託料、条例整備のための委託料、コピー機7台分の賃借料等でございます。

27ページから28ページ、目3財政管理費、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

会計管理者（中村さん） 続きまして目4会計管理費の主なものを申し上げます。

消耗品費は役場全体で使用いたします事務用品類、印刷製本費は封筒、決算書等の印刷でございます。役務費は口座振替、コンビニ収納等、公金収納の手数料、派出業務の手数料でございます。コンビニ収納の手数料は5,600件を見込んでおります。以上でございます。

企画政策課長（宮崎君） 続きまして、目5財産管理費ですが、財産管理一般経費につきましては、町の普通財産等の管理に要する経費となっております。

次の29ページにかけました、目6企画費、企画政策推進費につきましては、長野広域連合、上田地域広域連合の総務管理費に係る負担金、また太陽光発電システムの設置補助金が主なものとなっております。次の温泉管理事業につきましては、湯さん館も開館後10年を経る中で配管等、設備の老朽化が大変施設の生命線ということもあって、これら設備の改修、加えて次の10年に向けて大勢のお客様にご来館いただけますよう、施設の改修工事費を計上させていただいております。

次の30ページにかけまして、まちづくり推進事業についてでございますが、これは行政協力員の報酬と広報等の配布などの行政事務委託にかかわる費用、また各区や地域づくり団体へ交付する地域づくり活動支援事業補助金を計上しております。

次の国際交流事業につきましては、海外との交流を進めている町国際交流協会への補助が主なものとなっております。

次のスマートコミュニティ構想事業につきましては、ことし進めてきたスマートコミュニティ構想普及支援事業による調査を踏まえ、より具体的に町の方向性を定めていくための経費を計上しております。その主なものは専門家への調査委託を計上させていただいております。

次の31ページになりますが、目7 広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政情報システムの運用、管理にかかわる経費で主なものは、サーバー等、インターネット関連機器の保守料とハードウェアリース料となっております。

次の広報発行事業につきましては、「広報さかき」発行の経費で印刷製本費が主なものでございます。有線放送電話特別会計繰出金事業につきましては特別会計の繰出金、32ページにかけた、電子自治体事業ではセキュリティーが高い市町村行政ネットワーク、LGWANでございますが、これに接続し、国、地方公共団体で電子文書交換、電子メール等のための経費の計上でございますが、主なものはこのLGWAN端末等の保守料、県への負担金、これが主なものでございます。

次に、目8 電算費、電算一般経費であります。これは住民基本台帳システム、税業務などの基幹業務にかかわる経費で、サーバーや端末等の機器の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料が主なものでございます。

総務課長（田中君） 続きまして、32ページから33ページになります。

目10 業務管理費につきましては、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金、エレベーター等設備の点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（塚田君） 同じく33ページ、目11 防犯対策費です。節11 需用費の主なものは防犯灯に係る蛍光管等の消耗品、電気料、修繕料でございます。

なお、防犯灯の新設工事費については、前年度と同様、補助事業を導入し、土木費の道路新設改良費に計上いたしております。節19 負担金補助及び交付金は、更埴防犯協会連合会の負担金、町防犯協会及び町防犯指導員会等への補助金でございます。

続いて、目12 交通安全対策費は、交通指導員9名分の報酬、交通安全町民大会の記念品、節11では新入学児童用ヘルメット等の消耗品費、節13では交通安全施設の清掃委託、節19では千曲交通安全協会坂城支部への補助金が主なものでございます。

34ページからの目13 消費生活費では、消費者の会と協力し、廃油を活用した石けんづくりや消費生活展の開催等により、安心・安全な消費生活推進活動並びに悪徳商法対策等に努めてまいります。

企画政策課長（宮崎君） 続きまして、目14 男女共同参画推進費につきましては、「女と男ふれあいさかき」の講師謝金と19節におきまして、関係団体への補助が主なものでございます。

総務課長（田中君） 続きまして35ページから37ページになります。

項2 町税費、目1 税務総務費は、固定資産税評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費及び長野県地方税滞納処理機構負担金等の計上でございます。

同じく37ページ、目2 賦課徴収費は固定資産税の前納報奨金、各申請書及び各納税通知書等

の印刷製本費、督促や住民税の申告にかかわる通信運搬費、住民税、固定資産税等の課税にかかわる電算委託費、固定資産税の評価がえに向けての基礎資料整備の委託料等でございます。

住民環境課長（塚田君） 37ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等の経常的な経費が主なものでございます。節11需用費は、各種届け出に係る用紙等の消耗品費、印刷費でございます。節13は戸籍住民基本台帳、外国人登録に係る電算委託、保守点検委託で、節14は、それぞれのシステム使用料でございます。住基カードの発行状況は平成24年1月末現在で309枚でございます。また、外国人登録につきましては、12月末現在353人で、昨年同期と比べ1名の減、ほぼ同数でございます。

総務課長（田中君） 38ページから39ページになります。項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

39ページ、目5農業委員会選挙費につきましては、5月17日に任期を迎えます農業委員会委員の選挙に係る経費でございます。

企画政策課長（宮崎君） 次の40ページでございますが、項5統計調査費、目1統計調査総務費、統計一般経費につきましては、これは統計全般にかかわる経費でございます。次の目2委託統計調査費につきましては、指定統計となる六つの調査に係るそれぞれの経費となっております。

総務課長（田中君） 41ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は監査委員の報酬等でございます。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして42ページになります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち社会福祉一般経費でございますが、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、民生委員活動費交付金などがございます。

43ページ、社会福祉協議会補助事業では、ヤングヒューマンネットワーク事業のほか社会福祉協議会への地域福祉推進事業に対する補助金が主なものでございます。国民健康保険特別会計繰出金事業は、保険基盤安定繰出金など一般会計から国保特別会計への繰出金でございます。

住民環境課長（塚田君） 同じく43ページ、目2国民年金事務費は、国民年金の新規加入や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは新成人への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載、電算委託料でございます。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして44ページ、目3老人福祉費の老人福祉一般経費につきましては、更埴地域シルバー人材センターの負担金、老人クラブへの補助金が主なものでございます。老人福祉町単事業は、老人福祉の増進のため、高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金の支給等、町が単独で実施する事業でございます。

45ページ、高齢者生活支援事業は、公共交通機関を利用することが困難な方の医療機関等への移動を支援する外出支援サービスに係る経費でございます。介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付金に係る町の負担など、特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保険事

業につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合への給付費等の負担金、特別会計への繰出金でございます。介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営費でございます。

続きまして46ページ、目4心身障害者福祉費につきましては、障害者自立支援法に基づく法定のサービス給付のほか、町単独での事業費、障害者福祉の向上を図るための経費で、心身障害者福祉一般経費は長野広域連合への障害程度区分認定審査会負担金、障害者の方が働く社会福祉施設の自主製品販路拡大事業に係る補助金が主なものでございます。

47ページ、重度障害者介護慰労金支給事業では、在宅介護者への介護慰労金14人分を計上してございます。福祉タクシー委託事業は、重度心身障害者の外出費用の支援といたしまして、タクシー利用券を交付するものでございます。心身障害者町単事業につきましては、腎機能障害者の通院費補助や知的障害者施設等への通園・通学費補助のほか、扶助費として重度心身障害者への福祉年金、難病により特定疾患となっている方への見舞金等が主なものでございます。

福祉医療給付事業でございますが、48ページになりますが、委託料として給付に係る国保連等への審査委託、電算委託、扶助費として重度障害者への福祉医療費を計上しております。自立支援給付一般事業は、障害者の自立支援給付に係る事務的経費でございます。介護訓練等給付事業費は障害者自立支援法に基づく生活介護や施設入所支援など、法定の障害福祉サービスを提供するための経費でございます。そのほか心身の障害の除去、軽減のための公費負担医療であります自立支援医療事業費、身体機能の補完、代替に必要な義肢、車いすなどの補装具の支給、修理に係る補装具支給等支援事業費、49ページにかけまして地域活動支援センター委託や日常生活用具の支給支援など、地域において障害者をサポートしていく地域生活支援事業費、障害者自立支援法に対応した事業者への円滑な移行を支援するため、時限措置としての自立支援対策特別対策事業に係る経費を計上してございます。

議長（宮島君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後0時02分～再開 午後1時30分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

午前に引き続き詳細説明を求めます。

企画政策課長（宮崎君） それでは49ページの一番下の行からになりますけれども、目5人権同和推進費、人権同和推進一般経費でございますが、これは次のページ、50ページに主なものが書いてございますが、主なものとする、13節でございますが、集会所4館の管理委託料等を計上してございます。それと19節における協議会への補助金が主な内容でございます。次に、52ページにかけて目6隣保館運営費につきましては、人件費を含む同館の管理及び人権啓発の推進、ふれあい講座などの地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費を盛っておりますが、主なものとする職員の人件費とふれあい講座の講師謝金というようなことになってございます。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして、52ページ、目7高齢者対策費は扶助費を主な経費とする養

護老人ホームへの措置入所に伴う経費でございます。目8地域包括支援センター費の地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護予防システム保守に係る委託料を主なものとするセンターの運営に係る経費でございます。

53ページ、老人福祉センター管理等事業につきましては、高齢者の健康増進などを目的とした老人福祉センター夢の湯の管理運営に係る町社会福祉協議会への委託料が主なものでございます。住宅整備事業は要介護3・4・5の方と重度障害者を対象とした住宅整備に係る補助でございます。生きがい活動支援事業は、高齢者の寝たきり予防として夢の湯、ふれあいセンターで開催する機能回復事業の委託でございます。

家族介護支援事業では、在宅の要介護3・4・5の方の介護者に対する慰労金の支給やおむつなどの介護用品購入費の補助などにより、在宅による介護を支援してまいります。また緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし老人訪問員の報酬や安心電話の保守に係る委託料が主なものでありますが、高齢者の緊急時に対応する体制の整備を図っております。

続いて、54ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の児童福祉一般経費につきましては、保育園等運営委員の報酬が主なものでございます。

子供に対する手当につきましては、この4月から子ども手当にかわり、児童手当法を根拠とする手当に変更されることに伴いまして、児童手当とし、24年度内に支給される、本年4月から翌年1月までの10カ月分の手当を見込んでいます。

子供の医療費の自己負担に対する助成を行う、乳幼児等医療給付事業では、入院外の支給範囲を小学校就学前までから小学校卒業までに拡大をして実施してまいります。

そのほか、少子化対策として出産祝金の支給経費、55ページ、子ども手当につきましては、この2月、3月分の支給分について計上をしております。

また、障害児通所等支援事業につきましては、平成24年4月の児童福祉法改正に伴い、県から事務が移管されるものであり、障害児通園施設等に通う障害児へのサービス給付費等に係る経費を計上したものでございます。

目2母子福祉費につきましては、母子家庭等の自立と生活支援として、小中学校への入学時と中学、高校卒業時の激励祝金を計上しました母子等福祉事業費、母子家庭・父子家庭への福祉医療費の支給を行う母子・父子医療給付事業でございます。

55ページにかけまして、目3保育園総務費、保育園一般経費は、主なものは人件費を初め義務的経費でございます。なお、臨時保育士等の賃金につきましては、これまでは各保育園の経費にかかわる目に計上しておりましたが、平成24年度は保育園一般経費に一括計上をすることといたしました。負担金補助及び交付金につきましては、他市町村への広域入所に係る負担金が主なものでございます。

子育て推進室長（天田君） 続きまして56ページから60ページにかけまして、目4南条保育園、

目6坂城保育園費、目7村上保育園費でございます。それぞれ保育園の運営に係る経費で、主なものは需用費では給食の賄い材料費、委託料では施設や機器の保守管理委託、備品購入では坂城保育園、並びに村上保育園にエアコンを設置するものでございます。

24年度予定しておりますクラス数及び入所児童数は、南条保育園は14クラス、161人、坂城保育園費は9クラス、106人、村上保育園費は8クラス、100人でございます。また、特別保育事業といたしましては、早朝並びに夕方の時間外保育、障害児保育、一時預かり保育を各保育園で実施してまいります。

教育文化課長（柳澤君） 60ページからの目8児童館運営費、61ページ、目9の放課後児童健全育成費につきましては、町内三つの児童館の運営に係る経費で、館長の報酬及び厚生員の賃金などが主なものでございます。児童館につきましては、児童が放課後、健全に過ごせる場として、3児童館とも年間250日の開館を予定しています。

子育て推進室長（天田君） 続きまして、61ページから62ページの子育て支援センター事業費は、賃金を初めとする子育て支援センターの運営に係る経費でございます。子育てに関する悩み等に幅広く対応できるよう、専門の家庭児童相談員、発達児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして63ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では災害等による見舞金及び食料費を計上してございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、保健衛生一般経費は人件費などの経常的な経費でございます。

64ページになりますが、精神保健福祉等事業は、精神障害者を支援するための心のリハビリ教室の開催に伴う経費が主なものでございます。

目2予防費の予防費一般経費につきましては、65ページになりますが、委託料は休日等の緊急医療に対応するため、医師、歯科医師の当番による医療体制をお願いしているものでございます。また負担金補助及び交付金では、休日・夜間の2次救急医療体制といたしまして、長野地域医療圏内の7病院による輪番制病院運営事業の負担金、上田地域定住自立圏の共生ビジョンに位置づけられております事業の一つである上田市内科・小児科初期救急センターの共同運営にかかわる負担金を計上してございます。結核関係一般経費は、感染症法に基づき65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するものでございます。

乳幼児健診事業でございますが、乳幼児の身体・精神の発達及び歯科健診における医師への健診手数料、妊婦一般健診委託料が主なものでございますが、24年度は5歳児を対象とした健康相談を新たに実施してまいります。

66ページ、予防接種事業でございますが、予防接種法に基づくもので、伝染病の発生及び蔓延防止のための乳幼児、小中学生、一般を対象とした各種予防接種に係る費用といたしまして、

ワクチン等の購入費用であります需用費の医薬材料費や、各種予防接種の医療機関への委託料が主なものであります。

なお、平成23年度で終了予定でありました子宮頸がん予防ワクチン、それからヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの3ワクチン接種に係る国の補助が1年間延長されることになり、引き続き全額公費で実施してまいります。

目4健康増進事業費、健康増進事業は健康増進法に基づき一般健康診査、年齢により胃検診、大腸検診、乳房、肺がん、子宮がん、前立腺がんなどの検診、検査を行い、町民の健康増進を図ってまいるのでございます。

67ページ、後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者に対しまして健康診査や人間ドックに係る助成を行うものであります。平成24年度は新たに肺炎球菌予防接種に対する助成として委託料に計上いたしました。

食育健康づくり推進事業は、食育推進事業にかかわる各部署との連携により、料理教室や講演会を開催するための経費が主なものでございます。

68ページ、緊急雇用、糖尿病等生活習慣病対策重点事業は1年間ではありますが、保健師等を1名雇用いたしまして、生活習慣病の治療継続支援や重症化の防止、また健康診査を受けていない方への受診勧奨などを目的とした戸別訪問などの実施が主なものであります。そのほか乳幼児から成人に至るまでの健康記録手帳を作成する経費といたしまして、需用費、印刷製本費に計上をいたしました。目5保健センター管理費は、保健センター管理に要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（塚田君） 同じく68ページ、目6環境衛生費では環境衛生委員さん31名の報酬、雑排水浄化槽の汚泥処理に係る収集運搬処理委託料、各自治区において毎年6月の環境保護月間に合わせて実施をいただいている環境浄化事業に対する補助金、シルバー人材センターへの委託による不法投棄ごみの撤去、狂犬病予防注射に係る消耗品やマナー啓発看板、獣医師会への委託料、千曲・坂城飼犬管理対策協議会への負担金でございます。

続いて69ページ、目8環境保全対策費につきましては、生活環境保全審議会の委員報酬と不法投棄防止を呼びかける看板作成の委託料でございます。

なお、河川の定点水質調査及び地下水調査の委託料が主な内容でありました公害対策費につきましては、環境保全対策費に統合いたしました。河川の水質調査結果につきましては、引き続き広報でお知らせし、環境保全の啓発に努めてまいります。

建設課長（荒川君） 70ページ、目9上水道費は県営水道が未普及となっております小網地区の上水道布設整備に係る事業負担金であります。

続きまして、目10の合併処理浄化槽設置費は、水環境保全のため、公共下水道の整備区域以外の合併浄化槽設置に係る事業補助金であります。

住民環境課長（塚田君） 70ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費では、ごみ分別収集計画表の印刷や資源物収集庫の修繕料、生ごみの堆肥化と推進団体の育成を図るためのごみ減量化推進事業補助金、各区を対象とするごみ収集所整備補助金が主なものでございます。

なお分別収集計画表は、ポルトガル語、中国語、英語版も作成をいたします。

続いて71ページ、目2塵芥処理費は可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋等の消耗品費、手数料納付済シールの印刷、一般廃棄物の収集運搬に係る委託料、長野広域連合の環境推進費負担金、葛尾組合の負担金、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金、ごみの減量化・堆肥化を推進するためのごみ減量化容器等設置補助金などが主なものでございます。

なお、葛尾組合の負担金は、公債費の減少に伴い、前年度対比3.2%の減額でございます。

続いて72ページ、目3し尿処理費は千曲衛生施設組合の負担金でございます。近年のし尿投入量の減少により、1系列運転を試行するため前年度対比9%の減額となっております。

産業振興課長（小奈君） 同じく72ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。まず、労政一般経費として職員の人件費と更埴職業安定協会や町労務管理協議会、テクノハート坂城協同組合等関係団体への負担金等の予算を計上しております。また中小企業人材確保推進事業補助金については、テクノハート坂城協同組合が3年間、国庫補助を得て企業の人材確保や職場定着に関する事業を実施し、一定の成果をおさめる中で、企業からの事業の継続要望も強いことから引き続き事業を実施することに対し、町としても補助をするものでございます。

73ページ、勤労者福祉対策事業につきましては、中小企業退職金共済掛金補助金、財団法人更埴地域勤労者共済会補助金、勤労者生活資金貸付預託金などを計上いたしております。次に勤労者総合福祉センター管理一般経費は、財団法人更埴地域勤労者共済会への建物等の施設管理委託にかかわるものでございます。

次に74ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費として、農業委員会一般経費で委員16名分の人件費等の経費。

次の75ページにかけての農業者年金業務では、加入推進に向けた経費などを計上いたしました。続いて目2農業総務費については、有害鳥獣駆除対策協議会の委員報酬と職員の人件費、農業用廃プラスチック処理に係る補助金を計上しています。

76ページにかけて、目3農業振興費、農業振興一般経費の主なものは有害鳥獣駆除にかかわる委託料や予防施設設置に対する補助金、農業を営むのに厳しいと認められた地区について、営農を支援する中山間地域直接支払事業補助金などを計上いたしました。

また、77ページにかけた地域営農推進事業では、アグリサポート事業などを行う農業支援センターへの補助や、農産物直売所への補助、味ロジックわくわくさかきへの特産品振興事業補助金を計上いたしております。続いて需給調整推進対策事業につきましては、農業者戸別所得補償制度推進補助、坂城町農業再生協議会への事務費補助であります。農振地域整備促進事業では、必

要に応じて年2回をめぐりに開催する協議会の委員報酬等、農業振興地域整備計画の実施と推進にかかわります経常的な予算となっております。続きまして、農地銀行活動促進事業では、ファミリー農園の農地借上料。

次の78ページ、農産物加工施設管理費では、光熱水費が主な計上内容でございます。次のねぎずみ大根祭り事業につきましても、継続することにより、辛味大根の一層の発信とブランド化を推進すべく大根祭り等を行うための予算を計上させていただきました。さらに、次の坂城ワイナリー形成事業につきましても、今年度から新規ワイナリー形成を推進するため、試験圃場に関する費用等を計上し、79ページにかけて緊急雇用ワイナリー形成基礎調査事業で、臨時職員を雇用し、農家の意向調査等を実施してまいります。

目6畜産業費は、東信農業共済組合が運営する家畜診療所に係る分担金及び北信地方の市町村、獣医師会、JA、県で運営する北信家畜畜産物衛生指導協会の運営負担金であります。

80ページにかけまして、目5農地費、農地一般経費では六ヶ郷用水組合負担金、土地改良事業償還金51件、埴科郡土地改良区の負担金、欠口用水の水路改修工事に対する修繕補助金などとなっております。農道等基盤整備町単事業は農道等の整備、維持補修費であります。

町単補助事業は、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する補助金、原材料費を計上いたしました。

農地水環境保全向上対策事業費は、国の補助事業で地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い協働活動と環境保全に向けた活動へ支援を行うもので、5年事業で19年からスタートし、23年度で最終年度を迎えたところでございますが、国で24年度も継続実施する方針となりまして、引き続き活動組織、上平みどりの里を対象として交付金を計上しているものでございます。

次の県営灌がい排水事業につきましても、現時点の総事業費で約7億円、平成28年を完成目標として六ヶ郷用水改修に向けた県への事業負担金を計上いたしました。

農地水保全管理支払交付金につきましても、これまで農地水環境保全向上対策事業として取り組んできた農地、農業用水等を保全管理する活動に加え、水路や農道等の補修、更新等を行う集落に対し支援する経費を計上いたしました。

81ページ、項2林業費、目1林業総務費、林業総務一般経費であります。主な内容は職員の給与等の経費と間伐対策事業補助金等、森林整備に対する補助金等の経費を計上させていただいております。

82ページにかけて、目2林業振興費の松くい虫防除対策事業につきましても、被害が拡大し、土砂崩落等、防災の観点からも対応が必要との観点に立ちまして、23年度、3回開催しました松くい虫防除対策会議の答申に基づき、伐倒駆除に要する経費のほか、ヘリコプターによる空中散布の特別防除に係る経費、樹幹注入に関する経費等を計上したところでございます。町有林管理事業は、林業委員10名の報酬、作業員の賃金などです。

83ページにかけまして、特用林産振興事業は中之条の新幹線横坑入り口に整備した原木きのこ栽培施設の光熱水費と、お〜い原木会へ交付する特用林産振興補助金等であります。

目3林道事業費、林道事業一般経費は作業員の賃金や重機借り上げ、補修工事費などとなっております。

続きまして84ページにかけまして、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、商工総務一般経費であります。これは人件費と中小企業能力開発学院、テクノセンターへの職員派遣補助が主なものでございます。

目2商工振興費ですが、85ページにかけて商工振興一般経費で中小企業の設備投資等に対する商工業振興補助金、また商工会経営改善普及事業補助金と商工会まちづくり事業補助金等を計上してございます。また、報償費として永年勤続者表彰記念品とものづくり技能表彰記念品を計上させていただいております。次の中小企業対策事業では中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金を計上させていただきました。

86ページにかけて、中心市街地活性化事業でございますが、株式会社まちづくり坂城へ委託する管理業務委託など、中心市街地コミュニティセンター及びけやき横丁に係る経費が主なものとなっております。また、町商工業の実態を町独自に調査し、施策に反映するため、臨時職員の雇用に係る所用の経費を計上いたしました。

次に87ページにかけて、目3観光費、観光一般経費では観光パンフレットの印刷、各地域の桜並木の維持管理作業への謝金や、葛尾遊歩道や狐落城遊歩道の整備委託、観光推進団体への負担金を計上しております。また、今年度も町民祭りを実施すべく予算を計上させていただいておりますが、今回は35回という節目であり、記念となる企画を実施していきたいと考えております。

次に、目4商工企画費であります。88ページにかけまして、商工企画一般経費ではテクノさかき工業団地組合、産学官連携研究会、国際産業研究推進協議会への補助金を計上しております。工業団地整備事業ではテクノさかき工業団地内の街灯の電気料、坂城テクノセンター支援事業では、運営補助と建設費償還補助金を計上いたしました。鉄の展示館管理一般経費は89ページにかけて、経常的な経費のほか企画展にかかわる展示物の保険料、広告料、展示品の運搬委託料となっております。今年度は、開設10周年に当たり、企画展として坂城町出身の銅版画家小松美羽さんが、ふるさと坂城の民話と刀とのコラボレーションによる新作を展示する展示会を、また宮入小左衛門行平さんの作品を一堂に集めての記念展、それから第8回の古雛祭りを開催する予定であります。

建設課長（荒川君） 89ページから90ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費計上が主な内容であります。

91ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費は節11需用費の光熱水費では、道路、橋

梁など照明灯の電気料、節13委託料は、町道の認定、廃止、改良に伴う道路台帳などの保守管理業務に係る経費、節15工事請負費は、交通安全施設設置工事費。そして節19負担金補助及び交付金は、各区土木工事への町単補助事業であります。続く目2道路維持費は、町道の清掃、除草等に係る委託料、維持補修に係る工事費、原材料費の計上であります。

92ページの目3道路新設改良費につきましては、道路改良事業A01号線に係るものが主なもので、用地代、建物等の補償経費、工事請負費の計上であります。また節13委託料においては用地補償算定にかかわる経費のほか、新たに若草橋から南側約100m区間の事業化に向けて概略設計を計画しています。目4橋梁新設改良費につきましては、平成23年度に実施した橋梁点検結果に基づいて、新たに橋梁長寿命化修繕計画の作成を計画しています。

93ページ、項3河川費であります。目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は水路等の補修、しゅんせつ工事費の計上であります。

続きまして、93ページから94ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費は職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理経費であります。目3住宅建築物耐震改修事業費は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金の計上であります。

95ページの項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画事務事業に係る職員の人件費が主なものであります。

96ページの目3下水道費は下水道事業特別会計への繰出金であります。続きまして、目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園や和平公園など、公園緑地の管理経費で、主なものは節13委託料では指定管理制度による坂城町振興公社への委託と遊具等施設の保守点検業務、そして節15工事請負費では公園施設の維持補修工事費の計上であります。

96ページから97ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理経費と都市緑化に係る原材料費として、ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものであります。

97ページから98ページにかけての項6高速交通対策費についてであります。目1の高速交通総務費の主なものは、節13委託料では坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託と循環バスの運行事業委託費で、循環バスにつきましては24年度から新たに上田市の信州上田医療センターまでの路線拡充を計画しています。続きまして、目2高速交通対策整備事業費は、湧水対策事業費として設置した井戸ポンプの光熱水費が主なものであります。

99ページ、項7地籍調査費、目1地籍調査事業費の主なものは、調査区の図面調整及び測量業務に伴う委託経費であります。

住民環境課長（塚田君） 同じく99ページ、款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。人件費の関係が8割を占めており、負担金額は0.3%の増となっております。

99ページから101ページにかけての目2非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは団員報酬、退職報償金、分団運営補助金、出動交付金、埴科消防協会負担金等でございます。節11の消耗品費は新入団員補充用のはつぴ、活動服等でございます。

続いて101ページ、目3消防設備費は消防施設機械器具の整備、維持管理に係る経費で、主なものは消耗品費として非常用備蓄品の更新、詰所の光熱水費、消防車両、ポンプの修繕料、節15工事請負費は防火水槽の修理費、第3分団詰所の下水道引き込み工事、節18備品購入費は、消防用ホース及び器具箱の購入、節19は消火栓工事の負担金でございます。

なお、平成23年中の坂城町内の火災件数は7件で、前年対比3件の減でございましたが、消防署管内全体では春先の野火火災の多発などにより、66件、22件の増加でございました。

建設課長（荒川君） 102ページ、目4水防費であります。これは水防用備蓄材の購入及び機材の修繕経費であります。

教育文化課長（柳澤君） 続きまして102ページからの款10教育費について申し上げます。

項1教育総務費、目1教育委員会費は教育委員の報酬及び郡市の教育委員会連絡協議会等の負担金が主なものです。目2事務局費の一般経費は特別職、一般職の人件費が主なものとなっております。

104ページでございます。教育振興事業費では高校生、大学生への奨学金、児童、生徒のクラブ活動の補助、特色ある学校づくり交付金が主なものです。小中学生国際交流事業として、中国上海市実験小学校との教育交流を行い、国際理解を深めたいと思います。24年度は小学生の中国への訪問と中国からの訪問団の受け入れの相互の交流を計画しています。また小中学生を対象に、外国人等との交流会を行い、外国文化や自国の文化、コミュニケーションの重要性を学習します。私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し、私立幼稚園に通園する園児の就園奨励として、国の基準による補助事業や町内の幼稚園の振興補助運営費として補助事業を行います。

105ページ、教員住宅管理事業は町内教員住宅に係る修繕費等が主なものです。学力向上事業では、学力検査を行い、課題解決型の学習による日々の授業実践を通して、学力の充実を目指し、あわせて体力調査を行い、バランスのよい体力づくりの指導を行うものです。またクラスの状態を分析し、学級運営の向上を図ります。問題を抱える子ども等自立支援事業は、不安や悩みを持つ子供たちに学習指導をしたり、相談、支援の活動を行うことに要する経費で、大峰教室指導員の賃金が主なものです。緊急雇用創出事業では、地域に雇用を創出し、各小中学校の状況に合わせた支援を行うための賃金を計上したところです。学童疎開者との交流事業は第2次世界大戦中に、東京から坂城町へ学童疎開された方々と、現在の児童、そして当時の同級生、関係者との交流の場を設け、町の歴史を学ぶとともに、人のつながりを大切にする事業展開を進めるための経費を計上しました。

106ページ、項2小学校費、目1小学校総務費、一般経費は職員の人件費のほか、南条小学

校改築に向けての建設検討委員会に要する経費、小学校の英語教育コーディネーター等に係る経費、保健室の冷房装置の設置費用が主なものです。

107ページ、村上小学校耐震改修事業は、校舎の耐震補強工事と大規模改修工事を実施する計画とし、太陽光発電システムも設置する予定です。また、プールについても防水シートの損傷がありますので、改修を進める予算計上をいたしました。

目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は学校医、薬剤師の報酬です。節7賃金は町臨時職員の賃金、節11需用費は清掃、保健、プール等の消耗品や燃料、電気、水道、校舎修理にかかわる経費であります。節13委託料は警備保障、電気保安等の設備管理と児童の心電図などの健康診査の委託料、学校庁務の業務委託料となっています。節18備品購入費では、いすなど学校備品を計上いたしました。

続いて108ページ、目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は、教科学習に係る経費が主なもので、節8報償費は講師謝礼、そのほか節11需用費では教科学習用の消耗品、節18備品購入費については教材用品などを計上しております。節20扶助費は就学援助費、特別支援教育就学奨励費です。

111ページになります。項3中学校費、目1中学校総務費は英語指導講師、情報機器等保守にかかわる委託料が主なものです。

112ページ、目2学校管理費は小学校同様、中学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費を計上しております。

113ページ、目3教育振興費、節11需用費は教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理が主なものです。節18備品購入費では、理科実験用備品のほか、各教科で使用する教材用品等が主なものです。節20では就学援助費等がございます。

次に114ページにかけての項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。総務一般経費は社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、節19負担金補助及び交付金では、文化協会、婦人会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金がございます。

115ページ、文化の館事業では報償費として、お茶会等の講師謝礼、庭木手入れの役務費、休日・夜間の警備委託等がございます。

116ページにかけての目2公民館費、公民館一般経費では、節1報酬は館長、副館長、分館役員の報酬のほか、節19負担金補助及び交付金は、各分館活動費で27区への補助金が主なものです。116ページ、各種公民館事業では、文化講座の開催、納涼音楽会、成人式、文化祭、席書大会等、また健康や体力の増進に関する事業で、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを計画し、その講師謝礼、記念品、参加賞等を予定しています。公民館報は年3回

の発行予定です。

117ページ、分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の整備を行います。24年度は4分館の整備を予定しています。

118ページにかけての目3図書館費では、図書館一般経費において、節1図書館長の報酬、節7臨時職員の賃金のほか、節8報償費では図書館講座に係る講師の謝礼、節13委託料では館内清掃委託、電気保安点検等、施設の維持管理、備品購入では一般図書の購入を計上しています。118ページ、上田地域広域図書館情報ネットワークシステム事業は、機器の保守管理等が主なものとなっております。

目4文化財保護費について申し上げます。文化財保護一般経費の節1報酬は、文化財保護審議会委員及び文化財調査委員の報酬、節7賃金は一般事務、発掘整理作業等の賃金です。また負担金補助では文化財の保護、伝統芸能への保存継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助です。

119ページ、坂木宿ふるさと歴史館一般経費は、当町の偉人・文人企画展に要する経費と施設の管理運営に係る費用が主なものでございます。

120ページ、文化財センター展示事業では、町内史跡から出土した土器等の展示を行い、文化財事業に対する啓蒙を行ってまいります。また埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立ち会い調査、試掘調査、出土品の保存処理などを予定しております。目5資料館管理費は格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る費用です。

121ページ、目6文化財センター管理費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料では宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託や、エレベーター、電気保安、浄化槽等施設の整備にかかわる委託等でございます。

次に、122ページにかけての目7青少年育成費につきましては、子ども会リーダー研修会、ウォークラリー大会の開催、通学合宿などに支援をしております。節19の負担金では青少年を育む町民会議への補助でございます。目9生涯学習振興費では「いつでも、どこでも、誰でも」をテーマに、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努めてまいります。教養講座、専門講座の講師謝礼、ライフステージエコー等に係る費用が主なものでございます。24年度は秋の文化祭に合わせて、演奏会を計画しているところでございます。

122ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費、総務一般経費は、スポーツ推進員等への報酬や更埴地区体育指導員協議会等への負担金、町体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものです。

123ページ、各種スポーツ教室の開設事業では、節8報償費では教室参加賞やスキー、スノーボード教室などのスポーツ教室指導者謝礼です。また体育施設整備事業では、節13委託料はグラウンド等体育施設の整備委託費、節14使用料は体育施設用地の借上料、節15工事請負

費は鼠マレットゴルフ場への試験的な簡易水洗トイレの設置、体育施設用地の整備費用の計上が主なものとなっております。

124ページ、目2武道館管理費は指導員賃金のほか、施設の管理費が主なもので、中学校の剣道部、体育協会、スポーツ少年団の剣道、なぎなた等の場として活用されております。

続いて125ページにかけての、目3食育・給食センター運営費は、運営委員の報酬、職員の人件費のほか、節11需用費では調理用の消耗品、小中学校の給食賄い材料が主なものです。節13委託料では、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料が主なものです。児童・生徒に栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供するとともに、広く町民の方々に食の大切さの意識を広げて、住民の健康づくりや地域食材の利用拡大につながる活用を図ってまいります。小中学校の年間給食日数は小学校が205日、中学校が202日、1日当たり1,375食を予定しております。

財政係長（臼井君） 続きます、126ページの款12公債費でございます。主に長期債の元金と、その利子の償還でございますが、新年度におきましては、正規の償還分に加え、公的資金補償金免除繰上償還を予定しておりますので、公債費全体で前年度対比プラス2%、1,601万3千円増の8億1,243万円を計上いたしております。

最後に、127ページの款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるものでございます。前年度と同額の1千万円の計上となっております。

以上、歳出総額は59億500万円で、性質別の内訳を申し上げますと投資的経費が総務費、教育費に係る普通建設事業費の増により、前年度と比べて大きく伸びて4億9,071万3千円の増額、人件費、扶助費及び公債費に係る義務的経費が前年度対比マイナス0.2%、511万9千円の減額、物件費、繰出金、補償費等に係るその他経費につきましては、プラス0.3%、740万6千円の増額となっております。

これにて平成24年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（宮島君） 以上で議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第15号以下議案第20号までの特別会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第15号「平成24年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」。

まちづくり推進室長（青木君） 議案第15号「平成24年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」詳細説明をいたします。

歳入歳出それぞれ3,952万5千円と定め、前年度に対し149万4千円の減、率にいたしまして3.6%の減となっております。

歳入歳出予算事項別明細書3ページをごらんください。

主な歳入についてご説明申し上げます。負担金、目2工事費負担金につきましては、各種の工事につきまして原因者の皆さんにご負担をいただくものです。

使用料、目1有線放送電話使用料につきましては、現在の加入状況、加入動向を見込みまして計上してございます。

5ページをごらんください。雑入、目1雑入のアクセスポイント使用料につきましては、現在のインターネット接続業者2社よりアクセス使用料をいただくものです。

6ページ、歳出をごらんください。目1一般管理費につきましては、人件費が主なものでございます。目2文書広報費につきましては、節1報酬におきまして施設更新に当たってのあり方検討委員会委員報酬を新たに計上してございます。

7ページをごらんください。目3財産管理費につきましては、施設の電気料、修繕といった需用費に加えまして、歳入の負担金でもございましたが、原因者の皆様に負担をいただきまして実施する工事請負費が主なものでございます。

以上、平成24年度坂城町有線放送電話特別会計予算歳入歳出詳細説明を申し上げます。

議長（宮島君） 次に、議案第16号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（塚田君） 議案第16号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、加入者の高齢化や医療技術の進歩などにより、保険給付費等の増加が見込まれる中、平成23年度の実績などを勘案し、16億7,450万8千円を計上いたしたところでございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明を申し上げます。

歳入のうち款1国民健康保険税につきましては、医療費分、後期高齢者医療への支援分及び介護保険第2号保険者の納付金分を一般被保険者、退職被保険者ごとに計上し、国保税全体で3億4,361万円、前年度比0.4%の減となっております。

4ページ、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金につきましては2億4,521万5千円、前年度比2.2%の減となっております。目2高額医療費共同事業負担金でございますが、高額医療の発生による財政への影響を緩和するために、県単位で国保連合会が中心となり、実施する共同事業への拠出金に対し、4分の1の国庫負担金を受けるもので、893万4千円を計上してございます。目3特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査、特定保健指導に係る国からの負担金について、基準額の3分の1の198万4千円を計上しております。

5ページ、項2国庫補助金、目1財政調整交付金につきましては、普通と特別調整交付金があり、市町村間の不均衡及び特殊事情を考慮して交付されるもので6,752万8千円、前年度対比4.2%の増を見込んでおります。

款5療養給付費交付金でございますが、これは退職被保険者等の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので1億4,612万4千円、前年度比18%の増を見込んでおります。

6ページ、款6前期高齢者交付金につきましては、65歳以上の加入者の医療費について保険者間の調整により費用負担を行うため、65歳以上の方の加入率が全国平均を上回る保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金を通じ交付されるもので5億792万3千円、前年度対比4.9%の増を見込んでおります。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金と目2特定健康診査等負担金につきましては、4ページで申しあげました国の事業と同一の県の事業であります。項2県補助金、目1県調整交付金につきましては、5ページの国の事業と同一の県の事業でございます。財政運営の都道府県単位化を円滑に進めるなどのため、平成24年度より県調整交付金を7%から9%に引き上げ、これに伴い定率国庫負担は2%引き下げられております。

7ページ、款8共同事業交付金のうち、目1高額医療費共同事業交付金は、高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するため、連合会より交付されるもので、国、県がそれぞれ4分の1を、町が2分の1を負担する共同事業となっております。目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村間の国保税の平準化と財政の安定化を図るため県単位で行われる共同事業であり、1億4,095万7千円、前年度比3.6%の増となっております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては6,014万5千円を計上いたしました。低所得者に係る保険税軽減分や出産育児一時金繰入金など法定分について繰り入れを行うものであります。

続いて、8ページ、項2基金繰入金につきましては3,524万1千円を計上しております。

次に11ページからの歳出でございます。12ページにかけましての款1総務費は、事務処理のための電算委託料、連合会委託料、負担金、賦課徴収の費用など、合計771万円を計上してございます。

13ページ、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、前年度比0.6%の増の9億667万3千円を計上しております。また、目2退職被保険者等療養給付費につきましては、前年度比5.9%増の1億680万1千円でございます。

14ページ、目3一般被保険者療養費につきましては、前年度比13.9%増の1,728万5千円。

15ページ、目4退職被保険者等療養費につきましては、前年度比37.8%増の207万6千円でございます。同じく15、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては、前年度比3.2%増の1億514万6千円。

16ページ、目2退職被保険者等高額療養費につきましては、前年度比36.5%増の

1, 142万2千円でございます。

17ページ、項5出産育児諸費、目1出産育児一時金は被保険者の20人分の出産一時金として840万円を、18ページ、項6葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、36人分、180万円をそれぞれ計上してございます。

同じく18ページ、款3項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者に係る医療費に対し、加入者数に応じた支援を各保険者が行うもので、国保会計からの支援については2億1,478万円、前年度比10.7%の増でございます。

20ページ、款6介護納付金につきましては、第2号被保険者分の負担分として納付金8,749万4千円でございます。

21ページ、款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金につきましては、前年度比9.8%増の3,573万8千円でございます。高額医療費拠出金の財源は、国から4分の1、県から4分の1の負担金がございます。目2保険財政共同安定化事業拠出金は市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るための事業で、前年度比3.6%増の1億4,095万8千円でございます。

同じく21ページ、款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費でございますが、集団による健診のほか夜間・休日の対応や個別健診、さらに詳細健診、2次健診、人間ドック等の実施に係る経費として1,390万6千円を計上いたし、きめ細かな健診体制の整備を図り、加入者の健康の維持増進に努めてまいります。

また22ページ、目2特定保健指導事業費につきましては、健診の受診結果により指導の必要がある方について積極的動機づけ支援を行い、生活習慣病などによる疾病の重度化を防ぎ、健康で生き生きとした生活を保つことにより、医療費の抑制と負担の軽減を図るもので、それらに係る経費として177万円を計上いたしました。

以上、平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（宮島君） 次に、議案第17号「平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」。

企画政策課長（宮崎君） 議案第17号「平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算額の総額につきましては534万3千円でございます。歳入歳出予算に関する説明書の3ページから順次ご説明をしたいと思います。

まず3ページ、歳入でございますが、款1繰入金は起債の繰上償還に伴う一般会計からの繰り入れであります。

款2繰越金につきましては、これは科目存置でございます。

款3諸収入、項1貸付金元利収入、目1住宅新築資金等貸付金元利収入につきましては、住宅

新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金のそれぞれの貸付金の元利収入でございます。

次に4ページをお開きいただきたいと思います。歳出についてでございますが、款1住宅新築資金等貸付事業費、項1総務費、目1貸付事業総務費につきましては、本特別会計の経常的な経費となっております。

次の款2公債費、項1公債費、目1元金では、右の説明欄にもございますように、長期債定期償還元金、これと繰上償還元金となっております。目2利子につきましては長期債定期償還利子となっております。

5ページでございますが、款3諸支出金では、項1他会計支出金、これについても科目存置となっております。

以上をもちまして詳細説明といたします。

議長（宮島君） 次に、議案第18号「平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（荒川君） 議案第18号「平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億800万7千円を計上いたすもので、歳入歳出予算事項別明細書の3ページから順次ご説明を申し上げます。

まず歳入、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道事業負担金であります。これは下水道事業建設費の一部を受益者の皆さんにご負担いただくもので、平成20年度以降に賦課した分納分と供用開始区域の拡大に伴い、新たに平成24年度において賦課する一括納付及び分納分を見込み計上いたしました。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料については、やはり整備区域の拡大に伴い、前年度対比で840万円増の1億205万円を計上いたしました。項2手数料、目1下水道手数料は下水道排水設備指定工事店10件の更新登録手数料であります。

続きまして4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、汚水処理施設整備交付金で、これは平成22年度から26年度までの地域再生計画に基づくもので1億円を計上してございます。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道費県負担金は県道工事等に伴う下水道施設移設工事費負担金等の科目存置でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は前年度と同額の3億3千万円の計上いたしました。

款6繰越金、続く5ページの款7諸収入のおのおの項目につきましては、平成23年度事業決算による科目存置でございます。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は公共下水道事業の交付金事業及び単独事業に係る起債1億8,500万円と流域下水道事業費負担金に係る2,040万円を計上いたしてございま

す。

続きまして6ページからの歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、受益者負担金納期前納付の報奨金700万円と下水道事業者として使用料に賦課されます消費税900万円であります。

6ページから7ページにかけての款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は、下水道施設の維持管理に係る経費として施設管理の光熱水費、修繕料、下水道使用料の賦課管理システム等の委託料、また県営水道の使用料により、下水道使用料金を算定するためのデータ使用料、千曲川流域下水道上流処理区の維持管理負担金が主なものであります。

7ページから9ページにかけての目2公共下水道事業費は、下水道事業に携わる職員の人件費のほか、公共下水道整備に係る事業費でありまして、主なものでございますが、まず8ページでは、節13委託料では下水道工事の設計施工監理のほか、新たに谷川南側の金井、新地、鼠地区の事業認可区域拡大に向けて、申請業務に係る作業着手を計画しています。節15工事請負費では、平成24年度では引き続き網掛、上平地区及び南条地区では町横尾から泉区にかけての面的整備を計画しています。節22補償補てん及び賠償金は、管渠工事に伴う上水道管などの地下埋設物の移転補償経費であります。

9ページの目3流域下水道事業費は、千曲川流域下水道上流処理区の整備に係る事業負担金であります。

9ページから10ページにかけての款3公債費、項1公債費につきましては、これまでの公共下水道事業及び流域下水道事業の建設投資に係る償還金で、目1では元金を目2では償還利子及び一時借入金利子の計上であります。

款4諸支出金、項1他会計繰出金、目1一般会計繰出金は、やはり平成23年度の事業決算による繰越金を一般会計へ繰り出すための科目存置であります。

款5予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、前年度と同額の計上としてあります。

以上で平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（宮島君） 次に、議案第19号「平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（塚田君） 議案第19号「平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算は、本年度進めております平成24年度から平成26年度を事業実施期間とする第5期介護保険事業計画の策定に当たり推計をいたしました給付見込額を基本として、12億2,812万円を計上いたしましたところでございます。

平成24年度につきましては、給付額の自然増に加えまして、介護職員の処遇改善の確保や物価の下落傾向等を踏まえた介護報酬の改定、地域区分の見直しが見込まれております。平成23年度当初予算と比較しますと3,823万8千円、3.2%の増となっております。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明申し上げます。

歳入のうち款1保険料、項1介護保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料として、保険給付費の21%に相当いたします2億4,164万9千円を予算計上いたしました。

3ページから4ページにかけての款3国庫支出金につきましては、保険給付における国庫負担金、調整交付金及び地域支援事業の交付金をそれぞれ計上いたしました。

款4支払基金交付金につきましては、保険給付費の29%に相当する交付金と地域支援事業の交付金、合計3億4,717万4千円でございます。支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分として社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。

5ページ、款5県支出金につきましては、保険給付費のおおむね12.5%に相当する1億7,238万8千円と財政安定化基金からの交付金654万2千円、そして地域支援事業の交付金などを合わせまして1億8,182万9千円でございます。

6ページ、款7繰入金につきましては、保険給付の町負担分、おおむね12.5%分と地域支援事業の負担分、その他要介護・要支援認定審査会等の事務費分を合わせまして、一般会計からの繰入金が1億6,800万円。

7ページ、項2基金繰入金は第1号被保険者の保険料の軽減を図るため、町介護保険支払準備基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。

次に、8ページからの歳出でございますが、款1総務費は介護保険のシステム保守、保険料の賦課徴収に関する経費、要介護・要支援認定に関する経費、介護保険制度の普及費、介護保険運営協議会等に要する経費などを計上いたしております。

11ページからの款2保険給付費につきましては総額11億8,940万円、前年度対比3%の増の予算計上をいたしました。

内訳でございますが、項1介護サービス等諸費といたしまして、要介護1から5と認定された方々が利用する在宅サービス、施設サービス等の保険給付分、これの計が17ページになりますが、17ページの一番下でありまして、10億8,534万円。

続いて18ページからの項2介護予防サービス等諸費といたしまして、要支援1・2に認定された方が利用される在宅サービス等の保険給付分、これの計が23ページになりますが、23ページの中段でありまして、3,648万円を計上いたしております。

次の項3その他諸費につきましては、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料130万円。

24ページ、項4高額介護サービス等費といたしまして、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用2,006万円。

26ページ、項5高額医療合算介護サービス等費として、1年間の医療と介護の利用者負担が

高額になった場合に支給する費用400万円を計上いたしました。

また27ページ、項6特定入所者介護サービス等費でございますが、施設利用に係る食費、滞在費等の自己負担分につきまして、利用者の所得に応じて、その自己負担分を減額し、保険給付で補うものでございまして、その費用として、これの合計が30ページの上段になりますが、4,222万円を計上いたしました。

30ページの一番下からになりますが、款5地域支援事業費につきましては、要介護等の認定を受けていない高齢者の方々に対し、実施してまい事業でございまして、項1介護予防事業費775万4千円。

32ページ、項2包括的支援事業、任意事業として977万4千円を計上いたしてございます。以上、平成24年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（宮島君） 続いて、議案第20号「平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（塚田君） 議案第20号「平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営につきましては、保険料の算定、医療費等の支払いは長野県後期高齢者医療広域連合で行っておりますが、保険料の徴収、通知の引き渡し、療養費申請受け付けなどの窓口業務などは町の業務となっております。

保険料の徴収につきましては、特別会計を設置する中で収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合に納付いたしており、関係予算として1億5,449万円を計上いたしました。これは平成23年度当初予算と比較して2.8%の増となっております。

予算に関する説明書、3ページから主なものについてご説明いたします。

まず歳入についてでございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては8,650万9千円、前年度比5.4%の増、目2普通徴収保険料につきましては3,199万8千円、前年度比9.1%の減でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定基金繰入金につきましては3,467万6千円、前年度比9.6%の増でございます。

次に、歳出について申し上げます。

6ページ、款1総務費は保険料の徴収に係る経費などでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は1億5,318万3千円で、前年度比2.9%の増でございます。納付金につきましては、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせまして広域連合に納付するものでございます。

以上、平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（宮島君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から3月8日までの7日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思いを。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、明日2日から3月8日までの7日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月9日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後2時50分)

3月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 〃	・川まゆみ君	9 〃	大森茂彦君
3 〃	西沢悦子君	10 〃	中嶋登君
4 〃	塩野入猛君	11 〃	塚田忠君
5 〃	窪田英子君	12 〃	池田弘君
6 〃	塚田正平君	13 〃	柳澤澄君
7 〃	山崎正志君	14 〃	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	長谷川臣君
会計管理者	中村清子君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	宮崎義也君
まちづくり推進室長	青木昌也君
住民環境課長	塚田陽一君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	小奈千秋君
建設課長	荒川正朋君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	春日英次君
総務課長補佐	青木知之君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	中村淳君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	金丸恵子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 災害に強い町づくりについてほか | ・川まゆみ 議員 |
| (2) 第5期介護保険事業計画についてほか | 塩入 弘文 議員 |
| (3) 町内企業の経済動向についてほか | 塚田 正平 議員 |
| (4) 原子力災害対策についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (5) ワイナリー事業についてほか | 塚田 忠 議員 |
| (6) 東日本大震災の教訓はほか | 窪田 英子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 質問者はお手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて一人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁なさるようお願いをいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いをいたします。

それでは順番によりまして、最初に2番 ・川まゆみさんの質問を許します。

2番（・川さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに昨年の3月11日に起きました東日本大震災、長野県北部大地震からもうじき1年を迎えます。想定外の災害は多くのとうとい命を一瞬にして奪い、その日を境に生活が一変いたしました。復興のおくれから雪国栄村では農地の作付ができないかもしれないと憤りをあらわにしていた姿が印象的でした。一日も早い復興の春を心からお祈りいたします。

さて、今議会の冒頭の町長の招集あいさつの中で、平成24年度の主要事業について説明がありました。中でも私も推進してまいりました子育て支援の施策、子供医療費の無料化の年齢拡大ですが、今回、現在の就学前までを大幅に拡大していただき、小学6年生までと予算に計上をしていただき、また発達障害への早期支援として5歳児全員を対象に健康相談を実施することも盛り込んでいただきました。

さらに、以前から要望がありました国民健康保険証のカード化も10月実施に向けて準備を進めていただけるとのことで、この一つ一つが多くの方々が待ち望んでいたことでもあります。町民を思う町長の英断を高く評価いたします。

それでは質問に入ります。

1. 災害に強い町づくりについて

2月27日の一般紙の「3・11 信州の教訓」という欄の中に、昨年12月27日、内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会が東海、東南海、南海地震の3連動地震の規模をマグニチュード9.0に引き上げ、想定震源域も従来の約2倍に拡大する中間取りまとめを公表したとありました。もし、この地震が起きた場合、全国では死者2万5千人に及び55万棟が全壊すると、中央防災会議の専門調査会が想定を算出しております。また、首都直下型地震も4年以内に起きる確率が70%と発表しています。

そこで、今、一番取り組まなければならない課題が防災対策です。我が町は、大変住みやすく、大きな災害もなく今日まで来ました。さらなる安心・安全なまちづくりのために、町の防災対策について、幾つかお聞きいたします。

イ. ハザードマップについて

現在のハザードマップはいつ作成されたものなのか、配布されたものなのか、そしてその後、新しく越されてきた方にも配布をされているのか。また、町会未加入者の方への配布状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

ロ. 自主防災会の現状は

いざ災害が起きたときに一番大事になるのは地域です。坂城町地域防災計画の中の第30節自主防災組織の育成計画では、本町における自主防災組織の結成数は27団体で、組織率は100%であるとあります。

そこで、我が町の自主防災会の運営の状況と、また県では自主防災活動に継続してかかわる者が必要として、自主防災アドバイザーの委嘱を制度化しております。そこで、我が町には何人のアドバイザーがいるのかお尋ねいたします。

ハ. 要援護者への支援は

災害が起きて重要になってくるのが情報の伝達と避難誘導です。特に、ひとり暮らしの方や自宅で介護されている方への支援体制はどうでしょうか。各区では防災マップとして明確になっていますか、お尋ねいたします。

ニ. 避難所運営ゲーム「HUG」の活用を

これは今全国で実施をされております。災害時の避難所運営を図面上で模擬体験できるゲームであります。いざというときに、効果的に避難所運営ができるよう、日ごろから訓練を重ねることで防災意識の向上につながります。当町でもぜひ実施を希望いたします。

ホ．防災備蓄倉庫の充実を

倉庫内の備蓄用品は現場目線で使える形になっていませんか。備蓄品の内容をお聞きいたします。

ヘ．災害時のための姉妹提携について

いざというときの支援物資の調達についてどうされますか。また、東日本大震災をきっかけに、市町村がみずからのホームページを他の遠隔地の自治体にかわりに掲載してもらう動きが広がっております。当町は、この代理掲載の姉妹提携は結んでおられますか。

以上、6点をお聞きして、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。それでは、・川議員のご質問についてお答え申し上げます。まず、私が基本的な考え方を申し上げまして、あと担当課長から具体的な内容についてご説明申し上げます。

一昨日、坂城町の婦人消防隊の皆さんの会議がありました。平成22年度、23年度、大変ご苦勞いただいた、一応、ご苦勞さんという会なんですけど、それから続いて3月の16日には、新たな消防団の任命式などがございます。町を守る消防団婦人消防隊の皆様のご活躍には、本当に頭が下がる思いで敬意を表しております。

さて、ご質問のありました災害に強い町づくりについてお答え申し上げます。先ほどもお話がありました、昨年の3月11日に発生しました、また各地に壊滅的な被害をもたらしました東日本大震災並びに長野県北部の地震から、間もなく1年が経過しようとしております。またそれだけではなく、昨年は震災後も、松本の地震、新潟・福島県豪雨災害、それから台風15号による災害と、全国各地で甚大な被害が頻発しました。さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故においても、放射能物質の広範囲にわたる拡散という想定外の事態により、長期間の住民避難を余儀なくされ、復興に向けての大きな障害となっております。

国におきましては、ご案内のとおり、東日本大震災からの復興の基本方針等に基づきまして、同震災を教訓とし、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策について、その取り組みを進めております。また、県におきましても県防災会議が2月15日に開催され、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故を踏まえ、原子力災害対策編を新設するなどの県地域防災計画が了承されております。

しかしながら、今日に至るまで目に見えた形での復興対策が進んでいるとも思えません。今後、国、県におきましてもさらに具体的な防災、減災に向けての対応策が示されてくると思います。

町といたしましても、国、県の動向を踏まえながら最大級の災害に備え、町民の生命、財産を災害から守ることを第一に考える中で、消防団や各自主防災会を初めとする町民の皆様とともに、さまざまな面から災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

ご指摘もありましたように、坂城町、ここ数年、大きな災害には直面しておりません。まことに幸せなことでございますけれども、だからと言って手抜かりがあっちゃいけないというふうに

思います。

以上、私の考えでございます。あと担当課長から具体的にご回答を申し上げます。ありがとうございます。

建設課長（荒川君） 私からはイのハザードマップについてお答え申し上げます。坂城町のハザードマップは、千曲川の洪水、はんらんと土砂災害危険箇所並びに避難場所などを示し、町民の皆さんの避難に役立つように作成をした地図で、平成21年8月に全戸配布をいたしております。また、学校、要援護者施設、公共施設等にも備え、町のホームページにも情報掲載し、随時ごらんをいただけるように整えてございます。

新しい世帯、組合・常会未加入者への配布につきましては、実はこれまでご要望に応じながら建設課の窓口で配布をしてきたところではありますが、町外から転入された方への配布が徹底されていなかったことから、早速に住民異動登録の手続の際にワンストップでご案内できるように改めたところがあります。

災害に備えた事前準備や災害時の行動に活用いただく上でも、配布はもとより、防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えます。以上です。

住民環境課長（塚田君） 続いて、自主防災会の現状は、についてお答えします。

自主防災会は、町内27の全自治区に設置されており、多くの区では区長さんが自主防災会長となる形で組織され、火災等、災害発生時の各種防災訓練の開催など、地域における災害・防災活動に当たられております。

自主防災組織が災害発生時の応急活動を迅速、かつ効果的に行うためには、訓練実施や資機材の整備とともに、組織内の役割分担を明確化し、規約や防災計画として定めることが重要であります。要援護者の支援を目的に災害時支え合いマップを作成した上平区、消防団OBより立ち上げられた中之条自主防災会、これらの先進的な活動に加え、今年度は金井区が助け合いマップ作成と、高齢者などへの救急出動に利用される救急医療情報キットの整備に取り組みました。また、そのほか田町区、坂端区等、複数の区においても同様に防災マップづくりに取り組まれております。

ご質問の自主防災アドバイザーにつきましては、町には県から自主防災アドバイザーが1名委嘱されております。地域防災計画の策定や地域自主防災組織の活動体制の整備や組織の活性化を図るための支援や助言が主な任務となっております。

3月11日の東日本大震災を契機として、自分の地域は自分で守るという地域での自主防災活動の機運が全国各地で高まっております。アドバイザー制度の活用や消防団、婦人消防隊との連携を図る中で、各区自主防災会が中心となり、地域の災害被害を最小限に食いとめる減災への取り組みを町として支援してまいりたいと考えます。

続いて、ニの避難所運営ゲーム、HUGの活用を、についてお答えします。東日本大震災では、

把握されただけで、ピーク時には2, 417カ所の避難所が開設され、その多くは地域住民が主体となり運営されました。避難所生活の長期化により、数多くの問題が発生しましたが、生じた問題を住民が互いに協力して解決し、乗り越えることで、より強いきずなを生み、被災地域が生活再建へのスタートを切るまでの生活拠点として大きな役割を果たしたところでもあります。

避難所運営ゲーム、HUGは、避難所のH、運営のU、ゲームのG、それぞれの頭文字を取ってHUGと名づけられました。このHUGという言葉は、英語で優しく抱き締めるという意味もあり、さまざまな問題を持つ避難者を受け入れる際に、避難所で次々と起こる出来事を模擬体験できるものであります。避難所を開設した場合には、年代や性別の異なるさまざまな事情を抱える避難者が一定期間共同で生活することになります。

昨年度は、婦人消防隊の訓練にも取り入れ、特に子育てやお年寄りの介護などを経験されている女性視点での避難所設営時に起こり得る課題についても、模擬体験を通じて話し合い、学ぶことにより防災力の向上を図りました。

県の防災出前講座については、HUGだけではなく、災害時における地域の危険箇所を地図上で示し、情報を共有する災害図上訓練DIGなどを組織としての災害対応力の向上のため、いずれも消防団や婦人消防隊の訓練の一つとして実施しております。

自主防災会においても、通常の訓練に加え、このような訓練を取り入れることで、日ごろから災害発生時における地域の状況を想定することが、地域防災力の向上を図る上でも大変重要なことと考えております。

続いて、ホの防災備蓄倉庫の充実を、についてお答えします。備蓄についての考え方ではありますが、有事において町内の橋梁の寸断も考え、千曲川左岸、右岸に1カ所ずつ防災センターと、村上地区備蓄庫に震度6弱の地震が発生した際の避難者数を人口の約1割と想定し、地震発生から救援物資が届くまでの想定日数を2日とし、町全体で食料は長期保存が可能なクラッカーを中心に約1万食、飲料水は1.5リットルのミネラルウォーターを約6,500本、その他土のうなどの水防資材等を備蓄しております。

今後も保存期限に留意する中で、計画的な備蓄を継続するとともに、資機材の充実整備を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

また、その他の食料や生活用品については、応急生活物資供給協定を締結しているJAちくま及び生活協同組合コープながのなどの提携先からの支援を計画しておりますが、災害発生の内容や被災者ニーズの多様化に対応するため、提携先の拡充について研究、検討を進め、被災時の支援体制の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、への災害時のための姉妹提携についてお答えします。地震などの大規模な自然災害発生時において、性格かつ迅速な情報の提供を行うことは、被災された住民の被害や混乱の拡大を防ぐため、極めて重要であります。特に、ホームページについては、近年は情報伝達においての

重要な手段の一つとして位置づけられておりますが、地震によるサーバーの破損や電源の喪失、有線回線の断線によるインターネットの寸断などにより、情報揭示ができなくなることも考えられます。町は単独で市町村間での応援協定を現在結んでおりませんが、昨年、広島県福山市で開催されました第20回ばら制定都市会議におきまして、ばら制定都市間における災害時応援協定の締結についての提言があり、ことしのばらサミットにおいて要綱の提案を行うべく、現在要綱を作成中とのことであります。

全国会議であるスケールメリットを生かし、同じ災害で被災する可能性が低い、遠隔地の自治体との提携を進める上において、人的支援や物資支援に加えて、ホームページの代理掲載など、災害時の情報発信協力についても提携内容の一つとして提案をしてみたいと考えております。

大規模震災が発生すると、電話回線が制限され、長時間固定電話や携帯電話での通話ができなくなります。携帯電話を利用した市町村単位での緊急速報エリアメール発信やフェイスブック、スカイプ、ツイッターなど新たな通信手段についても調査、研究を行い、災害時において正確な情報を、住民に対し効果的に伝達する環境整備を図ってみたいと考えております。以上です。

福祉健康課長（塚田君） 私からは、ハの要援護者への支援は、についてお答えを申し上げます。

昨年の大きな災害を受けまして、災害時において、いかに被害を最小限にとどめる体制を構築していくかということは、国、都道府県、市町村に課せられた大きなテーマだと改めて認識をしておるところでございます。

特に、高齢者や障害者といった要援護者の避難支援につきましては、大きな課題であり、対象者の事前把握、個々の状況に応じた迅速な対応が重要になります。一言で要援護者と申しまして、町で把握しております障害者や高齢者だけでなく、実際にはさまざまな状況で支援を必要とする方がおられるものと思いますし、災害時の迅速な対応といった点を考えあわせると、やはり隣近所や地域での支え合い、いわゆる共助の体制づくりが最も有効な方策であろうと考えるところでございます。

住民環境課長の答弁にございました住民支え合いマップ、この取り組みにつきまして、幾つかの区で既に策定をされておりますし、取り組みが始まっているというふうにお聞きをしております。ご質問にございました、防災マップ、各地区にあるのかということではありますが、いわゆるこの住民支え合いマップが、その役割を果たすものというふうに認識をしております。

町といたしましても、地域の皆様のお力添えのもと、このような取り組みが各自地区で進みますよう、2月に開催されました行政協力員会でも区長の皆さん方をお願いを申し上げたところであり、議員各位におかれましても特段のご理解とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

あわせまして町では、災害時要援護者の避難支援に係る全体計画や、避難時における要支援者への対応策の整備、機会をとらえての要援護者の避難訓練の実施なども検討しながら、災害時に備えた体制づくりを推進してみたいと考えております。以上です。

2番（・川さん） 再質問に入ります。

町長からは、町民の命を守るために、目に見えた形でこれから防災に取り組んでまいるといってお話がありました。

まず、ハザードマップですが、これは家族の見やすいところに、まず張っておかなければなりません。そして、今、建設課長から住民異動のときに配布をしておりますという答弁をいただきました。

もう1点、仕事の都合で住民票がなく、アパートに暮らしている方がいらっしゃいますが、その方たちへの配布状況はどのようにいたしますか、お尋ねいたします。

建設課長（荒川君） 現状、坂城町に住民票がなくてお住まいの皆さんへの周知ということかと思うんですけども、防災意識の高揚という部分では、広報等を通じて、機会をとらえながらご案内を申し上げていきたいと思えます。

また、本議会、この場でもご案内を申し上げておりますけれども、現在、町のハザードマップがインターネット上、町のホームページ上からごらんをいただける状況にもございますので、そういう部分では周知徹底を図っていくということで、ご案内を進めていきたいと思えます。以上です。

2番（・川さん） ホームページにも掲載してありますということで、私も見ましたが、全員がホームページを開けるとは限りません。そして松本では、昨年の9月に、松本は特に学生が多い、またそういうことで住民票が異動していない方が多いということで、市を挙げて、そういう形で不動産業者にも徹底をし、また企業にも徹底をしまして、単身で来ている方にもということで、ハザードマップを配られたと伺いましたので、ぜひきょうをいい機会としまして改善をしていただいて、いざというときに、何もなかったという状況であれば大変なことです。町の方で用意していただけるように希望したいと思えます。

次の点ですけれども、ロ、ハの自主防災会、また防災アドバイザーですが、今、住民課長から答弁をいただきました。阪神・淡路大震災のときにも、やはり一番救助したのは家族や地域の住民が寄り添って、救助が98%できたと伺いました。本当に、今、課長からは区長が自主防災会の長になっているというお話がありましたが、今、27区の中で中之条、上平、金井、田町、坂端、このところは今マップもできて避難する状況にはなるだろうという前提で、今、お話を伺ったんですが、あとの残りの22区は、果たして区長がなっていてできるのだろうか。一番私が言いたいのは、形だけの防災会で、一、二年で交代する区長が、この長を務めることは大変難しいのではないかと考えますが、その点、課長の答弁を求めます。

住民環境課長（塚田君） ただいまの質問にお答えいたします。

自主防災会の会長が区長さんで、ただいま申し上げた上平、中之条、金井、田町、坂端、この区以外ではどうなんだというご質問でございますが、ほかの地域におきましても、毎年防災訓練

等を行っております。全部とは言いませんが、去年は全部で14の地区が防災訓練を行っております。それは地区独自です。そのほかに総合防災訓練で南条地区の区の方は総合防災訓練にすべて参加していただきました。

ですので、確かに区長さんが1年交代というような区が多々ございます。そういう点でもやはり、形だけという点は、ちょっとぬぐい切れない点もございますけれども、その点を、私ども町といたしましては、自主防災会の意識づけ、そういうものをこれからどんどんしていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2番（・川さん） 自主防災会の仕事というのは、私も中之条の防災会の会長さんと何度もお話しして、きのうも緊急時医療情報キットを区で購入するというので、私も買う場所をお話したところなんですけど、本当に避難場所とか、要援護者を把握して、それを防災マップにするということがどれほど大変かというのを話を聞いております。そういうことで本当に形があっても、実際にそれが機能しなければ何にもなりません。

伊那市では、この防災リーダーとして、区長のほかに、災害が起きてからでは間に合わないということで、消防、また警察、市の職員のOBの方を募りまして、配置を検討して、今、自主防災会の充実につなげたと言いました。そういうことで、当町でももう一步具体化のために当局で力を入れていただけないかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

住民環境課長（塚田君） ただいまの質問につきましてお答えいたします。

伊那の例を出していただきましたが、やはりそういう他の市町村での事例、そういうものはやはりこれからどんどん取り入れて、よいものは当然まねしていくと。そういうものをやっていたら、これからの防災に強い、災害に強いまちづくりというのはつくれないと思います。私どもといたしまして、そういうことに努力をしてみたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

2番（・川さん） それともう1点ですが、先ほど自主防災アドバイザー、何名いると言いましたっけ、1名と言いましたね。それで本当に自分の地域は自分たちでみずから守ることが、意識づけを今されておりますが、今も防災リーダーという話があって、1名坂城町にはいるということで、課長も県の規定では20区に対して1名という割合で、そこに用意すればという言い方はおかしいんですがね、いればいいというお話だったんですが、本当にこれだけの災害が、これからのということ、この防災アドバイザー、これは県の講座を受けて、3年間の任期で委嘱されることなんです。そういう意味で、今、団塊の世代の方がたくさんうちにおられる方がいらっしゃいますので、できればこの自主防災アドバイザーの増員を考えていただけないかと思いますが、その辺、いかがでしょうか、お聞きします。

住民環境課長（塚田君） お答えいたします。

自主防災アドバイザーにつきましては、町が推薦をいたしまして、県が委嘱するものでござい

ます。はっきり言いまして、県の事業という形になるんですけども、この坂城町に1名いらっしゃる防災アドバイザーの方には、具体的には中之条の自主防災会、こちらの消防のOBが中心となつてつくられたわけですけども、その際にアドバイスをいただいております。また、町の地域防災計画を策定するときにも、委員としていろんなご意見をいただいているというような状況でございます。

ご質問の、もうちょっとふやせないかということでございますが、そちらにつきましては、やはり県との絡みがございますので、そう簡単にはちょっとできないかなというふうには思いますが、やはり自主防災アドバイザー、ボランティアで無報酬でやっていただいております。そこら辺も考えまして、やはり地域でそういう志のある方、やっぱりそういう方を発掘する、そういうのも大事なことかなというふうに思いますので、今後考えてまいりたいと思います。以上です。

2番（・川さん） ぜひ検討していただき、消防のOBの方とか、この防災アドバイザーとして27区の支援をしていただけるようお願いしたいと思います。

では、ニのHUGですが、町の消防関係者の方たちは昨年も体験をしたと伺いました。ぜひ、これは区独自で進めていくというのがなかなか難しいかと思っておりますので、町の方からももう一步、声がけをしていただきまして、全区がこのHUGを体験できるようにお願いしたいと考えます。

ホの備蓄庫ですが、昨年10月ですが、公明党の女性局で「女性の視点からの防災行政総点検」と題して、全国640の自治体にアンケートを依頼いたしました。我が町も課長にアンケートに答えていただきました。その結果、ほとんどの自治体で女性や乳幼児、また高齢者、障害者等の備蓄物資が用意されておりました。先ほどもいろいろ提携をして、そのときにはというお話がございましたが、ぜひ粉ミルク、哺乳瓶、また紙おむつとか、女性の生理用品、バスタオル等を検討していただき、この辺を用意いただけたらと思います。

それから、最後に姉妹提携のことですが、今回の震災でも宮城県の大崎市が北海道の当別町と姉妹提携をしておりました。その中で、地震発生から1時間後に直ちに衛星電話でホームページの立ち上げをお願いして、本当に大崎市の被害状況を発信し、そのおかげで全国にいる親戚や友人に安否の情報を流すことができたそうでございます。ぜひ、そういう意味でも、先ほども、ばらサミットのときにというお話がありましたが、早急にこの姉妹都市との提携をお願いしたいと思います。

それでは、次の2問目の質問に入ります。

2. びんぐし湯さん館について

イ. 10周年記念事業と大規模改修について

びんぐし湯さん館は平成14年オープンから、この4月で10年を迎えます。そこでお聞きします。現在までの利用状況と、そしてことし行われる10周年記念事業の内容、また今回、大規模改修に2億円予算を計上しておりますが、その内容についてお聞かせください。これで1回目

の質問を終わります。

町長（山村君） それでは、私の方からびんぐし湯さん館の現在の状況、それからどんな考え方で進めるかというお話を申し上げて、担当課長の方から具体的な、現在の案ですけれども、工事等の内容についてお話申し上げます。

今、お話ありましたように、びんぐし湯さん館、これは平成14年にオープンいたしました。この4月18日をもちまして、10周年を迎えることができます。まことに御礼申し上げます。当初、年間約28万人から30万人あった入館者数は、その後、徐々に減少しまして、さらにリーマンショック後の平成21年度は約26万人までに落ち込みました。しかしながら、平成22年度では、これが約27万人と若干回復いたしました。1年前の東日本大震災の影響があり、大変心配いたしましたけれども、平成23年度は直後の落ち込みはありましたが、2月までの11カ月分で、前年度対比97.6%の約24万人となっております。指定管理者であります坂城町振興公社のスタッフの努力もあったと思っておりますが、徐々に回復してきております。初年度からの2月末までの時点での延べ入館者数は277万人でございます。来年度中には恐らく300万人が達成できるものと思われませんが、今でも1日平均約700人を超えるお客様にご来館いただいております。引き続き、ご好評をいただいているというふうに認識をしております。

さて、10周年に当たりましては、坂城町振興公社と連携しまして記念式典の開催や10周年感謝デー、それから節目ごとの記念イベントなど、お客様に満足いただけるサービスを計画しております。また、多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、例年配布しております町民割引券につきまして、特別に2回の発行を計画をしております。これにかかわる必要の2分の1を町が負担するということを考えております。

10年間、多くの皆様にご利用いただきましたことで、経年劣化が目立ってまいりました施設につきましては、修繕工事とともに、新鮮さを感じていただけるようリニューアル工事を計画しております。

集客増に向けたアピールポイントとして、主なものを申し上げますと、主な工事内容は、現在、入り口が坂の上ったところに存在しているということで、なかなか道が傾いているものですから車のドアもあけにくい、それから玄関につきましても、かなり遠くの方になりますので、玄関の位置を変更しようと思っております。詳しくは後ほど申し上げますが、基本的には上がり切ったところ、平らなところを入り口にしようかと思っております。そうしますとフロントからもお客様がよくわかりやすいというふうにできるんじゃないかと思っております。

それから、フロント周辺の壁面には町民の皆様にご利用いただけるような展示スペースなども設けていきたいと計画しております。

それから、食堂ですけれども、高齢者や障害のある方、皆様が座りやすいように、厨房横にいす席のスペースも増設を計画しております。また、このスペースは会議などにも使っただけ

ようなことも考えております。また、当湯さん館はお風呂はもちろん、食の面でも魅力ある施設となりたいと思っております。厨房の増築、改修、それから何と言っても湯さん館に来ればこれが食べられるというようなメニューの充実を進めていきたいと考えております。

その他、売店の拡張や外壁の塗装、床の張りかえなどを実施して、新しさのある施設として集客力のアップや経営強化を図ってまいりたいと思っております。具体的な内容は担当課長の方からご説明申し上げます。以上でございます。

企画政策課長（宮崎君） 私からはびんぐし湯さん館の10周年記念事業と改修工事の内容についてご答弁申し上げます。

最初に、記念事業についてでございますが、ちょうど10年となります4月18日には、ご来館いただいた方に記念品の贈呈をしたり、入場料、あるいは所持券の割引、あるいはマッサージ機の無料開放などのサービスを計画しております。

また、7月下旬に予定しておりますリニューアルオープン時には、記念式典の開催や割引サービスなどを計画しております。

年間を通しては、これからは一つの節目ごと、例えばこどもの日、敬老の日、ハロウィーン、あるいはクリスマス、そんなときに割引ですとか、無料のいろんなサービスですとか、そんなことを考えていきたいと思っております。

また、町特産品でもあります、ねずみ大根焼酎、大辛ねずみが今大変人気を得ているわけですが、さらにこれを改良した新商品を開発しておりますので、10周年に合わせて販売もしていきたいと考えております。

次に、改修工事の内容でございます。アピールできる主なものは先ほど町長がご答弁申し上げましたが、そのほかには、例えばげた箱及び脱衣棚をリターナブル式のかぎつきロッカーに、あるいは露天風呂については、釜風呂等で一人、少人数用のそんなものもふやしたりということ、あと冷暖房設備の修繕、それと更新、あと照明器具のLED化、洗い場の鏡、カランの交換、トイレ便器の交換などを進めていきたいと。

また皆様、なかなか目には触れてこないんですけど、この縁の下で施設を支えている機械設備ですとか、配管の点検、補修や消耗部品の交換なども次の10年に向けてしっかり機能できるように進めていきたいと考えております。

昨年、プールの可動床のチェーンが壊れてしまって、長期間使用できなくなっちゃったということで、大変ご迷惑をおかけした運動浴槽につきましては、急遽交換した以外のチェーンについても、安全に使っていただけるように、こういったところも見直して改修をしていきたいと。

そのほか10年間多くの皆様にご利用いただいた結果として、いろんな細かな修繕が数多くございまして、2億円という大きな予算でございます。これについて、ございますが、そのうち4割から、今もちろん修繕内容についても、もう1回点検しておりますので、経費の節減を

含めてもう1回検討しているわけですが、そのうち4割、ないし半分近く修繕という部分になるかなというような見込みでございます。

いずれにしても、次の10年、これで10年ですが、次の10年に向けた機能回復ですとか、あるいは収益性の確保、こんなものを考慮しながら、新鮮さを感じさせ、清潔で使いやすい安全な施設となるように工事を進めていきたいと考えております。以上です。

2番（・川さん） 2回目の質問をいたします。

ただいま詳しい説明をいただきまして、利用状況も、昨年も回復をして97.6%まで回復ができたということで、この本当に大変な時代の中で、すばらしいなと思います。現在277万人ということで、本当にこれからが楽しみなんです、本当に今、お話があったように、改修するところが結構たくさんあるなということを感じました。そして新鮮な形で、また新しい人を取り込みたいということでしたが、今回、24年度の予算が59億500万ということで、この約2億というのはその3%に当たります。この3%、今も修繕は4割ぐらいだとお話があったんですが、2億円をかけてやる価値がどの辺にあるのか、またその費用対効果というものがどう考えておられるのか、この辺についてお尋ねいたします。

企画政策課長（宮崎君） 費用対効果についてのご質問等をいただいたわけですが、この施設はもともと町民の心身の健康増進、あるいはその地域の活性化というようなことで、つくられた施設でございまして、町民の皆さん、あるいは町もちろんそうですけれども、大変ある意味誇れる施設というふうに自負してございます。雇用についても30人近くも生んでいるということで、その施設を守って、次に向けて発展させていくということが、この10年の節目という中で実施していくべきことというふうに考えている次第でございます。

今回の改修工事についてでございますが、今、まだ設計中でございますが、配管等の設備修繕、先ほども言いましたけれども、これを4割、フロアの張りかえですとか、外壁だとか、食堂の増築など、リニューアル部分が6割というような経費配分となっております。

それで修繕は、温泉施設を、この温泉事業を継続する中では必要不可欠なものでございます。一方、リニューアル部分というのは、客足の減少を食い止めてさらに伸ばしていくための必要な投資ということで考えています。例えば、これで今、10年先というようなお話を申し上げましたけれども、私どもとすると、今、2億円ちょっとの基金、これについては湯さん館の収益等をもって蓄えてきた大事なお金であります。10年先にもこんな蓄えの中で、次の10年に向けてリニューアルなり、そういった工事が進められるように、経営の中でもそんな取り組みをしていきたいと。ですから今、年間27万人、例えば、お客様の単価が100円上がれば、年間2,700万円という部分です。これは、この100円というのは、現場で言うと、とてつもない大きなお金であります。でも、それに向けて現場も我々も一歩ずつ努力できるように、この投資を有効に活用していくというか、進めていくということで費用対効果、お答えになっているか

わかりませんが、そういう覚悟の中で進めているということをご理解いただきたいと思
います。以上であります。

2番（・川さん） 今、お話いただきました。今、お話の中にもありましたが、今までにない、また
今まで来なかった客層をつかまなければ、この費用対効果というのは出ないと思います。町長が先
日も、あつと言わせるリニューアルをというお話があったんですが、町長の中でそういう秘策を考
えておられるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

町長（山村君） ありがとうございます。私ももう一言申し上げたいと思っていましたので、ありが
とうございます。実は、去年の5月から毎月一遍、湯さん館の支配人とともに、経営会議を毎月
やっていました。今まで、こういうことをやっていなかったようなんですけれども、これは、株式
会社として会社の経営をやるためには、絶対その程度のことは必要なことです。

それをやる中でですね、湯さん館の接客訓練もやってきました。それから商品のラインナップ、
並べ方などもいろいろやっていました。その中でいろいろお客様の声を聞きますと、やっぱり入
り口がよくないとかですね、車いすの方が下で車をおりても、上へ上っていくのが大変だとかで
すね、通路が長いとかいうことがありまして、そういうことを10カ月ぐらいいろいろ議論をし
てきた内容も含めて、今度の改修工事に充てたいというふうに思っております。別に奇をてらう
ように、あつと驚くというんじゃないんですけども、随分変えていただいたなとお客様から言っ
ていただけるようにやりたいと思っております。

これは近隣の市町村、例えば上田市ですとか、上田広域で一緒になっている市町村長さんなど
ともお話をしてまして、ぜひとも町外からもぜひあそこに行きたいというふうになるような
ことにもつなげていきたいというふうに思っております。

そんなことも、いろんなことを今工夫して考えておりますので、請うご期待ということで、よ
ろしく願います。ありがとうございました。

2番（・川さん） ただいま町長から今までやっていなかった経営会議を去年から始めるようになっ
たと、また昨年もアンケートはというお話がありましたが、利用者のアンケートをとっているとい
うお話も伺いました。そういう中で、今回の改修は基金からの繰り入れとはいえ、歳入は町税全体
で3.1%前年よりも減と見込んでおりますので、その中でも改修いうことでぜひとも今回の大規
模改修が大きく集客増につながり、さらには今、町長もおっしゃったように、ロコミで町内外の多
くの方が、何度も足を運んでいただけるような改善を期待しております。この湯さん館の発展が、
より一層、バラの町、坂城のアピールにつなげていただけるよう希望いたしまして、私の一般質問
を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時54分～再開 午前11時04分)

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、1番 塩入弘文君の質問を許します。

1番（塩入君） ただいま議長から発言を許可を得ましたので、これから通告に従い一般質問をします。

今、国会では、国民に大きな影響を与える社会保障と税の一体改革が議論されております。私がこれから質問する第5期介護保険事業計画も、この中で論議されてきました。野田首相は、消費税を10%アップして、社会保障を充実させていくと主張しています。本当に社会保障はよくなっていくのでしょうか、見通しのない不況が続く中、高齢者の年金はどんどん減らされ、国保税、介護保険料はどんどん上がっています。しかも年金から天引きされます。その上、消費税を10%にアップしていく、このように国民に負担増ばかり求め、その上、社会保障を削減していく、果たしてこれが改革と言えるのでしょうか。

消費税は、大金持ちにも低所得者にも同じように10%かかります。低所得者ほど重くのしかかるのが消費税です。私は、社会保障のためと言って消費税を上げるのは最悪の政治ではないかと思えます。消費税は低所得者や中小企業にとっては命を奪うかもしれません。私は、消費税に頼るのでなく、国民の負担能力に応じて税を負担する、いわゆる応能負担こそ憲法で定めた税制の原則だと思えます。そうすれば国の財源を保障し、社会保障を充実できます。憲法25条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということも実現できます。

戦後、日本は、日本国民が老後になっても安心して暮らせる福祉国家を目指してきました。国が社会保障費をふやすことによって、貧富の格差をなくし、国民だれもが安心して暮らせる国づくりを目指してきました。ヨーロッパでは福祉国家に向けて着実に歩んでおります。しかし、アメリカと日本はその全く逆です。社会保障費をどんどん削り、貧富の格差は広がるばかり、貧困率では、アメリカと日本は最も悪い国になっております。

このように自民・民主の歴代政権によって社会保障費が削られてきました。その結果、今日の国保税、介護保険料をどこまで上がるかわからない天井なしの大幅値上げになってきています。そもそも介護保険制度ができたのは2000年、平成12年です。介護の社会化ということで出発しました。しかし、今、全国でさまざまな問題が起きております。介護難民と言われるように、特養に入れられない人が42万人、家族の介護のために仕事をやめざるを得ない人、介護疲れで痛ましい介護心中とか、介護殺人もあります。低賃金のため、介護職員の人材不足、その上、保険料はどんどん上がっていくばかり。今回は、全国的に値上げされ、65歳以上の保険料は基準月額で5千円前後になっています。高齢者の負担はもう限界だと思えます。高齢者の8割以上は介護サービスを受けないでいます。掛け捨ての保険だということで、これ以上はもう無理だという声も出ています。介護サービスを充実させれば介護保険料が上がる。

こういう身動きのとれない仕組みを解決するには、やはりヨーロッパ並みの国の負担をふやすことです。今、国は25%しか出していません。しかも今回、介護職員の賃金を月1万5千円引

き上げてきた処遇改善交付金、約1,900億円ですが、これを4月からカットします。この1,900億円が保険料や利用料にはね返り、保険料の値上げの原因をつくってきました。国は今までより1,400億円も減らすこととなります。このような現状を踏まえ、坂城町として今回の改定でどのように変わったか質問したいと思います。

イ. 「総合事業」「地域包括ケアシステム」についてどう考えるか

介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業が盛り込まれました。この総合事業は導入するか否かは市町村の判断で決まります。今までのように介護予防給付で対応するのか、それとも要支援1・2の介護給付サービスを切り捨ててしまう総合事業を新たに取り入れるのか質問します。

また、24時間定期巡回型サービスについては、どのように考えられているか質問します。

ロの質問については、ハとニのところで議論を深めたいと思いますので、省かせていただきます。

ハ. 保険料アップの原因と抑制の対策は

今、住民の所得も下がり、生活が苦しい中、今回、町で基準月額が4,400円で850円のアップ、アップ率は24%です。今、所得が落ち込み、生活が苦しい中で24%のアップ、その原因と抑制のための対策についてお聞きします。

ニ. 地域包括支援センター、社協、保健センターとの連携の現状と課題は

地域包括支援センターは中核となり、社協、保健センター等と強力に連携し、ネットワークづくりを進める必要があります。中核的役割を果たすためのスタッフと連携の現状と課題は何か質問します。

これで第1回目の質問とします。

福祉健康課長（塚田君） それでは、第5期介護保険事業計画について順次お答えをしております。

まず、イの総合事業の関係についてでございます。昨年6月に成立をいたしました介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律、これによりまして地域包括システムの実現に向けた取り組みを進めていく方針が示されたわけであり、これは高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、地域包括ケアとして、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステムのことであり、これを実現するため、次の五つの視点で取り組みが包括的、継続的に行われることが必要であるとしています。

一つは、医療との連携。24時間対応の在宅医療、訪問看護等の充実強化など。

二つ目は、介護サービスの充実強化。24時間対応の定期巡回サービスの創設など、在宅サービスの強化。

三つ目は、予防の推進。できる限り要介護状態とならないための予防の取り組みなど。

四つ目は、見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護。

五つ目は、高齢者になっても住み続けることができる高齢者住まいの整備となっております。

ご質問をいただきました介護予防日常生活支援総合事業や定期巡回サービスについても、地域包括ケアシステム実現のための事業として位置づけがされ、新たに創設されたものと認識しておるところでございます。

まず、介護予防日常生活支援総合事業、通称総合事業ではありますが、この事業は、市町村の判断により、要支援者、これは要支援1・2の方、あるいは介護予防事業対象者向けの介護予防、日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度であります。市町村包括支援センターが、利用者の状態やご本人の意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断して行います。

この制度では、要支援者においては、従前の予防給付サービスと保険給付外のサービスをあわせて利用できますので、単に介護保険サービスがカットされるということではなく、従来の介護サービスを利用していくか、あるいは総合事業を利用していくか選択するということになります。

なお、総合事業を利用することになりますと、訪問・通所サービスと、配食・見守り等の生活支援サービスに限られるということになります。当然、利用者の状態によりましては、一部の利用者は、予防給付サービスから総合事業である保険給付外サービスの利用へ移行するという事もお考えられます。

町の第5期介護保険事業計画の策定におきましては、この24年度から26年度の3カ年の中で、このいわゆる総合事業制度の導入は当面計画しておりません。現行の給付制度により、サービスの充実を図りながら、今後の課題として慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、24時間対応の定期巡回、随時対応サービスではありますが、重度者を初めとした要介護高齢者を対象に在宅での支援を行うため、日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回訪問を行う事業であります。利用者に対して、あらかじめ作成されたケアプランに基づきまして、日常生活上の世話を、必要に応じて1回20分程度のサービスを1日数回程度提供するというものです。利用者のニーズや生活スタイルに合ったサービスといたしまして、例えば1日の中で、起床介護、昼食介護、服薬介護、就寝介護、あるいは深夜の排せつ介助といったサービスを連続的に利用するという事も可能になります。

なお、このサービスを提供するためには、訪問介護と訪問看護を一体的に提供することができる事業者、あるいは複数の事業者であっても訪問介護、訪問看護を綿密や連携のもとに実施することができる事業者が必要となってまいります。今後の状況にもよりますが、これらのサービスを提供できる事業者との連携がなければ実施できない事業でありまして、社会資源の整備など難しい問題がありますので、今のところ現行の訪問介護サービスなどの利用により対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ご質問ございました新しい制度につきましては、介護保険法に基づ

く国の制度でございますので、事業実施に当たっては、町の介護保険事業計画に位置づけていく必要がございます。第5期の事業計画の中では、当面これらの事業は見込んでおりませんが、第6期に向けまして国の制度改正もあろうかと思えます。今後慎重に検討してまいりたいと思えます。

なお、これらの新規事業を実施しないといいますが、地域包括ケアそのものを行わないということではございません。さきに述べました五つの視点を基本にいたしまして、介護予防の推進、現行サービスの充実、介護保険サービス提供者との連携、協力体制の構築、地域民間活力の活用と協働によりまして、高齢者のニーズに応じて必要な介護・看護サービスを包括的、かつ継続的に提供できるよう努めてまいります。

続いて、ハの保険料アップの原因と抑制の対策は、についてでございます。第5期計画は、第3期計画、18年度からであります。この策定時に目標年度といたしました平成26年度までの最終段階というふうに位置づけておりまして、制度自体大きな変更はございませんが、介護保険料の算定に当たりましては、幾つかの見直しがされております。

保険料の基準額が増加いたします主な理由といたしましては、今後、高齢者がふえていくことによりまして介護認定者数の増加と第5期期間中に計画されております介護保険施設の新設に伴う保険給付額の増加によるものであります。

また、保険の給付額に対しまして、65歳以上の第1号被保険者の方の負担割合が、今回20%から21%に1ポイント引き上げられます。これは1号被保険者の割合が増加しているということによるものであります。保険料の引き上げの要因の一つになっているというふうにも言えます。

また、第4期事業計画において、質問の中にもございましたが、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されまして、これが第4期の際の保険料の上昇抑制ということにもなったわけですが、今回これが廃止をされました。介護職員の処遇改善ですとか、あるいは地域包括ケアの推進等を踏まえまして、今回介護報酬の改定が実施されるというところでありまして、これも保険料引き上げの要因となっております。

これら幾つかの要因によりまして、保険料の大幅な増加が見込まれるということから、国において保険料上昇の抑制を図るため、県の財政安定化基金の取り崩しを今回可能にいたしまして、各市町村に交付されることになりました。

また、町におきましても、介護保険支払準備基金の取り崩しを行い、保険料の上昇を抑えてまいります。こうした抑制策、財政安定化基金の取り崩しによる交付金と支払準備基金の取り崩しによりまして、月額約210円の引き上げ抑制を行い、それによりまして、平成24年度から26年度までの基準とする保険料として、現在よりも850円増の月額4,400円をお願いをしたいというふうに考えております。

この基準額の算定に当たりましては、区長会の代表の方、あるいは被保険者の代表の方、サービス提供者の代表の方などによります介護保険運営協議会にお諮りをし、慎重にご審議をいたしたところでございます。

県内の各市町村の状況、先日、新聞報道等がされましたが、まだ恐らく議会中ということでもありますので、確定ではありませんが、平均4,920円というような報道がされたところでもあります。この近隣の状況をお聞きしましても、4千円台後半から5千円前後というふうにお聞きをしております。

それから、負担能力に応じた保険料という観点から、段階区分の見直しについても、この協議会の中で検討をいたしました。町の実情に合わせまして、国基準であります負担段階である現在の6段階を継続してまいるという方針でございます。

高齢化の進展に伴いまして、介護保険の費用が増加している中、今回保険料のアップというものをお願いするわけでございます。皆様のご理解をいただく中で、介護保険制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、二の地域包括支援センター、連携の関係、課題はというようなことでございます。最初のこの項目でもお答えを申し上げましたように、地域包括ケアシステムは、第5期介護保険事業計画策定において、重点施策となっているところでございます。このシステムの中核に位置する町の地域包括支援センターが、このネットワークづくりの拠点として、その役割を果たしていくということが必要であります。

地域包括支援センターは、現在、町が直営で運営をしております。このセンターには三つの職の専門職を配置するということになっておりまして、所長を初め、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職、一部兼務もございしますが、このほかに事務補助の臨時職員を配置いたしまして、地域包括支援センターとしての機能を果たすべく日々努めているところであります。

この地域包括支援センターの役割として、基盤となる総合相談支援に係る事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを通じまして、地域住民の皆様の保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していくことが求められております。

現在、住民の皆様の各種相談に幅広く対応しておりまして、課題に応じて行政機関、保健センター、医療機関、児童相談所、社会福祉協議会、民生児童委員さんなどと連携を図り、必要なサービス、支援につなげております。

地域包括支援センターが中心となり実施している地域支援事業では、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を行っており、主な事業内容について関係機関との連携内容を含めて申し上げますと、介護予防の関係では、生きがいデイサービスやストレッチ、ヨガ教室の実施、地域グループにおきましては、保健・健康指導、口腔機能向上、運動機能向上などを実施しております。

介護予防ケアマネジメントの関係では、要支援者へのケアプラン作成、評価、訪問による相談

支援を行うとともに、関係居宅介護支援事業所との包括ケア会議や毎月担当ケア会議を開催する中で、情報交換や研修などを実施しております。

また医療機関とは、医師、ソーシャルワーカーとの連絡調整を行っております。ひとり暮らし高齢の要援護者へは、社会福祉協議会との連携により、定期的な訪問、相談、健康チェックなどを実施しております。

なお、地域の民生児童委員さんとは、要援護者の把握、情報の交換を図り、福祉の必要な方々への相談支援を行っております。

認知症の関係では、認知症相談員との連絡調整並びに認知症連携の会による、医師、行政、関係機関との定例会による情報交換、研修を行い、医療と介護との連携を図っております。また、判断能力が十分でない方に対しましては、社会福祉協議会による日常生活支援、金銭管理サービス等の利用に向けて連携を図っております。

高齢者の方々が年々増加し、また相談内容も複雑になってきており、その対応等も各種さまざまでございます。地域包括支援センターの役割はますます重要となってくるものと思われま

す。当面のところは、現在の体制を維持する中で、中核的な役割を担い、高齢者の要支援、要介護、要援護者の方々に対しての総合相談支援の窓口として、関係機関、関係の皆さんとさらに連携を図りながら、地域包括ケアの推進に努めてまいります。以上でございます。

1番（塩入君） 今、答弁いただいたわけですがけれども、時間の関係上、ハとニについて再質問をしたいと思います。

ハについてですが、基本で4,400円、850円のアップということで本当に大幅な値上げをしているわけです。今の答弁の中でもいろいろ努力された経過は見られるわけですが、やはりこの24%アップというのは、低所得者にとっては非常に厳しいものです。これからもっと上がっていくかもしれません。その一番大きな原因というのは、やはり国が保険料で5割、全体の5割を賄うと、もう出発のときから決めてしまっているわけですね。そこに一番大きな原因があるわけで、国はそれ以上出さないと。結局、保険者に頼っているということですが、そういう中でも自治体として、国に対してやはりそれなりきの負担を要求していくということは当然ですが、町としてもね、低所得者に対しての保険料の減免制度、または利用者には利用料の軽減制度、今もありますけれども、もっと抜本的に見直して検討してもらえないかと、これが第1点です。

それから、ニについてですが、地域包括支援センターがこれから中心になるわけですが、そのスタッフは、今、答弁の中ですが、社会福祉士が臨時なわけですね。やはり地域包括支援センターというのは、社会福祉士が中心になってやっていく必要があると思うんですね。それが臨時で果たして常時対応できるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、私が9月議会でも質問しましたがけれども、特定健診、一般健診の実施率を高めて保

健指導を充実させる中で、自立できる高齢者をふやしていくと、これが大きな目標だと思うんですね。

今度、臨時ですが、保健師一人がふえました。心強く思っています。町民一人一人の健康実態や介護実態を把握して、お互いに情報を交換して適切な連携プレーをしていく必要があるだろうと思います。

今、課長からもいろいろ出されましたけれども、私自身はいろいろ調べたことをちょっと参考にしながら検討してもらいたいと思いますが、一番はひとり暮らしですね。高齢者がふえてきて、ひとり暮らしは23年度220人います。これからもっともっとふえてきます。そういう中で一体これからどうするのかということで、私は社協の数人の方や、私自身、ひとり暮らしを訪問して声を聞いてきました。その声は、ごみを出す日にごみを出せないで困っている。要介護1から要支援にされてしまい、やりたいサービスが受けられなくなった。それから話し相手が欲しい。2人でも3人でも集まれる気兼ねな場所をつくってほしいと。特に認知症がふえてきており、介護サービスで対応できるか難しくなっていると、などなど意見がありました。

私は、一番考えてほしいのは、何でも話し合う場をつくってほしいという声が強く残っています。余り話さないと、ぼけて認知症になってしまうというふうに言われた方もいます。確かに認知症がふえている中で、近くの人たちと話し合う場をつくれたら本当にいいじゃないかと。これは先ほど防災のことも出ましたけれども、本当に小さいコミュニティから支え合う、そういう地域をつくっていく必要があるということで、ボランティアや、傾聴ボランティアですね、や、民生委員の人ともう一度民生委員会で、本当にどうやったらいいのか検討してもらえないかどうか。

それから、金井区では安心カードというのをつくって始めております。ひとり暮らしの人が万が一ぐあいが悪くなり、救急車を呼ぶときや、離れて暮らす家族に連絡をとるときに使われるわけですけれども、このような安心カードの取り組みを、各区でも区長会等で話し合っていて取り組んでいただければいいじゃないかと。

それから、最後にシンポジウムですね、介護関係者はもちろんですけれども、本当に町民参加のシンポジウムを開いていただいて、本当にこれからの高齢化社会で介護はどうあったらいいのかということもぜひ計画してほしいというふうに思うんですが。以上第2の質問です。

福祉健康課長（塚田君） 再質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、ハの関係、保険料アップの関係でありますけれども、非常に国全体でありますけれども、恐らく所得が現在減少している時代かというふうに思います。そういう中での引き上げということで、これは本当にお願ひするのが心苦しいということでもありますけれども、現制度の中でいわゆる決められた中でのことということで、皆さんにお願ひしていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

抑制策、要するに低所得に対してというような部分でありますけれども、先ほどのご答弁の中でも若干触れましたけれども、いわゆる段階、国の基準は6段階というのがございます。これについては負担能力に応じて弾力的に行うことができるというようなことで、8段階あるいは9段階、あるいはもっとたくさんの段階に分けてですね、お願いをしている自治体もございます。

6段階というのは、基準額というのは、6段階の中の4段階が基準額でありまして、一番下が半分、50%、第1段階、第2段階は50%、第3段階が75%、第4段階が基準額であります。第5段階が25%増し、1.25ですね、第6段階が1.5というようなことで、これは所得でありますとか、課税・非課税の関係ですとか、そういったことで決められております。これのいわゆる4段階、5段階、6段階について弾力的に運用できますよというようなことでやっている部分がございます。

今回、先ほど申し上げましたように、運営協議会の中で、その細分化といいますか、検討をいたしました。下を下げると、上を上げていかないとバランスがとれなくなりますので、上を例えば1.75にしていく。それから1の中に0.9ですとか、0.85ですとか、そういった部分を設けていくというようなことで試算をいたしました。要するに、所得階層によって変わってまいりますので、上の人がたくさんいらしゃると下の部分も下げられるというのがあるんですが、そういう方法で試算をしますと、真ん中の基準額が上がってしまうというような結果になりまして、大変、もっといい結果が出ればですね、そういうこともできたんでしょうけれども、今回においては基準の6段階でいくというようなことであります。

法定外のいわゆる減免でありますとか、そういったことについては現段階では当面考えておりませんが、今後の課題なのかなというふうにも思います。おっしゃるように、今後、保険給付費がどんどんふえていきますと、今回は大きい引き上げ、24%弱の引き上げであります。次回の改定時にはどうなるのかなというのは、我々も大変不安といいますか、心配をしているところでございます。今後の状況を見守っていきいたいというふうに思っています。

二の包括支援センターの体制の関係であります。おっしゃるように、現在おります社会福祉士につきましても、正規ではない状態ではあります。これは人事等の関係がございますので、少なくとも後退することのないように、充実をするようにということでもありますけれども、現体制の中でも精いっぱい努めて、住民の相談に応じているという状況でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、今後の課題というようなことで、さまざまご提案ございました。確かにひとり暮らしの方、あるいは65歳以上の方のみの世帯というのが多くなってきている状況であります。これにつきましては、社会福祉協議会で取り組んでおります地域福祉推進事業というような中ですね、そういった、例えばそういう実態調査を含めながら、地域の支え合いの体制をどうつくっていったらいいのかということを決めることを今後の課題としてまいりたいというふうに思っています。

そういう需要が高まってまいりますと、いわゆる行政的な支援のみでは恐らく今後行き詰まりがあるかというふうに思います。こう言うてはいけないんですけども、地域の介護支援ボランティアといいますかね、そういった皆さんの人材養成であったり、そういった方々との連携を図ることによって、日常のそういった皆さん方の生活支援サービスの充実といいますか、そういう体制づくりについて、いろんな面から取り組んでまいりたいということで、民生児童委員の皆さんともご相談をしながら、社会福祉協議会、関係の皆さんとそういったことをご相談をしながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

1 番（塩入君） 今、答弁していただいたわけですが、特にひとり暮らしの老人に対する対応、幾つか先ほど質問しましたが、ぜひこれから検討していただきたいというふうに思っています。時間の関係上、次の2の方に行きたいと思います。

2. 放射性物質対策と自然エネルギーの開発の取り組みは

イ. 放射性物質の現状と今後の対策は

福島原発事故から1年たちましたが、福島から県外へ避難している人が6万人、県内で避難している人が16万人もいます。家族ばらばらにされ、いつふるさとへ帰れるかわかりません。福島県だけではなく、東日本全体を汚染した原発事故、しかも莫大に放出された放射性物質や使用済みの核燃料を始末する技術は、現在、人類は持っていません。もう核のごみを捨てる場所もなくなっています。このような危険な原発を一日も早くなくし、自然エネルギーへの転換を国を挙げて進めるべきだと思います。

特に、私が危険だと思っているのは、柏崎の刈羽原発です。日本で最も多い7基が集中しています。坂城町から100キロぐらいのところですが、100キロというと、福島原発から会津若松ぐらいのところですね。だから、県内にあると大体同じなんですね。最も近いです。ここが2007年の震度7の中越沖地震では7基全部が損傷しました。一つ間違えば福島原発と同じような過酷事故を起こすところでした。職員の必死の努力で難を逃れたわけですが、同じ東電のものでした。このときの教訓を生かしていれば、福島原発ももっと変わった形になったんじゃないかと思っています。

東電や政府は、事実を国民に隠しているのです。国民が事実を告発し安全対策をとらせ、危険な原発を廃止させる道しかありません。そのためにも放射性物質に関心を持って、警戒心を持って、早目に対策をとることが求められていると思います。町内における放射性物質の現状と対策について答弁をお願いします。第1回の質問です。

済みません。落としました。口ですけども、口も一緒にやります。

ロ. 自然エネルギーの開発に向けての今後の取り組みは

危険な原発に頼らず自然エネルギーを自治体ごとに開発し、エネルギーの自給率を100%にする取り組みが、今求められています。

自然エネルギーの自給率が100%を超えている市町村は、全国で52あります。このうち長野県が10、10町村で2割を占めているわけです。長野県は自然エネルギー開発に恵まれているわけです。長野県でも自然エネルギー元年と位置づけ、一村一自然エネルギー構想を打ち出しました。

担い手の主力として、官民協働の全県組織、自然エネルギー信州ネットをつくりました。個人や大学の先生、企業経営者を中心に、お互いに連携し、自然エネルギーの事業化を今、目指しています。特に太陽光発電については目覚ましいものがあります。このような動きの中で、坂城町としてはどういう構想を持って取り組もうとしているか質問します。以上です。第1回目の質問です。

議長（宮島君） 答弁者が5名おりますので、簡明にお願いをいたします。

町長（山村君） 私からは、放射性物質の現状と今後の対策ということで、私の基本的な考え方を申し述べさせていただきます。あとは具体的に担当課長の方からご説明申し上げます。

私はですね、今回の原発の事故が去年発生して以来、例えば町村会ですとか、あらゆる機会を通して放射能の測定は、だれがやるべきかと。これは当然国がやるべきで、なおかつ私は現在のように文部科学省がやっている、これはとんでもないと。これは私は、気象庁がアメダスのような全国のネットを持った統一した規格で、即時に調査をして調べて、アメダスのネットワークを通して全国に知らせるということをやすべきだということはずっと申し上げてまいりました。

先だって長野県の気象台長と話したときに、なぜこれをやらないのかというふうに申し上げました。5年前に気象庁と文科省で相談して、文科省でやるということを決めたいんですね、5年前に。それは5年前の話です。今のような状況とは全然違います。引き続き、そのようなことは私申し上げたいと思っております。

やっと、半年前に頼んでいた放射能測定器が坂城町に来ました。2月の中になりました。招集のごあいさつで申し上げましたように、3月1日から定点観測を坂城町でやって公表するということを始めました。ほかにも申し上げましたように、放射能物質の測定につきましては、本来、町レベルではなくて、国レベルで、全国的に統一した機器を使った測定をしなきゃいけないと思っております。しかしながら、現状は現状、国等の対応がないという意味で、私も防衛的に、自己防衛的に坂城町を守らなきゃいけないので機器を購入して測定を始めたということでございます。

今後、国、県において原子力災害に対する具体的な対策が示されてくるとは思いますけれども、町として、先ほど申し上げたようなあらゆるチャンネル、例えば私でしたら町村会長会ですとか、先ほど申し上げたいろんな手を使って、国等に対しても、放射性物質からの住民の生命、健康を守る安心して生活できる環境づくりの要望を行っていきたいと思っております。

先ほど、塩入議員からもお話がありましたけれども、原発の起きた以降、県外に住んでいる人

たちが減っているどころかふえているわけですね。これは何ともしななきゃいけないと思っております。機会があれば申し上げようと思っておりますけれども、坂城町としても、もう一度、1年たった段階で、震災を受けた方にどういうことができるかということもあわせて検討したいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 放射性物質の現状と今後の対策について、私からは学校給食に関して答弁申し上げます。

学校給食に使用する食材は、市場に流通しているものを使用しており、出荷段階で放射性物質検査が行われ、検査結果によっては、出荷制限等の措置がとられることが前提としてございます。

一方、長野県教育委員会では、学校給食の食材に対する保護者等の不安があることから、市町村教育委員会等と連携して、放射性物質検査を実施しています。食材の安全の再確認と結果の公表を行うことにより、保護者等の学校給食への理解や安心を図ることとし、昨年12月から学校給食用食材の放射性物質検査を行っているところです。

町では、県教育委員会へ検査を依頼し、本年2月1日に県環境保全研究所へ給食用食材である神奈川県産の大根を持ち込み、夕方には放射性物質の検出はないと報告を受けました。結果につきましては、県のホームページに掲載され、町のホームページにおいてもお知らせをしたところです。

これまでは、県の環境保全研究所1カ所での測定でしたが、ことし4月以降、県教育委員会は新たに放射性物質検査器を、県内四つある教育事務所ごとに1台ずつ設置し、県内を4ブロックに分けて検査を開始する予定となっています。町としましては、県の検査器による給食用食材の検査を引き続き依頼し、今後も安心ができる食材を学校給食に使用してまいりたいと考えております。以上です。

住民環境課長（塚田君） 私からは、葛尾組合の焼却灰と各小学校の空間放射線量の状況についてお答えします。

現在、葛尾組合では3カ月に一度、放射性セシウム134及び137の測定を実施しております。ことし1月25日に行った検査結果は、飛灰及び主灰とも検出はされませんでした。葛尾組合では今後も引き続き調査を継続してまいります。また、この結果につきましては過去2回の調査結果とあわせて今月の広報に掲載いたしましたので、ごらんいただければと考えます。

次に、各小学校の空間放射線量の状況でございますが、3月1日から町内小中学校、保育園、町役場など8地点で空間放射線量の測定を開始し、その結果を現在ホームページで公表しております。各小学校での測定値ですけれども、毎時0.058μSvから0.066μSvと、いずれも文科省が示す健康に影響のない暫定基準値0.19μSvを下回る数値でございます。これから毎月1回、これら町内8地点において空間放射線量を測定し、広報及びホームページで皆様に

お知らせしてまいります。

企画政策課長（宮崎君） 私からは口の自然エネルギー開発に向けての今後との取り組みというご質問に対してご答弁申し上げます。

私ども、自然エネルギーに関しましては、現在太陽光発電に対して補助制度を持っております。kW当たり1万5千円ということの中で上限を決めてございますが、そんな取り組みを継続して進めてまいりたいというふうに考えております。現状の中で、私ども今、今後に向けてスマートコミュニティ構想の普及支援事業、補助事業を取り組んで、調査を進めてきております。これについても、来年以降継続して自然エネルギーの、できれば実証実験ぐらいできればというようなことで、再度、いずれにしても調査を進めてまいりたいと思います。

一方、公共施設への太陽光の導入ということですね、給食センターであったり、南条保育園であったり設置しているわけですが、ことし、学校等の大規模改修等も進む中で、国の補助を得ながら、それらについても、太陽光という部分の中では設置に向けて取り組んでいきたいということで予定はしております。

それと一方、このところ必ず新聞を見ると自然エネルギーの関係の記事が載っております。ある面でこれにつきましては、これらへの取り組みというのは一つのビジネスチャンスというふうにもとらえることができるかと思えます。したがって、私どもは工業の町ということで、例えばこれに係る部品をつくることができれば、それだけ付加価値が高い、利益が上がるというふうにも考えますので、テクノセンターですとか、そういう支援センターと一体になりながら、産業面でそういうところに入っていきけるような、そんなような努力もしてまいりたいと思います。

総じてというお話になってしまいましたが、ご答弁にかえさせていただきます。以上です。

1番（塩入君） 各課長から答弁をいただいたわけですが、時間の関係上、特に2点に絞って再質問をさせていただきます。

一つはですね、公共施設、坂城町では南条保育園と給食センターですね、太陽光発電がされているわけです。今、国でも国土交通省もいわゆる公共施設、学校など公共施設を中心に太陽光発電をして災害時に備えるとか、環境教育の問題を学習する場にするとかいうことで積極的にやろうとしています。私の調べた中でもですね、幾つかあります。

一つは、佐久市はこれは平成20年ですけれども、メガソーラー事業ということで、そこに手を挙げて、国が4億円、市が1億5千万円出資して15社と商工会、大学の先生たちが一緒になって、今始まっているわけですね。それで名前は佐久咲くひまわり、非常にいい名前ですけれども、これが佐久地区協議会に参加して、これからも規模を大きくしていきたいと。それで今年度は、いわゆる企業向けに設備50%を補助して、上限を3千万円にすると。それから一般家庭に向けても4,800万を当初予算で組んでいます。ぜひ坂城町としても工業の町ですから、その技術を生かしながら何とかやっていけないかと。

それから、須坂市のサンジュニアというメーカーがあるわけですが、ここも須坂市の相森中学校、ことし4千万円かけてサンジュニアが出資して、それで立ち上げていると。それでお金は一切サンジュニアが持って、しかも災害時の避難場所として使うために、非常電源装置や発光ダイオードの照明設備もつけると。これが今、自然エネルギー長野地方協議会というのがあるわけです。これ各地区にあります。佐久にもあります。ここで多くの人が集まってね、行政、企業、それからNPO、そういう人たちが集まって、今検討しているわけですね。だから、坂城町もおくれないように、ぜひこういうところへ参加して検討していただきたいというふうに思うんですが、それが一つ。

それから、もう一つは太陽光、ことし当初予算で250万出しました。昨年度はトータルで250万でした。しかし利用者は年々ふえている。去年は倍ぐらいふえているんですね。だから希望者がうんと出ているわけで、もっとこの250万をふやせないかと。それで、また坂城町は1kWで1.5万ですね、最高が7万5千円と佐久市の場合は最高10万いっていると。軽井沢は上限が15万と、上田市も3万というふうにいろいろ市町村で積極的に取り組んでいるんですね。ぜひ坂城町もおくれないためにも、その辺をもっと伸ばせないかと、この2点を質問します。

企画政策課長（宮崎君） ご質問につきまして順次ご答弁させていただきたいと思います。まず、佐久市と、今の須坂市の例をいただいて、公共施設等への太陽光ということで、屋根貸しであったりという、そういう仕組みづくりの件でございますが、やはりベースになっているところというのは、例えばNPOであったり、企業であったりというようなことでございます。それに行政がどのように乗っていけるかというようなことだろうと思います。

一般家庭向けにも、例えば飯田の方のおひさまネットですとか、ファンドを使ってそういうものをふやしていくと、こういう方法もあります。そういう中で、やっぱり私どもこれからのスマートコミュニティという部分を目指す中で、いろいろな部分で検討していきたいと。やっぱりどこの企業、あるいはどこの法人、あるいはどこの組織が中心になっていくかというのも一つの課題だろうというふうに考えております。それらも整理しながら検討を進めていければと思います。

次に、太陽光発電の補助金の関係でございます。これにつきましては私どもは1万5千円ということで、補助をしている団体とすると決して多くないというふうには認識はしておりますけれども、やっぱり総量をどういうふうに確保していくか、希望されている方については、私ども昨年も補正予算をお願いして倍増近く予算を伸ばしていると、この考え方は今後、今、計上させていただいている予算が終了したとしても、また議会等にお諮りする中でですね、予算の今の仕組みの中の確保をしていきたいと。ただやっぱり底辺を広げていくという、そういうことだと思います。国もプラス4万6千円の補助を出している中で、じゃあそれはたくさん出せばそれにこしたことはないんですけども、4割の自治体がまだ出していないというところさえあるわけで

す。それと今の仕組みの中でファンドのことを考えていくと、補助をもらってペイという考えもありますけれども、やっぱりそういうものの動きというものもあるわけで、ここ1年これらの動きというのは買い取り制度を含めて、かなり活発化してくると思いますので、そこら辺を勘案しながら施策等をうまく立案できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

1番（塩入君） 今、答弁いただいて、特に太陽光発電に対する一般家庭向けの補助、これは希望者の数を見て補正予算で組んでいくと、ぜひ期待しています。

それから、地域として、坂城町として具体的にどう構想を練るかという点で、先ほど佐久市の場合と須坂市の場合の例を申し上げたんですけど、今、県が一村一自然エネルギーということを打ち出しているわけです。それで各地域ごとに地域協議会をつくっているんですね。北信の場合は長野地域協議会と、東信の場合は佐久地域もつくっているわけで、そういうところにみんな参加してね、積極的にほかの市町村がどう取り組んでいるのか、その辺を学びながらやっているわけですね。坂城町の場合は特に企業の町です。本当にこのものづくりの力を生かして、もう自然エネルギーの開発の先頭を切っていただきたいというふうに思うんです。

そういう意味で、今答弁あったんですけども、ぜひ今後そういう協議会に参加して、各地の情報を集めて、ぜひまたいろいろのところへ提供していただきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮島君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後0時01分～再開 午後1時30分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

6番 塚田正平君の質問を許します。

6番（塚田君） ただいま議長より発言を許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

日の丸半導体破綻は、日本の産業政策の破綻である。経営再建中の半導体大手のエルピーダメモリが、約4,500億円の負債を抱え、国内の製造業で過去最大の経営破綻であり、一般企業に初めて公的資金を資本注入した産業活力再生特別措置法の適用第1号であり、08年のリーマンショック後、金融機関がしり込みをする中、経済産業省の意向で実現しました。一企業に政府が深く関与することの危険を露呈したものであります。最大280億円の国民負担について、政府の判断と透明性についてももしっかり説明してほしいものであります。

なお、これから心配なのは円高による製造業の空洞化と雇用であります。大手電機メーカーがテレビ事業の不振から、相次いで工場閉鎖を進めています。企業間の国際競争が激化する中、日本企業の力量が問われています。歴史的円高により、海外生産など、生産拠点の見直しにより、生産の縮小と閉鎖が進んでおり、町内企業の工業統計でも従業員10人未満の零細企業の廃業が

目立ち、長引く不況と後継者不足は深刻であり、幅広い職種と事業所の集積が企業誘致の強みであったが、事業者の廃業等で技術が失われ、工業の町坂城の足腰が弱まっていないか心配するところであります。

1. 町内企業の経済動向について

イ. 町内企業活動の所見は

昨年6月から始めた町内企業の経済動向アンケート調査から、町の経済環境と今後の課題について伺います。

ロ. リーマンショック後の企業活動と雇用状況は

23年度末における事業所数、製造品出荷額の対比と従業員数の推移をお尋ねします。

ハ. セーフティネット貸付の状況は

金融危機後の経営不振に陥った企業に対し、返済を迫る貸しはがしや、貸し渋りに対し、中小企業の資金繰りを支援する目的に返済を猶予する中小企業金融円滑法が21年12月に施行されました。2011年9月末の返済条件緩和の申請は、全国で239万件、総額65兆円超に上り、条件変更の実行率は9割を超え、企業の倒産防止には役立ったが、あくまで一時的な延命措置に過ぎないと言われていています。経営改善目標に達しない企業が多く、再度の条件変更の申し込みが半数近くあり、時限立法の円滑法が来年の3月まで1年間最終延長されたが、町としてどう把握しているか伺います。

ニ. KYB-Y S新工場建設について

昨年3月の旧工場解体工事から7月に(株)柳沢精機製作所からKYB-Y S(株)と社名変更された。11月には工場新築工事計画が、中之条区民に説明がありました。近隣住民から種々要望があり、その経過と内容、建設計画の概要を伺い、1回目の質問とします。

町長(山村君) それでは、私の方から町内企業の経済動向について、イとして町内企業活動の所見はということで、お話し申し上げます。

今、塚田議員からご案内がありましたように、昨年6月から3カ月に一遍ですけれども、町内企業等のアンケートを始めました。これは私が6月から各町内の会社をいろいろ訪問させていただいて、いろんな状況をお聞きしました。ですけど、やっぱりちゃんとしたデータに基づいた判断というのが必要だろうというふうに思いまして、3カ月ごとに重立った事業所、約20ですけれども、生産量、売上高についてアンケートをとりました。これは主に製造業でございます。どういふものかと言いますと、例えば6月時点なら6月末の3カ月前、現在の3カ月はどうかと、そんなようなアンケートですね。1回目は4月から6月の3カ月について、7月末までに回答をお寄せいただきました。現在まで3カ月ごとの調査を実施してまいりました。

それぞれの期ごと、総括した内容については議会定例会の招集あいさつで触れさせていただきましたが、総括しますと、ことしに入って東日本大震災、円高、ことして、今年度です

ね、東日本大震災、円高、タイ洪水等、経済にかかわる大きな要因が起きる中で、坂城町の企業は総体的に力強く頑張っているなどというふうに感じております。

データを含めて申し上げますと、まず3カ月前との生産量の比較では平均して4%の上昇で4月から12月までの累計は12.7%のプラスになっております。さらに前年同期比、同期時との生産量との比較では累計で14.63%の上昇であります。また、3カ月前との売上げの比較では4月から12月までの累計は11.7%のプラスであり、前年同時期との比較では累計で13.24%の上昇であります。

業種ごと、あるいは時期に応じての浮き沈みがあり、いわゆるまだら模様を示しておりますけれども、総じてすばらしい経営努力の姿に感服し、敬意を表するものでございます。また、調査だけではなく、先ほど申し上げましたけれども、いろいろな企業に赴きまして、経営者の方とお話し、現場もいろいろ見せていただいておりますけれども、そこでは規模に関係なく、国内だけでなく、世界に通じる技術、製品づくりを追い求めておられる姿を見受けられました。坂城町の工業の特色といえば、完成品に必要な中間材にかかわる製品が多いこと、及びその市場が海外であることが多いということが上げられると思います。世界の経済情勢の影響を受けやすく、国内の工業情勢を先取りした動きがここまでのアンケート結果として出されているものと感じています。要するに完成品ができるまでの中間材の動きがちょっと早いわけですね。そんなことは感じております。

そのため、先行きについて欧州の政府債務危機が金融システムに対する懸念につながっていることや、金融資本市場に影響を及ぼしていること等により、海外景気が下振れして、我が国の景気が下押しされるというリスクが存在すると。これは2月の内閣府の月例経済報告、また長野県経済は足踏み状態になっているという日銀松本支店の県内経済にかかわる短観というのは非常に気になっているところでございます。これは招集のごあいさつでも申し上げました。

さまざまな経済事象の中で経営のかじ取りは、やはり大変厳しい時代だというふうに拝察しております。その一助になりますように、24年度の計画としまして、私の信頼申し上げている、高名な経営学者ですとか、経営者の方に坂城町においでいただいて、企業の皆様の状況、あるいは課題等をお聞きしながら、一緒に坂城町の活性化に努力してまいりたいと考えております。そんなことも24年度はいろいろ企画していきたいと思っております。

以上、概括でございますけれども、私からの報告といたします。

産業振興課長（小奈君） 私の方からはリーマンショック後の生産活動と雇用状況は、についてから順次お答え申し上げます。

平成20年9月、アメリカの名門投資銀行であるリーマン・ブラザーズが、負債総額約64兆円という史上最大の倒産をし、これが世界的な金融危機の引き金になりました。リーマンショックは、100年に一度の経済危機と呼称されるとおり世界経済を揺るがし、日経平均株価の大暴

落など、日本産業界にも大きな影響を与えました。このため、世界に市場を有する町内メーカーは、その協力工場を含め、平成21年の製造品出荷額等に大きな影響を受けました。出荷額で50%、付加価値額で55%の減少、これまでにない大幅な減少になった次第でございます。また従業員数では、雇用調整助成金を活用するなど労働力の大幅な減少はしないとの懸命な企業努力により、15%減にとどまりました。

なお、工業統計は毎年12月31日を基準に全国一斉に行われるものであります。このため、町が現在有する最新のデータは、平成22年12月31日のものになります。このデータでは製造品出荷額で120.8%、総付加価値額で109.7%と、いずれもリーマンショックからの回復がうかがわれるところであります。しかし、事業者数で4社の減少があり、従業員数は前年比88.8%の減少になりました。なお、この4社については後継者がいないこと等の要因により事業閉鎖したものと考えられ、従業員数は減少した事業所分と定年退職者分の雇用補充をとどめたことが主な要因と考えられます。

なお、この雇用情勢につきまして、ことし行っている事業所とのアンケートでは生産量、売り上げが増加している中で、累計80人の雇用増という回答を得ているところであります。

次に、セーフティネット貸付の状況についてお答えいたします。セーフティネット保証制度は、連鎖倒産防止や業況悪化など、国で指定する項目について、市町村長の認定を受けた中小企業が対象となり、信用保証協会において100%保証が認められる制度であります。

業況の悪化している業種に関する、いわゆる5号認定につきましては、売上高の減少等、経営の安定に支障が生じていることについて認定するものであります。東日本大震災の影響を踏まえ、原則全業種が対象となっており、さらに円高の影響によって、急激に売上高等が減少している中小企業を対象とする要件も追加されています。

この5号認定を受けて、金融機関から資金調達を行っている町内企業の状況は、平成22年度は111件でありました。平成23年度につきましては、この2月末現在で41件であり、昨年同期と比較して半分以下という状況であります。年度末である、この3月期においても、今のところ目立った動きはなく、今年度はこのまま減少傾向により推移するものと考えております。

平成23年度の融資状況であります。この1月末現在で県制度資金の利用状況は50件で3億2,889万円、町の制度資金の利用状況は12件で3,800万円、合計62件で3億6,689万円という状況であります。

平成23年度上半期と平成22年度下半期を比較した場合、平成23年度上半期は県制度資金は14件の減少で2億5,071万円の減額、町制度資金は2件の減少で880万円の減額、合計16件の減少で2億5,951万円の減額となっております。

利用された融資の内容を見ますと、県と町の制度資金双方とも件数は減少傾向であるものの、セーフティネット5号認定を受けて、利用される特別経営安定資金が大半を占めるといった状況

であります。

平成20年秋のリーマンショック以降、業況が悪化し、資金繰りに困窮する中小企業者がふえたことから、保証に係る対象業種を段階的に拡大し、市町村における認定基準も緩和されてまいりました。また、時限立法である中小企業金融円滑化法につきましても、期限が現在は平成24年3月末まで1年間延長とされていますが、金融庁では平成25年3月末まで再延長する方針で、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促し、中小企業者などの事業再生などに向けた支援に軸足を移していくこととしています。

町といたしましては、今後の経済情勢、さらには金融情勢を注視しながら、国の制度や町や県の制度資金を有効に活用していただけるよう、町商工会、町内金融機関と連携、協力していきたいと考えております。

次に、KYB-Y S新工場の建設についてお答えいたします。KYB-Y S新工場の建設につきましては、平成20年9月に当時の株式会社柳沢精機製作所と町において売買契約を締結し、平成20年度内での新工場建設に向けての事業着手が計画されておりました。しかしながら、リーマンショックの影響を受け、業績が落ち込み、先行きの見通しが立たないことから新工場建設は当面見合わせることでされておりました。

平成23年4月にKYB株式会社への完全子会社化に伴い、社名をKYB-Y S株式会社として新たにスタートし、新興国の活況や中長期において需要増が期待できることから、新工場建設が再び計画され、現在、造成工事に着工するなど、準備が進められているところであります。

新工場の概要としましては、ミニショベル用油圧シリンダーの生産を行う第1工場棟、ポンプ、モーターなどミニショベル用油圧機器の生産を行う第2工場棟の2棟の生産工場のほか、エネルギー棟、電機室棟により構成され、全棟操業時の新工場に勤務する従業員数は340名程度を見込んでいるとお聞きしております。

新工場の建設地となります中之条区に対しましては、昨年11月6日に工場建設に係る地元説明会を開催し、建設計画の概要説明がされました。説明会では地元住民の方から、周辺道路における交通安全対策、雨水排水処理、生産で使用する有害物質処理、総合対策といった項目について、対策や処理方法に対する質問、意見が出されたとお聞きします。

また、今回の新工場建設は近隣の環境や生活に大きな影響を及ぼすことから、町に対しても地元住民の皆さんから同様の項目についての要望書が提出されたところでもございます。

このことを受けまして、町ではKYB-Y S株式会社に対し、再度住民説明会の開催や近隣の皆様に対する説明について要請し、新工場建設に対する不安の解消を図るべく、1月23日に説明会が開催されました。この地元要望のうち、周辺道路における交通安全対策については、工場に出入りする大型車両の通行が想定される中、企業はもとより、近隣住民の皆さんからも新たな道路整備の要望をいただき、町としても生活道路への影響と安全性を考慮、検討した結果、KY

B-Y S新工場と主要地方道坂城インター線を直接結ぶ全長約65mの町道新設について計画しているところであります。この町道新設は、工業地域における基盤整備、環境整備として必要であり、立地企業と近隣住民が共存するためにも必要不可欠な道路となると考えております。

また、雨水処理対策につきましては、工場敷地内に約2千 m^3 の浸透式雨水貯留槽を設け、地下浸透による処理を行います。屋根の雨水は浸透管を通じて、路面の雨水は油水分離槽を經由して雨水貯留槽に流入することになっており、雨水貯留槽の設計においては、台風のような長時間にわたる強い豪雨や短時間でのゲリラ豪雨まで想定しており、十分な貯水量を確保しているとのことです。

また、特定有害物の処理につきましては、有害物質は工場敷地内で固定化処理をすることとしており、生産過程で発生した廃液は浄化処理後、有害物質は固定化され、産業廃棄物として法に基づき処分されるとし、騒音対策につきましてはコンプレッサー等の騒音源を遮音材で囲い込むほか、工場敷地周辺をグリーンベルトで囲い込むことによって、騒音の低減を図るとしてしています。

現在、造成工事が進められておりますが、KYB-Y S株式会社では現地に工場新設に係る問い合わせ窓口を開設し、地域への対応をしています。今後、工場の建設、そして操業と進んでいくわけですが、町といたしましても企業と地域住民の共存共栄に向けて努めてまいりたいと考えております。

6番（塚田君） 今、詳しい説明がありました。町内企業、総じてリーマンショック後の立ち上がりがまずまず順調にしているというような判断だと、そういうふうには私は聞きました。しかし、世界の経済状況の中で非常に大きな動きがあります。また、町内企業でも東南アジアに生産強化が目立ってきていると。

そういう中で、2月にテクノセンターで行われたジェトロ日本貿易振興協会長野貿易情報センターによるタイへの進出をテーマにしたセミナーの内容、この内容をお聞きしたいと思います。2点ですね、町内の海外に生産を強化するという動きと、それとジェトロのタイをテーマにしたセミナー、この2点をお伺いしたいと思います。

もう1点、KYB-Y Sのそれぞれ地元からの要望については、課長から詳しく答弁がありましたように、そのとおりだと思います。そして今議会に上程されています、今説明がありましたインター線から会社まで通じる60m掛ける10ないし12mのこの町道の認定についてですが、これは最近、非常に私も知らなかった間に、今議会で上程されて初めて知ったということですが、この今までの経過と、この道路はどんな接続をされるのか。例えば、今まで公安委員会等では、非常に急傾斜地のインター線から非常に横道に入るということは非常に危険だというような、そういう話も聞いていましたから、その中でどのような構造で結ばれるのかお聞きしたいと思います。以上です。

産業振興課長（小奈君） 2月にテクノセンターで行われましたジェトロのタイセミナー、こちらに

については、坂城町、坂城国際産業研究推進協議会の方でも共催という形の中で実施をさせていただきました。町内よりも、どちらかという町外の方が大変関心が高いという中で、町内ではこちら、たしか、記憶で申しわけございません、4社が参加、ほかに他地域からは80社からの参加をいただいたということで、総勢では100人を超える規模の研修会となりました。ジェトロの方ではタイの方への進出について支援していくことという中でセミナーとして展開されたものでございます。必ずしも4社がすべてタイ、海外生産について考えているというわけではございません。現在のところ、そのようなこともいろいろと考えていきたいという中で受講であったと聞いております。

また、KYB-Y S株式会社の関係で、町道の構想であります、先ほどお話をさせていただきました、地元住民のご要望、地域とそれから企業を結ぶという中で6.5mで幅員については、大型車両がそこを通行する可能性が高いという中で、10から12mの幅員という中で、今現在構想を描いているところでもございます。

そういう中ではあります、うちの中で公安委員会との協議というものも同時にさせていただく中で、先ほどご質問の中にもありましたが、取りつけといいますか、つくところにつきましては大きな隅切りをとるという要請も受け、現在それも含めて構想をしているところでございます。

6番（塚田君） 今の取りつけ道路といいますか、町道の認定の件についてはもっと歩道がどうなるのか、側溝がつくのかと、そういうことまで聞きたかったんですが、それはいずれしろ道路ができるということで、今後どのような計画のもとに進むかということで推移を見守りたいと思います。

続いて、次の質問に移ります。

2. 町有財産について

1月、佐久市中込の市道の一部を30年間も民間の駐車場として目的外使用されていたと新聞の報道がありました。駐車場として使用するには、行政財産の目的外使用許可が必要であります、町の行政財産の管理は大丈夫でしょうか。箱物行政とやゆされた箱物施設は、昭和56年の建築基準法が改正されて以降、58年に役場庁舎を初め、図書館、平成に入ってから旭ヶ丘、横尾団地、テクノセンター、3保育園、勤福センター、湯さん館と施設の大幅な新設、更新がされました。現在は学校施設の耐震化が進められているところであります。

イ. 管理と利活用は

人口減少時代を見据えて、施設の耐震化は、耐震性と利用状況など、維持管理を総合的に勘案し、大規模修繕、建てかえか、転用、統廃合、それとも処分かの計画策定をすべきであります。建築年の古い文化センター講堂、体育館、老人福祉センター夢の湯、児童館、網掛、戌久保、上平、鼠の団地、旧給食センター、南条集会所について、それぞれ伺います。

ロ. 土地開発公社の財産管理は

分譲地や坂都1号線の余剰地の所在と面積をお聞きします。

ハ. 社会基盤整備計画は

荒廃するアメリカと言われた1930年代に建設された橋梁が、老朽化により次々と落橋したニュースは、大きな衝撃を受けました。建設後50年を経過しているにもかかわらず、経済の停滞から、計画的・効率的な維持管理がされなかった教訓であります。橋梁の修繕や架けかえには多額な費用がかかります。少子高齢化により財政運営が厳しさを増す中、多くの橋や道路の長寿命化のために中長期の修繕改修の計画策定について伺います。以上で1回目の質問とします。

教育文化課長（柳澤君） 町有財産について。イ、管理と利活用は、について、私からは教育文化課の所管の文化センター、町体育館、児童館、旧給食センターについて順次答弁してまいります。文化センターは鉄筋コンクリートづくり2階建てとし、昭和46年3月末に竣工いたしました。平成14年度にエレベーターの設置、障害者用トイレの新設、1階大会議室奥に控室を設置するなどの増改築工事を実施しましたが、耐震補強等の改修は行っていない状況でございます。

文化センターの大会議室、中会議室など6部屋の利用状況については、平成23年4月から本年2月末の11カ月間で、利用件数は約1,050件、総利用人数は約1万7千人となっております。

文化センターの維持管理につきましては、設備的な面ではエレベーター、自動ドア等が設置されておりますので、各機器に関する設備点検などの法定点検を実施しているほか、必要な修繕を行っております。また、多くの方がご利用いただく施設として、防火対象物の総合点検等を実施し、安全な施設としてご利用いただけるように努めております。

坂城町体育館は、昭和45年5月末に竣工し、平屋部分は鉄骨づくりではありますが、それ以外は鉄筋コンクリートづくりで建築されました。平成10年度には老朽化も目立ってきたこともあり、アリーナのフロアやステンレス屋根の改修をしたところです。また、本年度も体育館玄関のバリアフリー工事を実施し、玄関部分にスロープや手すりの設置、外玄関のタイル張りかえ等を行い、より安全に使用できる体育館に整備いたしました。耐震補強等の改修は行っていない状況でございます。

平成23年度の利用状況ですが、4月から2月末の11カ月間で利用件数は、約800件、総利用人数は約2万4千人となっております。維持管理につきましては、通常の修繕はもとより、大きな改修等を必要とした場合には、その都度、整備を実施してきたところでございます。

町内の3児童館につきましては、木造平屋建てで南条児童館が昭和57年3月に、坂城児童館が平成2年3月に、村上児童館が昭和62年1月に竣工いたしました。

利用状況ですが、1日当たりの平均利用児童数は南条児童館が約32名、坂城児童館が約47名、村上児童館が約31名となっております。いずれも昭和56年6月に施行されました新耐震設計基準以降の建設となっておりますので、耐久性を保っていると考えています。維持管理につきましては、必要に応じて随時点検、施設の修繕を行っております。

旧坂城町学校給食センターは、鉄筋コンクリート構造で昭和48年12月に竣工、平成22年3月までの36年間施設を利用してまいりました。旧給食センターにつきましては、平成13年度に屋根の防水塗装工事や平成17年度に控室の石綿処理工事などを行ってまいりましたが、耐震補強等の工事は行っていない状況でございます。

新しく食育・学校給食センターができ、旧給食センターについては、当初、図書館の永年保存の新聞類などを置く保存場所として計画しておりましたが、新聞類につきましては県立図書館などの書籍の保存区分を参考としたところ、永年保存の必要性が少ないことから、保存区分の見直しを行ったことで、図書の保存場所としての活用には至らなかった経過がございます。

現在、別の分野での利用について教育委員会内で検討を行っているところでありますが、老朽化により多数の雨漏りが存在しております。利用する場合は雨漏りの修繕のほか、施設内のダクトや内部機材の撤去、排水路の溝のフラット化などの改修を要し、直ちに利用できるかということ、かなり厳しい状況と思われれます。利用方法を検討し、そのための費用も考えながら再利用ができるのか、解体ということも視野に入れ、一番望ましい方法を検討していきたいと考えております。

なお、維持管理という面では、旧給食センターの煙突上部がやや崩れかけていることから、24年度当初予算に破片が落下しないよう補修を行う費用を計上いたしたところでございます。以上です。

福祉健康課長（塚田君） 私からは、老人福祉センター夢の湯についてお答えを申し上げます。老人福祉センターは、昭和51年3月に建築されております。耐震性につきましては調査をしてございませんので不明であります。

施設の管理につきましては、町社会福祉協議会へ委託しております。平成18年度からは指定管理者制度が導入されております。利用状況について、平成22年度の開館日数でございますが234日、入場者につきましては1万811名、開館日数は例年並みであります。入場者数につきましては、何とか1万人台で推移はしておりますけれども、近年若干減少の傾向が見受けられます。

入浴施設につきましては、利用者が減少しているという中で、現在週3日、火曜日、木曜日、金曜日を入浴日としております。ことし3月で建築してから36年を経過するところであり、建物、入浴施設、設備とも老朽化が目立つようになってまいりましたので、補修をしながら運営をしているという状況であります。耐震診断とあわせまして、今後の施設のあり方について検討を始める時期ではないかというふうに考えております。

建設課長（荒川君） 私からは、イ、管理と利活用の中で、町営住宅の状況と、ハの社会基盤整備計画は、についてご答弁申し上げます。

まず、町営住宅の状況についてでございますが、町では経済成長期における労働力の確保や定住

人口の受け皿として、また最近では、ライフスタイルの変化に対応するよう、まちづくり交付金の導入を図りながら、町當中之条団地の整備に努めてまいりました。

現在の状況であります。8団地219戸の町営住宅があり、ご質問の網掛団地、戊久保団地、上平団地はいずれも昭和40年台に建築されたもので、経年による老朽化が課題となっております。

町では、平成21年度に公営住宅等長寿命化計画によって、経年年数、需要、改善の履歴、躯体の安全性などを踏まえながら維持管理計画を定めたところですが、県営住宅を初め民間の賃貸住宅の供給状況等を考慮しながら、町として維持管理すべき管理戸数の精査等を含め、町営住宅のあり方について検討を進めたいと考えています。

続きまして、ハの社会基盤整備計画は、についてお答え申し上げます。道路は路面の舗装のほか、橋梁、トンネルなどさまざまな構造物で構成されております。そして、その多くが高度経済成長期に建設され、経年の老朽化、高齢化による損傷の懸念から、平成15年4月に国土交通省において、道路構造物の今後の管理方針等のあり方が示されました。この内容は、これまでの損傷が発生してからの対応を、早期に損傷を発見し、修繕費用の平準化と維持管理の中長期的な方法を明らかにしようとするものです。

そして道路構造物の中でも橋梁は、修繕や架けかえに多額の費用を要することや、通行どめなど社会的な影響が大きいことから、平成18年度に国土交通省で橋梁の長寿命化修繕計画策定事業が創設されました。この事業は、長寿命化修繕計画策定に要する費用の支援を国道、県道については平成19年度から23年度までに、市町村道については平成25年度までに行うとするものであります。24年2月末現在、長野県下で計画策定が終了し、公表済みの市町村は20市町村の状況です。

町では、平成23年度で橋梁の点検を実施し、24年度での計画策定を予定しております。

なお、橋梁以外の構造物については、市町村道の場合、重要構造物は少ないことから、橋梁と同様の計画策定の義務づけはない状況です。

道路等につきましては、通常のパトロールや部分補修、損傷の状況に応じて維持工事等による修繕を行いながら、今後も安全な通行確保に努めてまいりたいと考えます。

企画政策課長（宮崎君） 私からは、項目イの管理と利活用、鼠団地、南条集会所からご答弁させていただきます。

まず、鼠団地につきましては、昭和41年に建設された旧県営住宅を平成14年に町が払い下げを受けたもので、近年建物が古く、入居募集をしていない状況の中で、用途廃止をし、土地開発公社において取得、解体撤去を行いまして、環境保全、利活用の観点から平成23年度において住宅団地造成を行っております。地元の要望を取り入れながら駐車場の整備、集会所及び遊園地は残して、この3月末には完成の運びでございます。

次に、南条集会所についてご答弁申し上げます。これにつきましては、昭和51年度に国の社会教育施設整備費補助金を得て設置されたもので、鉄骨づくり2階建て、延べ床面積158.98m²でございます。管理につきましては、部落解放同盟坂城町協議会に管理を委託してきましたけれども、18年度からは、部落解放同盟坂城町協議会を指定管理者に選定し、管理がされてございます。

利用状況は、部落解放同盟坂城町協議会南条支部の会議や学習会等の行事、地域の皆さんの交流の場として活用されています。また、これに隣接しています学習室につきましては、新地小集落改善事業による道路拡幅工事に伴い、買収された家屋の一部を利用し、南条解放子ども会の学習室として活用されてきました。この建物は前所有者が昭和52年に新築された木造、一部2階建て、56m²で58年に町が買収したものでございます。今後は、南条集会所は耐震診断等の検討を含め、必要な措置を行いまして、地域住民の皆様にご利用をいただきたいと考えております。

また、学習室は既にその役割を終えているということと、老朽化も進んでいることから時期を見て解体撤去を視野に関係者と検討し、進めていきたいと考えております。

次に、口の土地開発公社の財産管理についてでございます。分譲地につきましては、平成7年の岡の原住宅団地から20年に分譲した上町住宅団地に至るまで、13団地142区画の造成を行い、114区画の分譲がなされております。所期の目的に大きく寄与していると考えてございます。

しかし、未分譲地につきましては、地価水準が下落を続けておりまして、需要はあるものの大変厳しいものがあります。公社といたしましては、このような情勢を勘案しながら、未分譲地の販売促進に向け、分譲地定住促進等助成制度を設けるなど、鋭意努力しているところでございます。今後は実勢価格に近づけられるよう、さらなる分譲価格の改定について検討を始めているところでございます。

また、未分譲地の管理につきましては、公社の直営、あるいはシルバー人材センター委託として、年3回の草刈りを実施して適正な管理に努めているほか、町事業推進のために一部工事資材置き場として有料で貸し付けているところもございます。

次に、坂都1号線用地につきましては、町の要請により、公社においても公有地の先行取得事業として取り組んでまいりました。用地の交渉をするのに当たりまして、直接の事業用地のほか、交渉の中では多くの代替地の要望が寄せられ、代替地の確保がなければ当時の地権者会の同意をいただかず、代替地確保が最優先課題でもあり、この事業を進めるには必要不可欠でございました。また、用地交渉をするに当たり、事業用地のほかに残地についても用地の取得をした経過も一部ございます。

事業区間でございます、中之条工区及び町横尾工区を中心とする周辺では、代替地としての売却も多々あったところですが、最終的には代替地を求めず売り切りで決着し、未売却の土地や余

剩地的な箇所もあると。このような箇所につきましては、公社といたしましては事業担当課と連携を図る中で、隣接の方への売却等、努力はしてまいりましたが、当時の買収単価などございまして、地価の変動に伴う土地の下落が続く中で、なかなか処分が進んでいないのが現状でございます。

このような状況ではございますが、今後も各種事業の代替地として、また宅地分譲に切りかえるなど、いろいろ方策を検討しながら引き続き努力してまいります。財産管理につきましては、台帳管理を行い、1筆ごとに把握しながら、これも年3回の草刈り、境界についてもその都度確認し、適正な管理に努めているところでございますし、また目的を持って取得した公共用地でございますが、一時的なものとして、資材置き場等、有料で貸し付ける土地もあるわけで、土地の有効利用については引き続き研究をさせていただきたいと。

それとお尋ねの坂都1号線用地24筆ございますが、岡の原地籍に4筆、213.79m²、四ツ屋地籍に3筆、479.42m²、戊久保地籍に7筆、1,587.99m²、中之条地籍に8筆、1,570.96m²、町横尾地籍に2筆、1,612.68m²、合計で24筆、5,464.84m²でございます。このうち中之条地籍の1筆、399m²は23年度において代替地として既に売却済みとなっております。以上でございます。

6番（塚田君） それでは2回目の質問に入ります。初めに町有財産についての利活用に関する検討委員会は開かれているのかと。一番最近は、いつごろ開かれたかと。これは条例にもありますように、公有財産の利活用検討委員会の決まりがあります。これは皆さんももう暗記されていると思えますけれども、その一端を読まさせていただきますと、第1条に、公有財産の適正な管理と利活用を図ると、その第2条の中で1. 効率的な運用、2. 売却及び貸し付け、3. 不要な行政財産の用途廃止等、4. 公共施設の統廃合等であります。これが今、お答えいただいた中で相当、当てはまる部分があるというふうに思います。

この中でお答えされた中で、1にあります、これは児童館については建築年、耐震性もあると、そういうようなことでありますけれども、下水道接続等の今後工事が始まる時に果たしてそれにかかるお金の価値があるだろうかと、先ほどの費用対効果、この面であります。そしてその傷みは非常に激しいと聞いております。これについても、今、学校の耐震化の大規模改修、また改築という機会に統合して廃止をするという方向も十分考えられるというふうに思います。

また、旧給食センターについては、先ほど説明がありましたように、使っていない施設を何度も修理していると、そして今後ともどういうふうにするかという方向も定まっていないと。そして今回、煙突工事で25万円の補修をされると。これはもう使えないということで、当然廃止されるべきだと、そういうふうにこれはだれもが思うことであります。

南条集会所の学習室、これも使っていないんですよ。何年使っていないかという、そういうことを考えれば、もう廃止するしかない、ということが明らかであります。

坂都1号線の所在と面積の説明がありましたけれども、公民館のそばに町道がまだ廃止されていない三角形の土地が幾つも見受けられます。そして前沢川、要するに町横尾の境です。そこにも土地があります。その上には町横尾側には教員住宅の跡地があります。また、谷川沿いには早く買収した工場の跡地があります。これはまだ分譲もされる気配がないというふうに思います。こういう今後の利活用の方法もぜひ考えてほしいと思うわけです。

次に、12月議会に同僚議員が土地開発公社の分譲地について質問していますが、利活用についての答えがありませんでしたので、あえてお聞きします。町の広報にもありますように、旧南条保育園跡地の古田町住宅団地が4月2日受け付けで分譲開始されますが、坪換算で10万2千円から11万2千円と非常に格安と思います。その分譲地から歩いて二、三分のところに城坂団地1区画が売れ残っております。これは坪14万4千円であります。また、歩いて10分ぐらいのところに保地団地1区画が売れ残っております。これは坪16万1千円であり、だれが見ても坪4万から5万円の違いは理解できません。価格設定のあり方を明らかにしてほしいと思います。

次に、橋梁の修繕計画であります。これは今年の6月議会の補正で250万円、この診断をするということでありましたけれども、この診断内容と点検結果と、町の対象橋梁はどこかと、それをお聞きして2回目の質問とします。

企画政策課長（宮崎君） 幾つかご質問をいただいたわけですが、順次ご答弁をさせていただければと思います。

まず、最初に公有財産利活用検討委員会でございますが、これにつきましては一番直近はいつやったのかということでございますが、平成20年2月の29日に会議を開きました。当時の議題につきましては、貞明保育園の跡地、あるいは南条保育園の跡地、先ほども申し上げましたが、県営鼠団地の住宅の取り扱い、これが主な議題でございます。これの委員会につきましては必要に応じて買収するかどうか、そういうものの判断を含めて利活用ということでございますので、そんなことで必要に応じて開催しているというようなことで、基本的に行政財産になっているものについては、それぞれの計画の中で進めていくんですけれども、こういった対応をどうするかという、そういったときについてその都度開いているという状況でございます。

次に、南条集会所の関係でございますが、先ほどもちょっとお答えさせていただきましたように、利用が既に使命を終えているということの中で、これについては機会を見て早急に取り壊し等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

それと古田町の土地開発公社の分譲についてということで、今、古田町のお話をご質問いただいたわけでございますが、古田町につきましては、どういう買収の仕方をしたかという、旧、それにつきましては保育園の用地という部分もありまして、近隣の固定資産の評価額、これを調査したということで、最高額が、坪になります、11万2千円という数字の中で評価がされている土地の中での設定ということで、今6区画、平均が244m²、74坪でございますが、平均

単価は10万8千円、高いところで11万2千円というような現状の分譲単価を出してごさいます。

今、言われたようにですね、私も先ほどの答弁の中で申し上げましたけれども、地価が下落しているという状況の中で売るには、今言ったように簿価の中で逆算して設定していますので、現状に合わない部分というのも事実であろうというふうに思います。これについて公社の方でも、ここへ来まして数度に分けて単価を下げているということで、引き続きこれについても取り組みの中で是正をしていきたいと。ただ、やはり借入金の中で動いている仕事でありまして、既に簿価が残っているということで、じゃあそのマイナス分をどこが見るのといったときにですね、やっぱり公社の中で処理をしていくということが大きな課題でもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（宮島君） 建設課長、時間がないから簡明にお願いします。

建設課長（荒川君） 私からは橋梁の点検の状況でございすけれども、まず町が管理をする橋梁は全部で160橋ございす。この橋梁につきまして、今年度すべて点検を行っておりますが、点検の内容は実はこれは国の補助事業で行っておりまして、マニュアルがございまして、それに基づいてですけれども、橋の本体、高欄、地覆、塗装の部分、橋の伸縮の装置、橋を支えております支承という細かな部材がございすけれども、それごとにチェックをして、点検を行っている、そんな状況でございす。また、この結果に基づいて来年度、改修計画を立て、直ちに改修が必要なもの、詳細の調査がもう少し必要なもの、経年の状況を把握をしていくものと、こんなふうに3段階に区分けをして、計画に反映をさせていく、そんな予定でございす。以上です。

6番（塚田君） 時間がありませんから、これで質問は終わりますが、行政財産の管理と責任については、先日、「耐震診断を14年間放置」との報道がありました。極めて不適切で非常識な見出しは、北海道旭川市庁舎です。1997年に耐震診断を実施し、診断結果は震度3から4で倒壊のおそれがありと、築55年の庁舎は改築しかないと判明しました。防災の拠点に職員は毎日仕事をして、市民が訪れます。このように緊急に対応する必要も含めて、これからは行政財産の直すから、集める、減らす、総量縮小の方向で計画を進めることを求めて、一般質問といたします。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後2時29分～再開 午後2時40分)

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、10番 中嶋 登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、早いもので東日本大震災3・11が発生してから、あさつての日曜日には1年を迎え、復興元年とも言われており、これからが大変かなと思います。最近では瓦れき処理問題で、国の

対応も含めて大きくクローズアップされており、葛尾組合を抱えている当町としては、千曲市への早急に施設を移設していくという中での対応を、町民の皆様とともに考えていかなければならないと思うものであります。3・11に伴い、福島原発の事故により、CO₂削減の救世主であり、安心・安全の原子力発電と言われていたのが神話と化したのは、皆様ご周知のとおりでございます。

そんなことを踏まえて、県では、長野県防災会議条例の中に原子力災害対策部会を平成23年10月3日付で立ち上げ、施行をされております。そして県は、おくれればせながら、24年、こととしてあります、2月15日に防災会議を開いております。県地域防災計画原子力災害対策編における県と市町村の役割を策定しておりますが、なぜか2月15日にこの会議が行われたということをごちゃと考えるとすれば、これは私の私感ではありますが、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の安全確保にかかわる連絡体制に関する覚書を東京電力と取り交わすとともに、くしくも同じ日に、中部電力の浜岡原子力発電所とも全く同じ文面の覚書を、両社長と阿部知事との間で取り交わしてございます。

文面は、第1条から第3条までで至って簡単なものであります。原発や放射能に対して私は素人でありますので、余りよくはわかりませんが、3分もあれば全文読み切ってしまう。とっても小さな感じで、B5というんですかね、ここへ全文が書かれております。これが今申し上げましたように、東京電力、中部電力から来て、社長と県知事の阿部さんがお互いにサインしてございます。このコピーでよろしければ、もし皆さん欲しければ差し上げます。ただ、世の中の言葉には、シンプル・イズ・ベストという言葉もあるようですが、またこれは町長にでも見ていただければありがたいのかなと、こんなことも思っております。

さて、国も電力会社も原発事故後、後手後手に回り、後になってわかれば、まさに奇跡のような運のよさで大惨事が免れたことのようにあります。

それでは質問に入らせていただきます。

1. 原子力災害対策について

イ. 町の考えは

このようなことも踏まえて、地域防災計画の見直しや原発事故を想定した新たな指針策定も必要な時代となっていると私は思うものであります。町はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

ロ. ヨウ素剤の備蓄を

福島第一原発が放出した放射性物質は、ヨウ素、セシウム、ストロンチウム、プルトニウム等でございます。これらの放射性物質が人体をどのように傷をつけるかというと、ヨウ素131は体内に取り込まれると、甲状腺に蓄積され、そこで放射能を出して甲状腺がんを引き起こし、殊に幼児や子供に与える被害は極めて大きく、深刻であります。

福島原発事故発生の5カ月後、国は福島県内のゼロ歳から15歳までの子供を対象にした甲状腺被曝の調査結果を発表しております。それによると、何と45%の子供から放射性ヨウ素による被曝が確認されております。速やかにヨウ素剤を飲ませていればと悔やまれます。今後、このような失敗は二度と許されるものではありません。

チェルノブイリの例を見れば、4年後には小児甲状腺がんが急速に増しております。福島の子供たちのことを考えると、大変心配になるとともに、何も起こらないことを祈るのみであります。また、セシウム137は人間の体内に取り込まれると、全身の筋肉、生殖器などに蓄積され、がんや遺伝子障害の原因となります。そして半減期が30年と長いので、長期間土壌や海底の泥にとどまり、農作物や魚介類を汚染させ続けるのであります。

ストロンチウム90であります。これはセシウム137と同じように半減期が29年と長く、骨に蓄積して、骨のがんや白血病を引き起こすものであります。プルトニウム239でございますが、これは人類が作り出した最強の毒物と言われております。その毒性は青酸カリウム、シアン化カリウムですね、青酸カリさへ遠く及ばないと言われておるものでございます。これは皆さんご存じだと思いますが、その上、半減期が何と2万4千年という途方もなく長い、一番恐ろしい、人類がつくった物質ということであります。

このようなことから放射性ヨウ素を含んだブルーム、これは専門用語でございますが、放射能を含んだ、これは雲のことです。この通過による被曝を防ぐ目的で半径50kmにまで、このたび拡大されました。この地域にはヨウ素剤の備蓄が国によって行っていくという報道がなされております。

我が坂城町も安心・安全な町として、また私の長年取り組んできました少子化問題を考えれば、子供を放射能汚染から守るために、最低でもヨウ素剤の備蓄をするべきであると思っておりますが、ご所見をお伺いして第1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） 今、中嶋議員さんからご質問がありました非常に深刻なテーマだと思っております。私の方から初めにご質問のありました原子力災害対策について、その中の防災計画をどうするんだということについてお答え申し上げます。

町の考えはということでございます。東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故発生は、放射性物質が従来の想定を超えて広範囲に拡散したということにより、長期間にわたる住民の避難や周辺地域での生産活動の停滞など重大な被害をもたらしております。このことから従前には原発の立地県のみで策定をされておりました原子力災害対策編が国防災基本計画の修正を受けて、長野県においても策定されました。

今回の策定には、原子力災害発生時における影響比較を行うための平常時からのモニタリングや、電力会社との間での事故発生時の連絡体制を整備するなどの項目が新たに盛り込まれております。

町としましても、放射能空間測定器を購入し、定期的な測定を開始しております。これは先ほど申し上げました。また、県を通じて電力会社から異常時の通報があった場合には、状況に応じて屋内退避、避難勧告など住民に対して的確な情報伝達を実施していくことになります。

また、坂城町地域防災計画においては、災害対策基本法第42条に基づき、国・県の防災計画を勘案し、改定を進めることとなりますが、原子力災害対策を加えた改定については24年度に、原子力安全委員会による原子力施設等の防災対策の見直しがなされ、国・県計画に反映される予定となっておりますので、国・県の防災計画の改定スケジュールに合わせ、より実効的なものになるように見直していきたいというふうに考えております。以上でございます。

住民環境課長（塚田君） 私からは、ロの安定ヨウ素剤の備蓄を、についてお答えしていきます。

安定ヨウ素剤の備蓄については、この2月に追加された長野県地域防災計画原子力災害対策編においても、長野県が原発立地県でなく、安定ヨウ素剤の常備が必要な半径30km圏内の原発周辺の防災対策重点地域、これはE P Zと申しますが、これに県内市町村の該当がないことなどから、備蓄の方針が示されておられません。

県内でも、原子力災害発生時に放射性物質の飛散に備え、屋内退避や安定ヨウ素剤の配備計画が必要な半径50km圏内の地域、これはP P Aと申しますが、これに該当する飯山市、またそのほかに、松本市、岡谷市、飯田市などが独自に備蓄を行っております。

当町におきましては、半径50km圏外であることや、ヨウ素剤の服用については副作用についても十分に理解し、正確な放射性物質の飛散状況を計測の上、医療従事者が立ち会い指導のもと、定められた服用量を配布し、服用するといったことが必要であることから、現段階においてはヨウ素剤の備蓄についての計画はないのが現状であります。

今後、町地域防災計画の見直しを進めていく中で、防災会議等において検討、協議をいただきながら、町としての方向を決定してまいりたいと考えます。以上です。

10番（中嶋君） それぞれご答弁をいただきました。防災対策、やればやるほど切りがないという部分があるんでありますが、町長がおっしゃられたように、町長、よく言っているんですが、国がこれは一番私は基本で当たり前だと思っております。あと県が絡んで、それで町と。でも、どうも流れを見ているとちょっと言葉は悪いんですが、丸投げというんでしょうかね、最終的には末端の市町村に投げてくると。実際、やっぱり私はいろんなそういうものを見ていると、そういうふうと思うわけですが、特に今回は放射能とか、そういう大変な問題でありますので、町長もおっしゃっていましたが、その辺の動向を見ながら、また町独自のようなお考えもあるようですので、やはり先ほども申し上げましたけれども、中部電力にいたしましても、東電にいたしましても、さっきもお見せいたしましたように、同じ全く文章で来ていると。何か行政的だなと。それじゃあ、今の中電と東電でどれだけ原子炉を持っているのといえ、全然違うんですね。言うなれば、個性のある原子力を持っているような状況もあるわけでありまして。それなのに覚書を、ましてや県と

取り交わすときに、全く同じ文面でできていると。ある意味、電力会社同士の中で私はライバルだと思っているんですが、そういうのを公な、例えば今の県へ出してくる、そのときに全く文章が同じだというのはいかなものなのかなというふうに思っておりますので、先ほど町長がおっしゃったように、上から、上という言い方はおかしいんですが、来たらとにかく全部それを見て、坂城町流に私はアレンジしていくんだというふうにとっております。それでよろしいですか。今、「うん」と町長言ったから、こういうところで答弁要らないと言うと、中には怒られる人もいますが、そういうふうに私は信じて、答弁要らないです。ただ、答弁要る人もいますから。

ヨウ素剤なんかは、今、課長から苦心のご答弁を私はいただいたように思いますが、何か耳が遠くなってきたせいか、坂城町はやらねえど、坂城町は備蓄しておかねえどと聞けちゃったんですが、それでありましてですね、先だつての、さかきふれあい大学講座で、チェルノブイリで有名になりまして、現松本市長の菅谷市長のお話でありますと、今、福島の子供の多くが原発事故以来、疲れやすくなっているなんていうようなご講演を承りました。それによって、小学校によっては午後早く帰しているところも、もう現実的にあるようでございます。そのときに先生は何を言ったかといいますと、チェルノブイリの子供と同じように、長期健康追跡調査をしていかなければならないと心配をしていました。ちょっと、私、はしょって言っていますが、その間には、例えば貧血性の何とかね、何か放射能にまつわるような病気が出てくるんじゃないかという心配の中で、今の菅谷市長、ドクター、彼がそういうようなことを言っておったわけでありませぬ。

今、言うようにこのような首長、菅谷さんのいる松本市であるので、早速、私もヨウ素剤の件を調査してまいりました。松本市では既に40歳以下、11万人の安定ヨウ素剤を確保してあるとのことでありませぬ。内訳は3割が子供用で粉にしまして、それを分包してあるとのことでありませぬ。有効期限は1年ぐらいたらそうです。それから、あと7割は大人用でございまして、これも大人用としても、私ら団塊の世代はもう60を過ぎていますから、私らは関係ないんです。大人といっても40までね。これは丸薬、粒状の玉になったやつです。これは有効期限は三、四年ぐらいたらそうですございませぬ。

私もちょっと聞いてみまして、今の、そうは言ったって、ヨウ素剤をただ役場の金庫の中に入れておくじゃあ、あした起きるかもしれませぬからね、これははっきり言ひまして。そういう中でどうするんだいというふうにお尋ね申し上げましたら、これはなるほどうまいところへお願いしているものだなと思ひましたのは、薬剤師会にお願いをして、この松本市の場合は、それでそのヨウ素剤の保管管理をきちっと行っているというお話でありませぬ。

これは住民課長、今の何km範囲内というようなことをおっしゃってございまして、全くそれは国が言っていることだから、いいんですよ、それは。だけれども、私の言ひたいのは先ほども危機管理の部分で町長もおっしゃっていたように、おれの言うことが町長の言っていることと同じなん

だから、これ、というのは町長、「うんうん」と言ったからね。ということはですね、坂城は違うよと、ほかの地域とは、だから私はこういう質問をしておるわけでありませう。

ましてやですね、素人の人が言うんだったら、「えらいあれだな、風潮でもって大げさなことを言ってるじゃねえかい」と、「そんなものあれだわい、大したことねえわい」と、「おらのところまで来ねえわ」と、「そんなものいいわい」と、こういう議論、論する者も世の中にはおります。そこで先ほど申し上げましたように、さすが坂城町はですね、今のさかきふれあい大学講座、これももう長年やっているんですが、タイムリーにいい先生をいつも呼ぶなと私は思っているんですよ。

そうしたら大変課長には申しわけないんですが、課長を責めるわけじゃねえんだけど、事実として私が申し上げれば、教育委員会かそっちの方で、教育長もいますが、そっちの方で推薦して呼んでくれたのか、菅谷先生をお呼びして、そういう講演があったということでもありますので、その辺のところは少し本気で考えておいた方がいいんじゃないかと思って、ましてや菅谷先生はチェルノブイリのところへずっと長年おって、その甲状腺の研究をなされたドクターでもあるということでもあります。

でありますので、今も申し上げましたが、チェルノブイリではですね、300kmが放射性物質が飛散するホットスポットであり、危険水域となっていたようです、あのときには、300kmです、皆さん。今回は何かね、10だ、20だ、30だなんて、そこらでもって、この間、やっこ50だなんていう理論であります、もう既にチェルノブイリのときには300km危ねえぞと。

それでね、このことから考えてみると、我が坂城町も柏崎にある刈羽原発からは、さっき同僚議員であります塩入さんも言うておりましたが、約102kmぐらいなんです。これ直線ですがね、はかってみると、そこに位置しておると。それから、もう一つ、これもまあおっかないところなんです、静岡の浜岡原発ですね、これも約、はかると168kmぐらいです。そんなところに位置して坂城町があるということでございます。

今回、私も、ちなみに今の福島原発からどのぐらい坂城町は離れているだやということで、直線ではこれは正確にはかってみました。275.3kmであります。私は余り頭がよくないから、自分でもって指を使って計算したわけじゃなくて、最近の時代はパソコンというやつですか、あれをいじくっていたら、あるんですよ。郵便番号と坂城町役場と入れると出ちゃう、自然にピット。だから、この275.3kmに位置しておるということは、これは正しい数字だと私は思っております。この3カ所ともに、チェルノブイリによるさっきの話ではありませんが、危険水域に私は全部入っていると思います。

なぜこのような話をしたかということ、先ほども言ったホットスポットが危険であるんです。ですから、福島原発事故の当日の風の流れがどうなっていたのかと。ちょっと大ざっぱではござ

いますが、福島県から栃木県の方へあのととき風は吹いておりました。言うなれば、日光方面でございます。そこから群馬県の方へ流れてきまして、沼田、富岡、妙義山近辺あたりまで来ているということでもあります。ですから、軽井沢の方へと風が吹いていたのです。

これもちなみにですね、福島原発から軽井沢までは何kmあるんだと、これも調べてみました。247kmであります。これは皆さんも数カ所放射性物質が高い数値が出たと、一時期マスコミでにぎわっておりましたので、長野県内は軽井沢へ少し落ちちゃったなど、そんなことで、これはちょっと私きちっと調べたわけではないんですが、言う人に言わせると、佐久の方にも少し来ちゃったのかなど。それからちょっと怖いことを言う人は、「おい、東信の上田あたりまで来ているじゃねえかい」なんて言うような方もおりました。まあ、今言いましたように、ホットスポットでありますから、その地域全部汚しちゃったというんじゃなくて、ちょっと、私、また町長に教わらなきゃだめなんだけれど、スポットというと点みたいところに濃く出ちゃったなどというように私は理解をしているものであります。

そんなこんなを考えれば、坂城町もヨウ素剤の備蓄はちょっとまたすぐ登は極論だけじゃねえかと怒られそうですが、あしたにでも備えておかないと。ちょっと人間というものは、のどもと過ぎれば熱さ忘れるでもってね、あさって3・11の1周年だからなんていうようなことで、やっぱりマスコミもテレビでやたら報道すると思いますし、やたらにぎやかにはなりますが、そのときには皆さん、おっとなんていうようなことで、皆さんテレビにくぎづけになりながら、おっかねえこんだななんて思うわけではありますが、ヨウ素剤論でいきますと、もう私は松本市でやっておるので、これは坂城町も絶対にやるべきだというふうに思っておりますが、もう1回、課長、ご答弁いただけますか。以上であります。

住民環境課長（塚田君） お答えいたします。ヨウ素剤の件でございますけれども、こちらにつきましてはタイミングが大変重要です。要するに放射能が拡散したということから、やはり早いほど、早い時期にヨウ素剤を服用することで被害、甲状腺の発がんというものを抑えることができるというもので、その後、大分たってからは全然効き目はないものです。その点で、やはりこの坂城町から一番近い原発が新潟県でございますけれども、やはり距離的なものを考えるときに、そういう危険性はやはり少ないのではないかというふうに思うのが一つです。

それと松本市さんは、薬屋さんに、そのヨウ素剤を置いてもらっております。薬剤師さんですと、やはり使い方はご存じですので、そういう方法も当然あるかと思えます。ですので、先ほど答弁させていただきましたが、町地域防災計画の中で、町の薬剤師さんに協力を得る、そういうことも検討しながら、協議しながら進めていきたいという意味でお答えをさせていただきました。以上です。

10番（中嶋君） 課長、今おっしゃったとおりであります。ヨウ素剤ってやつはなかなか難しく、風邪引いたときに飲む薬とはちょっと違います。私は、このヨウ素剤なんていうのはですね、せ

めて今、オギャーと産まれた赤ちゃん、この人が80、90になって亡くなるまで使わないでいた
だきたいと、私は思っております。本来、そういう地球だったんですよ、ついこの間まではね。原
子爆弾なんてものができてから反対の利用でもって、平和利用だなんていうようなことでそっちへ
つながっていったという、私は理論だと思っています。

ただ、先ほども言いましたけれども、私は今言ったようにね、私らも飲みたくない、あんなも
のは、ましては今言ったように40歳から下は全部飲まなきゃいけないなんて、こんなことは絶
対やらせたくない。でも、皆さん、絶対と言えますでしょうか。ついこの間まではね、100年
に一遍だ、ましては千年に一遍だというようなことでもって、ある意味、国は動いていたところ
があったんですよ。それがですよ、3・11の事件があってから世の中どんでん返しになっ
ちゃった。福島でまたあれですよ、原発やりたいなんて手を挙げると思いませんか、福島で。過疎
化の村になってきちゃって弱っちゃったから、また原発をおらつくりてえと、体育館もまた新し
いものつくりてえから、またやりてえなんて福島県で言うと思いませんか。原発つくりたいなんて
ことは。私は言わないと思うんですよ。そういう部分を考えて、いみじくも、長野県には原子
炉がなかったからありがたいと思っていますが、全国のですね、やっぱり炉を持っている市長さ
ん、町長さん、村長さんたちはいろんな意味で、私は頭を抱えていると思います。

ですから、私は何を言わんとしているかという、あした起きるかもわからないよということ
を言っているんです。それで今回、さっきも言いましたけれども、チェルノブイリよりも小さな
事故でありましたから、この程度で済んだけれども、チェルノブイリの3倍、5倍も爆発して、
もし爆発したらですよ、そういうところも日本ではたくさんあるということは、皆さん周知のと
おりなんです。それで先ほども何度もしつこく言うような感じですが、それは遠いからいいとい
う理論はありますが、先ほど申し上げましたように、東電と中電からいただいたのは、これです
から。うんと100ページ、500ページ、千ページもあればというのじゃないんですが、これ
ですから。これを基本に連絡が来たらヨウ素剤を、今、坂城はやらねえちゅうんだから、坂城
はそうなったときはどうなるかわからないんですが、今の松本はみんな配るわけですよ。

ただ、ちょっと課長にエールを送っておけば、やらないんじゃないくて研究をなされるとい
うことを、私ちょっと最後の方で聞いたから、これは敬意を表しておきたいと思います。でも、さ
っきの最初の話ではとりあえずやらないんだよというふうに私、聞けちゃったもんでね、そうい
うふうに言ったわけでありませぬ。

ですから、そういうことを考えればですね、私は今言ったように、とにかく余り怖いことを
言うてはいけません、でも現実にあるということは、あした起きるかもしれない、もしかした
ら100年後かもしれない。でも100年に1回、千年に一遍のことが起きている、今時代であ
ると。そういうところへ私たちは生きておるんです。

だったら、私のさっきの理論ではありませんが、町長、うんとご努力をしていただいて、子供

を大切にしたいから、子宮頸がんのワクチンただにしようじゃねえかと。せっかくオギャー、オギャーと産まれてきた赤ちゃん、今のヒブだ、それから今の肺炎球菌でなんて亡くなったなんてとんでもない話だと。これは坂城町としては全部、国がやらなかったら、ただにしようじゃねえかと。今後とは国がやってくれるようだから、おれはよかったかなと思っています。

こういう町長の姿勢は立派だと思っているんですよ。子供たちを大事にする安全・安全の坂城町をつくっていかうじゃねえかと。その中の一つとして、私は何度も申し上げていますが、ヨウ素剤を取り組んでいけないかということでございます。課長にこれ以上責めると、ある意味かわいそうなので、町長のご所見をお願いをいたします。

町長（山村君） 先ほども申し上げましたように、24年度、原子力を含む防災計画を見直していくということの中でも、当然検討しなきゃいけないことだと思っております。あと、坂城町は幸せなことに、単なる平面での100kmではなくて、400mから千mの山に守られているというところもありますので、ほかのところとはまた違うかなと。例のスピーディなんかで分布したあれを見ると、我々のところは避けている。

ですから、あとヨウ素剤については中嶋議員の気持ちはわかります。わかりますけれども、ほかの問題とか、それから提供の形、それから予算を使って買っても、その保存期限の問題ですね、そんなことがありますので、そういうことを踏まえて検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

10番（中嶋君） 町長にはいいご答弁をいただいたと思っております。やっぱり真剣に考えていただければ、私はありがたいと思っています。最終的なところへ私が結びつけたいのは、やはり少子化時代、特に子供は大事だと。それでちょっとしつこく、こんな発言をさせていただきました。お考えいただければありがたいと思います。

ただ、これはちょっと未確認情報であります。松本は11万人、さっき申し上げましたように40歳からゼロ歳の子供たちまで、ちなみに100万ぐらいだという話をちょっと聞いております。ですから、それを坂城町にあわせれば、皆さん頭がよろしゅうございますから、お考えいただければ幸いですというふうに、一言またつけ加えさせていただきます。

それでは、第2質問に入ります。

2. 工業用地について

イ. 用地確保を

去る2月28日、総務産業常任委員会において、閉会中の調査をしてまいりました。午前中はテクノセンターの所長より、最近の坂城町における工業界の実情を話をさせていただきました。テクノセンターの検査室も視察調査をしてまいりました。

午後は、今、坂城町で最も注目されている企業2社を視察してまいりました。1社は内視鏡の先端につけて胃の中の細胞を取ってくる部品でございました。それから歯科医の最先端の技術で

行われておりますインプラント、この完成品もつくってございました。これはまさに、この会社のオリジナルだということでもございました。私もインプラントに興味がありまして、びっくりしました。このすごい技術が坂城の工場で作られているということでもございました。

またもう1社におきましては、瞬時にしてお金、お札を選別して100mも離れた金庫の中にプラスチックの受けの中を通して、これまた瞬間移動するというすごい機械でもございました。こういう素晴らしいものも坂城町で作ってございます。また、チップの入ったカードの読み取り機も最先端の技術が使われており、まさに特許の固まりのような機械でもございました。

この2社は、まさに研究型の会社でもありまして、特許もたくさん取得しており、中国には当分まねのできない、まさに坂城の匠業企業でもございました。また、両社ともに活気があり、社員も若く、皆さん目もきらきら輝いており、不況という言葉も忘れてしまうほどでもございました。まさに、この2社におきましては好景気は、私は間違いないと思えました。このような会社を見ると、やはり坂城は工業の町であることを再認識をするとともに、工業用地をいつも2haぐらいは確保しておきたいものだと私は思うのであります。

なぜ、このような質問をしたかという点、数年前、私が工業用地確保の一般質問をしたときに、前町長でございます中沢さんとお約束をした話でもあります。そんな流れがあるわけでもございますが、ただ、今は山村町長の体制の中でのことでもありますので、できれば山村町長、この辺のところをお考えをお聞きしたいと思っております。

特に、最近ではですね、昭和樹脂さんでもありますとか、先ほど同僚議員の塚田議員もいろいろご質問していただきましたけれども、KYB-Y Sさんでもありますとか、また近々児玉製作所とか、新たに工場建設をしております。元気がいい。世の中全般を見れば、余り景気がよい時代ではありませんが、頑張って収益を上げている会社もあります。そのような会社が工業用地が欲しいと言われたときに、すぐ対応ができるかと、そういう私は心配があります。

それで、今回の総務産業常任委員会で調査したところを見たり、先ほども言ったように3社も4社もまた新しく、この時代に工場をつくってございます。でありますので、まさに私は2haぐらいのものは工業の町として、ちょっと言葉は大げさですが、持っているのが使命かと思っております。その辺のところも町長にお尋ねを申し上げたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

産業振興課長（小奈君） 私の方から工業用地についてお答えいたします。

リーマンショック以前においては、町内の幾つかの企業からまとまった工業用地が欲しいという要望が寄せられたこともございます。面積の大小など、いろいろな違いはございましたが、要望などをお聞きし、緊急性などを考慮する中で進めてきたところでもございます。

しかしながら、平成20年秋のリーマンショック以降の景気の後退、急激な円高など日々予断を許さない状況が続く、町内企業におきましても、工業用地の対する需要の情勢が大きく変わってきており、設備投資に対しては減速している感がございます。

現在、町が所有している工業用地は、坂城インター工業団地の2区画で約3千m²と前田工業団地の約7千m²であり、合計で約1haであります。町といたしましては、これまで町内外からの工業用地に対する要望に迅速に対応するべく、一定規模の工業用地は確保しておきたいということで検討もしてまいりました。これまでも工業団地推進プロジェクトチームを立ち上げ、町内各所において造成可能面積などについて現地調査を行い、工業用地として整備可能な候補地について検討を進めてきた経過もございますが、社会情勢も変わってきておる中では再検討も必要であると考えております。

最近の工場立地の動向では、戦後最高値を更新するなど、急激に進む円高や輸出企業の為替差損の拡大などにより、大手企業の目は海外に向けられ、生産立地の一段の見直しが迫られています。町内企業の海外進出状況は、現在11社が中国やタイを中心に進出しておりますが、今後、海外展開を視野に入れている企業も幾つかお聞きしているところです。

また、金属加工業が中心の当町においては、取引先の海外移転や同業他社の海外進出に伴い、原材料の調達や労働力におけるさらなりコストダウンなどが求められ、海外進出の必要に迫られているという企業のお話も伺っております。

海外への工場移転が進んでいる状況の中では、国内における工場立地、特に工場誘致ということに関しては大変厳しい状況ではありますが、すべての企業が海外に目を向けているわけではございません。今後の成長分野とされる医療、エネルギー、環境といった分野の国内需要や国内マーケットをもとに、この先、工業用地に対する需要も出てくるものと思われまます。

企業が置かれている状況、工業用地に対する考え方は常に変化しており、ものづくりの町といたしましては、工場立地に関する要望への迅速な対応も重要であると認識しております。長期的な視野に立ち、企業の皆さんとの情報交換をさらに進め、企業ニーズや今後の工場立地の動向を十分精査、見定める中で工業用地の確保につきましては、慎重に対応していきたいと考えております。

10番（中嶋君） 何だかわけのわからないような答弁が返ってきまして、どっちにでも取れるような、何だか頭が今こんがらがっています。さあ、その中に一つだけちょっと怖いことを言ったと思うのは、空洞化のお話をしましたね。坂城町がどんどん海外へ出て行っちゃうよという。怖いですね、どうしましょう。でもそれも事実でしょうね、統計をとってあるんでしょうから。だから、私の委員会でうんと元気な匠業を見に行ってきたんですよ。工業用地を確保しておかなかったら、うんと元気のいい会社も今の、タイへ行くとは私申し上げませんが、日置さんのように上田に行くかもしれませんよ。千曲市へ行っちゃうかもしれませんよ。

だからそういう、私もね、さっきのホットスポットじゃないですがスポット的なお話を申し上げたんです。先ほども私言いましたけど総合的にはリーマンショック以来落ち込んでいるなんていうことは、小学生、中学生でも知っていることですよ、そんなことは。ただ、でもその中にき

らっと光った会社はねえのかなと。それで匠業坂城だ、匠業坂城だと言われているから私も精査する中で一番いい会社、1社はちょっとまたこれ町長におごるわけじゃないですが、町長も見られて、あそこはすごいなというような情報も私は得ました。だから、私、1社はそこへ行ってきたんですよ。これはすごい。さっき言いましたように、中国でみんな今まねされちゃっていますが、とても中国なんかまねができる技術はないというふうに私は思いました。

だから、そういう会社が突然大化けするときがあるんですよ。幾つも坂城に大きな会社がありますが、突然ね、500人、千人の会社になったんじゃないですよ。本当に納屋から始めて、けたぐりでがちゃんがちゃんと足でやっていたような、そういう工場から千人の会社になったんですよ。それは坂城町がちゃんと育てたんですよ。誘致条例までつくって。それで今のこの時代だからこそ、いみじくもさっき課長おっしゃっていたようにね、やっぱりみんな海外へ逃げちゃうような時代でありますからこそ、そういう部分を考えて延長線上で言っているんですよ。じゃあ、もっと細かに言いますか、じゃあ、その会社に絶対坂城にいてくれやと言ったら、親会社と一緒に行くと言ったら、これは出なきゃしょうがないでしょう。ここにいたらつぶれちゃうよ。そういうことは、私よくわかっているんです。

でも、最近、こういう時代に何でもマイナスの話ばかりするんですよ。たまには景気のいい元気な話をしませんか。それが私が言った坂城の中を見れば、うんと元気がよくて、さっき言ったでしょう。この景気の悪いときに3社出るんですよ。課長しっかりしてくださいよ。3社出るんですよ、この景気の悪い時代に。つくっているんだよ、今、一生懸命。それを今のあれですよ、統計論から総合的な話をして一つずつ言えば、1歳から100歳の人間の話までしなきゃならないから総合的な話になりますよ。私は一番いいところを取り上げて、それでこの会社を何とかしようというときの延長線上の話をして、元気になろうよ坂城町ということを私は言っているんですよ。町長のご所見、今の2ha、1haでも構いませんが、お願いします。

町長（山村君） 今、お話の出た両社とも社長と僕は話をしています、両方とも。坂城町ですね、元気が出ている会社というのは、私の長い経験から見ますと決して従来型の生産加工の会社じゃないです。私、何回も申し上げたように、ものづくりからことづくりに変わってきた会社です。そういう会社はあんまり大きな敷地は要らないんです。今の状態で、だれが来るかもわからないけど工業用地を造成しようというのは僕は反対です。

それよりは、むしろ今後どうするかという計画をつぶさに各企業と話をして、もしかして従来型の工場の統合があるかもしれない。それから、もう一つは中国、中国とおっしゃったけど、中国に行くことは重要なんです。マーケットが膨大です。けども、この坂城に本社機能の設計部門、ノウハウを残していかなければだめなんです。そういうための支援はするつもりです。

ですから、僕は非常に期待を持っています。坂城の工場には。ですけれども、私、申し上げたような、ものづくりからことづくりに変わっていける会社、この会社を支援したいというふうに

思っております。ですから、さあ2haつくったからやれというんじゃないというふうに私は理解しております。以上です。

10番（中嶋君） さすが町長、おっしゃるとおりだと思います。というのは、先ほど私は申し上げましたけれども中沢町長の発想でずっときて、それでもそうは言いましても前の話だったんです。それでそういうふうに思いましたが、それも一理あると思います。ですから、ちょっとさっきこの席を離れるときに、1haでもと私言ったんですが、私の理論はその半分でもいいと思うんですが、とにかく一つ、そういう場所を、じゃあ、今言いますけれども、ものづくりからことづくりでございますので、ことづくり用の今ぐらいの用地は、私はいつもとっておいた方が、一つはやっぱり町としても、そういう気持ちになる。もっと言い方を変えれば誘致をしてこなきゃいけないよと。ある意味プレッシャーをかけておいた方がいいんじゃないかという私は話です。

それから、現実的に私がさっきも町長2社行ってきたと言うんですが、そういう会社が幾つもあると思います。その会社が第2工場をつくりたいよと、そんなにたくさん要らないよと、研究型だからと。そのとき用のぐらい発想を持っていただければありがたいかなと。2haは先ほど言いましたように、だから前の町長、中沢さんの考え方でありました。これはもしかしたら、あの方は、ものづくりの方の考え方をおったかもしれません。それが、今、山村町長が言うには、ちょっと違うんじゃないのと、ことづくりじゃないのと。私もちょっと気がつかされた部分がありました。

そういう流れでありましたら、私はお願いしておきたいのは、ことづくりの敷地ぐらいなことをお考えになって、これは少しやっぱりプレッシャーをかけておいた方が私はいいと思います。あそこにいつもあるよと、あったのに3年、5年たっちゃったよとなれば、これは困りますでしょう。あそこにつくってあるよと、せめて一、二年の間に何とかというと、そういう会社にお願ひしたり、また場合によっては、こういう時代であります、坂城に誘致をするような研究型の会社をですね、誘致をするような発想が余計真剣に生まれてくるんじゃないかと、私はこのように思うものであります。

総合的には、私は課長も含め、町長も含め、いいご答弁をいただいたと思っております。ただ、少し宿題を出してしまったような部分があるかと思いますが、その辺はきちっと精査して、町民益を考える中で、子供を大切にすることをお考えをいただければ幸いかなと思います。

さて、先だって福島県内23市町村の自主避難をした18歳以下と妊婦に60万円を支払うと東京電力が決めました。40万円に20万円を上乗せてして、賠償額をふやす理由は、放射性物質の影響を受けやすく、そういう避難例も多いためとしております。賠償総額は2,050億円で、対象者は150万人に上ります。この3月下旬より、いよいよ支払いが始まるということです。いかに放射能が怖いものであるかを認めた一例であります。

さて、事故発生当時、大気圏に放出された放射能物質は、1日4,800兆Bq（ベクレル）

で、現在は1日24億Bqであります。発生時の200万分の1ではありますが、今後、収束するまでは5年、10年、20年まではかからないかな、大気中に放出され続ける事実を我々は忘れてはいけませんのであります。放射性物質の放出量はチェルノブイリの3分の1ではありますが、一日も早い収束を願うものであります。

今後、私の総務産業常任委員会ではありますが、柏崎の刈羽原発の見学受付が3・11以来とまっております。これが5月20日より再開するそうであります。視察に行ってきたいと思っております。余計な話ではありますが、どこの原子力発電所も豪華な建物になっているようですが、入館料は無料とのことであります。福島の事故以来、入館者もほとんどいないようでありますので、総務産業常任委員会におきましては、私はなおさら行ってまいりたいと思っております。

それでは最後に一句添えます。「気を抜くな放射能がとまるまで」、これで私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後3時36分～再開 午後3時46分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、11番 塚田 忠君の質問を許します。

11番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

1. ワイナリー事業について

イ. ワイナリー検討委員会の進捗状況は

昨年度、町長就任以来、早い時期から6次産業化したワイナリー構想が持ち上がりました。坂城町の産業として素晴らしいことに目をつけたと思い、いつときも早い立ち上がりを望んでおりましたが、ようやく今議会で初めて新規事業としてワイナリー形成事業と基礎調査事業として予算が出てまいりました。

議会総務産業常任委員会では、昨年11月に先進地視察ということで、岩手県葛巻町を視察してまいりました。山深い交通の不便な町でしたが、第三セクターでワイナリー、レストラン等の経営をしておりました。ヤマブドウのワインをつくり、レストラン、直売所等で販売しており、評判がよすぎて、売れすぎて、今では近隣市町村からブドウを仕入れ、白ワインを製造しているとのことでした。

葛巻町は、肉牛の飼育が盛んな町で、町の人口の倍ぐらいの牛が飼われており、乳牛、ヨーグルト、ハム、ウインナー等も製造販売をしていました。山深い地域ではありますが、食文化は変

わってきており、葛巻町は地球環境に対しても相当力を注いでいる町でありました。

また、ことしになって1月末に、町農業委員会ではアメリカ、カリフォルニアのワイナリー事業を視察研修団の一員として勉強会に同行させていただきました。私にとって初めての渡米であります。機内サービスのドリンクは当然ワインから始まりました。約9時間のフライトを終え、サンフランシスコに到着。ちょっと離れた港町のレストランで昼間にもかかわらず、ワインで乾杯を昼食と。ワタリガニとサーモンスターキを食べましたが、日本人には余りなじめる味つけではありませんでした。レストラン内では、我々以外の客の席にもワイングラスが、昼間にもかかわらず立っていました。

視察団は、その夜からサンフランシスコ市内の中心地のホテルに滞在し、2日目の早朝からバスに乗り込み、研修目的地である、ナパ、ロバートモンダヴィワイナリーに向かいました。神奈川県出身の農業問題に詳しい、すばらしい通訳に恵まれ、車中、アメリカ農業問題等詳しく説明を受けました。カリフォルニアの広い道路を相当速いスピードで1時間以上走ったところに、ロバートモンダヴィワイナリーがあり、視察研修をさせていただきました。

案内人は、2代目オーナーのロバートさん。ブドウ畑が果てしなく続き、遠くの山がかすんで見える状態であり、ブドウの木の株間が約90cm、畝幅が2mぐらいの密植で、真っすぐに何kmも植えてあり、植えるときにはレーザー光線で方向を定めて栽植位置を決めているという話であります。雨の少ない地域であり、年間平均700mmだそうです。ブドウの木の下には黒く長い3cmぐらいのチューブが引かれており、栽培時期に水をかける装置と説明。畝間は小さなクローバーのような草が植えられていて、保水と根粒バクテリアの繁殖のためだそうです。

ワイナリーの醸造工場を見学、ブドウ畑の片隅にあり、建物の長さが100m、幅約50mぐらいの3階建てで窓もなく、外壁にはツタが覆っていました。3階がブドウ原料の受け入れ場所であり、そこで醸造過程のビデオと説明を聞き、1階にはワインのたるが数多く並んでおり、天井付近に配管がしておりまして、そこから二、三分おきに霧を噴出していました。その傍らでワイナリーの試飲、高級なワインを何種類かいただいたが、私には飛行機の中で飲んだワインと味の差がわからない状態でありました。

ロバートワイナリーでは自分の農場でとれるブドウでは足りず、近くの農場から原料を引き取り、醸造しているようであります。カリフォルニアには約400件のワイナリーがあるそうです。その中には事業が成功している人たちが、ワイナリーを持ち、取引先の人を招待し、自分のワインを自慢するためのワイナリーが大分あるそうです。

質問に入らせていただきます。

町長は慎重に検討し、10年後ぐらいにワインの商品化を考えているようであるが、早めることはできないかであります。お尋ねいたします。24年度は試験圃場と担い手確保に手をつけるようですが、どの程度の圃場と担い手を考えておられるのかお尋ねいたします。現在検討中では

あるようですが、将来的にはどのような規模のワイナリーをを考えておられるか、また組織についてもお聞きいたします。

ワイナリー先進地を視察した限り、坂城町はワイナリーに最適と考えられます。視察地で聞いた話を坂城町に当てはめると、まず自然環境としては気候、年間平均温度、日照時間、年間降雨量、カリフォルニアの高級ワインには生産時期に昼夜の寒暖の差があった方が、うまいワインができると言っておりましたが、和歌山あたりの高いところでは寒暖の差が大分あるのではないかと思います。

醸造場所においては、時に旧学校給食センターに多少手を加えて利用し、ワイン保存熟成場所は新幹線横坑を利用すれば、温度・湿度は一定に保たれており、余り人工的に手を加える必要はないと感じます。

ワイン用ブドウ栽培圃場については、和歌山周辺の農地を交渉したり、遊休農地や荒廃農地が町内各地にあり、農業委員会としても大変困惑しております。遊休農地の早期解消につなげたいものです。

現在、坂城周辺市町村でもワインを検討しているので、よそより早い時期に坂城ブランドのワインとして名を上げたいものであります。すべていろいろな条件が整っておりますので、ワイナリーをやると決まれば、1年でも早く商品化したいものであります。

以上、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ワイナリー事業についてお答え申し上げます。

それに先立ちまして、岩手県の葛巻町ですとか、カリフォルニア、ナパ並びにサリナスですとか、いろいろ見ていただいたことに対しまして御礼申し上げます。

去年の春ごろから、ワインをやりたいと申し上げて、この3月の定例議会で、こういうのお話ができるということを非常に私うれしく思っております。ご案内のように、かつて日名では明治の中期にワインブドウをつくって、ワイナリー、それからレストランもあるということであったそうです。ですから、再開しますと百数十年ぶりに坂城でワイナリーをやるといふことなのかなというふうに思っております。

ワイナリーの形成事業につきましては、私がぜひとも何とかできないかなと思っている以上に、私の役場のスタッフの中でも「チャレンジSAKAKI」という運動をやっておりましたけれども、その中でもぜひやりたいという人がたくさんおりました。

それから、今のお話にもありましたけれども、何といたっても遊休荒廃地の解消ということをまず考えてみたときに、取り組める事業かなというふうに思っております。単に振興作物の創出にとどまらず、遊休荒廃地の解消、それから新しい農業の担い手の確保、それからいわゆる6次産業化ですね。単に生食用のワインをつくるだけじゃなくて、製造、加工、流通、販売、レストランもできるでしょう。そうしますと商工観光業とか、地域の振興への波及というものも期待され

るのではないかと考えております。

したがって、ぜひとも重要な施策として進めていきたいと考えております。今、塚田議員の方から10年後という話がありましたけれども、10年後ぐらいかけてしっかりやろうということですが、多分ブドウができるのは3年か4年ぐらいでできますので、三、四年には自作のワインができるかなというふうに考えております。

いずれにしても、これから関係のある皆様方から、これは多分町内外のいろんな方の知見を伺いながら基本的な方向性を検討していかなくちゃいけませんし、ワイン形成事業については既に今年度検討会も開催させていただきました。そんなことで検討を進めていきたいと考えております。

上田広域の関係ですとか、定住自立圏の関係がありまして、上田地区の市町村長とは千曲川ワインバレーというのをぜひやりたいなということで、皆さん、そうおっしゃっておりますし、阿部知事ともいろいろ話をしているという段階でございます。

さて先日のワイン事業の検討会では、町内のワインに関心の高い企業経営者の方も、それから生食用ブドウの生産されている方、それから既に一部ですけど、ワインブドウの栽培に着手された方、それから農業委員会の方、皆様にお集まりいただきました。その中でいろいろ議論させていただきましたけれども、世界的なワイン文化の広がりですとか、まだまだ市場が広がると、それからワインを取り巻く食文化、観光等への発展など大きな波及効果の期待が寄せられました。

また、今もお話ありましたけれども、坂城の気候特性を考えると、生食用ブドウはもちろんですが、醸造用ブドウに関してもすぐれたものが期待できるため、ぜひとも坂城オリジナルワインブランドをできるようにというご意見をたくさんいただきました。

さて、ワイナリーの規模と組織についてのご質問でありますけれども、町といたしまして、まず24年度、試験圃場を設置し、原料となり醸造用ブドウの生産者の確保、育成とあわせて栽培技術の習得や、最適な品種の選定、農家の意向調査などを実施してまいりたいと考えております。

生産者につきましては、町の中でぜひやりたいという方が何人かもう既におられますけれども、私はぜひとも外に向かって公募もしたいと考えております。そんなに大きな人数はないと思いますが、町内はもとより、広く県内外からも新規就農者を受け入れていくための準備も進めたいと考えております。それで早い段階での組織化、並びに法人化を促して、法人によるワイナリー形成事業を町が支援をしてまいりたいと考えております。24年度中に法人化というのはちょっと無理かもしれませんが、24年はその準備ということになると思います。

それから、ワイナリーの規模ですが、現状では未定であります。ご案内のように、酒税法に規定されております年間最低醸造量が6千リットルとされております。仮に1リットルのボトルだと6千本ということになるわけですが、6千リットルないと醸造のライセンスがないということですが、特区申請、特区の申請で許可になれば、量的緩和措置も受けるとい

うことでございます。それは2千リットルでございます。ですから、当面は2千リットルに見合う生産体制を目指していくということになろうかと思っております。

それから、ワインの商品化の時期についてのご質問であります。ブドウは苗を定植してから3年でようやく収穫できるようになり、収量が安定するまでには最低5年ぐらいと言われております。栽培面積の確保や生産体制の構築を考慮しますと5年から10年ということだと思っております。

私は何よりも、とにかくワインをつくっちゃえという、ワインを商品化することが目的ではなくて、先ほど申し上げたような種々の目的を持って、産業として地域に定着させるということが必要だと思っております。したがって、進めますけれども、なおかつ慎重に、将来を見きわめてやっていきたいというふうに思っております。

また、あわせて地域のブランドとしていくためには、人、技術、地域への浸透というのも必要不可欠ですので、関係の方や地域とともに着実に事業の進捗を図ってまいりたいと思っております。

先ほど言われましたように、ワインセラーとしては私はやっぱりトンネルが700mか800m近いトンネルが有効だと思っております。あれはほかにはない資産だと思っております。あそこにワインのたるがずっと並ぶのを夢のように見ております。すばらしい光景だと思います。ただ、醸造場所として旧給食センターをやれというのは、先ほどぶっ壊せという話もありましたので、これはいきなりその設備をやるというよりは、多分初めのうちは醸造は外部に委託してつくっていくところからスタートするのかなというふうに思っております。その辺のところを皆さんとご相談しながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

11番（塚田君） 私の想像しているとおりの答えいただいたので、再度質問することはございませんが、よそから技術者をというような話が今出ましたが、リーマン以来、景気回復しているわけではなくて、団塊の世代の人たちがいまだに年金も少ねえし、働いてえけれど、働く場所がねえというような退職者が大分いるわけなんです。それをこの時期に早く使っていただけたらというか、その産業に携わってもらえたらと思って、これワインをやっていくとなると、相当な従業員も必要になるんじゃないかと思っておりますので、その辺また今後考えていただいて、地域の坂城町の人間を使って、使うというか、就労していただければと思いますが、その点、よろしくお願ひします。

2. びんぐし湯さん館について

イ. 改修について

このことについては午前中、川議員より質問がありましたので、重複するところがあるかと思っておりますが、その点は適当に、適当でなく、省いていただいても結構ですが、一応予定して書いてきちゃってあるもので、お伺ひします。

私の家では湯さん館の年間利用券を二人で求めて、毎日のように利用させていただいております。

す。今回の予算書を見せていただき、2億円もかかる大がかりな工事であることがわかりました。午前中に出ましたけど、現在施設の修繕、リニューアル工事の実施計画を進めていることではあります。どこをリニューアルするのかお聞きいたします。これについては…。

また3年ほど前のことですが、洗い場が混雑するために、外に洗い場を設置しましたが、冬場は外気が寒いので利用できません。今まで利用させていただき、不満に思ったのは、時間帯のせいもあるかと思いますが、男の洗い場が少ないと感じております。今回の改修工事で風よけ、雪よけ等を検討しているのかお伺いいたします。

工事期間中、休業せずに風呂は利用できるのかもお聞きいたします。もし休業となると、年間利用券利用者はどうなるのかもお聞きいたします。

上田市では行きつけの温泉年間券で他の温泉に入るときには、年間券を提示することにより、入浴代金を値引きしてくれるシステムがあるようにお聞きしました。今回長期にわたり、休館となるようでしたら、この機会に湯さん館も近隣市町村と共通割引システムの導入を検討していただきたいと思います。

以上2の1回目の質問を終わります。

企画政策課長（宮崎君） 私からはびんぐし湯さん館について、項目に沿ってご答弁申し上げたいと思います。

改修についてでございますが、びんぐし湯さん館は平成14年にオープンして以来、間もなく10年が経過いたしました。多くの皆様にご利用いただいたことで、経年劣化が目立ってまいりました。特に、昨年につきましては運動浴槽の可動床が故障して、長期間利用できなくなったり、冷暖房設備や厨房設備の故障、劣化ではなく事故になっておりますが、落雷によりましてポンプ設備が故障するなど、皆様にご迷惑をおかけする事象が頻発してしまいました。このような中、10周年を迎えることから、修繕工事とともにリニューアル工事を計画し、昨年の12月議会において決定いただきました補正予算によりまして、現在実施設計を進めているところでございます。

計画している主な工事内容といたしまして、まず玄関でございますが、現在は入り口からフロントが全く見えない配置になっておりまして、初めての方にはわかりにくい面がございます。また、入り口前の道路部分がちょうど坂の頂上になっておりまして、車いすなどの方などにとって入りにくい状況になっておりますので、入り口の位置を見直して入りやすいようにできればと計画してございます。

次に、食堂につきまして、現在の大広間は畳ということでございまして、高齢者や障害者の皆様からいすが欲しいという要望もございます。そこで簡単な会議にも利用できる場所として厨房横にいす席のスペースの増設を計画しております。また、特に食の面でもアピールできるように、厨房を増築しメニューの充実による集客力アップや経営強化を図っていきたいと考えております。

次に、売店についてでございますが、売り場面積を拡張しまして、ご来館いただいた皆様に満足いただけるような品ぞろえ等を図っていきたいと考えてございます。

次に、脱衣棚及びげた箱につきましては、リターンルコイン式のかぎつきロッカーということで、利用者の安全を図りたいと。

一番の施設であります、風呂につきましては修繕が主な内容となりますが、新しいものとしたしましては、露天における釜風呂等の設置を計画してございます。一人用の今のたる風呂でございますが、あれは木製ということですが、ちょっと材質を変えながらちょっとしたことも今考えてございます。

ご質問の中にも特にございましたが、男子屋外洗い場が冬になるとなかなか使えないという状況でございますが、この箇所については地下の機械室の上部ということで、屋根、壁になる構造物ということは建物全体の構造に影響するというようなことで、なかなか難しさがあるわけでございます。ただ、とにかく当時はより大勢の人に入っていただくということで、急ごしらえという部分もありました。現状の中で構造部ということの中でございますが、今、雨よけ、風よけということでご指摘もいただいているわけですが、冬場もここを使えるようにしてほしいという要望は皆さんから出されて、多くの方から出されております。幾らかでも使える期間を延ばすことができないか、今検討しているところでございます。

その他、外壁の塗装更新、あるいは床の張りかえ、一部天井の張りかえなどを実施する予定でございます。

次に、工事期間中の営業についてでございますが、工期につきましては議会での契約の議決をいただく必要がございます。5千万を超えるということでございますが、4月から7月ごろを期間として設定したいと予定しております。なるべく営業をしながら工事をしたいところですが、どうしても風呂の中ですとか、天井、床に係る工事もございますので、1カ月程度は休館しなければならないと考えております。最終的には工事施工者と協議して決定することになりますが、休館期間が決定しましたら利用者の皆様にお知らせをしてみたいと思います。目安とすると、ばら祭りが終わった後、できれば海の日までにはオープンできるように、そんな段取りを今組んでおります。よろしく申し上げます。

次に、近隣市町との共通割引券システムにつきましてでございます。今、お話もいただいておりますが、今回の工事だけでなく非常に重要な案件というふうに考えてございます。営業再開後の定休日等もございます。上田地域広域連合に対して、もう既に町長から先月申し入れをいただいておりますが、私ども事務レベルでも事務局と打ち合わせを始めております。ただ、やっぱり組織がでかいものですから、間に合うように、できるだけお願いしているところでございますが、4月になったら関係の担当課長を含めて話し合うということになってございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

失礼いたしました。年間の利用者についてでございますが、これにつきましては、休館の期間、その期間によりますが、その分については延長、あるいはご本人のご希望になると思いますが、日割りでお返しするか、どちらかにしていきたいと、あるいは両方ということでもう少し調整していきたいと思っております。以上であります。

1 1 番（塚田君） はい、よくわかりました。それで食堂だけ、いすのコーナーをこしらえるというけど、何人ぐらい座れるものを考えているか、スペース、もし今予定があったら。

企画政策課長（宮崎君） いす席につきましては、数的にはちょっとまだ確認はしてございますが、スペース的には基本的には今、食堂の横にオープン式にパラソルやなんか敷いて、時期だけちょっと休めるスペースがあるんですが、コンクリートのべた打ちをしてある部分があるんですが、できればあの範囲の中でやり繰りをしながら厨房の部分も含めて検討しているところであります。以上であります。

1 1 番（塚田君） はい、わかりました。年間券については両方のシステムを使ってくれるというのは一律に決めていただいて、我々も長く利用させていただきたいと思っておりますが、ひとつよろしくお願いたします。

3. 案内標識の設置について

イ. 公共施設に案内標識の設置を

最近ではカーナビの普及により、車で知らない場所へ行くにもたやすく行けるようになりましたが、まだカーナビのついていない車の方が多いと感じます。数年前に丸子の知り合いの方から坂城の文化センターへ行かなければならないが、どの辺にあるのかという問い合わせがあり、18号線の逆木の信号を右に入るよう教えました。信号手前で右折れ車線の中央に出おくれ、後続車に気遣い、直進し、迷って私の家にたどり着き、改めて産業道路を通るルートを教えた過去がありました。

つい最近になりまして、同じようなことがあったので、私自身が町内を見て回りました。気づいたことを申し述べます。まず、上田方面から18号線、鼠橋交差点手前左側に産業道路経由の文化センター、体育館、グラウンド等の案内板が欲しいと思います。

金井の谷川交差点手前では、テクノさかき駅の案内があるだけ、テクノセンター、勤労者福祉センターはありません。千曲川バラ公園については谷川を渡ったところに立派な看板があるが、対岸に最近になって立てられたものと思われるが、上田で昨年オープンした大手スーパーのばかでかい看板が立てられてしまいました。バラ公園の看板が見えない状態になっているのです。もし直していただけたら高いところへ上げるとか、場所を変えるなら最近できた大きな看板の前あたりが適当と感じます。

谷川交差点においては、上り車線も同じように役場方面から向こうに向かったときですがね、標識がないわけです。テクノセンター、バラ公園、勤労者福祉センターのあれですが、ありませ

ん。これもつけていただきたいと思うところではありますが、場所はいいさいの駐車場の出口付近がよくないかと思えます。

中之条交差点においては、坂城中学校入り口という看板が下り線にあります。歩道橋の階段の陰になり、全く見えないところにあります。歩道橋より手前に移すことを要望いたします。中之条逆木交差点には上下線手前に文化センターとか、体育館とか、グラウンド、武道館、図書館、給食センター、歴史民俗資料館等の案内も欲しいところでもあります。

田町交差点では、湯さん館、鉄の展示館は見えたとはいえないような気がするが、坂城駅入り口とか、ふるさと歴史館、公共施設ではないけれども、村上義清供養塔も案内をしてほしいところであるので、教育委員会でもご検討をいただきたいと思えます。

役場入り口については上り線においては商工会、役場は見やすいところにはありますが、保健センターが入っていません。できることでしたら、下り線においても千曲川側に役場入り口という看板が欲しいところでもあります。

今回、一般質問通告書にインター線にも案内板の設置ということで通告いたしました。現地を再度確認したところ、産業道路交差点入り口と18号線交差点手前にいつの間にか、立派な案内板がついていたので、通告を取り消させていただきます。

町の公共施設にはすべて看板が出ていたようですが、壊れそうなもの、さび始めたもの等も目につきました。特に文化センター、体育館わきの看板は低いところにあり、草木に覆われて見にくかったのですが、今回質問を行うに当たり、現地へ行って見たところ、看板の下はきれいに手入れがされておりましたが、ある程度、遠くから見えるように、高いところへつけかえてもらうことを望みます。

町道におきましては、中学校校門前の給食センターの青い看板は要らないのではないかと思います。その近くの三差路の真ん中あたりに、白い看板に夢の湯とか、福祉センターとか、葛尾組合、武道館と読み取れる看板が立っているが、どこを案内しているのかわからず、目ざわりであるから撤去等を検討していただきたいと思えます。

以上3の1回目の質問を終わります。

産業振興課長（小奈君） ただいま塚田忠議員さんの方から種々、それぞれの場所に応じてのお話ありがとうございました。町の公共施設の案内標識の今現在進めている内容について、私の方から説明申し上げます。

屋外の案内標識の設置につきましては、まちづくりへの新たな取り組みとして「チャレンジS AKAKI」において提起もされていることから、昨年の12月議会に補正予算を計上し、国の事業である緊急雇用創出事業を活用し、町内の案内看板設置状況の基礎調査事業を事業化しました。その中で現在国道18号線、または坂城インター線それぞれのところに役場やびんぐし湯さん館、テクノセンター、バラ公園等の公共施設の案内看板が設置されておりますが、そのほとん

どが施設整備の際に設置されたものと見られ、製作年度違いから各施設ごとに看板が製作され、大きさや意匠等の統一化はされていない状況であります。

また、公共施設付近の案内看板につきましても、一部見えにくくなっている看板や老朽化したものも見受けられます。

公共施設への案内看板は、町外から来られる方がわかりやすく、見やすい場所に設置されていること、町の主要道路に設置されていることから、坂城町のイメージアップにつながるが大変重要でありますし、国道18号線、上田坂城バイパスや県道力石バイパスが開通したことにより、町外から来られる方のルートも変化してきております。これらの課題と調査結果を踏まえ、今後、わかりやすい案内看板の設置に向け、関係各課と検討してまいりたいと考えております。

11番（塚田君） 町で考えておられるということですので、安心して質問を閉じたいと思いますが、これは最後に申し上げたんですけど、不要な看板を取ることも計画の中に入れていただけるでしょうか。不要な看板というか、どこを案内しているかわからないような看板が目についたわけなんですけど、さっき言った、そういうものも予定の中に入れてやっていただきたいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後4時27分～再開 午後4時38分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、5番 窪田英子さんの質問を許します。

5番（窪田さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 東日本大震災の教訓は

イ. 大地震への対策は

東日本の大震災では学校の教師の指導のもと、安全な避難場所を迅速に決め、指導に従って全員が無事に避難できた学校がニュースになり、感激したことを覚えています。すばらしい先生だと尊敬しました。子供たちもその親もともども喜び合ったことと思います。この差は何だったろうかと振り返ると、日ごろの防災教育が活かされたものと思います。先生の的確な判断できたと子供たちの命を守るべく導いてくださったことと思います。突然に襲った津波、津波より高い場所への移動、それもスピードが必要だったと思います。

ロ. 地震に対する町民への訓練は

命の安全を守るため、1段階上の訓練の実施を保育園や幼稚園、学校、法人、公社など個人でない場合は、結構防災訓練等ができています。その反面、個人、各商店等の場合は自分なりに判断しやすいので、町民への指導も講習会等を開き、訓練をしていただきたい。

ハ. 防災についての再検討は

安全な避難場所と全員を守る大きな施設の確保、食料の貯蔵の対応、業者との供給協定は。予想がつかなかった高波でたくさんの人を亡くした。あつと言う間に幸せを崩してしまった。予想以上のこともあわせて検討し、より以上の想定の上の訓練を組んでいるのでしょうか。すばらしいハザードマップは坂城にあります。でも、あの地震の心得や各家庭に防災マニュアルを家の中央に、目のつくところに張りやすい用紙、B5みたいなので新たに配布していただけたらいいなと思っています。

地震の心得10カ条みたいなのがありまして、1まず我が身の安全を図れ、2慌てずに火の始末、3非常脱出確保、4火が出たらまず消火、5慌てて戸外に飛び出さず、6狭い路地、塀際や壁に近寄らない、7山崩れ、土石流の浸入注意、8避難は徒歩で、持ち物は最小限、9みんなが協力し合って応急救護、10正しい情報をつかみ、冷静な行動。

次に「防災マニュアル」、備薬品、現金、非常食、非常持ち出し品用意、ラジオ、懐中電灯、電池余分、救急医療品、その他日用品、ティッシュ、パンツ、タオル。

災害が発生したら、職場の近くの避難場所は、避難場所までの経路は、避難時の連絡方法は、家族の役割分担は。家具や照明器具などの点灯落下を防ぐ柱などに金具や固定器具を使って固定する。ガラス飛散防止用フィルムを張る。家具の配置を工夫する。寝室や子供、高齢者の部屋には背の高い家具を置かない。

自宅や周囲の安全点検、ブロック塀や屋根がわらの状態を確認、補強。町での再検討は。

1回目の質問、これで終わりにします。

町長（山村君） それでは、今、窪田議員からご質問のありました東日本大震災の教訓は、大地震への対策はということでございます。これにつきましては、午前中も種々いろいろご指摘賜りましたけれども、我々が置かれている状況なども踏まえまして、ご説明と回答したいと思っております。

まず、3月11日に発生しました東日本大震災では三陸沖から茨城県沖にかけて広がる長さ500km、幅200kmの広大な領域にわたって複数の海溝プレートが次々と連動したことにより、マグニチュード9という超巨大地震となりました。また、当町への影響が想定され、今後30年で87%の確率で発生すると考えられる駿河トラフを震源域とする東海地震も、国の中央防災会議におきまして東南海地震、南海地震と連動して同時に発生するといった想定地震が新たに加えられた中間報告がされております。

発生時には、当町に最も直接的な被害を及ぼすと考えられる内陸活断層型の地震である糸魚川静岡構造線断層帯での地震発生確率は、これも今後30年間で14%となっております。これは全国各地の内陸活断層の中でも著しく高い数値を示しており、昨年7月に松本市で震度5強を観測した直下型地震においても、その一連の活動の一つと考えられております。松本以北の断層でマグニチュード9の地震が発生した際の最大震度は坂城町でも6強となることが予想されております。

また、この地震による被害はトータルで言いますと、死者約3,500名、重軽傷者数約9万2千名、避難者42万人となるのが県において想定されているところでもあります。

坂城町におきましては、今まで大きな地震に見舞われることもなく、また気候的にも比較的穏やかであることから、幸いにして今まで大きな災害被害はありませんでした。しかし、昨年3月11日、東日本大震災を教訓として、常日ごろから自然災害発生時の対応を念頭に置き、行政はもちろんのこと、住民の皆さん、企業、各種団体が一丸となって、あらゆる防災対策を講じることが重要であるかと考えます。

大規模災害への対応は、避難所などの防災施設の整備や避難時における情報発信の確保などのハード面の整備に加え、被害を最小化する減災の考え方にに基づき、家庭内防災の徹底やコミュニティにおける自主防災会、消防団、婦人消防隊などへの地域防災活動に対し支援を行うなど、ソフト面での防災力強化を図ることによって、大地震等災害に対応できる安心・安全なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

今、窪田議員からご指摘のありましたいろいろのマニュアル類についても、あわせて整備していくべきだと思っております。以上でございます。

住民環境課長（塚田君） 私からは、この地震に対する町民への訓練は、についてお答えしてまいります。

住民一人一人が災害発生時において、みずから何をすべきかを考え、災害に対して十分な準備を行う機会として訓練へ積極的に参加することは重要であります。大規模災害発生時には、地域住民がお互いに助け合う共助の取り組みが地域での被害減少につながることから、昨年実施いたしました町総合防災訓練においては、各区の自主防災会長の指示のもと、地域で発生した災害現場へ住民自身が出動し、消防団員や婦人消防隊員と協力して、初期消火や倒壊した建物からの負傷者の救出、搬送、応急手当を一連の流れで実施し、避難所設営の訓練も並行して実施するといった、より実践的な訓練内容に変更したところでございます。

また、月見区、上五明区など各自主防災会の訓練で行われた訓練においても、消防署、消防団も協力し、避難誘導や情報収集などを加えるなど、訓練内容をより具体化した実践的なものになってきております。

訓練の実施を通じて、地域の要援護者の把握や危険箇所などの情報共有化などが図られるなど、訓練への住民の積極的な参加は地域の防災力を高めるものであります。本年は8月26日に、町総合防災訓練を村上地区において実施する計画であります。

町民の皆様お一人お一人が実際の災害を想定して、総合防災訓練や各地域で行われる防災訓練に積極的に参加していただくことにより、防災力の向上が図られ、地域の連帯感も強化されるものと考えております。

町といたしましては、これからも総合防災訓練での訓練内容の充実を図るとともに、自主防災

会を初め消防団、婦人消防隊の活動を支援してまいりたいと考えます。

ハの防災についての再検討は、についてお答えします。町地域防災計画において災害時の指定避難所については、大地震や大規模火災発生直後の屋外避難場所として40カ所、また宿泊可能な屋内避難所として32カ所が指定、中核避難所として10カ所が指定されています。屋内避難所として指定されている主に各区の公民館については、老朽化が進んでいる建物もあることなどから、順次耐震診断や地元区と連携して点検実施などの整備に努めてまいりたいと考えております。

中核避難所として指定されている施設には、町内小中学校がありますが、新年度には村上小学校校舎の耐震工事が、その後には南条小学校の改築工事が予定されておりますので、地域における安心・安全な防災拠点として利用できるものと考えております。

食料の備蓄については、町内2カ所に人口の約1割である1,600名が避難者と想定した2日分と食料と水の備蓄をしております。

災害時応援協定については、現在JAちくま、生活協同組合コープ長野と締結しておりますが、あらゆる災害発生に対応すべく、今後提携先の広域化や拡充について研究、検討してまいりたいと考えております。

自然災害は、いつどこで起きるか予測できません。非常時における家族との連絡方法や避難場所の確認、非常持ち出し品の準備の確認など、既に配布されておりますハザードマップやさかさくらしの便利帳などを活用していただく中で、日ごろから災害への備えを怠らず、家庭で災害時のマニュアルやルールづくりなどの取り組みもいただけるように、今後啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

5番（窪田さん） きょう、テレビを見ていましたら、ここに書いてなかったんですけども、ちょっとお聞きしたいんですけども、学校へ行っている場合の方が一地震があった場合、子供さんを親が引き取りに来るんだそうですけれども、子供さんを引き取りに来る親がいるというときに、先生はそれはあれですかね、この場ではあれですかね、これは出していないからだめだね…。

議長（宮島君） 通告にありませんので。

5番（窪田さん） はい、わかりました。じゃあ1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

2. 高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種について

イ. 助成の内容は

75歳以上の肺炎球菌ワクチンの2千円の補助の根拠は、ワクチンについての知識についての周知は。ふだん風邪も引かないし健康な人には必要がないかもしれませんが、入院して退院したばかりとか、すぐ風邪を引きやすく熱を出す人は体力がなく、病気が上りの人とかは、5年間肺炎になりにくいので、接種しておくとも熱を出した後、肺炎になりやすいので少し安心できると思

います。

例えばの話で糖尿病で入院し、退院して寝たり起きたりして、通院し風邪を引き熱を出して入院、肺がレントゲンで真っ白になってしまい、あっという間に肺炎でお亡くなりになりました。こんなとき接種を受けてあったらなと思いました。また、肺がんを手術し、元気になって薬の副作用で体じゅうがかゆくなり皮膚科に入院、入院中に風邪を引き肺炎になり、1週間で肺が真っ白になり帰らぬ人となってしまいました。元気だったのに、若かったのにもと思いますが、体力が弱まっているとき、風邪を引き熱を出すと肺が真っ白になり、取り返しがつきません。肺炎の予防接種のことを知っていたらなと考えさせられました。

お金が高いと知っていても受けられなかったり、全然知らない場合があったり、知っていて予防接種を受け、肺炎に完全にならず助かったり、さまざまですが、まず体力のない人は予防するのが一番だと思います。高い注射なので入院しなかったら医療費が安く済むので補助をぜひ考えていただきたい。所得に応じてとか、所得が少なくて体力がない人に補助を全額にしてください。以上で終わります。

福祉健康課長（塚田君） 高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種についてお答えを申し上げます。

肺炎は、日本人の死亡原因としては、がん、心疾患、脳血管疾患に次いで4番目ということになっておりまして、肺炎で亡くなる方は高齢者を中心に年間8万人を超えているという状況でございます。

肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で最も頻度の高い肺炎球菌という細菌に対する予防ワクチンでございます。このワクチン接種は今から10年ほど前になりますが、平成13年ごろ新聞報道をきっかけとしまして高齢者を中心に接種される方がふえてきたということでございます。

しかしながら、接種率は日本におきましては、65歳以上の方について見ましても、全体の8%程度というふうに言われておりまして、まだまだ低い状況であります。その理由といたしましては、予防効果がそれほど明確でないことも含めて、知名度も低いということもございまして、それから国の推奨ですとか、費用の補助がないといったこともその要因かなというふうにも思われます。また、ワクチン接種料が、今、ご質問にもございましたが8千円程度と高額であり、有効期間も5年間となっていることもその理由というふうにも思われます。

5年後の再接種につきましては、日本では副反応等により、許可されておりましたが、平成21年によく医師の判断により、必要であれば接種することが可能となりました。

こうした中で、ワクチン接種代の補助を行っている市町村は、平成22年3月現在であります。全国では327市町村、県下においては、これは22年の6月現在であります。17市町村ということになります。県内17市町村の補助の金額、対象年齢を見ますと近隣では千曲市が75歳以上の方に2千円を、佐久市では80歳以上の方に3千円、長和町では75歳以上の方に

3千円をそれぞれ補助しているという状況です。全体を見ましても、補助金額は2千円から3千円、対象年齢としては75歳以上というところが多い状況であります。

全国的にもまだ、また県内を見ましても補助を行っている自治体はまだ少ない状況であります。が、町といたしましては高齢者の健康増進に向けた施策の充実を図るため、平成24年度から補助を実施してまいるといふことで予算計上をさせていただいております。

実施に当たりましては、県下市町村の状況を踏まえるとともに、現在実施しております高齢者へのインフルエンザ予防ワクチン接種と同様に、千曲医師会に委託をし、坂城町、千曲市の実施医療機関に接種をお願いしたいと考え、同じ千曲医師会ということから千曲市と同様の補助額、対象年齢とし、補助金額2千円、対象年齢は75歳以上での実施を計画しているところでございます。

また、ワクチンについての説明等、知識の周知についてということですが、これも高齢者へのインフルエンザ予防ワクチン接種の場合と同様に、対象となる皆様に個別通知をする中で、肺炎球菌ワクチン接種とは何か、有効性はどうか、副反応はどうかといった説明文を同封いたしまして周知を図ってまいります。このほか「広報さかき」によるお知らせ、さらには75歳以上の方が対象である後期高齢者医療の保険証の更新が年1回ございます。その通知の際にも肺炎球菌ワクチン接種についてのお知らせをしていきたいと考えております。以上です。

5番（窪田さん） はい、わかりました。周りの市町村が2千円とか3千円ですけれども、普通の家庭でしたらいいんですけど、年をして、本当に収入の少ない方たちへのそういう助成というか、そういうものは全然考えられないものなんでしょうか、お願いします。

福祉健康課長（塚田君） お答えをさせていただきます。今回の予算の方ですね、計上させていただいたのを予算書をごらんいただければ100万円というようなこととなっております。現在、75歳以上の方、町内に約2,500名いらっしゃいます。金額からすると500名分ということになります。

実施している市町村の状況をお伺いしますと、立ち上がり部分ではおおむね2割程度の方というようなことで、こんな見込みの中で計上させていただいているわけではありますが、対象者が2,500名いらっしゃるということですので、全員がということになると予算的にも相当になってまいります。

できるだけ多くの方に接種をしていただきたいということから、ワクチンそのものの接種が高額という部分もありますけれども、当面はこんな形でちょっとスタートをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

5番（窪田さん） 町の状態もありますので、了解いたしました。

3. 児童館について

イ. 利用時間の延長は

平日の閉館を30分、もしくは1時間の延長は。長野市では85カ所のうち79カ所で児童館の利用延長を決めたと新聞に載り、両親が年齢するとともに仕事の責任も大きく帰りが遅い場合があり、おじいちゃん、おばあちゃんのいない家庭は頼るところが児童館で、健全育成のためには自由におくだけでなく、児童館で先生の指導のもと友達と仲よくしたり上下関係を学んだり、目の届くところで遊んだり、野球をしたり砂遊びをしたり、いろいろと学んでいる。7時に帰るのは難しい親もあるので、坂城の場合は6時半ですので7時はいかがでしょうか。親も仕事を少しきちんとしてできると思います。

ロ. 利用料金は

利用料は無料でおやつ代は別途、延長時間に応じて月額350円から700円の利用料の負担にする。兄弟姉妹で利用する場合などの減免制度を設け、放課後の働く保護者の仕事と子育て両立を支援したいとし、教育委員で述べていました。坂城の児童館の内情も検討し、親の立場も少し入れていただき、共働きで女性も帰りが遅くなる場合もあり、検討はいかがですか。

教育文化課長（柳澤君） 児童館につきまして、イ、利用時間の延長は、について答弁申し上げます。

児童館につきましては、児童福祉法や町の児童館条例などの規定により、児童の福祉を増進することを目的に、児童に健全な遊びを与え、個別にあるいは集団的な指導を行い、健全な育成を図る施設となっております。また、児童館におきましては放課後児童健全育成事業として、就労等により保護者が昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の小学生に対して放課後や休日等に安全で安心な生活の場や遊び場を提供することを目的としました、放課後児童クラブを設置しております。

現在、南条児童館では38名、坂城児童館では64名、村上児童館では39名の児童が登録しております。また、登録をしていない児童につきましても、随時来館児童として受け入れをしているところでございます。

児童館の閉館時間につきましては、平成19年度に午後6時から30分延長をいたしまして、現在3館とも6時30分の閉館となっております。6時30分まで児童館を利用している児童につきましては、村上児童館、南条児童館では1人から2人、坂城児童館で5名ほどという状況となっております。

利用時間の延長につきましては、保護者の方のニーズをとらえるとともに、児童館の管理体制を整える必要がありますので、それらを踏まえて検討することが必要と考えております。

次に、ロ、利用料金についてお答え申し上げます。延長した場合の利用料金ということでございますけれども、現在は登録児童の場合、保護者の方から1家庭当たり保護者会費として年額2千円、教材費として児童1人当たり年額1千円、おやつ代として児童1人当たり月2千円を納めていただいております。利用時間に応じて納めていただいている状況ではございませんので、今後、閉館時間延長のニーズがあった場合にあわせて検討していきたいと考えております。以上

です。

5番（窪田さん） 今、お答えいただきましたけれども、ニーズに応じてということでしたので、これは万が一親が7時ごろ帰るといふようになった場合、そういう場合は見てくれる人もいなかったら、そういう場合はどうなるのか。それと7時ごろまでやって、6時半に会社を終わりにできなくて、おじいちゃん、おばあちゃんにお願いして7時に行くという場合もあるので、その点はどういうふうにあれするんでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 保護者の方のケースはいろいろあるかと思います。仕事の都合が例えば1日だけ遅くなるというような状況の場合に関しましては、そういう日の対応はその時点で対応ができると思います。いろいろなケース等が出てこようかと思いますが、各種のニーズを調査をさせていただいて、今後検討させていただきたいと思います。

5番（窪田さん） ニーズに応じて1日ぐらいただったら対応していただけるということですので、わかりました。

教育文化課長（柳澤君） 申しわけございません。例えば月に一度そういう日がありますよというような状況でございますと、現行の6時30分という規定はあるんですけども、児童館規則の中で必要に応じて変更が可能というような状況となっておりますので、それを適用させていただきまして、その日に関しては対応するというような方法論もあるというようなことでございます。

いずれにしても、ニーズの調査、それから管理体制という部分もありますので、それらを踏まえて検討させていただきたいということでございます。以上です。

5番（窪田さん） 検討していただけるということですので安心しました。

4. 安心・安全の学校給食を

イ. 食材における放射性物質について

食材における放射性物質、住民が安全・安心に生活できるよう、放射性物質が検出された場合の対応を決めていないことが、1日わかった。県教委は、放射性セシウムが検出されても国の暫定基準、1. 野菜類で1kg当たり500Bq（ベクレル）以下だった場合、使用の判断は市町村教委に任せているが、判断材料に乏しく決められないと戸惑いの声も上がっている。

2. 18市教委、県教委に検査依頼。暫定基準以下の場合、判断材料が乏しく40Bq以下であれば使う。

ロ. 給食材料の使用状況は

坂城町の学校給食センターで神奈川県産の大根からは放射線は見つからなかった。給食に利用する野菜は産地に気をつけているのでしょうか。基準以下であれば含んでいても、使用するのでしょうか、お願いします。

教育文化課長（柳澤君） 安心・安全の学校給食を、イの食材における放射性物質について答弁申し上げます。

東日本大震災により、福島第一原子力発電所事故が発生し、放射性物質の拡散による食品への影響が心配されておりますが、食品衛生法によって市場に流通するに当たり、規制値を上回る食品については販売等を行ってはならないという規制がされております。

現在、厚生労働省は暫定規制値として、食品に含まれる放射性セシウムについて、1kg当たり、野菜類、穀類、肉、卵、魚は500Bq、飲料水、牛乳、乳製品は200Bqと定めています。また、厚生労働省では食品の新たな規制の基準値を定め、この数値は暫定基準値よりかなり厳しいものですが、近く施行する予定としています。

一方、文部科学省では都道府県が購入する放射性物質の測定機器の目安として、検出限界を1kg当たり40Bq以下と示した経過がございます。これより40Bqが基準のようにとらえられがちですが、文部科学省では食品衛生法等の法的規制値を示したものではないとの見解を示しています。

町では、長野県教育委員会が行う学校給食用食材の検査機器による検査をことし2月1日に受け、県から放射性沃素と放射性セシウムがなかった報告を受けました。その結果につきましては、県のホームページにも、町のホームページにも公表しているところです。

町の放射性物質に関する取り扱いとしましては、間もなく施行される予定の厚生労働省の新基準がどのように施行されるかを把握し、それに対する文部科学省の対応を見ながら再度検討してまいります。それまでの間につきましては県へ検査を依頼した食材について、検出限界を超える放射線量が検出された場合については、その食材を使用しないという方針で対応してまいりたいと考えております。

次に、口、給食材料の使用状況は、についてでございますが、給食用の野菜につきましては町内の青果商から購入をしております。市場に流通する食材は、安全であるということが大前提ですが、県教育委員会で行っている検査やその他の検査に十分に留意し、報道などで出荷停止の産地や暫定規制値以上の農作物があった場合については、直ちに給食食材の産地などを確認するなど、安心・安全な給食業務に努めているところでございます。以上です。

5番（窪田さん） では放射線が含んでいても基準以下であった場合は使用していいということでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） お答え申し上げます。放射性セシウムの規制値が現行、厚生労働省で示されております暫定規制値が利用がなされているかと思えます。それをこういった部分に関しては使用ができないという状況になっております。これが間もなく新基準が施行される予定となっております。それはかなり厳しい状況になっておるんですけども、それがどのような格好で施行されるのか、それを見ながら町の対応を考えてまいりたいということでもあります。

現在につきましては、この暫定基準値という部分と、それから文部科学省で機械の測定値と言われました40Bqというような部分が報道がなされておりますので、新基準地が施行されるま

での間の対応としましては、検出限界の放射線量が検出された場合については当面は使っていないという方針でまいりたいということでもあります。

新しい基準値が、新規制値が施行された場合につきましては、その基準値のどのように使われて、施行されていくかの、文科省の対応も見ながら、その対応を再度考えていきたいということでございます。

5 番（窪田さん） 新基準ができたら、それに対応するという事なんですけれども、万が一、その数字にはみ出してはいないけれども、すれすれだったような場合は、それは教育文化課長さんが判断するのでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） お答え申し上げます。新基準が施行される前につきましては、検出限界の放射線量が検出された場合につきましては、当面は使用してまいらないという方針でございます。新基準、新しい規制値が定まった場合、厚生労働省で公布がされまして、文科省でもその方針でいきますよということであれば、その数値を適用していくというような対応になろうかと考えております。その部分につきましては、内部で再度検討はいたしますけれども、方針的にはそのように考えていきたいと思っております。以上です。

5 番（窪田さん） 私、考えていることはちょっと違ったのかなと思うんですけれども、セシウムというのは万が一葉っぱなどについて、それを焼却した場合は灰の中にセシウムが残るというふうに入っているんですけれども、野菜とか、そういう場合はそのセシウムが入っていて、その基準値内であれば使用した場合は、そのセシウムというのは私の場合でしたら体内に蓄積されるのかななんて思っちゃうんですけど、そういうことはないわけですね。

教育文化課長（柳澤君） 放射性セシウムでございますけれども、一たん体内に蓄積をされるんですけれども、間もなく、日を経過するとともに体外へ排出をされるというような状況となっております。以上です。

5 番（窪田さん） 信じたいと思うんですけれども、本当に焼却灰のことで本当に神経質になっているので、本当に完全に信じるということはできないんですけれども、体外に出されるということ信じたいとは思っているんですけれども、ちょっと今のところ信じることはできないんですけれども、一応そういうことでわかりました。ありがとうございました。質問を終わります。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回は12日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後5時24分）

3月12日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 〃	・川まゆみ君	9 〃	大森茂彦君
3 〃	西沢悦子君	10 〃	中嶋登君
4 〃	塩野入猛君	11 〃	塚田忠君
5 〃	窪田英子君	12 〃	池田弘君
6 〃	塚田正平君	13 〃	柳澤澄君
7 〃	山崎正志君	14 〃	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	長谷川臣君
会計管理者	中村清子君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	宮崎義也君
まちづくり推進室長	青木昌也君
住民環境課長	塚田陽一君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	小奈千秋君
建設課長	荒川正朋君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	春日英次君
総務課長補佐	青木知之君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	白井洋一君
財政係長	中村淳君
企画政策課長補佐	
企画調整係長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	金丸恵子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 水資源についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (2) ワイナリー事業についてほか | 池田 弘 議員 |
| (3) 医療や福祉の一体化をほか | 柳澤 澄 議員 |
| (4) スマートコミュニティ構想普及支援事業についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (5) 公共下水道についてほか | 山崎 正志 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 日程第1「一般質問」を行います。

最初に3番 西沢悦子さんの質問を許します。

3番（西沢さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 水資源について

イ. 地下水について

ことしの1月3日から信濃毎日新聞に「青い金 水は誰のものか」が連載されています。皆さんもお読みになっていると思います。その中に、昨年、世界人口は70億人に達したと国連が発表しましたが、2030年にはその半数が深刻な水不足に直面するとありました。また、世界の水利用の7割は農業用水とのことで、多くの食料品を輸入しているこの国は、残念ながら多くの水を輸入していることにもなります。

年間を通じて雨が少ない当町では、古くから、記録では江戸時代初期から六ヶ郷用水、中之条用水などが大切に守られてきました。傾斜地に広がるリンゴ畑やブドウ園には千曲川からポンプアップした水をかんがい用として利用してきました。水は、人が生きていくために必要不可欠なもの、その水が金、ゴールドに例えられる今、水資源の利用を生活や事業活動など、今までと同様に未来に引き継いでいくために新たな枠組み、約束が必要になるだろうと思います。

水資源を考える上で、今、一番問題とされているのは上水道の水源と地下水の保全です。安曇

野市では、地下水は減少しているとの調査結果を受けて、市の地下水保全対策研究委員会では、地下水保全に向けた指針をまとめる予定とのこと。塩尻市もまた地下水の利用について調査を始め、また佐久地方の12市町村は、地下水、湧水の保全のため、水資源は地域共有の財産としての公水、公の水であると位置づけて、関係機関へ働きかけています。

県では、2013年度からの第5次水環境総合保全計画で、水資源の保全を重要な柱に位置づけています。水資源の保全に向けて県も県内の市町村も動き出しました。

そこで、当町の実態はどうでしょうか。当町は水道の水源は持っていませんので、ここでは地下水についてお尋ねします。坂城町生活環境保全条例が施行されて26年、水を取り巻く環境が一変しました。その中で地下水を守るために何をすればよいか、対策を検討する前に地下水利用の詳しい状況がわからなければ進めることはできません。一般家庭用、工業用、農業用の井戸について、どこまで把握をしているのでしょうか。それぞれについてお尋ねします。

ロ. 上水道について

町の上水道は昭和34年に給水が開始され、昭和40年に県営水道に移管されました。それから現在まで必要不可欠なライフラインの一つとして整備がされてきました。そんな中、県営水道をそれぞれの市町村へ移管をするという話が出てきました。

水道法では、水道事業は原則として市町村が経営するものとしていますが、もちろん広域での経営も認めています。水道事業の町への移管は、特に水源を持たない当町にとって簡単に進められない難しい問題だと思います。町の第5次長期総合計画の中でも課題として、県営水道事業の町への移管について慎重な対応が必要としています。

この問題については、平成21年度に関係する県企業局、長野市、千曲市、上田市、坂城町で県営水道事業移管検討会が立ち上げられました。坂城町はこの検討会に出席をしていますか。また、県営水道事業の移管について、町の基本的な方向について、どのように考えているのでしょうか。以上2点についてお尋ねいたします。

これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） それでは私の方から西沢議員さんの水資源、特に地下水についての全体的なお話を申し上げます。

お話にありましたように、新聞報道で水資源、特に地下水や水源地の保護に関する問題がクローズアップされております。今もありませんが、70億人と言われる世界人口の増加に伴う水不足を背景に、国内においても、外国資本による豊富で良質な水を涵養する森林の買収などが大きな問題となりつつあります。また、将来の水不足を想定し、水道事業や水の浄化事業、水輸送などを手がける水ビジネスの分野も急拡大しており、水ビジネスの世界市場は、13年後の2025年には現在の2倍、87兆円に達するとの試算もあるとのことでございます。

県内におきましても、市民共有の財産とも言うべき水資源、水道資源の保全を目指して、昨年

12月26日、東信地区の佐久市、小諸市など12市町村が共同声明に調印し、それぞれの市町村が条例による規制や水資源保全対策の具体化に向けた取り組みを進めており、佐久市ではことし6月に新条例の制定を予定しているということでございます。

なお、これらの県内の動きを受けまして、長野県では2月17日に阿部知事が、水源池周辺の土地を取引する際に事前の届け出を義務づける県条例を検討するというを正式に表明し、国レベルにおきましても、地下水を含めた水を国民共有の貴重な財産と位置づけた水循環基本法の制定に向けた調整が進められているところであります。

このような中で、当町におきまして、町内に水源池を持っておらず、外国資本による森林や土地買収の動きも今のところ確認できないわけでありますけれども、多くのご家庭、企業、事業所などで飲料水や工業用水、農業用水として地下水を利用していることは他市町村と全く同様であります。地下水など水資源の保全は、坂城町の未来に向けた重要課題となりつつあると考えているところでございます。

次に、水資源を未来に引き継ぐための新たな枠組みはというご質問であります。現行の法律では、民法207条の規定により、地下水は原則として土地所有者にくみ上げる権利があるとされており、国の水循環基本法や都道府県条例、市町村条例が、個人の権限や外国資本の森林あるいは土地買収にどこまで制限を加えられるものなのか、その実務性については不透明な部分もございまして。

この問題は、市町村や県レベルを飛び越え、国の判断が重要なウエートを占めるものと考えているところであります。当町におきまして、地下水の保全という問題について昨年からの検討を進めております。現行の坂城町生活環境保全条例には地下水の保全についての規定があり、地下水保全地区の指定、地下水採取の制限、許可の基準、許可の取り消し、助言または勧告、措置命令などの規定が定められております。この規定は現在町内において地下水保全地区の指定がなされていないため、運用されておりませんが、今後の国、県等の対応や佐久市、安曇野市など県内自治体の動向によっては適用を検討したいと考えております。

坂城町の水資源保護のあり方として、どのような方法が最適であるのか、地下水利用の実態把握の必要性とあわせて、現行条例の活用も含め、さらに検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

住民環境課長（塚田君） 私からは一般家庭用、工業用、農業用の井戸についてお答えいたします。

一般家庭用については、古いデータになりますが、昭和50年代の井戸台帳では町内に約1,500カ所の井戸が登録されておりました。その後、調査が行われておらず、最近の井戸の数は不明であります。しかし、上水道の普及により、その数は減少しているものと予想されます。

農業用につきましては、町内8カ所に大型のかんがい用井戸が設置されている状況であります。

また企業、事業所等製造業などに利用されている井戸の実態調査は行われていないため、データがございません。したがって、町内にある全体の井戸の数、及び地下水のくみ上げ量は不明というのが実情でございます。

建設課長（荒川君） 私からは、ロ、上水道についてお答え申し上げます。

水道事業は、日常の生活に直結し、安心・安全な暮らしを守るためにも、欠かすことのできないものとして、国及び地方公共団体に水道法にその責務が定められております。そして長野市、上田市、千曲市、坂城町の3市1町にわたる給水区域については、さまざまな経過を経て県営水道事業として取り組まれてまいりました。

さて、この県営水道のあり方につきましては、平成15年8月に企業局事業の民営化検討委員会において、民営化の可能性、方向性について提言され、企業局では提言を具現化するために、企業局事業の民営化計画を策定いたしました。この中で、上水道の末端給水につきましては、地域の実情に通じた水道事業本来の事業主体である市町移管を進めるべきとの方向が示されたところであります。

以降、県営水道のあり方検討意見交換会等を経て、先ほどご質問にもございましたが、平成21年4月には県営水道事業移管検討会が設置され、事業移管を進めるに際しての課題解決に向けて検討を進めている状況です。

事業移管に当たっては、独自の水源を持たない千曲市及び坂城町における水源確保が最優先課題であり、また事業移管に向けての組織体制の整備や、現在の施設、資産、負債の分割や事業移管後の料金体系についても調査・研究を進めております。

なお、平成23年度においては、千曲市及び坂城町においてボーリングによる水質探査調査が行われました。

坂城町といたしましては、これまでの広域的な給水の仕組みに何ら不満はなく、現在の住民サービスの確保と料金体系の維持、そして持続可能な給水の仕組みが移管の前提であると要望し、検討会に臨んでいる状況です。

3番（西沢さん） それでは2回目の質問を行います。

繰り返しになりますけれども、先ほどのご答弁の中で町長から、条例についてはその適用を検討したいということでございました。昭和60年4月1日施行の坂城町生活環境保全条例の中に、地下水の保全について種々決められているわけです。そしてその地下水採取の適正化を図り、地盤沈下等を防止するために地下水の保全が必要かどうかを判断するために詳細な調査が必要になるわけですが、今地下水を利用している方々には最大限の配慮をしつつ、これからも先ずっと水資源を利用し、未来に引き継いでいく、そのためにはその実態、状況を共有して知恵を出し合っていくことが大切だと思っています。

そこでまずは、この水資源について町全体の意識の共有が必要だと思いますが、どのようにお

考えでしょうか、またその方法についてもお答えください。

それから、国土交通省千曲川河川事務所は、松本盆地一帯の地下水を調査、その地下水の水域は大町から松本市、塩尻市まで広がっていると分析されました。このように、地下水は1町だけではなく、近隣周辺にずっと広がっているわけです。そこで広域周辺市からの直接の働きかけはあったかどうかということについてもお尋ねしたいと思います。

それから、上水道についてですが、今、課長からのご答弁で、町の立場についてご答弁がございました。当町としては移管するとしても、やはり答弁にありましたように、今受けているサービスの質を落とすことなく、安心できる内容が確保されなければ受け入れるわけにはいかないと考えます。また、このことについて具体的に役場内で検討はされてきたでしょうか。そのことについてお伺いいたします。

以上で2回目の質問といたします。

住民環境課長（塚田君） ただいまのご質問にお答えしてまいります。

初めに、今現在の状況を共有することが必要ではないかというご質問でございます。確かに坂城町として、今、いかなる地下水の状況にあるのかというようなことを、やはり同じ住民として共通の問題を持つということは一番大切だと思います。つきましては、これから特に事業所については、大量の水を使うというようなことも考えられますので、関係課とも相談しながらその調査、そういうものについては検討してやってまいりたいというふうに思います。

また、河川事務所等で調査ということでございます。こちらの方についても、広域になりますので、やはりそういうものについて働きかけをいたしまして、調査をしてもらえれば一番ありがたいなというふうには考えています。

また、広域からの働きかけはというようなご質問でございますが、現在のところ、上田広域、あるいは長野の関係でも、働きかけ等はございません。

建設課長（荒川君） 県営水道の移管に関しては、これは県企業局から、構成町である長野市から私ども坂城町まで投げかけられております大きな課題でございます。

ただ、まだ具体的に、構成町それぞれの事情もございまして、先ほど申し上げましたとおり、私どもの町、千曲市も含めまして水源の確保というのが大変重要な課題ということで受けとめております。また、それに関して、企業局におきましても、まずその水源確保ということから、今年度非常用水源の確保という視点で水源探査を行っております。

こういった状況を整えながら、水源の可能性、また料金体系、職員の体制、こういったものも含めながら移管に向けて詳細を詰めてまいり、そんな状況になろうかと思いますが、町のスタンスは、先ほど申し上げましたとおり、現在のサービス水準が維持されることが大前提であると、料金的にも水量的にも安心・安全な水が確保できること、これにつきましては庁内関係課も含めて、理事者も含めて、町の基本方針ということで確認をいたしております。

3番（西沢さん） それでは地下水についてですが、民法では地下水は原則として土地の所有者にのみ上げる権利が保障されているとされています。お答えにもありましたように、最終的には国の法整備が待たれるわけで、そのための働きかけも重要だと思います。長野広域、また定住自立圏に参加している市町村等の広域での取り組みをまた検討していただきたいと思います。

それから、上水道につきましては、本当にこれ難しくて大きな問題だと思います。またそれが、直接毎日毎日生活にかかわってくる問題ですので、本当に慎重に慎重に進めていただきたいというふうに思います。関係者それぞれ関係市町それぞれの立場も違ってきますし、関係市の中でもそれぞれいろんな話が出ているというふうに聞いております。坂城町の立場を明確にして検討会に臨んでいただきたいというふうに思います。

以上で1番目の質問を終わります。

2. 教育について

イ. 教育目標について

今年度、小学校では新学習指導要領が完全実施され、その中で英語学習が必修になり、学習内容が高度に、量もふえました。また新年度からは千曲市で県立中高一貫校がスタートします。短期間に子供たちが学ぶ内容や環境が大きく変わっています。

そんな中、中高一貫校の入学者選抜で行われた適性検査の内容について、難し過ぎるとの指摘に対し、思考、判断、表現する力が求められていると、県教委の見解が示されています。これは新学習指導要領で養おうとしている力だということです。それでは従来と何が違うのでしょうか。英語や学ぶ内容がふえても、こんな子供に育ててほしいという思いは変わるものではないと思います。その思いを教育目標として掲げ、具体的な施策を進めていくことと思います。

そこでお尋ねします。坂城町の教育目標は、またその目標を達成させるための施策を新年度予算にどのように反映させているのでしょうか。

ロ. 小学校の改修、改築について

この問題につきましては、昨年9月と12月議会に2回続けて一般質問を行いました。3・11大震災の後、安全に対する考え方が大きく変わり、子供たちの安全を守り、災害時の避難場の確保のため、村上小学校の改修、南条小学校の改築の計画が一気に進んだことは、当然のこととはいえ、うれしく思います。

初めに、村上小学校の耐震化にあわせての大規模改修工事についてお尋ねします。

今年度末には実施設計が完了し、新年度いよいよ着工になりますが、竣工予定はいつになるのでしょうか。また、改修された校舎ではこの先10年、20年、子供たちが安心して快適に学校生活を送るわけですから、大規模改修の内容も重要なところです。改修の内容について詳しく説明をいただきたいと思います。

また、太陽光発電装置の設置工事を組み入れたことは、すばらしい選択だと思います。発電量の

見込みはどれくらいでしょうか。プール改修工事についても内容をお聞きします。

次に、南条小学校の全面改築については、今後の検討になるわけですが、どんな学校にしたいか。また、学校に求められているものは何か、その構想、コンセプトをつくっていく手順、方法についてのお考えをお尋ねします。

以上で1回目の質問といたします。

教育長（長谷川君） 西沢議員さんからのこの教育目標についてのうち、当町の教育目標はというご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、学習指導要領の完全実施とか、英語活動の開始、中高一貫校のスタート等、子供たちの学ぶ内容、環境が大きく変わってきているけれども、基本的な目標は変わるものではないという議員さんからのご指摘でございますが、これについては全く同感でございます。教育委員会といたしましても、基本的な教育目標というものは変わるものではない。また簡単に変わってはいけないものであると、こんなふうに考えております。まさに教育は、国家百年の計であるという言葉のとおりだというふうに思います。

それでは、坂城町の教育目標はというご質問にお答えをさせていただきます。坂城町の教育目標は二つございます。一つは、坂城の子供は坂城で育てるであります。さらに、もう一つは子供たちにとって、わかる、できる、楽しいという学校をつくるということであります。

一つ目の坂城の子供は坂城で育てるについて、その目標の内容を申し上げます。内容は二つございます。一つは、坂城の子供たちは坂城を学ぶことを通して育てるという意味であります。坂城の子供たちに坂城町の人、物、事、これらを教材として学ぶ活動を通して、自分たちのふるさとである坂城町に愛着と誇りを持ち、ふるさと坂城をしっかりと胸に刻んでいただくこと、これが1番目の目標であります。

各学校で、この教育活動を支援するために、10年前に副読本「ふるさと坂城」を編集いたしました。これは現在小学校3年生以上の児童・生徒に使っていただいておりますが、さらにそこに新しく坂城町に赴任された先生方にも、坂城町を知っていただく研修会を毎年実施しているところであります。

坂城町は、豊かな自然から多くのことを学ぶことができます。また、学ぶことのできる産業、これも種類は多く、また企業も多数ございます。そして、その産業を通して国際社会と密接につながっていること、全世界を視野に入れて学ぶことができると考えております。さらに坂城町は、歴史的に見ても大変内容が豊かであります。手がかりとなる遺品とか遺跡がそれぞれの時代、残っております。さらに加えて、これらの地域の学習のお手伝いをしてくださる方々や団体が、坂城町にはたくさんございまして、現在、各学校でのふるさと学習を支えてくださっているところであります。

二つ目の願いは、坂城の子供たちは坂城の人々の姿で育てるということであります。児童・生

徒の教育を支える力というものは、学校だけではなく、地域の力によるものが大変大きゅうございます。子供の教育は学校、地域、家庭が児童・生徒の健全に育成のために、それぞれの分担をしっかりと守りつつ、お互いに連携し合い、協力し合って初めて成り立つと思います。子供たちの健全な教育の育成のためには、町としてのまとまりであるとか、あるいは町民の皆さんの精神的なつながり、これらを抜きにして教育を考えることはできないわけであります。

教育内容に対しますこの考え方を、町民の皆さんに共有していただいて、町民の皆様の方で坂城の子供たちを教育していただきたいという願いであり、目標であります。

子供にとりまして教育者、お手本になる人という意味も含めまして、これは子供の周りにはいる大人たちであります。坂城の子供たちにとって、坂城町の大人の皆さんの生きている姿が、あるべき大人の手本として見えているわけであります。このことは、皆さん方十分ご存じのことです。

幸い、坂城町では多くの皆さんが、このことの重要性に気づいていらっしゃるし、家庭で子供の教育を進めたり、地域での教育活動を展開したりしながら、学校での地域学習のお手伝いをしてくださる方がたくさんいらっしゃいます。この姿が、坂城の子供は坂城で育てるという教育目標の力になっていると、感謝をするところでございます。

次に、二つ目のわかる、できる、楽しい学校をつくるという目標について申し上げます。児童・生徒にとりましては、9年間の長い間通って学習する学校、これは楽しいところでなければなりません。それも単なる楽しさではなくて、今までわからなかったことが、思考を重ねた結果、わかるようになったときの楽しさ、あるいは今までできなかったことを、努力の結果、できるようになった楽しさ、自分が成長したことを実感できたときの楽しさ、こういった楽しさを児童・生徒が体感することができる学校教育活動、これが日々行われることが目標であります。別な子供でいいますと、どの子にとっても自己実現が実感できる学校、これをつくっていくということになるかと思っております。

このような学校をつくっていけば、結果としまして学力も向上しますし、体力や運動力も向上します。心も豊かにはぐくまれると思っております。円満な人間関係がつけられるというような大きな成長につながっていくと思っております。また、不登校等に代表されます現在学校が抱えている多くの問題も解決するだろうと思っております。まさに、文部科学省が今回の指導要領改訂でも、前回に引き続き目標として設定しております、児童・生徒の生きる力をはぐくむ、そのことであるというふうに思っております。

この目標達成のために、町の議会の皆さんや町民の皆様のご理解をいただいて、学力向上事業に取り組んで6年目になります。この事業は、先生方の日々の授業を児童・生徒がみずから問題に気づいて、調査したり考えたりしながらその問題を解決していくという授業、いわゆる問題解決学習に変えるための研究を進めていること、さらに体力や運動能力の向上の取り組み、さら

に本年度より始めました学級における人間関係を改善するとともに、児童・生徒の人間関係力を育てるための研究や取り組みを、町の学校職員会で先生方に取り組んでいただいております。

学習指導要領は、ほぼ10年ごと改訂されておりますが、文部科学省の目標は一貫して学び方を学び、生きる力を育てるであります。また、今後教育の分野でも地方分権というようなことが進んでいくかと思いますが、現在坂城町が教育目標としております坂城の子供は坂城で育てると、わかる、できる、楽しい学校をつくるという目標は、今後も変える必要はないであろうと現在考えております。

次に、その目標を達成するための施策を新年度予算にどのように反映させているかというご質問につきましては、教育文化課長よりお答えをいたします。

教育文化課長（柳澤君） 私からは教育目標を達成させるための施策を新年度予算へどのように反映させているかということについてお答え申し上げます。

まず、地域の子供は地域で育てるという目標のもと、坂城の人、物、事から学ぶということで、坂城町の歴史を学ぶとともに、第2次大戦中に東京から学童疎開してこられた方々と児童との交流を計画しております。当時、縁あって坂城町に、東京の豊島区時習国民学校、池袋第二国民学校と足立区舎人国民学校から学童疎開して見えた方々がおられます。

疎開された当時、小学生だった皆さんも80歳近くになりますが、代表の方々に坂城町へお越しいただき、当時の体験をお話いただく中で、現在の坂城町の児童との交流を図りたいと考えております。

また、国際社会の理解を深めるということで、中国上海市嘉定区実験小学校の児童との相互の訪問による国際交流事業も行う計画です。これは中国実験小学校の児童を坂城町に招待し、坂城町からは小学生が中国を訪問するということにより、文化、習慣などの相互理解と親睦交流を深められると思います。

中国からの児童の訪問の際には、児童・生徒が坂城町を紹介するというので、より深く坂城町、ひいては自国の文化を理解することができると考えております。また、中国への児童の訪問につきましては、小学校児童を考えており、中国への訪問、交流で体験したことを今後の学校生活、また自身の成長に生かしてくれるものと思っております。

二つ目のわかる、できる、楽しい学校をつくるに関してでございますが、まず学校施設そのものが安全・安心な場所でなくてはならないと考えております。耐震化工事の済んでいない南条小学校校舎、村上小学校校舎につきましては、南条小学校については全面改築をし、村上小学校につきましては、耐震化工事にあわせ大規模な改修工事をする方針でございます。24年度は村上小学校の校舎の耐震化工事と大規模改修工事、またプールにつきましても改修工事を行う計画をしております。南条小学校につきましては、24年度に建設検討委員会を立ち上げ、新校舎建設

に向けての検討を進めてまいりたいと思います。

子供たちがわかる、できるを実感するために、24年度も学力テスト、体力テスト等を行い、結果を毎日の先生方の授業に反映し、学力と体力の向上に向け、指導をしていただきたいと思いますと考えております。

また、小中学生の英語力の向上として、小学校では英語コーディネーターの方に担任の先生のサポートをしていただくとともに、担任教諭の英語研修も引き続き実施をしてまいりたいと考えております。

外国の方々との交流体験を目的としました国際交流村につきましては、これまで中学生を対象としていましたが、小学生にも参加の対象を拡大し、上平キャンプ場での実施を計画しております。教室から環境を変え、日常と離れた自然の中で、英語でのコミュニケーションを図り、外国の方々との会話やゲームによる交流をし、児童・生徒の英語学習の活用と発展につながるものと考えております。

次に、ロ、小学校の改修、改築について答弁申し上げます。東日本大震災以降、子供たちの安全と災害発生時の避難場所の確保を図るため、学校施設の早急な耐震化事業に取り組んでいるところでございます。

将来に向けての町内小学校整備を視野に入れる中で、村上小学校につきましては、校舎の配置がシンプルであり、管理に比較的問題がないこと、施設の傷みも比較的少ないことなどから、現在の校舎を耐震補強に合わせた大規模改修を実施することで、今後も施設を維持していく整備方針といたしました。現在、実施計画を進めているところでございます。

整備の内容でございますが、平成21年度に完了した耐震診断により、補強計画に沿いまして、普通教室棟と特別教室棟において壁の補強、スリットと呼ばれる耐震性を向上させるすき間の施工、コンクリート劣化部の補強、外壁のクラックの補修などの耐震補強工事の実施を予定しています。

また、大規模な改修部分につきましては、普通教室棟と特別教室棟、管理棟において主に外壁面の塗装、傷みの激しい廊下、階段、教室の床、天井、壁、扉などの内装改修と屋根の防水改修を行います。普通教室棟におきましては、3階までの各階のトイレのレイアウトを変更するとともに、洋式トイレの設置を計画しております。管理等につきましては、昇降口の玄関建具とげた箱の改修を計画しています。設備面では、放送室の機器の改修や防火施設として設置されているホースが劣化しているため交換を行う予定で、いずれも長期的に使用することを前提とした改修計画としています。

環境学習の一環となる、太陽光発電設備につきましても、今回の改修を機に、特別教室棟の屋上へ設置したいと考えております。容量につきましては30kWhを予定をしているところでございます。あわせてプールについても、防水シートの下に水が入り、壁面が一部浮いてしまっ

いる状況でございますので、全面的に改修を行う計画です。

工事の予定としましては、新年度の早い時期に工事業者を定め、必要な手続を経て工事に着手するスケジュールを予定しております。

村上小学校の改修は、体育館を除く全棟が工事対象となりますので、児童、教職員、保護者の皆さんにはご不便をおかけすることになりますが、教室の移動をお願いし、各棟ごとに工事を進め、平成24年度末での竣工を目標としております。

南条小学校につきましては、教室棟と渡り廊下が数多くある複雑な構造であり、安全管理面からも課題があること、多くの修繕費用を要していること、児童の減少により空き教室の増加等を踏まえ、全面改築での整備方針としております。

どんな学校にしたいのかというご質問ですが、児童の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備していきたいと考えています。現校舎で課題となっている複雑な校舎配置を極力シンプルな配置として、防犯対策など安全性の確保を図ることが構想に含まれてくるものと考えています。

新しい南条小学校の構想やコンセプトをつくっていく手順、方法ですが、24年度に建設検討委員会を立ち上げ、議会、地元区、PTA、学校など関係する皆さんにご参画をいただき、新校舎建設に当たって、学校、地域の要望をお伺いする中で進めていきたいと考えています。

また、現校舎の低学年棟につきましては、耐震補強と大規模改修を実施し、新校舎建設時の仮校舎として利用するとともに、新校舎建設後は児童館として活用ができないかと考えております。この低学年棟の活用につきましても、建設検討委員会において保護者を初めとする地域の皆さん、また学校の要望を聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

3番（西沢さん） それでは2回目の質問を行います。教育目標についてですが、教育長のご答弁で、こんな子に育たろう、学力が上がるだろうという、そういうご答弁をいただきましたが、今、ここでこんな子に育てたい、学力を向上させたい、そういう願いで教育目標を施策に反映させていくのではないかとこのように思います。その辺、どのようにお考えになっているのでしょうか。

坂城の子供は坂城で育てる。わかる、できる、楽しい学校をつくる。この目標に沿って施策を展開していくということですが、それでは今までもありました、人と人のかかわり向上事業とか、村上っ子体験活動向上事業とか、フレンドリールーム支援事業とか、いろいろ取り組んできた事業がありますが、それについての成果をどのように検証されているのでしょうかということと、学力向上事業についても、もうご答弁にありましたように、6年ですか、やってきているわけですね、それについて成果と、今までその成果を見て、また新たな方法なり、考え方が出てくるだろうと思いますが、その辺について、どのように今までしてこられたのかということをお尋ねいたします。

それから、学校の改修についてですが、村上小学校の改修について、大規模につきましては、外壁塗装、階段、床など、それからトイレの洋式を取り入れるというような内容でございました。

放送室の機器についても新しくするというので、本当にそれについてはよかったですと思います。プールについてですが、全面的というお答えでございましたが、その中にプールの水の循環させる装置だとか、ヘアキャッチャーであるとか、薬剤を入れる装置であるとか、そういう機器についてはどのようなお考えでいるのでしょうか。

それから、前回の一般質問でも触れましたが、児童館についてですが、南条小学校については今も、低学年棟の利用の仕方の中で児童館を考えていくというようなご答弁でございました。

村上小学校につきましては、計画には入っていませんで、別に検討をしたいということでしたが、できれば一緒に改修をというふうに願っておりました。では、児童館については、児童館としての考え方や放課後児童の育成、運営方法などについては、検討をされないで南条小学校の中での検討にいくのかどうか。町内3児童館の建物についてもそうですが、運営方法や、児童館そのものとしてのあり方については、どのように検討がされるのか。以上にお答えいただきたいと思います。

教育長（長谷川君） こんな子供に育てたいということについて、ご質問がございましたけれども、先ほど申し上げましたように、坂城の子供たちにとって、今、私たちが望んでいることは、一つは坂城という、この自分が生まれ育ったところのいかに愛着を持ち、将来この坂城町を支えようとしてくれるかという子供を育てることになるかだと思います。これは町を離れたとしても、自分のふるさとは坂城であるという思い、これはこれから子供たちがずっと社会人として育っていくときの礎のような大切な部分ではないかと、これを子供たちの中にしっかり位置づけてやることは、教育の一つの大きな課題だろうと思います。

先ほども申し上げましたが、学力向上事業という名前で先生方に授業改善を進めていただいている。これは結果として学力が向上するということであります。それはどういう意味かと言いますと、自分で問題を感じて、そして自分でそれをどうやったらいいか考え、友達とコミュニケーションをとって相談し、あるいは自分で発表し、人の発表を聞き、そういうものを通して自分の認識体系の中に新しい知識を詰め込んでいく、そういう形で人間というものは認識が深まっていくと思うんです。これは結果であります。

ですから、私たちが今一生懸命進めていることは、そういうような学習場面をどうやって日々の学校の中でつくっていくかということでもあります。そういう意味で、学力にしましても、体力にしましても、結果としてそういうものにすぐれた子供たちが育っていくように、今、授業を変えていこうということで努力をしているところであります。

次に、村上っ子体験活動でありますとか、中学校にありますフレンドリールーム、大峰教室等の評価はどうかということではありますが、先ほど申し上げましたように、結果としていろいろ今抱えている問題は、子供たちが問題解決学習を通して、自分で勉強をしていく、そういう意欲を持って進んでいけば、なくなるであろうという意味で申し上げました。

ですから、村上っ子体験活動、これもその体験を進めていくうちの一つでありますし、そういう学習の場面をつくってくれる場として有効であったと思っています。また、フレンドリールームや大峰教室につきましては、これは最終的に言えば、この二つともなくても済むような学校であることが一番望ましいと思います。不登校がなくなる。教室での授業がどうも自分ではしっくりしないから行けないというような子供がいなくなって、みんなが自分の教室で友達と力を合わせ、先生の指導をいただきながら自分で学んでいく、そんな学校ができればというふうに思います。

その次にご質問いただいた学力向上事業について、どう評価するかということは、前回の議会でも申し上げたかと思いますが、6年目を迎えて先生方の授業が変わってきたというふうには私は大きく評価をしております。先日の「人権を尊重し豊かな福祉を育む町民集会」で、坂城中学校の子供たちの発表がありました。全校の子供が体育館に集まって、次から次へと自分の意見を堂々と発表できる力がついたんだなど。こういうことを言うちょっと語弊があるかもしれませんが、数年前ではちょっと考えられなかったなという意味では、私は大変うれしかったですし、ここまでやってくださった子供たちや先生方に感謝を申し上げたわけであります。

明らかにそういう面で言いますと、私はこの6年間、皆さん方のご理解をいただいて進めてきたこの事業は、効果が上がりつつあるなということを感じているところであります。以上であります。

教育文化課長（柳澤君） 私からは、まず村上小学校におきますプールの改修の部分でございます。今回の改修に関しましては、大プールと小プールの防水シートの全面的に張りかえということで計画をしております。水の循環装置、その他の機器に関しましては、当面は使用ができるということで、計画には含まれていない状況となっております。

それから、児童館という部分であります。この部分でありますけれども、南条児童館に関しましては、さきも述べた状況であります。現在の低学年棟がプレールームもあるというような状況の中で、児童の遊び場として活用ができるのではないかというような考え方を一つ持っているところであります。

一方、村上児童館というような部分なんですけれども、村上小学校の空き教室の利用というような部分、それから放課後児童健全育成事業のほかにも、放課後子ども教室というような事業の取り組みの方法もあるというような研究は、これまでもしてまいりました。そのような中で、どのような方法がよいのか、空き教室として利用していく方法も当然考えてはいかなければいけない状況なんだろうけれども、村上小学校に関しましては、空き教室の多くが3階にあるというような状況の検討もしてまいったところであります。

それらを考えましたときに、今後の児童館のあり方、それから学校を使っの、空き教室を使っの放課後児童、あるいは放課後子ども教室というような部分、どの部分を坂城町が一番い

い方法、坂城町とすれば一番いいのかという部分は、やはり児童館全体を考えながら進めていきたいというような考え方を持っているところでございます。そのような観点から、今回のところは、村上小学校につきましては大規模改修をするという方針で決定をしてきたところでございます。以上です。

3番（西沢さん） 学力向上事業については、教育長の方から効果が上がっているというご答弁をいただきました。本当に取り組んでいる先生方も大変な労力を要している事業だと思います。着実に効果が上がったという実感を得れば、本当にありがたいというふうに思います。

それから、児童館についてですが、これからも児童館についてはいろいろの面から検討をしていただきたいというふうに思います。

また、さらに教育目標を実現するために、教育長からは地域の方々の協力をたくさんいただいているというお話でございましたが、さらに地域の方々の力を借りて、今、新聞報道などでも退職した先生方による放課後の学習指導の例も幾つかあります。そういう面も検討してみてもいいかでしょうか。

この2月9日、社会文教常任委員会の閉会中の調査で、千曲市の更埴西中に併設された市民図書館を視察いたしました。開かれた学校として、地域との交流に取り組んでいます。南条小学校の改築の中では新しい試みもよいと思います。広く意見を求め、十分検討を重ねていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時09分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、12番 池田弘君の質問を許します。

12番（池田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

1. ワイナリー事業について

イ. ワイナリーの事業の構想は

この事業につきましては、構想についてということで、前日、塚田忠議員の質問があり、また町長の説明がなされましたので、大まかな構想についてはわかってきたところでございますので、栽培についての構想につきましてはわかりましたが、ブドウ栽培については、生食用ブドウもワイン用ブドウも同じだと思いますので、私が今まで四十数年間ブドウづくりにかかわりましたので、そのことを話してみたいと思います。

ブドウづくりは同じようであると思いますが、ブドウづくりの最初は、私たちはデラウェアという種類をつくっていたわけでございますが、粒が小さい、またこの品種はでき上がった粒が割

れるというようなことをございますので、何かよい種類がないかと模索しておったところをございます、そのころちょうど巨峰をつくるというようなことを知ったわけをございまして、その巨峰をつくるようにしたいということで、やったわけですけれども、この巨峰というのはつくるには、農作物ではありますが特殊な作物ということで、登録された種類の植物のために、非常に高いお金を払って巨峰会の会員とならないと栽培できないというようなブドウでありましたので、うちでも会費を支払って会員になって栽培を始めましたが、植物であるのでいろいろと問題があったわけをございます。

栽培と申す中でございますけれども、消毒等も特殊な作物でありましたので、試験場も手探りでといったような、非常に苦勞してつくったわけをございます。また、おいしいようなブドウというようなことで、鳥の方もよく知っていたというようなこともあると思いますけれども、その鳥害というようなことで大変苦勞したわけをございます。この鳥害も、袋をかけて、その上に傘をかけるというような方法を取り入れましたところ、よい結果が見られたわけをございます。その鳥害が傘かけをするまでは、上に網をかけ、網を上にかけてただけではだめだというようなことで、横の方にもかけるというようなことで、本当に苦勞してつくっていたわけですけれども、農作物とすると非常によい収入というようなことをございましたので、農業収入としては大変助かったというような経過もございます。

このブドウは農協でもつukれないというようなことであつた品種でありますので、年月が過ぎるためには、つukれなかつたから指導もいただけないというような中でございまして、年月を経てまいりますと、特殊作物の期限が切れるというようなこともありまして、どこでもだれでもつukれるというようなことになってきたわけをございます。つukる人によってまちまちであるブドウの房づくりでございまして、これでは商品価値がないというようなことをございしたので、坂城町の某、ある人ですね、が房の下の方を4 cmぐらい残して、その上を房こきといたしまして、こいてつukるといふようなことで、その後、4 cmの中に粒がたくさん入っているから粒抜き等々、苦勞する仕事もあつたわけをございます。

また、こういうブドウをつくっていると、何年も同じところにつくっているということをございますので、根の方にも病気が入るといふようなことをございまして、この病気といふか、このものはフィロキセラといふ、根に取りつく、根のアブラムシなんですよ。この根のアブラムシを自根といひまして、ブドウの枝を30 cmぐらいに切りまして、その半分ぐらいを土の中に差し込んでおくと、根が出たり、芽が出たりして、自根の苗木ができ上がるわけをございます。

巨峰も始まりは、このような苗木でつくっていたわけですが、いつの間にか、この寄生するフィロキセラが入ってきたわけ。根アブラムシにやられた木は、次第に弱つてきてブドウがならないようになってしまったわけをございます。このようになると収入はゼロになりまして、この根アブラムシは、現在では、ブドウをつくっているところでは、ほとんどのところにおりま

す。この根アブラムシの解決には、根アブラムシには絶対に強いというような台木があるわけ
でございます。この台木に接ぎ木をした苗木でないと、現在ではブドウ栽培するところは栽培がで
きないというようなことでございます。ワインブドウももちろん栽培できないと思います。接ぎ
木でないとだめだということでございますので、苗木も非常に技術が要るために高い苗木代とな
りますが、現在ではこの接ぎ木も機械化されて、接ぎ木ができるようになってきております。

また現在では、ブドウというものは種なし時代というようなことになってきておりますので、
これもブドウを消費する人たちが、時代の流れとともに変わってきているのだと思います。種な
しブドウで、皮まで食べられるブドウでなくてはだめだという時代になってきており、最近では
そのように合わせた品種もできてきております。

私もそのように種類を取り入れるとともに、ブドウの栽培方法も変わってきております。それ
は短梢栽培であります。私も比較的早くから取り入れておりまして、つくっております。

以上申し上げましたことが、私が巨峰栽培をしていて、それを述べたところでありますが、ブ
ドウをつくっている人は同じようにつくっているところでありますので、ワインブドウのつくり
方にも、つくるといことは、まずワインブドウをつくらなくてはならないということであり、
質問するということ、高山村というところにワインブドウが非常に多くつくられているとい
うようなことでございましたので、その栽培される畑がどのような形であるかというようなこと
を、百聞は一見にしかずということでございますので、高山村の方に私が視察というか、見に行っ
てまいりました。

この見に行ったところが、某会社でやっているブドウ畑でございましたので、その事務所の中
で、そこの責任者の方にワインブドウの栽培について2時間ぐらいはお話を聞き、世間話を入れ
ながらおもしろおかしく聞いたわけでございます。その事務所で経営しているブドウ畑は8町
歩もあるということございました。この8町歩のブドウ畑を年間を通して8.5人という人員
で1年間を通してやっているんだそうでございます。その8.5人というのは8人と半分の人間
ということ、忙しいときに、何というんですか、アルバイトの人を入れるとかということだと
聞きました。

そこのところ、8町歩という大きな土地は、高山村で工業団地として開発したところござい
ましたが、工業が入らないというので、その某会社を買って、その土地をワインブドウ用の畑に
ということにしたわけでございまして、栽培がされたことがないために、私が行ったときには、
まだ挿し木でつくられていたブドウでございましたが、その挿し木も7年ぐらいが経過したため
に、昨年に接ぎ木苗を現在はつくっているところの間に植えられておりました。ブドウの畝の間
は2mぐらいと大変広い間隔でつくられておりました。また、木と木の間隔は75cmぐらいと
言っていました。畝間は少し広すぎるように見えたのですが、中型の機械、少し大型ということ
で、バックホーなんか入れなければ作業ができないというようなことで、広くしてあったの

だと思います。また、畝の長さが工業団地というようなことでございましたので、300m以上もあるというようなことで、そこに8町歩というような畑も、私たちの辺では見たことがないので、本当にすばらしいというような感じで見てきました。

ワイン用のブドウを始めるには、つくりづけをするためには大分参考になりました。高山村にはワイン用のブドウ畑が現在は20町歩ぐらいが栽培されているということをお聞きしました。坂城町もことしより栽培していくわけですが、遊休農地を利用して、農地を取り入れていくと町長の説明がありましたので、遊ばせておくとか草になったりというようなことで、利用していくのはとてもよいと思われます。しかしながら、この作業をする上では大変であると思います。

なぜかと申しますと、ワイン用のブドウも消毒をしなければいけないわけですが、現在ブドウ栽培者ではほとんどの人が、その消毒にはスピードスプレーヤーという大型の機械で消毒をしております。このような機械で消毒をすると、生食用のブドウの場合は上に棚があるので、消毒も隅から隅までできるわけですが、ワインブドウとなりますと、その棚が70cmぐらいの高さのところには棚をつくって、その上に何というんですか、今私たちがやっている短梢栽培のように、ずっと高くなるようにつくりますので、大変消毒ができないというようなことで、遊休農地を利用することは大変よいことではあります、このようなことがありますので、圃場の確保、整備についてお聞きするところでもあります。

また、ワイン用のブドウは赤ワイン、白ワインと2種類があります。苗木につきましても、少なくとも2種類ずつが、2種類の中でまたその白と赤というような中で、3種類ずつぐらいは必要ではないかと思われます。3月も半ばとなっていておきますので、ことしは寒い中ではありますが、植物も次第に活動を始めてまいる時期になってまいりましたので、以上いろいろと私のブドウ栽培の経験を話してきたわけですが、ブドウをつくるには参考になると思います。ワインブドウの栽培についての取り組み内容等につきましての答弁を願いたいと思います。

ロ. ワインぶどうの収穫、処理等は

ワインブドウは、栽培を始めると3年ぐらいからは収穫されるようになってまいります。収穫されたブドウは加工され、坂城ワインとして世間に出すようになるには、いろいろとブドウの種類の中より選択をし、これが坂城ワインとする種類を選び出すには年月を要することになると思います。選定されたブドウを搾り、その後いろいろの経過を経て、たる詰めをされ、よいワインに仕上げるということが処理過程となると思います。まだ先のことはあるとは思いますが、またワイナリーにつきましては、非常に費用がかかるということがわかっております。この構想等もよいので説明を求めて、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 池田議員さんの40年以上にわたるデラウェアから巨峰のブドウづくりのお話、大変参考になりました。これからもいろいろその知見をいただければというふうに思っております。

今、お話ありましたように、近隣の市町村でもブドウづくりというのはいろいろ始めておられ

ます。今、お話のありました高山村のケースは、ある企業が入られたと。いろんな形で新たなチャレンジをされているところは近隣にいろいろあります。私もいろいろ今勉強中でございます。また、アドバイスをいただければと思います。

基本的な考え方について、ワイナリーの構想について答弁したいと思っております。今、いろいろお話がありましたけれども、現在坂城町の特産の一つでありますブドウ栽培は、栽培面積ではリンゴに次いで第2位であるものの、販売収入額では4億3,700万、生産農家数は511戸、これは平成22年度の統計ですけれども、誇っております。町を代表する果樹の一つであります。

ブドウ栽培では、近年、種なしの無核大粒系の市場動向に合わせ、品種のバラエティー化など、関係各位のご尽力によりまして生産、販売が図られております。しかしながら、今いろいろお話がありましたけれども、喫緊の課題となっております農業従事者の高齢化、あるいは担い手の不足など、持続可能な経営体制の維持・増進の観点で見ますと、省力化やコスト低減など、経営体の選択肢の幅をふやしていくことも必要ではないかというふうに思っております。

その中で、一部取り組まれております加工用ブドウの栽培は、作業性やコスト的に高齢の農家の方や労働力不足の農家にとってメリットがあり、また近隣市町村での醸造用ブドウの栽培は、この地域一帯が、醸造用ブドウの産地として適地であるということの意味しているものと考えます。

町といたしましては、生食用のブドウ産地としてはもちろん、ワインブドウの産地としての可能性を見出す中で、醸造用品種の導入を通じて産地化を図ってまいりたいと考えております。そのために、前にもお話しいたしましたけれども、ワイナリー形成事業の構想を現在、関係者で組織する検討会で協議をしているところであります。生産者の確保、育成を踏まえた生産組織の立ち上げと、早期での法人化を目指して法人による自主的なワイナリー事業の実施、運営を支援していきたいと考えております。

また、ある意味では地域資源でもあります、五里ヶ峰横坑作業トンネルでのたる熟成や、観光資源としての位置づけも考慮する中で、他産業への波及も視野に入れた検討が必要であろうと考えております。

24年度につきましては、まず生産者の確保・育成に重点を置き、前にも申し上げましたけれども、県内外からの新規就農希望者へも働きかける中で、公募による生産者を選定してまいりたいと考えております。並行して、導入品種を見きわめるための試験圃場を、地域の皆様のご意向を伺う中で確保して設置し、この坂城町の気候風土に合った品種選定に定めて努めていきたいというふうに考えております。

そのため、圃場の選定等は地元の関係者の方と調整をしているところであります。設置にかかわる予算を今議会で、今ご審議をお願いしているというところでございます。また、試験的に既

存品種でのワイン醸造の可能性についても専門家のご意見をお聞きしながら、模索し、原料の確保、供給体制が整った段階で挑戦したいとも考えております。

その際、醸造に関しましては、当面、近隣のワイナリー等への委託醸造など暫定的な対応も必要となってくるとも思われます。千曲川ワインバレー構想に参画している市町村との連携も重要になってくると考えております。

いずれにしましても、ワイナリーの経営は、原料の生産に当たる農業、醸造に当たる製造業、流通販売の三つの要素が複合してなし得る6次産業のモデルとも言うべき事業でありますことから、幅広い関係各位のご理解、ご協力をお願いし、展開してまいりたいと思っております。今議会で24年度の予算をご承認いただきましたら、早速、先ほどもありましたけれども、苗の手当ですとか、圃場の確保を早急に進めていきたいと思っておりますので、またいろいろアドバイスをいただければと思っております。ありがとうございます。

12番（池田君） 今、町長の方からる説明をいただきまして、本当にこれからワインづくりも坂城の町でも始まるんだなということが、実感としてわいてきていると思うわけでございます。ワインも今では世間的にブームとなってきておるといような中でございますので、坂城町でもこのワインを取り入れていくのは、本当の時代の流れの中に合わせたよい事業と思われまます。前に申しましたように、高山村での視察というか、見させてもらった中では、ワインブドウのつくり方の知識を教わることができました。

また、ワイナリーにつきましては、昨年の暮れですか、須坂市で開設したところがありまして、そこでワイナリーについていろいろとお聞きいたしました。機械の購入、またたる詰めする前のおりを取る設備とか、大変のようでした。このようなことも知ることができましたので、また何かのところで役に立つこともあろうかとは思いますが、ワインブドウをつくるということは、この坂城町でも雨が大変少ないといようなことでございますので、ワインブドウには雨量というか、水というのは余り要らないんだそうですので、本当に適した土地かなとは思いますが。

坂城町で今つくられている生食用のブドウが、巨峰というのは一応坂城町の巨峰は日本の銘果といようなことでございまして、大変おいしいといようなことでございまして、このワインブドウにつきましては、必ずしもおいしいブドウがつくれるところだから、おいしいワインができるといようなことではないといことも、お聞きしているわけでございますけれども、雨が少ないとい中でつくりやすいといえ、つくりやすいかもしれませんが、その辺どのように考えるかをお聞きしたいと思っております。

産業振興課長（小奈君） ワインの栽培に関しまして、これにつきましては、議員さんのお話にもありました適地適作、これは過日、ワイナリーの検討会議の中でもお話があった中で、適地適作ということ、この重要性が強く出されておりました。その中でもこれまで生食用のブドウ産地として実績があるところは、大変この町は生食用のブドウづくりの実績が高いといことから、ここはおい

しいワインブドウができる場所なんだろうというのを、千曲農協の技術員の方からもいただいているところがございます。

12番（池田君） 今、課長の方からも答弁をいただいたような形の中で、本当に何というんですか、今の時代のニーズに合ったようなワインをつくるという考え方自体が、本当によい考え方と思われるわけでございます。

そんなようなことから、ワインブドウをつくっていくんだなというのが、私たちにも実感できるわけでございますけれども、先ほども申しましたように、ワインブドウと言うと、遊休農地で作っているだけでは大変であると思うわけでございます。なぜかと言うと、先ほど申しましたように、ブドウをつくるということは、いろいろの工程作業があるわけございまして、先ほど申しましたように、消毒なんかも、少ないところは動力噴霧器というようなものでやればできると思いますが、今、私たちがつくっている近辺では、ほとんどがスピードスプレーヤーでやっているというようなことでございますので、その辺のところもまた考えていかななくてはいけないのではないかと思います。

それから、ワインブドウの棚というのは、先ほど申しましたように、大変普通の生食用のブドウというのは高いところでありまして、ワインブドウというのは、このように70cmぐらいの高さのところで作るというようなことでございますので、今、四ツ屋の上のあたりには、かなりのイノシシが出てきております。このような中で、またそのイノシシの被害というものは、低いから必ず出てくる問題かと思われまして、その辺のことも気をつけられまして、ワインブドウをつくっていくという力強いお言葉を町長の方からいただいたようなわけでございますので、おいしいオリジナルの坂城ワインがいつか飲めることを夢見て、質問を終わります。

2. 町単工事について

イ. 町単補助事業はどのように選択、決定されるのか

まず初めに、この町単工事について、どのように町として位置づけられているのか、住みよいまちづくりとして大事な工事と思われるが、町長の考えを聞きたいと思えます。

この工事は大小等いろいろ申し込みがあると思えます。私は四ツ屋でありますので、四ツ屋区を例に挙げますが、四ツ屋を例に挙げる中で、四ツ屋区では各常会にこの工事の箇所を出してもらおうということでございますが、この四ツ屋区の中には常会が九つもあるわけでございます。その常会より一つないし二つずつ、このところは町単工事でやってもらいたいというようなことになると、四ツ屋だけでも十数カ所ということになると思われますので、区としては全部は町の方に申請はできないというような中で、その中よりまた数カ所を区長が選び出して申請するものと思えます。区長も大変であると思うわけでございます。拾い出しをするのだというところは、全部が不便、危険、壊れたと言われるようなところありますので、大変な中から選び出して、町に申請をされるのだと思えます。

このように、どこの区でも同じように選定されたたくさんの工事の申請をされたところは、そこに住み、生活して、大変であるために出てくるところだと思いうわけでございます。多い工事の中からどのように選択、選定されるのかを聞くとともに、多くの工事をして、住民の皆様方には住みよい町と言われるような答弁を願うところであります。

ロ. 各区より申請されない工事の対応は

町単工事というのは、申請されたのをやるのが町単工事と思えますけれども、申請されないというところもあるということをお話申し上げたいと思えます。

この工事は、また四ツ屋区を例に挙げて申し上げるわけでございますが、常会等から区に申し出の中から区では、町に申請箇所を拾い出して申請をするわけでございますが、町ではまたその中から選定して工事を町単工事であるということであるのだと思えますけれども、四ツ屋区の中にもその常会から出されない、どこに出してもらったらいいかというような場所がございます。

例えて申しますけれども、高速道路の下り線のバス停の駐車場のところでございまして、その駐車場から出てきて工事用の道路に出るところのカーブが、大変きついというようなことございまして、中之条方面に回るのが非常に厳しいと言われております。そんなようなわけで、大きく回るとブドウ畑に入りそうになり、車をとめるために、急な坂であるので大変であり、また少し早目に回ると車の後ろの部分のところをこすってしまうということで、修理をしなくてはならないということでございまして、私にも、あそここのところに近くに畑がございますので、二、三回、そのようなことで町の方に何か相談をできないかというようなことがありましたので、ここで質問をさせていただいているわけでございます。

このように申請されないところがたくさん町にはあるものと思われます。また、四ツ屋というところは石が非常に多いところでございまして、その農道の舗装された道路が、農業用の車、また自家用の車が多く通るところは、農道の舗装が薄いために、車輪の通るところだけが舗装が壊れて石と重なってひどい道路状態であります。このようところがたくさん町にはあると思えます。今申しましたことは、ほんの四ツ屋の中というようなことでありますけれども、このようところも町の職員が見て回るとか、住民の皆様より指摘とか報告があるところもあると思えます。このように、町単工事として申請できないところにも工事ができないかという質問をするところでもあります。町単工事もある年、来る年と続いている工事ではありますが、町長もかわったことでもあり、よい答弁を願うところであります。

これで1回目の質問を終わります。

建設課長（荒川君） 私からは町単工事について、順次ご答弁申し上げます。

まず、イの町単補助事業はどのように選択、決定をされているかということでございまして、町単補助事業の概要につきましては先月、2月の広報でもご案内を申し上げたところですが、町民の皆さんから各区を通じてご要望いただきました身近な要望箇所について、臨機応変に

対応可能な事業ということで取り組んでいるところでございます。

流れでございますが、例年11月下旬に区長会の際に、翌年度の工事要望箇所について2月末までの取りまとめをお願い申し上げまして、提出いただいた申請書の内容を確認の上、4月下旬に区と町とで現地の調査を実施いたします。そして現地の状況を確認しながら概略の見積もりを行い、基本的には区からの要望順位に沿って、予算の範囲内で工事実施箇所を決定し、区の発注により事業施行をいただいております。

なお、申請の内容が県や国の施設に係るものにつきましては、町から事業要望を行い、また舗装補修や路肩の整備、あるいは水路改修など、規模や状況に応じて、町の維持工事など別途事業による対応も図っているところであります。

続きまして、口の各区より申請されない工事の対応は、についてであります。通常、町単補助工事の要望は、各組合、常会単位等で取りまとめられ、区において集約の後、町へ申請いただく仕組みとなっております。個人から工事の要望が寄せられる場合もございますが、区長さんに要望内容を伝えていただき、ぜひ区を通じて要望を町にお寄せいただくようお願いをしているところであります。

ご質問の中で、例として挙げられました工事用道路から高速道路下りのバス停下の道路につきましては、実はこれは東日本道路株式会社の管理道路となっております。本来一般車両は入れない道路を、便宜上、高速バス停の乗降に利用している状況であります。したがって、工事はなかなか手が出せないところでございますが、今年度も降雪の際には上り下りあわせまして、職員による除雪や融雪剤の散布など、利用者の皆さんの安全・利便の確保に努めているところであります。

12番（池田君） 今、課長の方から答弁をいただいたわけでございますけれども、このことにつきましても、坂城駅にエレベーターをつけるというような構想もあり、そのような方向で町長も進めておられると思います。町単工事というのは、本当に町民の皆さんが不便であり、危険であり、壊れたというようなところを申請するわけでございますので、このことについてぜひ町長にも一言お聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

町長（山村君） 私は、この町単補助事業というのは非常に大事なものだと思っております。なぜならば、地方自治体というのは一番身近な町民の皆様が悩んでいる問題について、速やかに手を打っていくということでございます。したがって、今27区の町単事業については、いろいろ問題もあります。それからすべて全部ができるわけじゃありません。ですけれども、町が決めて、これをやれということじゃなくて、各区から一番やりたいものということをご要望を聞いてやっているということもございまして、非常に重要な事業だと思っております。

ただ、事業の進め方については、私もまだ新人町長でございますので、皆さんとよく聞きながら、一番いい方法というのを模索していきたいと思っております。これは区のあり方ということ

にも通じてくるかもしれませんが、その辺のところ、いろいろご相談しながら進めていきたいと思っております。以上です。

12番（池田君） ありがとうございます。町長の方から、この工事も大事な工事であるという力強い言葉をいただきました。私も何というんですか、畑に行って、あそこのところが困るわなんて話を聞いたことも、今ここで報告したようなことでございまして、そんなようなところを町の中になるといっぱいあると思いますので、これにつきましても、町の方も経済状態が大変苦しい中とは申しますが、町民の皆さん方が住みよいということにするには、やっぱり不便、危険、壊れたというようなことを、本当に何というんですか、町民の皆さん方が困るところでありますので申請されるのでありますから、できるだけ多くの工事をしていただくというようなことを強く願ひまして、私の一般質問を、まだ時間はたっぷりありますけれども、終わります。

議長（宮島君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時47分～再開 午後1時30分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、13番 柳澤澄君の質問を許します。

13番（柳澤君） きのは、東日本大震災からちょうど1年ということで、テレビも新聞も多くの時間や紙面を割いて、いろいろな報道をしておりました。改めてお悔やみ、またお見舞いを申し上げますが、それと同時に、予想されるあちこちの地震が起きて、原発がまた同じようなことになる、この国は大変だなと。ちょっと休暇であればいいんですが、そんな思いがあるわけでありまして。それはそれとして現状の中で、ものづくりと安らぎの町のやすらぎの面で少しでもそうあるようにという思いで、申し上げてまいりたいと思います。

1. 医療や福祉の一体化を

イ. 医療も介護も困窮も

神戸に住む一人の小児科医のつぶやきを目にしました。山本周五郎の小説、映画にもなりましたが「赤ひげ診療譚」に触れ、小石川養生所の時代に比べたら、医療は超速の進歩を遂げた。豊かな者からは多くの医療費を、貧しい者には時には無料でということが、今では保険制度、皆保険になった。だが、赤ひげ先生たちが目指したものは、今も実現してはいないというのであります。幕府が時には養生所の経費を減らしたように、国の医療や介護制度が後退する。保険制度が認めず、金持ちでないと受けられない治療、使えない薬もある。赤ひげ先生のように、病気に勝つ気持ちや生活にまで心を使ってやれない現況が、医者も悔しく、歯がゆいというものであります。

このつぶやきを見ながら、かつてあちこちで相談相手になっていた村長（むらおさ）とか、親分とか呼ばれた人たちはどこへ行ってしまったのだろうと、そんなことも思いました。また、良寛和尚が脳裏に浮かびました。74歳で亡くなったとき、正月の大雪の中、出雲崎だけでない近

在から2千人もの人々が集まってきて、葬列に手を合わせ、見送ったと伝えられています。托鉢をしながら人々の生きるための大きな心の支えになっていたんだろうと思います。

そこで、難しいこととは思いますが、将来を見据え、町民が安心して生きられる一つとして、新たな発想での提案をしたいと思うのであります。今、ひとり暮らしの人、高齢の二人暮らし、経済的に不安な人などがふえています。体調が思わしくない、急病のときどこの病院がよいか、また何か介護をお願いしようかなと迷っている、あるいは経済的に生活が不安だ、身寄りがないが最後は、などと、離れ小島に住んでいるような思いの人たちがいます。

赤ひげ先生、良寛さんのようにというのは無理な時代ではありますが、数十年前には各部落の中を保健婦さんが回っていました。住民との話題は医療のことだけではなく、子供のことや料理のこと、役場への頼まれごとなど幅広いものでした。それに似た、総合的な相談に乗る、助言や手助けをする、話を聞いて心配や不安を抱えている人たちの心を支える、そんなセッション、形を立ち上げることを検討するよう提案いたします。どう考えるかお聞かせください。

ロ. 定住自立圏共生事業の地域医療は

今議会の町長招集あいさつで、共生ビジョンの一つである、上田市との地域医療に触れられました。小児科に加え、内科についても24年度から共同運営に参加するとのことでありました。一步前進で歓迎するのでありますが、今までとどう変わるのか、ほかに今後予定されているようなことがあるのか、お尋ねいたします。

共同運営という、その内容についてもお聞かせください。また、こうしたことが町内へ十分周知されているとお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、上田地域広域連合という形の中で行われている地域医療対策とのかかわりについてであります。上小医療圏地域医療再生計画に基づいて、信州上田医療センターを核に、高度医療、医師の育成・確保等が進められ、第2次救急を担う病院輪番制等への支援、取り組みが行われています。これらとのかかわり方、連携はどうなるのかお尋ねして、1問目1回目の質問といたします。

町長（山村君） それでは私の方から、ロで言われました定住自立圏共生事業の方につきまして、私の方からご説明申し上げます。

定住自立圏構想は、ご存じのとおり、今後、我が国の人口が急速に減少することが予想される中で、中心市である上田市と、その周辺市町村となる坂城町、東御市、青木村、長和町、立科町が、人口定住のために集約とネットワークの考え方に立って、中心市の上田市においては生活に必要な都市機能の整備を図り、また周辺市町村においても必要な生活機能を確保し、上田市と周辺市町村がお互いに連携・協力することで域内全体の活性化を図っていくというものでございます。

そして昨年12月に、上田市におきまして具体的取り組みが盛り込まれました共生ビジョンが

策定され、新年度から各種取り組みがスタートすることになっております。共生ビジョンに掲げられました17の取り組み項目の一つに、ご質問の地域医療再生に向けた取り組みの推進がございます。

圏域住民が安心して、各種医療を受けられる環境を整備するために、上田市と周辺市町村が信州上田医療センター等の公的医療機関並びに関係機関と連携しながら、圏域における安定した医療供給体制を確保することを目的としているものでございます。

ご存じのとおり、長野県で策定しました保健医療計画の中で、入院医療や包括的な保健医療サービスが行われる第2次保健医療圏について、長野県内を10の保健医療圏に区分をしておりますが、当町は長野市、千曲市、須坂市などとともに長野保健医療圏に属しております。

しかしながら、緊急救急搬送先や町民の皆さんの一般的な通院医療機関を見ましても、上小地区の医療機関を利用されるウエートはかなり大きく、上小保健医療圏との結びつきは切っても切れないものがございます。このため上田地域広域連合における調査研究事業としての地域医療対策連絡会に当町も参加し、研究を進めてまいったところでございます。

長野保健医療圏と上小保健医療圏の結節点という利点を生かしながら、上小地区の市町村と医療の分野におきましても連携を強化していくことが必要であり、長野、そして上小の両保健医療圏において整備が図られるということが、当町にとっても医療救急体制の面において大変効果があるものと考えております。

定住自立圏構想の医療分野において、当町がかかわっていく具体的な事業といたしましては、一つ目としまして地域医療教育センター支援事業がございます。これは信州上田医療センターを、上小地域の医療機関の中核的医療機関と位置づける中で、医師確保のための研究を支援していくものでございます。

二つ目は、ご質問にありましたとおり、上田市内科小児科初期救急センターの共同運営でございます。当町は、今年度まで小児科についてのみ共同運営に参加しておりましたが、新年度からは内科についても、上小地域の市町村とともに共同運営に参加してまいります。同時に町民の皆さんに対しても、上田市内科小児科について、より広く広報してまいりたいと考えております。

三つ目は、周産期医療の確立ということでございます。ご存じのとおり、上田市産院が立地的集約を図る中で、信州上田医療センターの隣接地に移転新築し、この4月1日から上田市立産婦人科病院として開業となります。これまでは単科病院としての産婦人科医師のみの体制でありましたが、信州上田医療センター小児科及び麻酔科等と、密接な連携のもとで、より安全性を高めた周産期医療の提供を行っていくこととなります。

上小地域での正常分娩取り扱い数の確保とともに、将来的には、ハイリスク分娩を担う信州上田医療センターとの連携により、より安全な医療提供体制の確保を目指すこととなります。当町としましては、この医療提供体制について、構成市町村とともに連携を図っていくことが役割と

なっております。

また上小地域は、医師不足あるいは医療機関の整備といった面で大変厳しい地域でもあります。このため、上小地域の市町村や上田地域広域連合とともに、救急医療体制、周産期医療体制の確立を核とした上小地域医療再生計画を策定、上小地域の医療再生に向けた取り組みが、県事業として展開されているところでもあります。

今後も当町といたしましては、長野保健医療圏における地域医療の充実とあわせ、上小地域における地域医療についても、定住自立圏共生ビジョン、そして上小地域医療再生計画に位置づけられた事業に積極的に取り組んでまいります。

なお、「広報さかき」2月号でもお知らせしましたように、4月1日から循環バスの上田行き路線の運行を開始し、信州上田医療センターまで運行いたします。共生ビジョンにおきましては、地域医療とあわせ、地域交通といった面でも連携しており、循環バスの上田乗り入れについても、定住自立圏事業の一つに位置づけております。

これらを含めまして、全体として地域医療の向上、利便性の向上につなげてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

福祉健康課長（塚田君） 私からは、まずイの医療も介護も困窮も、についてご答弁申し上げます。

総合的な相談、助言、手助けをするセクションをというご質問でございますが、町の第5次長期総合計画の基本計画第2章「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」におきましては、第1節「支え合う地域福祉」、第2節「きめ細かな高齢者福祉」、第6節「健康づくりと保健予防」、そして第7節「広域で連携する地域医療」に係る施策として、福祉、介護、保健、医療ネットワークの構築を掲げておりまして、住民の皆さんに対する総合的な福祉、介護、保健、医療サービスの提供ができる体制を整備するため、地域包括センター、保健センターを中核として、社会福祉協議会、福祉施設、民間事業者、福祉関係団体、保健医療機関などとの連携体制を強化、確立していくというふうにしております。

ひとり暮らし高齢者、二人暮らし高齢者世帯、経済的に不安定な方などに対しまして連携・支援できる総合的なセクションを設けてはどうかということでございますが、特に高齢者にかかわる部分が多いわけでありまして、地域包括支援センターが中心となって、総合相談窓口の役割を担うこととなります。

現状におきましても、地域包括支援センターには住民の皆様からのさまざまな相談が寄せられております。センターが直接対応するほか、内容によりましては行政機関、保健センター、医療機関、児童相談所、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、あるいは民生児童委員の皆さんなどと連携を図りながら、必要なサービス支援につなげております。

生活困窮に係る相談につきましても、社会福祉協議会との連携によりまして、日常生活支援事業の利用、支援、または必要に応じて、保健福祉事務所における生活保護などの相談、支援につ

なげておるところでございます。

今後におきましても、当面は新たなセクションを設けるのではなく、長期総合計画の方針に沿って、連携体制をより強化できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の中でですね、以前は保健師さんが地域を回ってというような、あるいは村の中にそういった核になる人がいらっしゃったというようなお話がございましたが、現状も必要に応じて保健師も訪問活動をしておりますし、ご質問の内容からすると、今、その任を児童福祉委員の皆さんが地域の中で担っていただいているのかなというふうに感じております。

長期総合計画第2章第1節「支え合う地域福祉」を進めていく上で、そういった地域での皆さんとともに、関係機関によるネットワークの強化、こういったものが大切であります。高齢化が進んで支援を必要とする方が今後ますますふえていくことが予想される中では、行政、介護サービス提供事業者、医療機関、家族の連携に加えまして、民生児童委員さんですとか、自治区、隣近所といった地域の皆さんによる支え合い、地域の皆さんとの連携が大変重要になってくるものというふうに考えております。

続きまして、口の定住自立圏共生事業の地域医療はということで、町長から答弁申し上げましたが、私からは、先ほど小児救急に係る周知が十分できているかというようなご質問がございました。上田市内科小児科初期救急センターにつきましては、町民の皆様により広く周知をしてまいらなければならないというふうに考えております。

これまでの広報活動といたしましては、この事業は平成22年の4月からスタートしておりますけれども、これに伴って、上田市におきまして広報用のチラシを作成をいたしました。当町におきましても、このチラシを活用させていただきまして、若干タイミングは2カ月ほどおくれましたけれども、それぞれの組合に回覧をしていただくように配布をしたところでございます。また、昨年「広報さかき」8月号の中でも、この上田市内科小児科初期救急センターについて、その診療内容ですとか診療時間帯を掲載し、町民の皆様にも周知をしてまいったところでもあります。

今後におきましても、「広報さかき」あるいは町内の医療機関にお願いをして、ポスターの掲示といったことも検討しながら、より広くお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

また、上田地域広域連合の地域医療対策とのかかわりということでもご質問がございました。町長答弁でも若干触れた部分はございますけれども、この上田地域広域連合における地域医療の位置づけにつきましては、広域的に広域連合が処理をする事業としてではなく、広域的に調査、研究が必要な事業の一つとして位置づけられておりまして、医師不足を中心とする地域医療の課題について、地域医療対策連絡会を設置し、調査、研究を進めてまいったところでもあります。

地域に医療に係る実際の事業につきましては、上小地域医療再生計画として、現在県が事業主体で進めておりますし、定住自立圏共生ビジョンには、この地域医療再生計画終了後、その一部

を継続する形で実施する事業も含まれておりますが、基本的には構成市町村の負担金により上田市が実施する、あるいは各市町村がそれぞれ主体で実施することになります。この小児科内科の初期救急センターの事業についても、これは上田市の事業ということで、それぞれ定住自立圏に参加している市町村が負担金を支払う形で運営がされていくということになります。

こうした中で、広域連合としてこれまで実施してまいりました地域医療に係る調査、研究事業を今後はどうしていくのかということですが、これにつきましては現在、上田地域広域連合におきまして、平成25年度から始まります新たな広域計画、これの策定作業が進められております。具体的には、この中で検討されているというところでございます。以上です。

13番（柳澤君） それぞれお答えいただきました。最初に少し長い感じで、赤ひげ先生だ、良寛さんだということを申し上げたというのは、私の言おうとする、提案していることを理解していただく、おわかりいただけるようにと思って申し上げたわけでありませう。

長期計画、実施計画、あるいはいろんなセクション、保健センターだ、社協だ、住民環境課だというようなところで連携をというようなことで、十分なことが考えられ、書かれてはいるわけですが、私の申し上げているのは、新しい提案というふうに申し上げたわけですが、それはそういうものがあちこちにいろんな機能を持って存在しても、実際に困っている人がどんなふうにご利用できるだろうか、行政が本当に困っている人たちに、いつでも気やすくそういう対応ができるだろうか考えたときに、今申し上げてきましたから、整理して二つになろうかと思うんですが、一つは、今考えられる、私、個人的に考えられるものは二つあるかと思うんですが、その一つは、でき得れば、かつての、今は保健師さんですが、保健婦さんと言っていた、保健婦さんたちがいろいろ、あの人はぶらぶらしているというふうに思った人も、場面もあったかもしれませんが、いずれにしても、地域を絶えず回って歩いていろんな相談に乗っていた、そういうものができないかなど。それでその手に余ったら、あそこへ行ってごらんないとか、今、自動車の十分ある時代ですから、車でちょっと乗っけていってあげるとか、そのぐらいのことをする、そういう少しお金がかかっても、これはでき得ればつくっていただきたいセクションだと、そんなふう思うわけなんです。

この場でお答えをと言っても、提案ですから、無理なことは承知ですから、ぜひお考えをいただきたいんですが、それ以外に今現在できるとしたら、包括センター、これは平成18年にたしか施行されていると思うんですが、そこに書いてあるのはほとんど老人保健なんていう言葉、老人、それがそのまま残っているんですが、高齢者に向けて、高齢者の介護とか、高齢者の医療、そういったことに限られたようなふうな受け取られる内容になっています。

申し上げているのは、高齢者をその当時、何歳から高齢者という範疇に入れて考えていたかはわかりませんが、年齢に関係なく困っている人はいるわけでありませうから、もう少し包括センターの内容を広げて、縦割りではなくて、それは民生委員さんの分野だとか、それは社協へ

行ってもらう話だとか、それは保健センターの問題だ、こういうことではなく、名前のおり包括センター、そこでいろんな相談をして、助言をしてというふうにする中身にしてもらう。とりあえずは、そのどちらかを検討していただけないか、そんなふうを考えるわけではありますが、その辺、お答えをいただきたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 再質問をいただいたわけでございます。現在ですね、おっしゃるような地域の中での相談、おっしゃるように、地域の中を1軒、1軒、くまなく回って歩くというのは、これはとても大変なことですね、そこまではいずれの形としても非常に難しいのかなというふうには思います。ただ、それぞれ地域に現在38名の民生児童委員さんがいらっしゃいます。基本的には地域の皆さんの相談の窓口といたしますか、そういったことで地域の皆さんにも、より民生児童委員さんの存在を知っていただくとかですね、民生委員さん自身も地域を回っていただいて、いろんな相談に正直乗っていただいております。大変な年間の中では日数を、そういったことにご尽力をいただいて感謝をしているわけではありますが、そういったものを担っていただいているということで、認識をしております。

また、保健師におきましてもですね、おっしゃるような形でのどこまでできているかという問題はありますけれども、現状の中でも可能な限りの中で、地域に訪問活動というようなことでも実施をしているわけでもあります。その辺のところをより強化できるようにというふうには考えていきたいなというふうには思っております。新しいものをつくるということではなくて、現状の中で地域包括支援センターもお話でしたが、介護保険制度の中での位置づけでありますので、どうしても高齢者中心にはなりますが、ただ現状の中では、包括支援センターにはそういった部分ではないご相談も正直寄せられている部分はございます。すべてその窓口、ご相談いただいたところですべて解決するというのは、いろんなさまざまな問題がありますし、その課題によってそれぞれ専門の分野がございますので、どこかに声をかけていただければ、これは包括支援センターでなくても、例えば社協の窓口でもいいですし、町の福祉健康課の窓口でも結構ですし、保健センターでも結構なんです、そこから必要に応じて、その連携、ネットワークをつくっておりますので、必要な部署につなげていく、支援をしていく、これはあちらだからあっちへ行ってくださいという、ただ単純にそういう形でなくてですね、そちらの方に引き継いでいくという形で現状でも対応しておりますが、よりその辺の連携は深めていきたいなというふうにご考えております。以上です。

13番（柳澤君） お答えいただいていること、よくわかります。それ以上のことはお答えできないんだろうと思いますが、申し上げているのは、例えば町内をくまなく回れというような、そんなことではありません。あのうちはひとり暮らしだと、ちょっと心配だ、最近病気がちだみたいな話があったら、そのうちへ行ってみる、そんなふうに行くと違う話が出る、そうしたらそっちへ行ってみるというふうにして保健婦さんたちは歩いてはいたはずなんです。

そういう面でもう少し、今、課長さん、強化するようにはするというようなお答えはされましたが、そういう点をもっと進めてもらいたいと思うんです。そう言うと、大変問題あるかとは思いますが、実態として、町民の中に特に困っている人、弱い人たちは、そしてしかも年配になるほど保健センターがどこにあるのか、ふれあいセンターなんて聞いたことないとか、それから役場へ行くのは、どうも人間の感覚ですから嫌だなというような、あるいは電話することも、役場の何さんに電話していいかわからねえや、嫌だなというような、そういう思いの人たちがいるわけです。そこへ体力が衰えていたり、経済的に弱っていたりすると、余計そういう気持ちは、積極的じゃなくて、なえてしまうというのが、後ずさってしまうわけです。そういう人たちのために、ぜひ考えていただきたいと、こんなふうに思うわけであります。

これは簡単な問題ではありませんが、お金のかかることではあります、でき得ればこれからの将来に向けて、ぜひ町内をくまなく回れという、そういう意味じゃありませんから、その辺、柔軟に考えていただいて、そういう自分からどこへ相談に出かけていくとか、電話をすることかということも苦手な人たちもいるわけなので、もう少しこれからの世の中、そこまでやることは大変だ、金はかかるというようなことにはなろうかと思いますが、それが今の世の中で大変大事なことだろうと思うので、ぜひ検討をいただきたいと思うんです。

60過ぎたある病院長が、長年医者をやってきたけども、今どうも、おれ考えるのに、医者じゃなくて、医療だけじゃなくて、福祉の分野も抱えた、そういった形での仕組みをつくりたい、そんなふうに考えているが、もう年だからだめだな、まあでき得れば行政が旗振りをやってもらいたいな、こんなふうに言っていました。私は思っていたことを、この医者も思っていたんだなんていうふうに思ったわけなんです、ぜひ幾ら整備されていても、さっき申し上げたように、保健センターがどこにあるか知らない、出かけていくのは面倒だ、電話するのも嫌だと言っているうちに、それどころじゃなくなるという人が出てくる時代です。

都会の、最近やたらに、親子で亡くなっていた、ひとり暮らしで亡くなって幾日もたっていたというニュースが流れますけれども、つい最近、去年の暮れでしたか、町内でも亡くなって、一人で暮らしていて、そのそんなに動けないような人じゃなかったんです。マレットもやっていたんですが、亡くなって1週間近くわからなかったという、そういう例もあるわけです。そういうことを考えていただいて、ぜひ、これは目に見えない、お金のかかる、面倒な、そういうことではあろうかと思いますが、ぜひ前向きに検討をいただきたいと思います。

次に、ロについてですが、ロの定住自立圏事業の中の医療事業の関係なんです、1番は定住自立圏事業の中で行われていることも、それから上田広域連合という中で行われていることも、似たようなことでありながら多少違う部分があるわけです。それで定住自立圏の中で進められていること、それから上田広域連合の中で行われていることも、坂城町の町民にとっては、それはそういう形の中で医療体制を整備しているというだけのことであって、この町内に住んでいる人

たちが医療機関を利用するには何も変わりはないんだということだろうと思うんですが、ただこれだけやっていけば、今までとどういうふうに変わってきたのか、その辺をお聞かせをいただきたいと思います。変わってきたのか、変わっていくのか、産院ができた、あるいは小児救急にあわせて内科も救急がということでしたか、小児科、これ小児救急と小児科とちょっと意味が違うと思うんですが、そういう点、どんなふうにならなくなったのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） ロの関係でございます。定住自立圏の事業としてですね、進められている事業、ご存じのことと思いますが、内科小児科救急医療の関係を初め、現在、上小地域の医療再生計画ということで、県において進めております。目的とすれば、この地域、非常に医師が少なくなってきたということで、地域の基幹病院であります信州上田医療センターのですね、機能低下と言うと失礼になるかもしれませんが、そういう状況を何とかしていきたいという中で、主に信大の医学部と連携をとって、教育センターを立ち上げ、そういった中で医師確保につなげていくというのが、現在25年度までの地域医療再生計画の中で進められております。25年度で、これは県の基金による事業が終わってしまいますので、そのことをするんだという部分は、この共生ビジョンに位置づけた事業として、構成市町、協力をして進めていくという形になります。

現在、先ほどもちょっとご答弁の中で申し上げましたが、上田地域広域連合の中で進めているものはですね、それ以前から進めてきたんですが、やはりそういう地域の問題があるということで、医療圏は違います。2次医療圏は、こちらは長野なんですけれども、隣接している上田市を中心とした上小地域の利用体制もですね、私たち坂城の住民にとりましても非常に関心が高く、お世話になっている部分がありますので、そういったところも強化をしていく必要があるだろうということで、非常に医師不足を中心に課題があるということで、構成市町の中でそういった協議を調査、研究ということで、特に事業として進めるということではなくて、調査研究事業、調査、研究をしてきたという中であります。その延長線として、その医療再生計画がつくられ、これが認められて県の事業が今進められているということでもあります。

広域連合として、今、調査、研究を進めてきた事業をどうするかということになりますと、これは先ほどの繰り返しになりますが、25年度からの上田地域の広域計画の中でどう位置づけをしていくかということは、これからの課題といいますか、今、検討を進めているところです。

内科、小児科につきましては、22年度からスタートして、上田市の市の事業として進められましたが、上小医療圏の中でも、坂城も加わって、そういった研究を進めているという中ではですね、どうしても夜間の対応ということで、経営的には採算が取れる事業ではないので、いわゆる赤字の補てん分をそれぞれの構成市町で担っていきましょうということで、負担金を納めて運営しているという状況です。これまでも、内科につきましても初期救急をやっておりましたので、坂城の方が行っても受診はできましたけれども、やはり共生ビジョンに位置づけられたというこ

とで、24年度からは内科についても、坂城も負担金を納めて共同運営に参加をしていきましようということでもあります。

1次救急ですけどね、これは上小ということじゃなくて、長野地域の中でもやっている病院はもちろんありますので、そちらを受診されている方もあると思いますけれども、共生ビジョンという中に位置づけられた事業として、これからも坂城町、積極的にかかわっていく中で、必要に応じて坂城の町民もそちらを利用していただきたいというふうに考えております。以上です。

13番（柳澤君） 時間がありませんので、二つだけちょっとお尋ねとお願いをしたいと思うんですが、一つは今みたいなことをお聞きしたというのは、医師不足を解消するためのお金を出して医者に来ていただく、それにたとえ少しでもお金を出している。あるいは教育センター、研修センターをつくって、新しい新任のお医者さんに勉強してもらいたいことをやっているのは上田広域連合なんで、その上田広域連合はそのお金は、坂城の関係のないふるさと市町村圏基金の果実で行われているはずなんです。それはいいんです。そういうことはあるんですが、今のお話をお聞きしていて、坂城の住民が大手を振って自由に救急を頼んでも、何をしても、町民には関係ないんだと、関係ないというのか町民はいいんだと。これは行政として、そういう体制を整えているんだと、そういうふうなことであれば、それで結構なんです。

それともう1点は、いろんなことが広報や張り紙で知らせているというんですが、去年の秋にもこれもあったんですが、子供が夜、熱を出して、ぐあい悪くなってどこへ行ったらいいか大変困ったと、上田に小児救急で受け入れてくれるところがあったはずなんだがと言ったら、そんなこと聞いたことないという、こういう子育て中のこういうお母さんやお父さんがいたわけなんです。そういう点、張り紙や印刷物では十分徹底しないので、これはそんなこと言ったって無理だと言われればそれまでなんですが、行政としてはできるだけ手厚くということで、子育て中の親の人たちが集まるような場所で、そういう説明もする、そういうことにもう少し力を入れていただきたい、そんなふうに思うわけでありまして。これは大手を振って上田のそういうかわった場所を使える、それからそういう丁寧な説明を徹底していただけるということであれば、それでいいんですが、そうなんだという一言だけいただきたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） お答えいたします。最初にですね、上田広域のふるさと市町村圏事業でという部分がありました。これにつきましては、共生ビジョンの事業と、それからいわゆる上小地域の医療再生計画の事業とは別の事業ということでもあります。坂城が参加して行っています調査研究事業とはまた別に、ふるさと市町村圏の事業ということで、これは坂城が参画をしておりません事業で、直接信州上田医療センターの医師の確保ということに直接行っている事業ということでございますので、ちょっといろいろありますので、話すともた複雑になってくるかもわかりませんが、これにつきましては坂城は参画しておりませんので、申し添えておきます。

初期救急ということで、救急車を呼ぶほどのことでなくて、夜、熱が出たかという場合に対応

することでありませけれども、議員さんおっしゃったようなことも含めてですね、より子供さんのお持ちの方にお知らせできるような工夫をしてみたいと思います。以上です。

13番（柳澤君） ありがとうございます。上田広域連合に坂城町は入っていますけれども、さっきの基金の果実を使ってという部分は、坂城町は関係ないもので、大手を振っていいのかという、こういう感じがちょっとするんですが、町民にとってはそんなこと関係ないというのか、いろいろ考えなくてもいいことかもしれませんので、それでおしまいにして、次へ移ります。

2. 中学校の武道必修化について

イ. 坂中は何を選択し、どう進めるか

新年度から中学1・2年生に武道が必修化されるようです。この機会に改めて二、三お聞きしておきたいと思います。1月末現在、県内186校のうち剣道を選択したのが125校、柔道が41校、剣道と柔道を合わせてが18校、相撲が1校、弓道が1校という報道がありました。平成20年の学習指導要領改訂時から予定されていたようですが、義務づけとなるこの時点で、町教育委員会は必修化の意義、価値、問題点等をどう考え、理解、共有したか、簡単でいいですか、お聞かせください。

また、進め方や家庭との連携にどんな準備をしてきたかもお聞かせください。なお、どんな考えで何を選択したのか、改めてお聞かせください。

ロ. 個人競技の弊害や事故防止の対策は

坂中は学校選択で剣道をやってきた経験がありますから、授業の一つとしてそんなに心配はないと思います。しかし、武道は同じ個人競技でも、走る、跳躍する、泳ぐなどと違って、相手を参ったと言うまで、時には命にかかわるまで攻めるというのが根底にあった武術であり、武道の道が大変重要であります。2学期後半から実施のようですが、指導者、施設、武具等はどのように考えられ準備されているのか。今申しあげました道についてと、あわせて考えをお聞かせください。

教育長（長谷川君） 柳澤議員さんからの中学校の武道の必修化についてのご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、イの坂中は何を選択し、どう進めるかの中の武道の義務づけの意図や目指す価値はということについてであります。武道につきましては、我が国固有の古くから伝えられてきた伝統文化の一つというふうに受けとめております。武道ですから、先ほどお話のように、相手と戦い、相手を倒すことを目的としたものであります。しかし、そこに武士としての生き方とか、精神のあり方を学ぶ場としての要素が加わって、敗者に対する惻隱の情に代表される武士道とが融合した、いわば人間としての精神のあり方を形としてあらわしたものだというふうに思いますし、武士だけでなく日本人の生き方の中で、長らく受け継がれてきているものであると受けとめております。

明治時代の日本人の心のあり方、道徳的な基盤がどう形成されたかということについてを世界に紹介しました、新渡戸稲造の「武士道」、これが最近多少ブームになっているというようなお話もお聞きしましたし、先ほどの東日本大震災の折に、日本では略奪が起きないとか、ガソリンを求めて長い列をずっと人が守っているというようなことに、日本社会の秩序と日本人のあり方ということが世界から注目されたわけであります。

このような日本社会の長い年月の中で生み出された武士道に代表される道徳観、生き方、これは世界に誇れるものであると思っておりますし、これからも大事に守るべきものだというふうに理解しております。

しかしながら、今回、武道が選択から必修に変わりました。この背景はこの古来からの日本社会の、あるいは日本人が持ってきた道徳観の根元的なものが、最近やや忘れられているという思いがあったのではないかなというふうに、個人的には受けとめております。今まで学校教育の中でも武道は行われて、これは選択として行われてきたわけですが、単に相手を攻撃したり、相手のわざを防御したりしながら楽しむ、あるいは勝敗をかけるというようなことにとどまらず、武士道の精神にのっとり、相手を尊重し、戦ってくれた相手へ感謝の気持ちとか、いわゆる礼に始まり礼に終わるといふ精神面も大いに大事にしながら学習を進めてきているところであります。

次に、剣道を選択した理由についてであります。今までは中学校では剣道またはダンスのどちらかを選択する形で実施をしておりましたけれども、この4月からは3年生では球技または武道、1年生、2年生では武道が必修ということになっております。何を選択するかについては、いろいろな条件がございますが、施設があるかないかとか、あるいは個人として必要な道具があるかないか、それから指導者がいるかどうかというようなことも大事な要素であります。

坂城中学校について、このことを考えてみますと、体育館という立派な施設もありますし、今までも選択でやってまいりましたので、防具等はそろっております。また指導する先生もいらっしゃるわけですが、実は町内には、剣道に関しましては大変立派な指導者がたくさんおりますので、そういう方のお力も借りて、外部講師としてご指導いただくことも考えております。

また、剣道を選択したもう一つの理由としますと、かつての坂城中学校の剣道部の活躍であるとか、あるいは地域の剣道クラブが非常に活発な活動をしたというようなことも挙げられるかと思えます。そのような理由で剣道を学校選択として決めてきたところであります。

次に、口の個人競技の弊害や事故防止の対策はということについてでありますけれども、今のお話にありましたように、陸上競技とかそういう個人競技は、いわゆる身体接触がない個人競技であります。柔道、剣道等は身体接触があるわけでありまして、そういう面では多少個人的な確執というようなことを生む可能性はありますが、むしろ私たちとすれば団体競技の方がそういう点では気を使う部分が多いのかなというふうに思っております。現在、部活動等で指導して下さっている先生方は、技術の指導よりも、そのチームの中での人間関係をどうやって円満にし

ていくかというようなところ、あるいは先輩、後輩との関係の中で円満なそういう上下関係が育つかどうかというようなところに力を入れていただいているかと思います。

そういう面でも今回の武道の導入については、練習等に対しても単なる格闘技ということではなく、武士道に代表されるような心のあり方を磨く場という面で、しっかりした位置づけをしていきたいというふうに考えております。

さらに、身体的に危険を及ぼす部分もないわけではありませんので、危険には十分注意をするとか、あるいは剣道で申しますならば、防具や竹刀が傷んでいないかとか、そんな面についても気を配ってまいりたいなというふうに思います。

それから男女別のことについてでありますけれども、授業そのものは男女一緒であります、対戦する相手とかという面では、身体的な大きさとか体力的な問題でも違いがございますので、男女別に進めていく形になるというふうに思っております。

最後のゆとり教育が変わった中で、教育現場に問題はないかということではありますが、指導要領が発表になりましてから、完全実施までの3年間の間に、いろんな面で準備を進めてまいりました。時間的にも授業時数はふえたわけですが、小学校においても、中学においてはまだ試算の段階ですが、計算をしたところでは、今までよりも大幅に登校日数をふやすというようなことでなくて、指導要領で示された内容をこなせるという教育課程が組めそうに思っております。混乱なく移行ができるというふうに、今考えているところであります。以上です。

13番（柳澤君） ありがとうございます。通告しておきましたので、お聞きしないことまで通告に申し上げておきましたので、お答えをいただきましたので、時間が間に合ったようでありますが、もう2点お聞かせをいただきたいと思うんですが、11年度に県内の公立中学の武道関係のけがは、柔道は16校で25件、それから剣道では8校で10件というふうに、県教委から発表されています。坂中では、過去に簡単なすり傷は別として、いわゆるけがというようなことはなかったのかどうか、それが1点。

それから、講師については、県教委は何か頼りないことを言っているんですね、人事異動をした後で、先生たちの状況を見て、足りなければ県警なんかから講師をお願いするというような、そんなようなことを県教委は言っているんですが、今お聞きしていると、坂中についてはそういう点の心配はないと、こういうことですから、それはいいんですが、過去にけががなかったかどうかということと、それから防具なんかも、これは個人負担はなくて間に合うということですが、古くなってくる、義務化されると、もっと古いものは直したり整えなきゃいけないというようなことが起きてくるだろうと思うんですが、予算書を見ると、ほとんどそういった点の予算は見込まれていないようなんですが、その2点について、けがの問題と、その予算的な点について、それだけお答えいただきたいと思います。

教育長（長谷川君） まず、けがはなかったのかどうかということについてでありますけれども、体

育の授業の、特に剣道をやっている段階でのけがが発生したという話は、こここのところ5年ほど聞いたことがありませんので、ないというふうに理解しております。

それから、防具につきまして現在全部そろっております、個人負担はありません。今後、これが当然だんだん壊れていくこともありますけれども、一般の体育のほかの道具と同じように、中学校の備品費等に計上して補充をしていくという形で、今後も進んでいくと思っております。以上です。

13番（柳澤君） ぜひ、1の問題ですが、大変ではあっても、ぜひもう少しきめ細かい、困っている人たちに本当に頼られる、そういうことについての検討をぜひしていただきたいという願いをしておきたいと思えます。

それから、2の問題の武道の必修化については、武道と武術の違いについて、もう少し教育長さんとお話をしたかったんですが、時間がおしまいですので、その辺、茶道もあれば、華道もある。座禅という問題も日本には文化としてあります。そういう中で武道の道が、なぜ特別かというようなことを十分お考えの上、お進めいただきたいと思えます。終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、4番 塩野入猛君の質問を許します。

4番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

冒頭に、昨日は東日本大震災から丸1年、そして1年前の本日、3月12日未明午前3時59分に長野県北部地震が発生し、はかり知れない被害と、とうとい命が失われてしまいました。復興に向けた政治対応のおくれにより、再構築も思うようには進んでいません。この1年の中で科学技術に疑念が生じてきています。成長のスピリッツは大切ですが、科学技術には限界も欠点もあることを自覚しながら、次の時代を考えていかなければならないと思えます。

さて、信濃毎日新聞に、ここ毎年恒例の市町村3大ニュースなるものが載せられており、そこに坂城町は一つとして、町長選で山村弘氏が初当選、二つはイトーヨーカ堂の全国初の移動販売車が運行、そして三つにはスマートコミュニティ構想事業に着手の3件が挙げられました。町長の初当選や、全国初の移動販売車の運行はよくわかりますが、スマートコミュニティ構想事業がよくわからない。よくわからないといえますか、町民の皆様や企業の方々にそれが伝わっていないのではないか。そこでまずは、この事業についてお尋ねをいたします。

1. スマートコミュニティ構想普及支援事業について

イ. 調査検討内容について

町長は、昨年9月の第3回町議会定例会の招集あいさつで、電力を1企業単位で考える現在の

政府のやり方には問題がある。企業の町坂城として、自治体全体で電力を考える必要があり、今後のエネルギー問題の対応は、町の重要課題と位置づけられると述べられました。

そうした中で、孫正義社長が主導するソフトバンクの自然エネルギー事業に手を挙げましたが、採択条件で、山林が除外だの、入っていただのでもめたようではありますが、結果的には落選をし、採択の厳しいと思われていた経済産業省の補助するスマートコミュニティ構想普及支援事業には、難関を乗り越えて見事当選をいたしました。

そして昨年11月8日の町議会臨時会招集あいさつでは、スマートコミュニティの導入につなげるための状況調査を行うものだというご提案のもとに、国庫補助753万5千円を受け、事業費801万6千円の補正予算が採択されました。

事業期間は、一昨日3月10日までの4カ月という大変短い間でしたが、私は今回のこの事業は、本町がこれからのエネルギー問題に向かう、その第一歩を踏み出すことができた価値ある事業ではないかと思うところであります。

まず、私は平成23年度のスマートコミュニティ構想普及支援事業補助事業者一覧表を見てびっくりいたしました。日本を代表するトヨタ自動車、東芝、富士通などの企業、東北大学、東京工業大学など教育機関や、行政では、山形県、福岡県福岡市、川崎市などといった産学官入りまじった、そうそうたる48事業者の中に、坂城町がしっかりと位置づけされていたからであります。

坂城町の補助事業の内容は、自然、人、産業が共生できる坂城町スマートコミュニティ構想事業であります。事業推進に当たり、坂城町スマートコミュニティ推進委員会を立ち上げ、そこが実施主体になり、必要な各種調査は調査委託会社が行った模様であります。

そこでまず初めに調査、検討の内容についてお聞きをいたします。調査は3本の柱立てにより、1本目は再生可能エネルギーの効率的利用に関する調査、2本目は再生可能エネルギーに関する調査、それに3本目ではエネルギーの効率的利用や省エネなどに対する住民意識調査が実施されたようでありますので、この3本の実施された調査の内容と、どのような結果が出たのかを、時間の関係もありますので、要点をお聞きをいたします。

ロ. 見えてきたものは

次に、調査された内容は、実施主体である推進委員会に上げられ、論議されたと思われませんが、そこではどのような論議や検討がされ、どのようにまとめられたかをお聞きするとともに、これらの調査や事務局、推進委員会などによる一連の経過、進行のプロセスからどんなことが見えてきたかをお尋ねをいたします。

ハ. スマートコミュニティの構築に向けた事業可能性は

町長は、企業の町坂城として、エネルギー問題の対応は町の重要課題と位置づけられ、その延長線上にスマートコミュニティの構築推進を持ってきたと考えられます。今回のスマートコミュニ

ニティ構想普及支援事業の一連の作業を終え、得たものはたくさんあると思います。

また、この国庫補助事業においては、地域の実情に根差したスマートコミュニティの構築を進めるための事業可能性調査を実施することを目的としているものでありますが、まだ結果が報告されない中で、早くも平成24年度予算にはスマートコミュニティ構想事業として105万2千円が盛り込まれ、新エネルギーのあり方等について専門家に調査委託をして、さらに研究を進め、具体的な方向を見出そうとしているようでもあります。

そこで一連の調査作業により、スマートコミュニティの構築に向けた事業可能性は、どの程度お持ちになったか。すなわち地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを複合的に組み合わせた、スマートコミュニティ坂城の将来像に向かう、その手ごたえをお尋ねをいたします。

町長（山村君） 塩野入議員さんの質問に答弁いたします。私の方から調査内容、全体の考え方、この事業の考え方をお話し申し上げて、今ご質問のありました具体的な中身は担当課長の方からお話をさせていただきたいと思っております。

冒頭、お話ありましたように、東日本大震災、長野県北部大地震からちょうど1年というところでございます。この間、我々が何を考えたかと、特にエネルギー問題については、私はこんな考え方が実際できるかなと思っております。いわゆる原発ですとか、大容量の発電、これは言い方を変えると、これは中央集権型だと思っております。それに比べて再生エネルギーについては、これはいわば地方分権型だというふうに思っております。一電力会社あるいは政府が中心となって、全国に再生エネルギーをつくるというよりは、各自治体がいろんな工夫をしてつくっていくということになるかと思っております。中央集権から地方分権、政治的な流れもそこにあるんでしょうけども、そんなふうに考えます。

さて、そうなったときに再生可能エネルギー、例えば太陽光、それからバイオマス、風力、水力、いろいろありますけれども、そのおのおのを開発することだけではだめだろうと私は前から考えました。つまり、今、塩野入議員さんからもお話がありましたように、このエネルギーを一企業、一企業で管理するのではなくて、あるエリア、地方自治体、例えば坂城町全体でこのエネルギーのあり方というのを考えていく必要があるでしょうと思っております。

例えば坂城町は工業の町で、270社近い会社があります。工業用の電力を再生エネルギーで賄うというのは、これはとても大変難しいかと思っております。しかしながら民生用の電力、エネルギーは再生可能で賄う、あるいは町の分を賄うということは、そんなに遠くない時期にできるかなと思っております。そのときに一つのエリア、坂城町の中でどのようにエネルギーを管理し、使っていくかと、融通し合っていくかということが重要な問題だろうというふうに思いました。

先ほどお話ありましたけれども、スマートコミュニティ構想普及支援事業の取り組みにつきましては、本年度、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会から補助金をいただき、進めてまい

りました。また、今お話ありましたけれども、本事業では大きく三つの項目に分けて調査を実施いたしました。一つ目は、再生可能エネルギーの効率的利用に関する調査、二つ目は再生可能エネルギーに関する調査、三つ目はその他といたしまして省エネに関する調査でございます。

まず、省エネに関する調査につきましては、無作為で抽出しました20歳以上80歳未満の町内在住の男女千名の方を対象にエネルギーに関する意識調査を実施いたしました。想定では回収率4割ぐらいと思っておりましてけれども、実際には想定を上回る約500名、5割の方に回答をいただきました。住民の方のエネルギーに対する関心の高さがうかがえたと思っております。

続いて、再生可能エネルギーに関する調査につきましては、さまざまなエネルギーについて導入の可能性についての調査を行いました。太陽光エネルギーの利用につきましては、天候の状況に左右されるという不安定な面はあるものの、当町は全国的にも日射量が高いということから導入は有効であるという結果になりました。

小水力発電につきましては、現時点で発電のための十分な流量を得られる水路はなく、また現時点の法制度下においては、適しているとは言いがたいということでした。しかし、導入の可能性を排除するものではなく、今後も制度改正等をにらみながら活用の検討をしていくと結論づけられました。

バイオマスエネルギーにつきましては、エネルギーの保安、環境保全、経済振興の実現への寄与度が高いエネルギーであり、後ほど担当課長から説明申し上げます課題はございますが、今後のエネルギー源として有望であるという結果でありました。

最後に、再生可能エネルギーの効率的利用に関する調査についてですが、これは工業団地、町営住宅、公共施設等に分け、それぞれの箇所において最適なエネルギー利用に関して検討をいたしました。こちらも詳細につきましては後ほど課長の方から答弁いたしますが、今回の調査は我が町のエネルギーに関する積極的な取り組みの意思表示であります。スマートタウン坂城という言い方もしております。賢いまちづくりのページを開くものであります。引き続き調査を進め、より確かに方向性を見出していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。私からは以上でございます。

企画政策課長（宮崎君） 私からは先ほど町長からも概要説明がございましたけれども、エネルギーに関する住民アンケートの集計結果について若干補足の説明をさせていただきます。

アンケートの内容といたしましては、エネルギーに対する意識や実際に行っている取り組み、また今後の取り組みに対する意向など、計10の設問に対してご回答をいただきました。その中からエネルギーに対する意識や取り組みについての項目について、ご説明させていただきますと、まず町民の省エネ意識につきましては、約96%の方が省エネに対する意識を持っていると、また約6割の方はこの震災以降に省エネの意識が強くなり、中でも5割の方は実際に省エネ行動を行うまでになっているという結果でございました。

環境に優しいエネルギーの導入については、電気自動車や太陽光発電などを今後導入したいという方が3割もいらっしゃるということで、東日本大震災から1年たつわけですが、それ以降町民の皆様へのエネルギーに対する意識は、非常に高まっていると考えてございます。アンケートにつきましては、後日、印刷終了後、配布の予定でございまして、ホームページ等で新エネルギー導入促進協議会の方でも公表するというでございまして、中身はごらんになれるかと思っておりますので、そちらを見ていただくとありがたいと存じます。

次に、ロの見えてきたものということでございますが、スマートコミュニティ推進委員会につきましては、工業、農林業、商業、民生、議会の分野からそれぞれ計11名の委員さんを委嘱させていただき、事業期間中、計3回の委員会を実施いたしました。委員の方からはそれぞれのお立場からご意見をちょうだいいたしました。一例を申し上げますと、工業分野からは各企業における省エネの取り組みについてのお話をいただき、農林業分野からは遊休農地へのエネルギーの利活用や町内の森林の現況等、さまざまなご意見をいただきました。

このような議論によりまして、エネルギーの消費のむだを省くことや、需要に応じたエネルギーの選択をすること、地域のエネルギーを有効利用することの重要性等が共通の認識として導き出されておまして、これがご質問の見えてきたものというふうに考えるところでございます。

次に、ハのスマートコミュニティの構築に向けた事業可能性はというご質問でございますが、委員会で出たご意見等も踏まえて導き出された今後の事業可能性についてお答えさせていただきますと、今後の事業化に向けては中長期的な観点に立ち、できることから順番に取り組む必要がありますが、最終的な一つの形として、地域単位で最適なエネルギーの取り組みを行い、1カ所で集中管理をするといったことが考えられる。

個別に申し上げますと、例えばテクノさかき工業団地においては、各企業のエネルギー利用パターンを把握し、省エネの取り組みを行うことや、エネルギーの共同利用やエネルギーを融通し合うことによりまして、企業のエネルギーコストの削減をすることによって、安定的なエネルギーの確保を考えていくということを想定してございます。

公共施設におきましては、モデルケースとして湯さん館について検討をいたしました。湯さん館は町内でも最も多くエネルギーを消費する公共施設であります。熱源を地域で発生する木材を燃料とする木質バイオマスに切りかえることによりまして、地域経済効果の創出やランニングコスト、環境負荷の低減といった効果が期待できます。

バイオマスエネルギーにつきましては、エネルギー保安、環境保全、経済振興の実現への寄与度が高いエネルギーでございまして、今後のエネルギー源として有望であるという結果でありましたが、経済振興の観点から申し上げますと、地域内の安定した材木の確保が必要であり、そのためには地域住民が一体となった収集システムの構築が不可欠であります。中長期的な視点でとらえ、慎重に検討していく必要があります。

民生部門におきましては、地域熱供給という概念が導き出されました。地域熱供給とは、給湯、暖房の熱源を集約した熱をプラントでつくり、パイプを通じて温水を各戸に供給するシステムのことです。このシステムのメリットとしては住宅火災の防止効果や高齢者の冬場のヒートショックの低減などがございます。しかし、このシステムを導入するためには、熱供給プラントやパイプラインといった大がかりなインフラ整備が必要となるため、熟慮した上に、まずは町営住宅から始めるといった提案がされております。

いずれの取り組みにおきましても、さらなる調査や実証実験及び経済性の評価をしていく必要があるために、引き続き検討していき、短期的・中長期的な視野に分け、順序立てた取り組みをしてまいります。

その他、スマートタウン坂城の構築に当たっては、本町のものづくりの力を生かした新たな技術開発を促進し、企業の事業を後押しする取り組みも重要であると考えております。そこでテクノセンターや学術研究機関等と連携を図り、産業の発展、持続可能なまちづくりを目指していければと考えております。

いずれにしましても、専門家を交えた非常に坂城町において、どんな可能性があるのかというような調査でございまして、そうは言っても実際にこの中で事業化ができるか、普及できるのかという、そういう課題も残っております。そんなことで引き続き、この町でどういうのが一番いいのか、できれば来期に向かって実証実験までできるような、そんな形で引き続き取り組みができればと考えておりますので、よろしく申し上げます。

4番（塩野入君） 石油を初めとした化石エネルギーから新しいエネルギーシステムを構築する、低炭素社会の実現は、加速的に速まっていくものと思われまます。県内77市町村でスマートコミュニティにかかわれたのは、現在のところ坂城町と須崎市だけであり、先進的なスマートコミュニティモデルの確立を目指す先駆的な役割を担うことができます。

町長が、民生部分の成長をと、ただいまおっしゃっていましたが、ここに来てスマートハウスの実用化が一気に加速し始め、野村不動産では分譲マンションの各戸にスマートメーターを設置し、電化製品の使用を平準化すると電気料金が1割程度安くやるシステムを導入しようとしています。また、東京電力と原子力損害賠償支援機構でもスマートメーターの導入を決め、来年秋から家庭を中心にオフィスや工場を含め、従来型のメーターとの交換を始めるようであります。

一方、経済産業省でもメーカーによって接続方法や制御ソフトが異なることのないよう、スマートハウス標準化検討委員会の議論を経て、規格統一化について一定の合意を得た模様であります。天候によって左右される太陽電池の発電量を系統制御する宇宙衛星のGPSを経由したナビゲーションを使って、各地の発電状況を随時チェックするシステムや工場やオフィスなどに電気と熱を同時に供給するコージェネレーションという熱源併給の普及などさまざまに環境ビジネスも熾烈な競争になりつつあります。米国、ゼネラルエレクトリックは、この夏をめどに日本で

スマートメーターを売り出し、安価な価格で提供しようともくろんでいます。

調査結果の分析や構想づくりの方向性を見出すことに時間を費やしていることになると、地域づくりに向けておくれをとることもなり、スピード感を持った取り組みが大切であります。お答えの中で、手ごたえが感じられましたということでありまして、そこで24年度には引き続き予算計上がなされてもいる中で、スマートコミュニティ構想の実現に向けて、例えば今の企画政策課に専門担当者を配置するなり、推進室といった新たな組織を設置するなりした行政側としての体制づくりや、ものづくりの町として町内企業が持つ卓越した技術を生かした環境技術に向かう企業戦略の準備を急ぐ必要があります、急がなければならないと思いますが、町長のお考えをお聞きいたしたいと存じます。

町長（山村君） 24年度の予算では100万円ちょっとということで予算を計上させていただいてあります。今、実施計画がいよいよできたところなんですけれども、3年間ですね、それで25年度、26年度もどれだけ乗せるかと考えたんですけれども、そこで数千万、億単位のものはまだ無理だろうということで、200万、300万ぐらいのレベルで3年間はやっていこうというふうに思っております。それで、今、ご指摘のように、組織的にどういう体制をとるかということは、これは私も真剣に今考えているところでございます。今、すぐというわけにはいかないかもしれませんが、検討したいと思っております。

あとですね、町だけではなくて、先ほど課長の方から話がありましたけれども、例えば工業団地の中のエネルギーをコントロールするためには、コントロールセンターといいますか、そういうものも必要になってきます。それを町だけでやるということでもなくて、例えばテクノセンターさんとか、そういう組織も使った形でシステム構築できないかなというふうに考えております。とりあえず20年度については、新しい課をつくるということは当面考えておりませんが、推進する体制だけは内部でつくっていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

4番（塩野入君） できるだけ早く行っていただいた方がいいような気が、というより、いいと思いますので、ぜひそんな形で早めが大切かなと思っております。企業の方の関係も今、コントロールセンターでというようなことで、いろいろな取り組みをお考えになっているようであります。これもあわせて、町の企業の卓越した技術がぜひ生かされるようお願いをしたいと、こんなように思うわけであります。

脱原発や石油依存型社会の限界が明らかになっていく中で、スマートコミュニティ構想はそれに対する特効薬としての切り札の一つであることは間違いのないと思いますし、やがてそれは持続性のある新薬になる可能性を十分に秘めております。

米国のオバマ政権は、グリーンニューディール政策の大きな柱としてスマートグリッドという、新たなエネルギーシステムを最初に掲げ、それに向かう新たな知や技術が牽引する社会経済シス

テムの構造改革が、米国経済再生の一つのシナリオになろうとするところでもあります。危機状態になりつつある地球を救う手だてを皆で一刻も早くつくり、それを実現させなければなりません。スマートコミュニティ構想が実現し、普及することを願い、次の質問に移ります。

2. 10周年を迎える節目事業について

イ. 湯さん館の大規模改修工事

私は、さきの12月議会定例会の一般質問で、山村町政が際立つ主要施策をお尋ねをいたしました。山村町政が際立つ主要施策ですので、際立つ二、三の事業の施策を期待していたところ、町長からは実に13項目の多くの事業についてご答弁をいただきました。

その中に、平成24年度が10年、10周年を迎える事業が二つありました。一つは、湯さん館の大規模改修工事、もう一つは鉄の展示館企画展事業であります。いずれも24年度に開館10周年を迎える10周年を意識した節目事業ということであります。

まず、湯さん館の大規模改修工事についてであります。これにつきましては既にお二人の議員から質問がされ、工事内容や対策などは大体わかりました。そこで今回の大規模改修工事に当たり、24年度予算でびんぐし湯さん館施設整備等基金から、2億200万円を繰り入れ、それが設計監理委託に200万円、改修工事に2億円をそれぞれ充てるようですが、今回の取り崩しで基金の残額はどのくらいになってしまうのか、まずお聞きをいたします。

一方で10周年の節目に合わせ、株式会社坂城町振興公社と連携し、季節や時期を見計らいながらの幾つかの記念事業を計画しているようであります。特に、リニューアルが終わると新装湯さん館の状態やサービスを期待して、行ってみようかと考え行動するのが人の常であり、そこがビジネスチャンスでもあります。ここで期待にそぐわないと、客足は間違いなく遠のいてしまいます。7月の海の日を目標に新装開店したい意向のようですが、それから開店後の数カ月が勝負どころになるかと思えます。

これまでも農産物直売市を初め、華道展、ハッピーハロウィーン祭、クリスマスツリーの展示などが開催され、努力はされていますが、目に見えた集客効果にまでは及んでいないようであります。記念イベントも、これから煮詰める段階のようですので、集客対策を意識した記念イベントなどをしっかりとつくり上げ、大々的なアピールを行っていただきたいと思えますが、そういう取り組みに向けた意欲をお聞きをいたしたいと思えます。

ロ. 鉄の展示館企画展事業

鉄の展示館企画展事業も小松美羽展、宮入小左衛門展や来年の2月ごろからの第8回古雛祭りなどが盛り込まれる予定のようですので、これらから察するに年間を通じた位置づけでの企画展事業のようであります。

他方、来年者の推移を見ますと、平成16年度「長野絹子と青い目の人形展」の1万3千人をピークに減少傾向で、昨年度、22年度は6千人程度と、半数以下にまで落ち込んでしまってい

るようです。集客だけに目を向けてもいけません、魅力のある事業は集客へと結びつくところでもあります。例えば、「長野絹子と青い目の人形展」のどこに魅力があったかなどのたどってきた10年を振り返り、そこから新しい企画、計画を練り直したり、つくり上げていくことが大切と考えます。

そこで、こうした企画展事業はどんな目的、あるいはテーマを持って、どのような内容で進めていこうとしているのか、またそれによりどんな効果を期待しているのか、あるいは期待できるのかをお尋ねをいたします。

企画政策課長（宮崎君） 私から湯さん館の大規模改修工事についてご答弁申し上げます。

湯さん館は、平成14年にオープンして以来10周年ということで、町では指定管理者であります坂城町振興公社と連携し、記念イベントの開催や10年間多くの皆さんにご利用いただいた経年劣化が目立った関係で、次の10年に向けた工事を実施してまいります。

内容については省略させていただきますが、工事にかかります財源でございますが、坂城町振興公社からの納付金を積み立ててまいりまして、びんぐし湯さん館施設整備等基金を取り崩して充てますが、残りの金額でございますが、予算ベースで約370万円となる見込みでございます。

記念イベントにつきましては、ちょうど10年の4月18日で記念品贈呈や割引、無料などのサービス、7月中旬でのリニューアルオープン時の記念式典開催や記念品、割引のサービス、年間を通じてのこどもの日、敬老の日、ハロウィーン、クリスマスなど、各節目において割引や無料サービスを進めていきたいと、今までもやってきているわけですが、より充実した取り組みができればというふうに考えてございます。

そういう中で、今後の収益増に向けたアピールといたしましては、先ほどのイベントのほか、食堂や売店の充実による、お客様の客単価のアップ、町内事業所の福祉厚生施設の割引による集客増、近隣市町村との共通割引制度導入に向けた検討などを進めていければと考えてございます。限られた予算でございますが、10周年の節目ということで、新たな施設として清潔で快適な施設になるような展開を進めてまいりたいと、あわせて町民の皆様の健康増進と経営の安定化も図れるように進めていければと考えてございます。以上でございます。

産業振興課長（小奈君） 私からは鉄の展示館企画展事業についてお答えいたします。

鉄の展示館は、坂城町が誇る長野県で唯一の人間国宝、故宮入行平刀匠を顕彰し、ものづくりの町坂城を内外に情報発信するための施設として、平成14年9月に開館し、ことし10周年を迎えます。特に、宮入刀匠の作品を中心に日本刀の展示に関しては常時拝観できる国内でも数少ない特色を有しており、開館以来、日本刀に関係した企画展を26回にわたり実施してきました。

また、平成16年度には「長野絹子と青い目の人形展」、平成17年度には青木下遺跡や北日名経塚出土の経筒を展示した「古代の祈り願い展」、平成19年度、22年度には村上義清にか

かわる展覧会を、また平成21年度には坂木藩板倉氏の展覧会を行い、昨年度からは坂城古雛祭りも鉄の展示館で開催するなど、刀剣以外の企画展も実施しています。

ご質問にありました「長野絹子と青い目の人形展」は、わずか12日間の会期ではございましたが、この間に、この年の来館者の約半数にわたる6千人を超す来場がありました。この企画展は鉄の展示館単独のものではなく、信濃教育会が主催となり、青い目の人形を所蔵している県内八つの会場を半年かけて巡回したものです。そのため、宣伝等の事前、事後の告知には多大な力が注がれ、その反響は非常に大きく、同時に県内小中学校にも動員がなされた結果、鉄の展示館では坂城町だけでなく、千曲市、上田市の小中学生が合わせて4千人ほど訪れました。この青い目の人形展は、大変まれなケースではありますが、このような巡回型の展示方法も今後鉄の展示館の事業に取り入れていくことも有効かと考えています。

なお、昨年12月21日に鉄の展示館懇話会を開催し、町内企業経営者、刀匠、文化協会長等有識者にお諮りし、平成24年度は3本の企画展を実施するとして、その方向性を定めていただきました。

まず、5月26日から7月16日まで、町出身の版画家小松美羽さんの個展を計画しています。小松さんは坂城町に生まれ育ち、現在は東京で銅版画の制作を中心としながら、近年大変注目を集めている若手アーティストであります。この展覧会は、今までにない絵画というジャンルの展示であり、あわせて郷土の作家に焦点を当てた内容であります。さらに6月2日から開催される、坂城ばら祭りと会期を重ねて、両イベントの相乗効果を期待するところでもございます。

続いて、故宮入行平刀匠の後継者であります宮入小左衛門行平刀匠の個展を9月から11月までの期間で計画しています。小左衛門行平は、日本国内を代表する刀匠であり、その作品の芸術性は高い評価を得ております。一方で、町内外のさまざまな場面に出向いて、ナイフ教室や日本刀の扱い方などを教え、自宅の仕事を一般に公開するなど、日本刀の普及に努められており、先代宮入行平刀匠以来続いている刀匠の町坂城の伝統を継承されている方でございます。この企画展は、宮入刀匠の顕彰という鉄の展示館の本来趣旨に沿った基軸となる内容であると考えています。

このように開館以来一貫している内容と、これから大きく広げていきたい内容をあわせた企画展を開館10周年記念の展覧会として実施し、より広い層の方々の来館を期待したいと考えております。

そして平成24年度で8回目を迎える坂城古雛祭りでも、ふるさと歴史館とともに展示のメイン会場として、その一翼を担っていきたいと考えています。古雛祭りは古いひな人形に特化した、県内で唯一の内容となっています。坂城駅前中心市街地まで広がったひな人形の展示は、町に活気をもたらすイベントとして今後が期待できる事業になると考えています。

今後も、宮入行平刀匠の顕彰と日本刀の常設館という施設の特徴を生かしながら、町民から親

しまれる町の博物館を目指して事業展開に努めてまいりたいと考えます。以上です。

4番（塩野入君） まだ余り煮詰まっていないようであります。これから煮詰める時間も少しありますので、その新装開店の効果がですね、遺憾なく発揮できるようにひとつもうひとつ頑張りしていただきたいと、こんなふうに思うわけであります。

湯さん館も今回リニューアルしても、次の10年に向けての改修なり建てかえを考えていかなければなりません。さきの同僚議員の質問でも、次の10年に向けた機能回復、収益性を考えた方向に進めたいと、このように申されておりました。24年度予算にもそうしたことを見越して、株式会社坂城町振興公社から納付金500万円などにより、びんぐし湯さん館施設整備等基金へ537万8千円の積み立てが予定されています。しかし、500万のレベルで毎年積み立てると2億円までに40年もかかってしまいます。毎年2千万円を積み立てないと、あとこの10年で達しません。今、基金残金は370万と、こういうことであります。振興公社も収益が上がらなないと、毎年これに見合った多額の納付は相当難しいと思いますし、施設は町所有でありますから、振興公社だけに頼るわけにもいきません。建てかえとなると、もっとお金がかかるはずであります。

そこで、これから先の積みの計画、次に向けての財源対策をどのようにお考えかをお聞きをいたします。

次に、鉄の展示館事業であります。事業を続けて、ご答弁はありましたけれども、期待される効果、もう少しぴんとするものはないんですね。年間3本を立ててとやるのはよくわかります。少しその計画をするときに、新のものを入れ込む、期待されるテーマは何か、期待される効果は何かということをしっかり入れ込むと、もう少ししっかりした形になるんじゃないかなという気がしますので、これはまた24年度はもうじきですが、その辺を考えながら、もうひとつ頑張りしてもらいたいと、こんなふうに思うわけであります。

いずれにしても、この10年節目事業、お祭り騒ぎでということで終わるでなく、次の節目に向けた展示館事業などの基礎固めにしなければなりません。日本刀を基軸にした博物館は長野県でただ一つでありますし、全国的にも多いわけではありませんので、こうした際立った特性を十分に生かした方策も肝心であります。

今回調べてみましたら、こうした趣旨により支援していただく鉄の展示館友の会が既につくられ、会員募集も行われていることがわかりました。会員は個人普通会员、個人と法人の特別会員などの種類があり、特別企画展や常設展を無料で観賞できる特典などがあります。会の目的、主な活動、あるいは会費などもしっかり記されております。

そこで、今、種類別に会員はどのくらい登録され、どのような活動をされているのでしょうか、お聞きをいたします。

また、会員の中には日本刀に魅力を感じたり、造詣の深い、いわばマニアと言われる方もい

らっしゃると思います。マニアとなると一般的にお金も労力も惜しまず、それが生きがいの一つとする傾向も見られ、それゆえにすばらしいお考えをお持ちであったり、全面的な協力を仰ぐことのできる人たちでありますので、これから5年、10年先に向けた企画展示や管理運営面にも加わっていただく仕掛けづくりもしていくことはいかがかというふうに思いますが、そんな提案を含めながら今後に向かう町のお考えをお伺いをいたしたいと思います。

企画政策課長（宮崎君） 私からは湯さん館の積み立て計画というご質問にご答弁させていただきたいと思います。湯さん館につきましては、今まで振興公社の納付金をもとに基金を積んでまいりました。建設当時は、地総債を使って財源はあったわけですが、現実的にこれからの改修とか、そういう部分の中ではこれらの有利な起債等もなかなか現実的には少ないということでございます。

そうなりますと、基本的にはやはりベースとすれば振興公社からの納付金を計画的に充てていきたいと。今年度は537万ということでございますが、これにつきましても年途中、あるいは来年から完成し、通常の1年というベースの中で営業できる中では、いろいろな例えば先ほどもアピール事項として申し上げましたが、それらを踏まえてですね、計画的に進めていくと。いずれにしても、目標的には10年後に2億という線の中で進めていきたいと。今、月1回、経営会議等もしてですね、売上等の関係、常に報告いただきながら、次にどうするかというようなことも話し合っております。これらも精力的に進める中で、積み立て等をしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

産業振興課長（小奈君） お尋ねの鉄の展示館の友の会の関係でございます。鉄の展示館をその開館から支えていただいている団体として、開館時に設置させていただき、現在法人会員12団体、個人会員48人がご加入いただいております。この友の会の皆さんには、年間を通じて企画展等、鉄の展示館に関する事業の情報提供を行い、来館等のご支援をいただいているところでございます。

また、先ほどの答弁の中でも触れましたが、今回の10周年記念事業だけでなく、毎年度の鉄の展示館の事業につきましては、有識者によります鉄の展示館懇話会を設けまして、こちらの中で事業実施に忌憚のないご意見をちょうだいしながら、計画を図り、実施等を進めているところでもございます。

4番（塩野入君） それぞれ例えば鉄の展示館にしても懇話会があるということでもありますから、そういうものを大いに利用していただいでですね、今のような形の中で進めていっていただきたいと、こんなように思うわけであります。短いようで長い、長いようで短い10年間、その道のりにはいろいろと問題、課題が投げかけられ、解決の道を探りながら対応し、対策を施してきた経過があるはずであります。こうした、今まで積み重ねてきましたノウハウを生かし、次なるステップに向けて、より充実した発展をご期待しながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後3時29分～再開 午後3時40分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、7番 山崎正志君の質問を許します。

7番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 公共下水道について

イ. 認可区域の拡大に向けて

昨年度、南条地区においては、町横尾区の面整備が行われました。私も工事現場を幾度か見る機会がありました。本年度は産業道路を横断して、泉区、入横尾区へ整備区が広がる計画が提出されております。今回の町長の招集あいさつにおいて、谷川南側地区、金井、新地、鼠への認可区域拡大に向けて、諸準備を進めていくとのお話でありました。認可区域を谷川より南側の区域に拡大するに当たり、実施計画の策定、そして認可がおりる予定はいつになるかお伺いいたします。

また、下水道の地方債の残高が約55億円あるが、今後の見通しはどのようになるかお伺いいたします。

ロ. 住民への説明は十分行っているか

認可区域において面整備が進む中、供用がおくれている区域、住民への説明は十分に行っているか。また、地形上、あるいは河川法などの法的な縛りにより接続が困難な地域住民への説明は、どのようになっているのかお伺いいたします。

次に、認可前の区域、また谷川南側の南条区域です、において供用開始予定の説明会等を行っているか。またさきに述べた理由により、供用が困難な地域の住民への説明は行う予定があるかお伺いいたします。

以上で公共下水道についての1回目の質問といたします。

建設課長（荒川君） 1番、公共下水道について、順次ご答弁を申し上げます。

まず、認可区域の拡大についてであります。下水道事業の実施に際しては一定の期間内に事業化を図る事業認可という手続によりまして、事業を行う範囲を定め工事を進めてまいります。現在、事業を進めている区域は、平成22年度に認可区域の拡大を行ったもので、千曲川左岸につきましては、網掛、上平地区の全域を、また千曲川右岸につきましては谷川を境とする南条地区の町横尾、泉、入横尾地区を認可区域として追加し、工事を進めています。

順調に面的整備が進む中で、計画的な事業実施を図るために、平成24年度から谷川から南側の金井、新地、鼠地区の認可区域拡大に向けての基礎調査を計画しています。

ご案内のとおり、坂城町の下水処理は千曲川流域下水道による広域処理となっていることから、

坂城の認可区域の拡大によって、坂城町から流入する汚水がふえるため、流域下水道の計画の見直しも必要となってまいります。そして、この県事業の認可変更は千曲川流域下水道上流処理区、下流処理区を合わせた全体計画の見直しとなる案件であります。したがって、事業認可区域の見直しは、流域関係市町村全体の計画を取りまとめ集約する作業ともなります。

このように県の流域下水道事業の認可変更と町の認可変更との整合を図りながら、認可区域拡大を行っていく仕組みにおいて、24年度から坂城町で基礎調査を計画しておりますが、認可の予定については、いまだ申し上げられない状況であります。

次に、下水道の地方債残高についてであります。下水道事業については3億円の予算規模を基本に、起債借入れベースでは例年1億8,500万円の事業起債、いわゆる借金、これがありまして、これを30年かけて償還する仕組みの中で計画を進めています。

ご質問のありましたとおり、平成24年度末の地方債残高は予算ベースで55億円余を見込んでおります。今後の事業の進め方にも左右されるところですが、例年3億の事業規模とする場合は、平成24年度が借入残高のピークというふうに見込んでいるところであります。認可区域の拡大とともに、起債残高、元利償還等の収支計画をもとに計画的な事業投資の努めてまいりたいと考えております。

次に、(ロ)住民への説明は十分に行っているかについてであります。下水道事業につきましては、ただいま申し上げました事業認可という手続を経た後に現地測量を行い、実施設計を進め、工事という段階に入っております。そして工事施工に関しては、工事を行う範囲、これを工区と申し上げますけれども、これを定めて入札により施工業者を決定し、業者において工程等の予定を立てた後に工事説明会を行い、ここで下水道のご利用をいただける皆さんにお集まりをいただいて、下水道の仕組み、工事の概要、公共ますの設置、あるいは猶予申請、そして受益者負担金の納付や下水道使用料のご案内を申し上げ、工事を進めてまいります。

自然勾配によって、汚水を幹線に集める下水整備は地形の状況を初め、上水道や情報管路といった地下埋設物、そして河川の縦横断、下水道管を敷設する坑道、赤線、青線など、こういった状況を把握しながら事業を進めているところですが、これらは下水道整備を進める上での制約条件ともなります。

町の重点施策として位置づけている上からでも効率よく、そしてより大勢の皆さんが下水道をご利用いただける環境を整えることから、下流域から上流方向に向かって面積整備を進めている状況です。さまざまな諸条件によって、一律に面積整備が進まない状況にもありますが、まずは町内全域が下水道接続できますよう、鋭意事業推進に努めています。

したがって、事業認可前の段階で供用開始予定の住民説明会や供用が困難な住民への説明といった部分に関しては、例えば昨年2月に金井区で開催いたしました下水道の出前講座などの機会を活用しながら、今後も事業の仕組みや普及啓発に努めてまいりたいと考えます。

7番（山崎君） それでは下水道の2回目の質問に入ります。

流域下水道等の認可に対しては、一概には言えないというお話ですが、普通実施計画を提出して、何年間というめどは普通あると思うんですが、そういうのは全くつかないんでしょうか。2年とか、3年とかという、そういう部分では全く出ませんか。

建設課長（荒川君） 24年度から認可変更に向けた諸準備に入っていくということで、現時点でいつというのはなかなか申し上げにくいんですけども、今、事業認可、先ほど申しあげました千曲川の左岸では網掛、上平地区、右岸では南条、谷川の北側のエリア、今90haの事業認可を整備を進めています。おおむね、これが6割、7割整備ができたころ、次のところに入っていけるような準備、こんなような形を考えています。

時期については、先ほど申しあげました流域下水道事業全体の計画の見直しのお話もごさいますし、坂城だけではなく、須坂、長野、高山、小布施、そして坂城、千曲市、こういった6市町村の関連公共下水道を持っている団体との調整にもなっておりますので、時期については現時点ではまだ申しあげられないということで、ご了解を賜りたいと思います。

7番（山崎君） なかなか難しいというか、はっきりは答えが出てこないという話ですが、幾ら聞いても堂々めぐりになってしまうけれども、やはりある程度、そういう時期というのをいつも皆さん聞きたがっているわけですよね。その部分を聞きたいというのは事実ですけども、また次回にそれは送るとします。

以前、国道の西側、幹線工事でしたか、中之条から谷川を越えて工業団地、テクノ工業団地ですね、あちらへ抜けた管工事がありました。あのときの別枠の予算が、町に有利な補助金制度で行われました事例があります。それはどのような制度であって、活用されて、有利な起債でできたのか。また、そのような補助金制度によって、事業認可の面工事においてはそういうことができないのか、ひとつその部分をお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

建設課長（荒川君） 今、お尋ねにございました南条地区幹線管渠の延長につきましては、平成21年度から22年度にかけての国の経済対策の大型補正によりまして、国道18号線手前までの幹線管渠の整備が整った、そんな状況でございます。以上です。

7番（山崎君） 管工事については特別補正が出たということで、なかなかそういう有利な起債が起せないというのは、私も聞いてはありました。そうやってそういう起債ができればと町民は思っている方もいらっしゃると思いますので、一応聞きました。

起債のピークについてはいいですけど、また今後、今、ことしの起債は約2億500万円、返済の方が3億2,500万円となっております。まだこれから面整備が進んでいきますと、起債の方がふえていくという可能性があると思うんですが、また返済の公債費の方もまたふえていく可能性もそれによってあると思うんですが、その公債費、あるいは起債についての見通しはどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

建設課長（荒川君） 今議会でお配りをしております24年度の下水の起債借り入れの見込みの中で、22年度の前々年度末と書いてあるのは22年度の起債の見込みが54億という形でございます。それに対しまして23年度は、まだ今年度は起債の確定額が定まっておられません。そして同じように24年度もまだ予算ベースで借り入れの見込み、そして償還の見込みということで、それを差し引きをいたしますと、24年度末の起債の残高の見込みは55億というふうに予算書に計上してございます。これは今年度のまだ事業の精算がついておらない段階で固まり次第、決算の段階ではご案内ができていくお話ということで、ご理解をいただきたいと思います。

そうは申し上げながら、先ほども申し上げましたとおり、現行3億の事業規模ということで想定をいたしますと、24年度が起債の借り入れのピークになるであろうと。それに対しまして公債費の状況でございますけれども、これは少し先にいきまして、元利償還のピークは今起債の向こう10年の償還見込みの中では、平成35年がほぼピークになるであろうと、額的には4億5千万余の元利償還という形で試算をいたしてございます。

7番（山崎君） 下水道の起債においては5年据え置き30年の返済だったと思います。大分先がピークになるということで、そのところには4億5千万の返済という形になっていく話ですね。公共下水道まだこれから10年以上という区切ってはありますけれども、そうすると、またまたその後借金を抱えた財政が残ってしまうのかというのが十分受けてとられるわけです。

次に、認可区域においての普及がおくれている方たちへの説明という形で開催の要望があった場合には、今認可されている区域ですね。そっちの近くまでもう供用されて下水道が来ていると、そういう方たちがちょっとうちのところはいつ来るんだいと、要望があったときにはそういう説明会を開く予定があるのかどうかなのか、お願いします。

建設課長（荒川君） 個々個別にうちの周辺の下水がいつ整備になるかというお問い合わせはままございます。エリア一帯ですが、そのエリアのとらえ方がなかなか難しいんですけれども、先ほど申し上げましたように、下水道の仕組みであったり、管路整備の予定を出前講座のような形で区単位でありましたり、場合によっては組合等でそんなご要望をいただければ、下水の事業の推進、また事業啓発ということを含めながら、そういった形では対応をとってまいりたいと考えております。

7番（山崎君） じゃあ、そういうことで認可区域の中で供用が近くまでされている方たちで、まだお困っている方たちがもし説明会をという形ときには開くという形でとらえています。それでよろしいですね。

また、認可前の地域、先ほど金井の方のところ、そういうことをやられたという話がありましたね。それがまたあるいは新地区、鼠区等でそういうことを要望された場合には、また出てきてくれるというふうにとらえていますけれども、そういう考えでよろしいでしょうか。

建設課長（荒川君） 下水道施設は整備、管路の埋設、整備もさることながら、やはり皆さんにおつなぎいただいて初めて、ご利用いただいて意味のあるお仕事になります。そういったことから

すね、私ども事業の計画でございましたり、下水の仕組み、また受益者負担金の賦課、使用料の徴収、こういったこともですね、事前にご案内をしながら、また各家庭でも計画的にご準備もいただきますように、そういった意味からもぜひ出前講座等の機会を活用いただいて、私どもも積極的にPRをしてまいりたいというふうに考えます。

7番（山崎君）　そういうことでとりあえず、一番は住民の方たちに理解してもらって、おくれるという部分は今の中では結構皆さん、そういう方たちは理解しているというか、はっきり言って、もしかしたらあきらめている方もいらっしゃるかもしれません。こういう表現をしてはいけないかもしれないですけども、説明していくのが、私は町の義務であり、使命だと思えますから、その部分は十分これからも皆さん、要望にこたえるようにしていただきたいと思えます。町長のお宅もまだ下水道つながれていないと思えますけれども、そうやってこの中にも当然ながら下水道が来ていない方がいらっしゃいます。やっぱり同じことを考えていると思うんです。だから、そういう部分は同じ町民として皆さんに知らしめていってほしいと思えます。説明も十分にやってほしいと思えます。

また、公共下水道という事業の名のもとでありますから、当然ながら町民全員が同じ恩恵を受けるとというのが、本来の筋であります。また、少しのおくれなら仕方ないなと目をつぶるというのもあると思うんですけれども、やはり10年、20年というふうになっていってしまうと、まだおれんちは見捨てられちゃったのかなと思っちゃう方も出てくるんじゃないかと思えます。

今、認可区域においても地形の関係等、また河川の関係等でなかなか供用がおこなわれている部分、地域があります。待っている住民には本当に十分に説明をしていただくように要望しまして、公共下水道の質問を終わりにします。

2. 葛尾組合焼却場について

イ. 改修内容と改修費は

老朽化が進む葛尾組合の焼却場においては、改修のため多額の予算が計上されております。そこで焼却場の能力を維持していくために、どのような改修を行っていくのか。改修費用とあわせてお伺いいたします。

また、現在の焼却場は新焼却場が完成するまで維持していくに当たり、どのような策を講じていかなければいけないか、現況をお伺いいたします。

ロ. 新焼却施設の進捗状況は

現在、千曲市屋代中島地区が新焼却施設予定地として準備が進められております。26年度稼働予定の新焼却施設であります。住民への説明、環境アセス等、建設に向けての進捗状況をお伺いいたします。

以上で葛尾組合の焼却場についての1回目の質問といたします。

住民環境課長（塚田君）　私からは2の葛尾組合焼却場について、イの改修内容と改修費は、ロの新

焼却施設の進捗状況は、についてお答えいたします。

現在の葛尾組合焼却施設は、昭和54年度に建設され、ことしで33年が経過する中、平成12年度から13年度にかけてダイオキシン類対策のため、焼却炉や排ガス処理設備などの大規模改修を行ってきております。その後も毎年継続して定期的な補修工事、修繕等を実施し、施設の適切な維持管理と地域の環境保全に努めているところであります。

長い年月が経過し、施設の老朽化が進む中で焼却炉のごみ焼却能力が年々低下し、本来の処理能力である1日80tが、平成22年度には1日58tまで低下したことから、この状況を改善するため、昨年5月に約8千万円をかけてガス減温器及び飛灰をろ過するバグフィルターろ布の大規模な補修工事を行いました。これにより、処理能力が20%ほど回復し、現在1日65tのごみの焼却処理が可能となっております。

しかしながら、施設全体の老朽化が確実に進行しており、新年度においては当初予算に1億7千万円余りを計上し、焼却施設の共通機械設備、排出ガスの処理装置や二つある炉の耐火レンガ等の交換、補修を実施いたします。

今後も毎年の補修は必要であり、改修費用も多額となってまいります。長野広域連合の基本計画に基づく千曲市に建設予定の新施設が稼働するまでの間は、葛尾組合において千曲市、坂城町のごみ処理を行っていかねばなりませんので、施設の延命化のためにもさらなるごみの減量化を住民の皆様、事業所の皆様にご協力いただきますよう、お願いするところでございます。

続いて、長野広域連合が建設を予定している新焼却施設の進捗状況についてであります。長野市大豆島松岡サンマリーナがの周辺部に建設を予定しているA焼却施設につきましては、現在長野県により、長野県環境影響評価条例に基づいた評価書の公告及び縦覧が、先月27日から今月26日までの期間、行われております。

千曲市大字屋代字中島を建設候補地としているB焼却施設の建設事業につきましては、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示した方法書の公告及び縦覧が、A焼却施設と同様に先月27日から今月26日までの間、実施され、方法書に対する環境保全上の意見募集が行われている状況であります。

今後は、その意見を反映してアセスメントの方法が決定され、次の段階である調査、予測、評価の実施、続いて準備書、そして評価書の作成といった手続が順次行われていくこととなります。評価書が確定され、公告、縦覧が終わると環境アセスメントの手続すべてが終了となるというわけでございます。

7番（山崎君） まず、今の課長の答弁ですと26年度稼働は難しいという話でありますね。そういうことでまた課長に一つお伺いしますが、今後もまた大規模改修をやるということで、26年度以降も稼働するためには、まだまだどの程度の改修工事をしなければいけないのか、その部分をもう1回お伺いしたいと思います。

住民環境課長（塚田君） ただいま申し上げましたとおり、新年度、平成24年度におきまして1億7千万余りということでございます。これが再来年には安くなるかという、そうではありません。やはり少なくとも同規模の修理代といいますか、補修の費用がかかってくるということでございます。ですので、これからやはり常に施設の状況を把握しながらやっていかなければいけないという難しい課題があるということで、よろしく願いいたします。

7番（山崎君） 毎年焼却場、お金がかかるということで、早い時期に千曲市に新しい焼却場が完成すればいいことだと思います。

最近、連日、東日本大震災による総務省の瓦れきの問題が報道されております。そこで葛尾組合の組合長であります山村町長に質問いたします。3月1日、千曲市議会において、震災地の瓦れき受け入れの決議がなされました。私も葛尾組合の議員ではありますが、多くの町民から尋ねられます。この議場で町長のお考えをお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

町長（山村君） 山崎議員とは私も同じく葛尾議会に参加していただいております。その中でも千曲市の議員の方からも3月1日に千曲市議会で決議を出された内容とほぼ同じ内容の議論がありました。そのときに申し上げました。

それから、きのうの野田総理の記者会見でも依然として進まない被災地の瓦れき処理について、こういう発言をされておりました。「国が一步も二歩も前に出る」と言われました。これは大変、大いに結構なことだと思っております。しかし、野田首相は広域の瓦れき処理に対して、日本人の国民性が再び試されているという発言もされました。私はこれは非常に違和感を感じております。日本人の国民性が試されるんじゃないかと、政府の行いが試されるんだと思っております。私はですね、何と申しますか、今度の首相の発言というのは、いわば政府の責任を国民に転嫁しているような感じすら覚えます。

一方ですね、これもきょうの新聞に出ておりましたけれども、岩手県が宮古市に仮設の焼却場をつくりました。これは2炉ですね、炉を二つつくりました。これつくった業者は私どもの葛尾でもお世話になっている業者の方なんです、新たに宮古市でつくった仮設の焼却炉、これは1日最大95t処理できるんだそうです。先ほどお話ありましたが、我が葛尾は80tの能力が五十数tに減って、必死の思いで手当をして、今65tに戻った段階です。

私はですね、広域で瓦れきを処理するという、これはある意味では必要かもしれません。そういうことも心情的にはわかります。しかしながら、瓦れきを地方に分散させるということは私はいかなるものかと思っております。非常に処理能力の大きい、例えば東京で瓦れきの処理を受け入れて、始めましたけれども、今、瓦れきがたまっている状態というのは2,200万tだそうです。東京都が2012年、2013年、この2年間で処理する量というのは50万tです。2,200万t中の50万t、東京が頑張ってもそんな状況です。

私はですね、またなおかつ放射能がついている瓦れきもあります、それからそうでないものも

あります。それを区分けして、今、国が言っているのは各自治体で瓦れきを引き受ける場合に、その検査なんかを使う費用を国が出しましょうと言っているんですけども、私はさっきの宮古の例のように近いところで仮設でもいいから、2年間でもいいから、つくるべきだと思います。恒久的な施設でもいいと思います。つくって、その熱源を地方の住民に配るというような施設を、今度の復興については僕は10年ぐらいはかかると思います。ですから、ここ一、二年でそういう施設をつくって、地元にもそのエネルギー源を渡すというようなことをされたらどうかと思っております。

千曲市議会については、私は心情的にはよくわかります。しかしながら、千曲市で幾ら議決されようが、ごみを焼却する、被災地の瓦れきを引き受けるのは葛尾です、坂城町です。ですから、私は本件、千曲市の議決に対しては非常に困難性を感じております。一刻も早く、政府が抜本的な対策を講じられることを希望いたします。

今、申し上げましたけれども、震災から1年たって、このように瓦れき処理が遅々として進まないという状況には、私も同じく心を痛めております。しかしながら、今申し上げましたけれども、私の使命というのは葛尾を守る、葛尾組合を守るということでございます。物事には、「物に本末あり、事に終始あり」という言葉があります。まず、本質的に何を今やらなきゃいけないのか、その順序はどうなのかということをよく見きわめなきゃいけないというふうに思っております。

先ほど担当課長から申し上げましたとおり、葛尾組合の焼却施設というのは毎年多額の予算を使って補修、改修を行っております。今も説明申し上げました。残念ながら、繰り返しになりますけれども、葛尾組合での瓦れき処理については能力的に非常に厳しい状況であると言わざるを得ません。組合長としましては、長野広域連合が長野市にあるA施設、千曲市のB施設が運用となるまでは、葛尾組合の焼却施設を命がけで守っていくということが、大事であると考えます。

それはそれとしまして、本町、坂城町としましては、新焼却施設の早期着工に向けて環境アセスメントの手続がスムーズに進み、具体的な建設計画の策定、用地買収等の作業にできるだけ早く移行されることを切に願うものでありますし、私も長野広域のメンバーの一人でありますので、訴え続けていきたいと思っております。

また、瓦れき処理につきましては、国、県における広域処理については、きめ細やかな対応が必要であると考えております。原発事故で瓦れき処理というのは複雑化しております。住民の不安を解消することは簡単ではないとも思います。

あの震災の後、私ほか、坂城ではチームをつくって被災地に行きました。想像もできない現状をこの目で見てまいりました。当町にも被災されて、当町にお住まいになっている方もいらっしゃいます。私たちは瓦れき処理は瓦れき処理としまして、ほかに被災地のため、あるいは復興のために何ができるかということ、これもあわせて考えなきゃいけないと思っております。瓦れ

き処理だけではありません。いろんなことがあります。それを皆さんとも真剣に考えて取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

7番（山崎君） 老朽化が進む葛尾組合の焼却場は、新焼却場が完成するまで維持管理していくしか手だてがないと私は思っています。組合長である山村町長と同じ考えで私もあります。私も葛尾組合の議員として焼却場を維持していくために、一緒になって努めていきたいと思えます。

3. 南条小学校全面改築について

イ. 建て替えスケジュールは

午前の答弁において、本年度、地元の住民、PTA、あるいは議員等による建設検討委員会を組織し、新校舎建設に向けて調査、研究を進めていくとありました。そこで、建設予定年度までのスケジュールについてお伺いします。

教育文化課長（柳澤君） 南条小学校の全面改築について、建て替えスケジュールについて答弁申し上げます。

南条小学校の整備につきましては、数多くの教室棟や渡り廊下の複雑な構造による安全管理面や施設の傷みがひどく、他の2小学校より格段に修繕費用を要していること、少子化からの空き教室の増加等を踏まえ、体育館、低学年棟を除いた教室棟すべてを改築するという方針でございます。

今後のスケジュールということでございますけれども、現時点での予定としましては、24年度に南条小学校建設検討委員会を立ち上げまして、関係する方々から広くご意見を伺う中で、24年度中に新しい南条小学校の基本構想を定めてまいりたいと考えております。その後、実施設計につきまして25年度中に取り組みたいと考えております。そして26年度から着工に取り組むというスケジュールを現段階では考えているところでございます。

7番（山崎君） 本年度、建設委員会を立ち上げると、来年度、実施設計、再来年度より着工という手順という話ですね。そこでお伺いしますけれども、午前には答弁ありましたが、低学年棟、1・2年生がいるところですか、あそこは下に4教室、上に4教室、真ん中にプレールームという構造になっております。午前の答弁ではあそこを仮校舎的に使うという話でしたが、今、現在の校舎というのは、昔は下にグラウンドの中に校舎があって、それが今ある校舎というのはグラウンドにできていた校舎で、今回は、今の校舎を壊してそこに建てかえる予定なのか、あるいは今グラウンドの方に昔と逆にするのか、その部分はどのようになっているんですか。

教育文化課長（柳澤君） 現校舎の低学年棟につきましては、当面新校舎建設時の仮校舎として使っていきたいという考え方を持っているところであります。新校舎をどのようにするのかという部分は、現在のところまだ実は決めていない状況でございます。

現在のグラウンドに新しい校舎を建てるという選択肢が一つあります。それから現在の校舎、低学年棟は残したいと思うんですけれども、そのほかの管理棟、高学年棟等につきまして一たん

取り壊しをしまして、その場所に再建築をするという方法論もあろうかと考えております。それらの部分につきましても、建設検討委員会の中でご意見をお伺いしながら検討を進めていきたいという考え方でおります。以上です。

7番（山崎君） まず、今年度建設委員会を立ち上げて、それから低学年棟は残して、できれば児童館にという話がありました。その部分で多分話は進んでいくんだろうと思います。私もあそこの卒業生ですから、当然ながら古い方の、今の校舎じゃなくて古い方の校舎に通っていました。今の校庭は大分広いですよ。上の部分というのは、結局、今体育館になっているプレールームの1年棟、2年棟を残した場合には、校庭としてはちょっと使うのは難しいかなという部分がありますから、そんなこともまた検討委員会で考えていくと思いますけれども、そこは今回の中ではいいです。

新しい校舎をつくるに当たっては、私も地元の卒業生でありますから、当然気になっております。新校舎に向けて、今年度、私もいろいろ思いをはせることがあります。私もこの3月16日の小学校の卒業式がありますけれども、三男坊、5番目の子供が卒業いたします。平成6年からことしまで連続18年間、5人の子供たちが南条小学校へ通いました。多くを学び、そして多くの人たちとかかわり、先生方とかかわり、将来の夢に向かって羽ばたいていきます。私も卒業生の一人として、南条小学校に対して子供や先生方と語り合ったことで思い出があります。この議場の中にも南条小学校を卒業された多くの同窓生がいらっしゃいます。新しい小学校がよりよい小学校になるように、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は、午前10時から会議を開き、一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算の総括質疑、委員会付託、各特別会計予算案総括質疑、委員会付託等を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時25分）

3月13日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	・ 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 清 子 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	宮 崎 義 也 君
まちづくり推進室長	青 木 昌 也 君
住 民 環 境 課 長	塚 田 陽 一 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	小 奈 千 秋 君
建 設 課 長	荒 川 正 朋 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	中 村 淳 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 松枯れ対策についてほか 大森 茂彦 議員
(2) 24年度予算についてほか 入日 時子 議員

第 2 議案第 1 号 長野広域連合規約の変更について

第 3 議案第 2 号 坂城町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の全部を改正する条例について

第 4 議案第 3 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 4 号 坂城町生涯学習審議会条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 5 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 6 号 坂城町敬老慶祝事業条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 7 号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 8 号 坂城町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について

第10 議案第 9 号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について

第11 議案第10号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第12 議案第11号 町道路線の廃止について

第13 議案第12号 町道路線の認定について

第14 議案第13号 町道路線の変更について

第15 議案第14号 平成24年度坂城町一般会計予算について

第16 議案第15号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第17 議案第16号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第18 議案第17号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

第19 議案第18号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第20 議案第19号 平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について

第21 議案第20号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 最初に9番 大森茂彦君の質問を許します。

9番（大森君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行ってまいります。

1. 松枯れ対策について

イ. 県の空中散布の今後のあり方について

県は、昨年11月松くい虫防除のための農薬の空中散布の今後のあり方を公表いたしました。地元の上平区では、上平地域松くい虫被害対策協議会を結成し、松枯れで治山効果が弱まると土砂崩れなどが懸念されるとして、町へ空中散布を再開するよう、要望書が出されております。

また、町の松くい虫防除対策会議の提言では、複合的対策として、これまで有人ヘリ散布を実施している松林についても、特に生活圏に近い場所等では薬剤の飛散等による影響の低い無人ヘリ散布等の導入を図り、有人ヘリ散布の実施区域をできる限り減少させ、より危険性の低い予防策を講ずるとして、この3年間中止していた空中散布を再開するよう提言しております。

そして町長は、今回の招集あいさつで、松くい虫の対策について、昨年末松くい虫防除対策会議から防除対策指針の提言をいただいた。長野県の空中散布の今後のあり方を踏まえ、より人体に影響の少ない薬剤、非有機燐系の利用、リスクコミュニケーション等、住民の健康に対しての配慮を行い、さらに防災面への配慮、防除対策としては有人ヘリ散布、無人ヘリ散布、樹幹注入など対策を講じてまいりますと述べておられます。

そこでお尋ねするわけですが、過去3年間、空中防除を中止してきた理由は何でしょうか。そして、その間、伐倒駆除のほか、どのような対策をとってこられたのか答弁を求めます。

次に、県のあり方の中に資料として使われている岩井堂山について、空中散布を実施している千曲市側と、この3年間空中散布を行っていない坂城の上平側との比較の写真で、空中散布による成果と上平側の松枯れの被害が広がっているとなつていますが、これについて問題はないのかどうか、町の見解を求めます。

次に、県のあり方は、松枯れの原因は大気汚染や土壌の酸性化等の影響の節もあるが、松枯れの主原因とは考えられないと切り捨てております。その根拠は何かお答え願いたいと思います。

次に、県のあり方は空中防除が有効と決めているけれども、町は空中散布を実施する考えなのか答弁を求めます。伐倒駆除以外の樹種変換や土壌改良、樹幹注入など、これらもどのくらい取り組んでいくのかお答え願いたいと思います。

ロ. 健康被害について

上田市で空中散布による健康被害が報告され、2008年9月、10月、2カ月にわたって佐

久総合病院の健康管理部などが健康被害についての広範なアンケート調査を行っております。そして中等症であって協力をいただける方についても健康被害の事例調査を行っております。その結果を踏まえ、どうとらえているのかお答え願いたいと思います。

次に、有機燐系農薬、最近よく使われております、ネオニコチノイドの農薬は人が吸引したとき、人体にどのような影響があらわれるのかお答えください。

ハ．対策検討委員会について

私は今の委員の皆さんのほかに、補充して検討していただきたいというふうに思います。一つは、専門医、そして町内の各団体、そしてまた子供とかかわりのある団体など、幅広い参加が必要と考えます。松枯れ対策検討委員会に、こういう人たちをぜひ公募し、参加していただいて、広い面で検討していただきたいというふうに考えます。こういう提案についてどんなお考えかご答弁を求めます。

以上で松枯れ対策についての最初の質問といたします。

町長（山村君） 私からは大森議員さんのご質問につきまして、基本的な考え方、全体的なお話を申し上げまして、担当課長から具体的内容についてご説明申し上げたいというふうに思っております。

まず、私は1年数カ月前から自在山、岩井堂山ですね、そのふもとに住んでおります。それまでは毎月のように東京と坂城を行き来してまいりました。私の家から見上げる自在山が茶色く、赤く、白く変化する姿を見て、まことに悲しい思いをしておりました。昨年4月に、皆様方のご尽力をいただいて、町長に就任させていただいた後ですね、松くい虫の対策について、町の役場の職員にもいろいろ質問をしておりました。

また、特に去年は3月11日、あるいは12日の震災を経験し、今まで以上に防災上の観点からも早急に検討しなければならないのではないかと考えまして、松くい虫防除対策会議を開催していただきました。そこで今後の対策について答申をしていただくということにいたしました。

私がお願いしましたことは、まずその対策が科学的であること、一つの手段によることなく、総合的な対策であること、健康に十分な配慮をすること、何よりも防災上の観点から対策を講じることなどであります。その結果、昨年末、松くい虫防除対策会議から防除対策指針の提言をいただきました。また、今、お話ありましたように、昨年11月に出されました長野県の空中散布の今後のあり方なども踏まえて、これから申し上げる総合的・複合的な対策を講じていきたいと考えております。

まず、松枯れの発生原因として、松が集団で枯れるのは、微生物であるマツノザイセンチュウと、それを運んで松に感染される在来昆虫のマツノマダラカミキリによって、松の松枯れ、松の枯死とも言いますね、が引き起こされることが明らかにされています。また、一部に松枯れは排気ガスによる大気汚染や気象の変化、土壌の酸性化、森林の手入れ不足、ほかの害虫による加害など、これらが複合して起こっているという説もありますが、それらは松くい虫による被害を助

長させることはあるものの、集団的かつ継続的に発生している松枯れの主原因とは考えられません。

以前、県がサンプル調査として、枯れた松から検体を採取して分析した結果、マツノザイセンチュウが検出されております。これが松枯れの原因とされております。

近年、夏季の、夏の時期の高温少雨傾向などが松くい虫被害の拡大に少なからず影響しているという可能性があるとの指摘もあり、被害を大幅に減らすことはなかなか難しい状況になっております。

今後につきましても、気象条件に大きく左右されますが、地球温暖化が進行していることから、拡大傾向になるのではないかと懸念されるところでございます。このような状況の中、昨年11月に出されました県の松くい虫防除のための農薬の空中散布の今後のあり方は、空中散布は重要な松を守るため、現時点では実施可能な予防方法や予防効果の面から、ほかに方法を代替することのできない有効な予防策であるとしています。この県の指針、専門家のご意見をお聞きするなどして、3回の会議で検討していただいた坂城町松くい虫防除対策会議から、昨年12月14日付でご提言をいただき、これに基づいて町の松くい虫防除を実施してまいりたいと考えております。

特に、この委員の一人であります岐阜県の森林アカデミーの田畑先生のお話によりますと、マツノマダラカミキリに乗って空中を伝わっていくということが、一般的と言われてはいますけれども、松の根からも移ると。つまり被害木の根の周辺も処理しなければならないというようなお話も伺いました。また、風とともに移ると、山の道を風とともにマダラカミキリムシが移ると、そのために虫が移ると。どこを伐倒処理、あるいは手を打たなきゃいけないかということも、今までの発想ではだめだということも伺いました。種々、私どもが知っておらなかった新しい知見も大分私どもに披露していただきました。ただ、田畑先生がまとめておっしゃったのは、今ならまだ間に合うということでございます。私たちの祖先が営々として築いてきた、この坂城町、山、松を守るのは、今、手をこまねいてはいけないということだと思えます。

町の松くい虫防除対策は、一つ目として守るべき松林としての位置づけ、二つ目に防災面からの防除対策の強化、三つ目に複合的な対策、四つ目に住民への健康への配慮を基本の柱に進めてまいります。その手法として、地域住民や関係者の皆さんとの情報や意見の交換によるリスクコミュニケーションの強化を図るとともに、空中散布による健康への影響の可能性などについて情報を把握した上で、より安全性の高い方法を選択しつつ空中散布を実施してまいりたいと考えています。

なお、実施する場合は県の方針に沿って、指導を受けながら進めてまいりたいと考えております。

また、伐倒駆除以外の対策につきましては、間伐や樹種転換など松林を健全化することにより、

松枯れ被害の拡大を抑制する方策の検討もしてまいります。特に、23年度から上平地区の自在山周辺において、県の治山事業の調査測量が開始されました。この事業は、松くい虫被害拡大による森林の荒廃を防ぐため、松くい虫被害木を処理して被害の拡大を抑止することを目的とした樹種転換の事業で、枯れた松、枯損木の伐倒、枝払い、間引き等により下層の広葉樹の助長を促し、針葉樹と広葉樹が混在した森林整備を図るものです。

治山事業の導入については、引き続き県と協議し、要望してまいります。また、樹幹注入により感染を防ぐ対策など、費用面や条件面等も勘案し、県を初め森林組合や地域の皆様のご協力をいただく中で、複合的な対策を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

産業振興課長（小奈君） 私の方からは松くい虫の防除について、順次お答えしてまいります。

空中散布中止に至る経過につきましては、平成21年、上小地区において反対運動が高まる中、上田市が一部住民が訴えていた健康被害の因果関係について調査するよう、厚生連佐久総合病院に要請いたしました。同病院では住民アンケートなどを実施し、空中散布の時期にのどの痛みやだるさなど、体調に異変を感じたとする意見などから、因果関係が疑われると結論づけました。上田市では、この調査結果を重視し、中止に踏み切りました。

町においても、初めて町民から健康被害の訴えが寄せられ、以来、県、上田市、青木村と連絡をとりながら、熟考を重ねてまいりましたが、住民の健康に影響する可能性などを考慮し、坂城町松くい虫防除対策会議の意向を踏まえ、平成21年度からひとまず空中散布を中止し、よりよき対策を検討することとしたところでございます。

この間、町では伐倒駆除による対策を継続しながら、空中散布にかわる防除対策の検討として、同様に空中散布を中止しました上田市を初め、青木村、東信森林管理署などとともに、上田地域松くい虫防除対策検討プロジェクトチームを設置して、新たな松くい虫防除事業の研究や松林を健全化し、被害を予防する方策を中心に上田市の市有林において試験施行を実施してまいりました。しかしながら、なかなか有効な対策には至らない状況でございます。

次に、議員さんご指摘の比較写真に関してですが、この写真は県が示した松くい虫防除のための農薬の空中散布の今後のあり方の中で、千曲市と坂城町の境を有する自在山を例に挙げ、空中散布を実施している松林と、散布を中止した松林を比較する資料として掲載されたものであります。

空中散布を継続している千曲市側では松枯れはほとんど確認できない。一方、21年から空中散布を中止している坂城町側では広い範囲で松枯れ被害が確認できると、空中散布の有効性を例示した写真であります。この資料は現場の状況を事実として、単に写真で示したものであります。松林だけを比較してみても、千曲市側の空中散布実施区域と坂城町の空中散布中止区域では松枯れの発生状況に大きな違いが見られるのは明らかでありますので、比較写真としては問題ないと

考えています。

次に、佐久総合病院の健康調査結果に関しましては、先ほどもご説明した空中散布中止の経過の中でも触れましたとおり、平成20年まで空中散布を実施していた近隣の上田市、青木村でも健康被害の訴えがあり、厚生連佐久総合病院が空中散布が体調不良の原因になっていることが疑われるとの見解を示したため、上田市が中止の方針を出し、青木村や当町でも同様の決定をした経過がありますが、その後、健康被害のある方が佐久総合病院で診断されるいった事例は聞いておりません。

空中散布に使用する薬剤に関しては、より安全かつ効率的な薬剤の開発及び使用方法等の研究が進められており、周辺住民等の健康への影響の可能性等を勘案するとともに、安全性に配慮し、非有機燐系、ネオニコチノイド系の薬剤を使用したいと考えております。ネオニコチノイドの用途は、松枯れ防除などの林業用を初め、稲、果物、野菜などの農業用、花、芝生などのガーデニング用、家庭用殺虫剤、住宅建材、シロアリ駆除、ペットのノミ取りなど、私たち生活全般に広がっており、これまで多用されてきた有機燐系農薬と入りかわりつつあります。

空中散布による農薬飛散の危険性に配慮すると、散布回数が1回で済む薬剤を使用することが有効であります。

今後は、県の松くい虫防除用薬剤に登録されているネオニコチノイド系のエコワン3フロアブルについても、年1回散布が可能であります。県の基準に沿って使用薬剤を選択した上で実施してまいりたいと考えております。

また、松くい虫防除対策会議の委員に関してですが、現在、町の松くい虫防除対策会議の委員は、長野地方事務所林務課長及び担当の専門員、長野森林組合更埴支所長、町環境衛生委員長、町林業委員会正副会長、区長会長、地域代表として上平区長、苧屋原区長で構成しております。

ご質問の専門医、町内各団体、子供と関係する団体など幅広い参加が必要ではないかのご指摘ではありますが、県による検討委員会において、それぞれ専門的な観点からは議論がなされております。町としては、県の方針を踏まえた中で、防除対策の方針を定めておりますので、委員構成としては現在のままで十分であると考えます。

なお、町から住民の皆さんへ空中散布に関する情報を提供し、また健康への影響について心配されている住民の皆さんからの情報提供をいただく場として、リスクコミュニケーションに関する説明会を計画しています。空中散布に対する率直な疑問や意見をいただき、情報を共有し、理解を深めていただくようきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

私の方からは以上です。

9番（大森君） それぞれご答弁いただきました。まず、町長の最初のお話がありますけれども、やはり自宅から見ると、そういう景色、非常に悲しい思いをされるということで、私も千曲川を挟んで正面に見えているということで、本当に気にはなっております。これについてですね、本当にど

ういう対策をとっていか、どう対応するかということについて、いろんなやり方があると思いますので、ここで議論していきたいというふうに思います。

まず、質問順で質問してまいりたいと思いますが、過去3年間中止したというのは上小地域での健康被害、そして反対運動があったという説明で、上田市が佐久総合病院での調査等も踏まえて中止されたということで、近隣町村として空中散布を控えたということとあわせて、町内にもそういう健康被害を訴える方も出たということは、お話ありました。

これについてはですね、そういう事実であるというふうに思うわけですが、まずこういう調査について、行政ではどこか調査をされたんですか、こういう被害が出たかどうかということについて、上田市なり、あるいは坂城町なり、まあどこでもいいんですが、そういう状況についてみずから調査されたかどうか、まず確認したいというふうに思います。

産業振興課長（小奈君） 先ほど、お答えの中でも触れましたが、これについては私どもの方で独自でやったことはございません。厚生連佐久総合病院の方に上田市が要請し、アンケート等を実施した中で体調不良の原因となっていることが疑われるという見解が出されたということを私どもは聞いているということでございます。以上でございます。

9番（大森君） 上田市の資料に基づいて、町も参考にして中止したということ、それについてはわかりましたけれども。

次にですね、写真の掲載の件であります、あり方について、その中に同じように比較されると、今の課長の答弁の中でも松林の被害の状況がよくわかると、どちらがすごいかというふうにお話になっているわけですが、一方では急峻なところ、上平側では急峻なところで、枯れたのがそのまま残っているわけですね。処理をしていないわけですよ。これが積算的状况としてカウントされるのではないかというふうに思うことと。

もう一つは、こういう調査をする上ではですね、先ほど町長がおっしゃいましたが、科学的な分析が必要だというふうにおっしゃっております。やはりこれを調査する上では、対象を比較するには同じ条件で行われることが第一条件じゃないかというふうに思います。だから、日光の当たりぐあい、あるいは風や雨、これらの気象条件が同じ、それで広葉樹の中の松枯れなのか、それとも松林のみの松枯れなのか、あるいは生息条件など、これらの条件、あるいは土壌、こういうものすべて同じにして比較して、初めて効果がどちらがあるかという比較で科学的になるんじゃないでしょうか。その点について、ただあの写真だけでは私は説得力はないのではないかというふうに感じております。これについて町長にちょっとその辺は科学的に比較するにはどういう方法がいいのか、このことがいいかどうか町長はどんなふうにお考えかちょっとお尋ねいたします。

産業振興課長（小奈君） 一つの山を挟んで空中散布を実施している場所、空中散布を中止している場所という中での比較であります。そういう中では土壌という問題は当然クリアされています。た

だ日光の当たりぐあい、これも両方とも山としては町の中では西側に位置する中で、東からの日光については問題ないかなと考えています。そういう中であれだけの差が出ているという状況の中で、この写真については有効と考えてございます。

9番（大森君） ここで論争してもしょうがないといえますか、当然日光の当たりぐあいは違うわけですね、北側の斜面と南側の斜面は当然これは違うわけで、ここでこのことだけ論議しているわけにはいきませんので、このことについては県の林務部の森林づくり推進課と、今、上田市の里山保全のヤマンバの会が何か論争しているというようなことをちょっとお聞きしております。この件についてはですね、そちらに譲るといたしまして、ここでは次の問題に移っていきたいというふうに思います。

また、松枯れの原因というのは、マツノザイセンチュウがマツノマダラカミキリについて、そして木へ木へと移って行って、拡大しているということと、また最近の研究では根から根へ移っていくと、こういうような研究もあるということで、大気汚染とか、土壌の酸性化等の影響もあるかもしれないが、主要な点ではないという研究結果だということでもありますので、これは一部認めるということで、次の問題でいきたいというふうに思います。

県のあり方ではですね、空中防除が有効と決めているわけですが、町は空中散布を予算を見ましても特別防除費というのが計上されていますので、実施する予定をされているということなんですが、これはこれでやる方向だということで質問しているわけですが、特に空散する理由といたしまして、松枯れを早く収束させたいということとあわせて、松枯れで治山効果が弱まるということで、土砂崩落の心配、こういうものを早く取り除きたいということで、再開したいということだと思います。

しかしですね、最近の異常気象などによるゲリラ豪雨は、昨年3月出浦川の土砂を取り除いてはあったわけですが、この5月には、去年の5月ですが、また雨による山からの土砂で出浦川に流れ込んでいますね。今では空中散布だけで土石流の流出を抑えると、今この状態になった状態です、ということでは果たして空中散布だけやって松枯れをなるべく抑えていく、拡散しないように抑えていくということでは、これだけでは土石流をとめることはできないというふうに思います。先ほど、町長答弁の中でも県の治山の対策もお願いしていくということであるんですが、ただ治山と、治山といいますが、土石流の防止と、そして松枯れ対策についてはきちっと分けて対処していくと、特に土石流の対策については土木的な観点から急いでこれはやるべきではないかと、実際に被害がこの間出ているということを確認されているわけですから、やはり早い取り組みがこのことは必要だというふうに思うわけです。これについて分けて取り組んでほしいということ、私はひとつ要望しておきたいわけですが、これについて町長、いかがでしょう。

町長（山村君） その点が私はさっきから申し上げているんです。空中散布がイエス・オア・ノー、そういう議論をしているんじゃないんです。総合的にやらなきゃいけない。治山治水をやるために

は、それと空中散布は関係ないというんじゃないんです。総合的に山を守らなきゃいけない。ごらんになったでしょう。自在山の上だって、どこだって、伐倒処理したものが山積みになっています。私は今度の予算でそれを少しでも下におろす、それをバイオマスで使うという手もありますけれども、それを総合的にやらなきゃいけないと言っているんです。空中散布がイエス・オア・ノーの議論ばかりしちゃいけないんです。以上です。

9番（大森君） 松枯れ対策がイコール空中散布ということを私は言っているわけでもないですし、それについてはリスクコミュニケーションというのがありますから、それはそれでこの後、お話していきたいというふうに思っているわけですが、だって去年でも実際には床下浸水というのがあったわけでしょう。だから、ことはすぐ対策をとる必要があると思いますし、あるいは伐倒駆除してそのまま残っていると、これはそのままにしておけばいいということを私は言っているわけじゃないんです。それはそれで早急にやらなきゃいけないことです。それをやりながらですね、治山、土石流の流出についてはきちっと対応すると。これはいち早くやるべきであります。

松枯れ対策に対しては、これはまた別に伐倒駆除なりもっと力を入れてやっていくとかね、そういう方法をもっと検討していくべきだというふうに私は考えております。

空中散布について、特に健康被害ということも上田市での状況、先ほど報告がありましたけれども、やはりそういう点にあわせて、ちょっと健康被害についてお話していきたいというふうに思うわけですが、特にこれからネオニコチノイド系の農薬を使用していくということで、エコワンプですかね、これも使用するというお話がありました。特に健康被害としては即体調不良などを訴える人や子供たちもいて、一過性とも思われがちですけども、これは5年や10年ずっと体内に蓄積されたり、何年も経過して症状が出てくるということも言われております。それで神経発達途上の胎児や乳児についても、より深刻だというふうに指摘している研究者もいます。時間もありませんので、ちょっと短めにご報告いたしますけれども、特に発達過程にある子供の脳などは農薬などの神経系に支障を与える可能性がある、このようにですね、ハーバード大学の研究チームが研究発表をしております。これは2010年5月17日の発行のアメリカ小児学会誌に発表しているということで報道されております。こういう状況があります。

それからあり方が発表されて、その後ですね、2月に長野県防除実施基準改正案というのが出されております。これについては町長、お読みになっているのでしょうか。

産業振興課長（小奈君） 2月に県の方から出されていますあり方に関する新しい改正案というお話、当然、私どもの方、町の方にいただいております。私どもの方でも理事者の方に回覧等をさせていただいているところでございます。ただ、これについてはまだ意見調整もこれからという状況だというお話も聞いております。

9番（大森君） それでは町長はお読みになっているということで確認していいのでしょうか。はい、確認いたします。これについてですね、びっくりですけども、これが松くい虫対策の県の指針で

あります。ところが、その後これ全部下に傍線が引いてあるわけです。これはこれを補完するというよりも、もっとこんなふうに強力にハードルを高くしなさいということを強調しているわけです。これだけ危険性がある、それから非常に影響があるということをここで認めているわけですね。ただ、リスクコミュニケーションだけの簡単なことを言うことじゃありません。ここには具体的にどうやらなきゃいけないか、どういうふうにやるかということが事細かく、一步間違えばおかしくなるぐらいの、指摘されるぐらいの事細かく記入されているわけです。こういうことについて、検討委員会では検討され、今の課長のお話ですと、意見集約はこれからというお話をされていますけれども、これについても早急にやるべきではないでしょうか。千曲市ではこれをもとにして、議論して、新聞に記事が出ましたけど、紛糾して延期されたわけです。だから、これに基づいてなぜ議論されないんでしょう。それについて課長の答弁を求めます。

産業振興課長（小奈君） 新しい指針、これが固まるまでにはまだ時間がかかるかなという状況で、新しい指針について私どもの方でも読み合わせをする中で、現在、千曲市とも意見を交換しながら、今後県の方へという話を進めていくところでございます。新たにこれについての検討会議というのを直ちに私どもの方、町として、確定してこない中では設けるつもりはございません。

9番（大森君） でも、来年度予算、24年度予算に計上されたわけです。これについてですね、計上するにはそれなりに対策費等、練ってから計上すべきじゃないですか。このことを指摘しておきます。これについては早急に検討会議を開いていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

それから、時間もありませんので、次にちょっといきますけれども、特にこの県の防除対策基準は、この2月16日に公表しております。これについてより細かく見込んだ注意を喚起しているわけです。空中散布での被害はなかなかわかりません。被害を受けた人が声を出さなければわからないわけです。これまでの被害の報告でも、頭痛や吐き気、体がだるい、鼻血が出るなどの症状があっても、これが空中散布による原因かどうかについてはご本人はわからない。どうもおかしいなということで1日、2日過ぎていく。そして症状は軽くなり、そのまま1年過ぎていくということになります。

私はですね、岩井堂山、自在山の土砂崩落の防止として当然今まで処理したものを下へおろす、それから松枯れ対策の空中散布とは、これは切り離して土木の対策を急がれてほしいというふうに思います。そして松枯れ対策としては、急峻な場所の、既に枯れ木になっている松は早く切り出す。これも根っこは枯れて、当然倒れて土石流の原因をつくる。だからこれも早く切り出す。そのまま残しておかない。このことも強く求めます。そして土砂災害の原因とならない、こういう手だてを早く打っていただきたい。そのことを強く求めて次の質問に入ります。

2. 町民誰もが親しむスポーツ振興は

町のスポーツの取り組みは元旦マラソンを初め、分館対抗の町民運動やスマートボウリング、

春のスポーツ大会など各種の大会が取り組まれております。また大会後には公民館での懇親会などで地域の交流が深まる、本当に大事な役割を持っているというふうに感じます。また、スポーツを行うことで、心身とも健康で豊かな生活の糧ともなっております。

そこでお尋ねするわけですが、イ．スポーツ基本法の意義は

2011年6月に公布されたスポーツ基本法は、これまであったスポーツ振興法を全部書きかえ、新たにできた基本法であります。この基本法はこれまでの例を見たこともない超党派でつくられております。スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的、かつ計画的に推進するため、この法律を制定しております。このように宣言しています。

基本法は、国民がスポーツをすることは権利と位置づけ、それを保障することは国の責務であると明確に規定しています。「国は」そして、「国民は」この二つの文字、それぞれ「町は」と「町民は」というふうに読みかえることによって、基本理念の実現に町の施策に明るい展望が開けてくるのではないかというふうに思います。このスポーツ基本法の意義について、町のとらえ方はどうなのかお尋ねいたします。

ロ．町のスポーツ振興は

第5次長期総合計画では、総合型地域スポーツクラブの育成としておりますが、その進捗状況はどうなっているかお尋ねいたします。

次に、家庭婦人バレーボール、俗にママさんバレーというふうに言われているそうですが、この練習も、私も久々に声をかけていただいたので練習に行ってみました。毎週金曜日の夜7時半から9時までの1時間半の練習を行っております。このお母さんたちは昼間の勤めを終え、家族の夕食を食べさせての参加です。7時半には二、三人しか出席できておらず、みんなが集まってくるのは8時ごろを回ってからであります。そして体育館の使用は9時までですので、正味1時間も練習する時間はありません。そのため実践的な練習はほとんどできておらず、せめて体育館の利用時間を夜10時まで延長できないか、私もこのように思いますし、また選手の皆さんもこういうことを希望されました。また、体育館の照明の電気の料金の減免はできないかお答え願いたいと思います。

次に、学校体育館を利用して社会人やスポーツ団体がスポーツの練習を行っております。こういうスポーツ愛好家が利用するのに必要な用具は、それぞれの学校体育館に用意されているかどうか。例えばバレーボールとか、あるいはバスケット、ソフトバレーですかね、そういうもののネットだとか、あるいは審判台、あるいは得点をあらわす道具など、こういうようなものが用意されているかどうか。そして点検されているかどうかについてご答弁願いたいというふうに思います。以上で2番目の最初の質問を終わります。

教育文化課長（柳澤君） 町民誰もが親しむスポーツ振興について、順次答弁申し上げます。

初めに、イ、スポーツ基本法の意義は、でございます。国におきまして、スポーツ界における

新たな課題に対応するため、スポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、新たにスポーツ基本法が昨年8月に施行されました。

基本法は前文において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利であること、またスポーツは地域の一体感や活力を醸成し、健康で活力に満ちた長寿社会の実現には不可欠であることなどがうたわれています。目的には、国と地方公共団体の責務、並びにスポーツ団体等の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めております。

基本法では国において、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、スポーツ基本計画を定めることとされ、計画の中間報告案が1月30日に中央教育審議会スポーツ青少年分科会でまとまっております。報道によりますと、今月末を目途に答申される予定となっております。

中間報告案の中身であります、人々が深いきずなで結ばれた地域社会が健在であり続け、次代を担う青少年が共同や公正さと規律を学びながら健全に育つとともに、健康に長寿を享受できる社会の実現を目指すことが必要とされています。さらに、国民が自国に誇りを持って、また国際的に信頼され尊敬される国を目指すこととし、今後10年間を見通したスポーツ推進基本方針が示されているところでございます。

当町におきましては、スポーツの推進に係る体制整備を図るために、社会的信望がありスポーツに関する深い関心と理解を有し、事業実施の連絡調整等を行うのに必要な熱意と能力のある方の中からスポーツ推進員を委嘱しています。従来の体育指導員をスポーツ推進員としてスポーツの推進を図っているところであります。

今後におきましては、策定されるスポーツ基本計画をもとに、国や県が示す具体的施策を調査・研究し、必要に応じて町総合計画に沿った地方計画の策定に努めてまいりたいと思います。

住民が主体的にスポーツを楽しめるよう施設の充実に努め、スポーツ団体等と協議しながら生涯スポーツの推進、スポーツ環境の整備の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に口、町のスポーツ振興策は、についてでございます。当町のスポーツ振興事業は公民館が主催するスポーツ大会を初めまして、幼児から高齢者まで、あらゆる年代層を対象とした各種スポーツ教室を開催し、健康の増進、体力の向上、地域連帯の向上を目的に実施しております。

幼児を対象としたキッズスポーツを初め、野球、サッカー、陸上など、9競技11団体で構成するスポーツ少年団活動への活動支援、中学校部活動からの延長で実施されている社会体育外部指導への助成や小中学生にウインタースポーツにいそしんでもらうため、スキー、スノーボード教室、高齢者の健康増進や地域連帯等を目的とした高齢者月例交歓会は、マレットゴルフやスマイルボウリングを実施し、毎月大勢の皆さんがご参加をいただいております。

また1年間の健康を願い実施している元旦マラソン大会は、昨今の駅伝・マラソンブームも手伝ってか、今年度は参加人数約450人と昨年対比15%増と、大変大勢の皆さんにご参加いた

できました。

一方で、社会人が中心となった活動は、毎週水曜日に体育館を開放して、だれでもスポーツを実施しています。ビーチバレーボールのほか、最近では中学生から社会人まで一緒になってバスケットボールなどを楽しんでおり、異世代の交流が図られているところであります。

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツを親しむために」を合い言葉に、子供から高齢者まで気軽にスポーツに親しみ、継続的なスポーツ活動を通して、相互の親睦と健康、体力の維持増進を図り、地域づくりに貢献することを目的に、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブが全国的に設立されております。県内では23年11月現在であります、55市町村74クラブが設置されております。

当町の状況でございますが、サッカー、剣道、陸上のスポーツ少年団を中心として、子供たちの健全育成を願って、さかきスポーツ倶楽部が設立されております。今後につきましては、クラブ代表の皆さんと、町としてどんな支援ができるかなど協議してまいりたいと考えております。

学校体育館の利用時間の変更につきましては、利用される皆様のご要望をお聞きしながら学校施設の管理面等の状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

なお、体育施設の使用料、照明料につきましては、使用者の原則利用負担によりいただいておりますが、団体によっては使用料につきまして減免措置をとっております。照明料につきましては、電気を点灯すればやはり電気代がかかりますので、今後もこの部分につきましては原則利用者負担をお願いしてまいりたいと考えております。

町民の皆さんが利用される際のスポーツ施設の用具等ではありますが、スポーツには多くの種目がございます。学校体育館を含めて、5体育館において主に使用されているスポーツ、例えばバレー、ビーチボールバレー、ソフトバレー等のネット、あるいは支柱という部分でございますが、それぞれの体育館で利用できるコート分につきましては、配置しているところであります。審判台につきましても、各体育館には1台ずつ備えているところでございます。得点板については、各小学校には2個ずつ、中学校においては6個、文化センター体育館においては4個備えているところであります。

備品の老朽化等による破損等につきましては、随時確認し修理をしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

9番（大森君） スポーツ基本法が新たに公布されまして、これまでのスポーツ振興法という点からいきますと、本当に国民がスポーツをする権利を認めている。そしてそれをきちっと国が、あるいは地方自治体がそれを保障しなければならないということで、全国民がそういうスポーツを享受できる、こういう環境を整えていくという、本当に画期的な基本法ではないかというふうに私は思っております。その点です、やはり坂城町においても、この基本法に基づいた整備、そして支援などをぜひ行っていただきたいというふうに思います。

ロのスポーツ振興についてでありますけれども、本当に幅広い年齢層、そしてスポーツが実際に取り組みられていますけれども、特に23年度、全県では55の自治体で74クラブが現在総合型地域スポーツクラブが取り組まれているということですが、坂城町の場合、サッカー、陸上等でスポーツクラブが今あるわけですが、こういうところへいろんなスポーツ団体が参加していくというような方向は、今後とっていただきたいというふうに思うわけですが、あるいはまたそういう団体が参加しやすいように声をかけていただくという、そういう点について今後のそういうようないろんなスポーツ団体の皆さんが、こういう地域型スポーツクラブに参加するという、こんな方向は考えていらっしゃるのでしょうか、課長の答弁を求めます。

教育文化課長（柳澤君） 2回目の質問にお答えしてまいります。

当町のさかきスポーツ倶楽部につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、スポーツ少年団のサッカー、剣道、陸上を中心となっております。基本的には子供たちの健全な育成を願ってということで、さかきスポーツ倶楽部の主目的であり、基本的には対象が現在青少年というような状況となっております。

現在、各競技のレベルアップをして、トップアスリートになればというようなことで、そういう部分を目指しまして、各競技のスポーツ指導者育成研修会に参加をしていただいているような状況であります。

今後なんですけれども、さかきスポーツ倶楽部の皆さんと協議をする中で、行政として支援できること、あるいは成人の方々との交流、幅を広げる活動等についても協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

9番（大森君） 今、少年スポーツ関係でアスリートを目指していくという、少年スポーツだとか、そういう方向を目指して努力していくことは非常に大切なことだというふうに感じております。

もう一方では、社会人、そして例えば年齢的に結構幅のあるスポーツをやられている皆さん、こういう皆さんも総合型地域スポーツクラブというものをやっぱり組織といいますか、そういうところへ参加する、そういう方向性は今後ぜひ進めていただけないかなというふうに思います。それについて要望しておきます。

一つ気になるのが、このスポーツクラブと町体育協会とのかかわりはどんなようなかかわりとなるのでしょうか、それについてご答弁願います。

教育文化課長（柳澤君） 体育協会に関しましては、町のいわゆる運動部を中心とした体育の各競技の振興に努めていただいているような状況であります。スポーツクラブに関しましては、先ほども申しましたけれども、地域でそれぞれのスポーツをいろいろな部分で支えていただくというような状況になってこようかと思えます。

同じ人が人材的にはかぶってこようかなとは思いますが、組織的には異なった状況での組織活動がされていくような状況になるかと考えております。以上です。

9番（大森君） ちょっと理解しにくいといえますか、同じ方がやられて、これはやむを得ないというか、あると思いますけれども、やはり特にスポーツ基本法では総合的地域スポーツクラブということを中心に大きく組織し、発展させていくということが、基本法の中にもうたわれているわけでありますので、やはり体育協会とそれの密接なつながり、そして協力関係が当然必要でありますので、やっぱりそこが組織としてきちっと分けるということは当然必要だと思いますけれども、全町民が何らかのスポーツに参加できるというのは、アスリートにならなくてもですね、近所の皆さんで簡単なゲーム的なスポーツというところまで広げられるような、そんなことを今後検討していただきたいと思いますし、またそういう企画もぜひ考えていただきたいと思いますというふうに思います。そういうことを要望しておきます。

次に、社会人が体育館などを使う場合に、利用者の皆さんの要望をいただいて検討していくというふうにご答弁をいただきました。これについてぜひですね、10時ぐらいまで利用できるようにして、その団体が10時ぎりぎりまで使うことはなくて、それぞれの団体が9時半でもいいし、9時で終わってもいいですから、ある程度利用する時間、余裕が持てるという時間をぜひ貸していただけるような、そんな取り組みをお願いしたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

特に、私たちスポーツ、特にことしはオリンピックがあるわけですが、ロンドンオリンピックということで、きのうはマラソンの選手が決定されるということで、アスリートが世界の一流選手と戦って、そして頑張っているということについては観客である私たち、あるいはテレビを視聴している私たちにも本当に勇気と感動と、また力をいただけるということですので、本当にスポーツの感動をやはり多くの皆さんに知っていただき、そして私たち一人一人が健康で文化的な生活ができると、こういう環境をぜひ整えていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時10分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、8番 入日時子さんの質問を許します。

8番（入日さん） 最初に、昨年、私が一般質問した道路整備で、坂城保育園前に側溝がつくられ、雨水が保育園に流れ込まなくなりました。雨降りのときは、川のようになっていた道路が改善され、大変うれしく思います。また、坂城保育園、村上保育園の保育室にクーラー設置が、新年度予算化されました。子供たちもこれからは暑くてお昼寝ができないということはなくなるでしょう。学校の保健室にもクーラー設置の予算が組まれました。生徒が学校で体調を崩しても安心して、保健室で休めます。町長の子供を大切にす姿勢や機敏な対応は、保護者や保育園、学校関係者にとっても、とても喜ばしいことだと思います。

それでは質問に入ります。

1. 24年度予算について

イ. 例規集について。

「チャレンジSAKAKI」の目標の一つである例規集のデジタル化に向けて、24年度例規集の整備委託に220万円予算計上してあります。現在、長野県は23の町があります。その中で例規集が町のホームページに公開されていないのは、小布施町、山ノ内町、飯綱町、立科町と坂城町だけです。

例規集の加除に毎年300万円ほどの印刷代がかかっています。その他例規集を回収したり、差しかえたりという職員の負担もあります。デジタル化すれば、重い例規集を持ち歩く必要もありません。また、町民もいつでも町の条例等、必要に応じて見ることができるというメリットもあります。現在、図書館など公共施設に置いてありますが、ほとんどの町民は知りません。町で行っている施策を自分で検索できれば、町政への関心も増すのではないのでしょうか。こういう点を考えれば、例規集のデジタル化は急務だと思います。デジタル化に向けたスケジュールについて答弁を求めます。

ロ. 湯さん館の改修について

今回の大改修で高齢者に配慮したいす席や、車いすの人が危ないように入り口をかえるという答弁がありました。私も車いすの来館者に会ったことがあります。テレビで湯さん館が報道されたので、期待して来館されたのだと思います。手は使えても足が動かないので、家族の援助なしにはお風呂に入れない人でした。このような障害者が入れるように、湯さん館のお風呂はなっていません。入り口だけ改造しても、お風呂が障害者対応になっていなければ意味がないと思います。障害者が安心して入れる家族風呂を増設する考えはあるのか答弁を求めます。

また、大広間の入り口には段差があります。高齢者や幼児がつまずきやすいつくりです、特に、お年寄りちょっとしたことでつまずいたり、骨折するので段差をなくすバリアフリー化が必要だと思います。大広間入り口をスロープにするなどの対応は考えているのでしょうか、あわせて答弁を求めます。

冷暖房設備も新しくするということですが、原発事故以来、自然エネルギーへの転換が求められています。国の方針も公共施設に太陽光設備を取りつくと補助金を出すなど、変化してきました。今回、村上小学校は改修に合わせて太陽光発電設備をつけますが、湯さん館は太陽光発電や温泉の熱や蒸気を利用した発電システムを考えなかったのか、答弁を求めます。

今のカランは使っていると、戻りが悪くなって、いつまでもお湯が出るということが起こります。とてももったいないと思います。ある施設ではシャワーヘッドの下にスイッチがついていて、それを押すとお湯が出るというカランもありました。節水により収益も上がると思いますので、そんな細かい配慮も必要だと思います。メンテナンスを含め、細かい点まで考えた設備や備品を

考えているのか答弁を求めます。

照明をLEDにかえるという答弁がありました。湯さん館の外灯もLEDにかえるのでしょうか、答弁を求めます。

今回の改修は、入館者が減ってきているので、集客を図る目的もあるという答弁がありました。ピンピンコロリを望む高齢者がふえています。湯さん館の駐車場から北アルプスの秀峰が見え眺望がすばらしいです。下のびんぐし公園まで遊歩道がありますが、ほとんど知られていません。ウォーキングコースとして、コースのキロ数や所要時間を絵にした案内板をつくって、湯さん館や駐車場などに掲示したり、マレットゴルフ場のコースを絵にした看板をつくったお風呂とのセットをアピールし、町外からの集客を図るなど、考えられないでしょうか。

それから、下に使われていない駐車場があるんですが、その段差を利用して子供用のミニロッククライミングをつくったり、お風呂の排湯を流して小川にして、子供が素足で遊べるような、そんな設備が考えられないでしょうか。いろいろなアイデアを出し合う必要があると思うんです。広く町民や役場職員からもアイデアを募集した集客の企画を考えているのか、答弁を求めます。

ハ. 村上小学校の改修と児童館について

今回の大規模改修で老朽化した放送設備の更新は考えているのでしょうか。きのうの答弁では防水シートを張りかえるが、水の循環までは考えていないという答弁がありました。プールの水回りの改修の予定はあるのか、今後のスケジュールを伺います。また、下水道工事が進められています。下水道接続が今回予算化されているのか。

それから児童館のトイレは、まだ水洗化されていないんですが、その水洗トイレの工事が24年度でできるのか答弁を求めます。今、児童館は少子化の影響もあって、以前より登録児童は少なくなっています。天気の良い日は小学校の校庭で遊べますが、雨の日は児童館の中だけでは狭くて困っています。この間の答弁では、村上に登録児童は39人とかいう答弁がありましたが、厚生員さんは子供たちが、けがをしないようにとても気を使います。また、ぐあいが悪い子がいても、ゆっくり休める休憩室がありません。児童館の隣に教員住宅があります。当初は家族で住むようにつくられたようなんですが、空いている年もあったり、単身赴任で半分だけ使うというケースが多いと聞いています。教員住宅としてだけではなく、放課後児童施設として使えないか、また、どうしても教員住宅として使うなら半分は教員住宅として、半分は児童館の休養室として使えないか答弁を求めます。

ニ. 保育士について

現在、31クラスある中で正規保育士が15クラス、常勤的非常勤保育士が3クラス、臨時保育士が13クラスとなっています。昨年、村上保育園で臨時の先生が3人もやめてしまいました。不安定な雇用には耐えられず、安定して勤められる職場に異動したのだと思います。不安定な雇用ではよい人材は残らないと痛感しました。

専門家の話では、ゼロ歳から5歳児まで、ツー・クォーター経験しないと、子供に十分な保育はできないと言っていました。核家族化で子育て相談など、保護者への助言や援助など保育士に求められることは年々ふえています。1年や2年などの短期では経験の積み重ねができません。

次世代の人間を育てるという保育は、昼間、子供を預かって、けがのないように見ていけばよいという簡単なものではないはずです。「三つ子の魂百までも」ということわざがあるように、しつけは3歳までが勝負です。一人一人の子供の個性を大切に、伸ばす教育をするのか、ただ見ているだけでよいのかでは成長に差が出るのではないのでしょうか。英才教育をしろと言っているのではなく、幼児期に合わせた遊びや体の鍛え方、人間性を育てる気配り、目配りのことを言っているのです。それには保育士自身の身分が安定し、安心して仕事に打ち込める職場環境が必要だと思います。

他の、市町村でも臨時保育士はいますが、クラス数が減らない限り連続して雇用されています。坂城町のように1年勤めて3カ月休みなどという不安定な職場は、皆無と言ってもよいのではないのでしょうか。とても恥ずかしい雇用形態だと思います。今まで何回もこの質問をしてきました。いつも行政改革をしなければならない。定数管理があるので職員をふやせないという答弁でした。しかし、町の職員定数条例では定数は166人になっています。現在は130人ほどの職員数だと思います。まだ、36人雇用できるはずですが。臨時保育士は現在13人です。全員を正規採用にしても定数にはなりません。クラス持ちの保育士を正規採用にし、保育の質を向上するということに対する答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 今、入日議員さんから24年度の予算について、それからおのおのの項目ごとにご質問がありました。そこで私の方から24年度の予算についての基本的な考え方を、前にお話しした部分もありますけれども、お話申し上げさせていただいて、あと具体的に各担当課長からお話を申し上げます。

平成24年度の予算については、第5次長期総合計画に掲げた「人がともに輝くものづくりのまち」を目指して、さらに「今日からスタート」というようなキーワードにした「チャレンジSAKAKI」というのを昨年からはじめました。ですから、この両方の項目を念頭に置きながら予算編成をしたつもりでございます。

以下六つぐらいの項目に分かれてお話ししたいと思います。この「チャレンジSAKAKI」、昨年の8月からスタートしまして、これは各課の枠を越えて、目標の実現に向けた取り組み、検討が進められております。中には今年度、ながの子育て家庭パスポート事業への参加ですとか、指定ごみ袋の小売店の販売開始のように、既に実施されているものもあります。また、現在進められている「チャレンジSAKAKI」の重立った事業の進捗状況につきましては、まず坂城駅のエレベーターの設置、駅前活性化ですが、これも昨年12月に概略設計に必要な経費を

補正計上させていただいて、現在しなの鉄道の発注により調査、設計の作業が進められております。今後もまちづくりの象徴的な取り組みとして取り組んでいきたいと考えております。

続きましてワイナリーの設立、農業振興・観光へはというテーマで、これにつきましては1月下旬には農業委員さんの皆さんが、アメリカ合衆国のカリフォルニアへ視察を行い、職員も研修の一環として同行し、ワイナリー事業を初め多くのことを学んでまいりました。この視察研修が今後の事業推進に活かされることを期待しております。

さらに、耐震化の済んでいない小学校の改修・改築では、24年度は村上小学校の耐震補強工事と大規模改修工事を実施する予算を計上させていただいております。また、南条小学校は複雑な校舎配置や修繕箇所も多いことなどから、改築での整備方針として24年度に建設検討委員会を立ち上げ、新校舎の建設に向けて調査、研究を進めてまいります。

その他、24年度は今年度から準備しております上田市の信州医療センターへの乗り入れの循環バスの充実、また、この4月開始に向けて準備をしているコンビニ納付の開始や国民健康保険証のカード化、5歳児健康相談の実施、今年度に引き続き、職員の接遇研修なども実施したいと考えております。今、ざっと全体の予算と「チャレンジSAKAKI」の項目で主なものを申し上げます。

以下、具体的に担当課長の方からご説明申し上げます。ご質問の例規集のデジタル化ですが、その第一歩として、24年度は例規集のデータ整備にかかわる予算を予算計上いたしました。デジタル化に向けた今後のスケジュールなど、そのほかに質問につきましては、担当課長から答弁させます。私からは以上でございます。

総務課長（田中君） 私からはこの例規集についてと、ニの保育士についてお答えをいたします。

まず、例規集のデジタル化への取り組みといたしまして、「チャレンジSAKAKI」の一つとして実施に向け検討しているところでございます。現在、例規集は各課、出先機関、議会などに100冊を配付し、執務や議員活動などに活かされております。また、役場1階の行政資料コーナー、図書館にも配置し、どなたにも見ていただける状況になっております。

デジタル化への取り組み、スケジュールといたしましては、現在、古い条例等の内容の点検を行っております。24年度は専門家も交えて、点検、精査を実施し、現在使われていない用語、表現などの拾い出しを9月末までに行い、指摘された箇所を含め、必要に応じて条例等の改正を行った後、平成25年3月末までにデータベース化を行う計画でおります。ホームページへの公開は25年度には実施してまいりたいと考えております。

なお、例規集をデータベース化し、ホームページに公開するようになりますと、現在の例規集と二つの方式となりますので、加除式の例規集につきましては削減する方向で検討していきたいと考えております。

続きまして、ニの保育士についてでございますが、現在、坂城町の保育園のクラス担当の保育

士は、常勤の職員と1年雇用の臨時職員とで担当している状況でございます。最近のクラス担当の臨時職員の状況は、平成21年度が31クラス中11名、22年度が31クラス中12名、23年度、今年度は31クラス中13名が臨時職員であり、24年度は31クラス中11名が臨時職員の予定となっております。

このような常勤の職員と臨時職員によるクラス編制体制という状況は、坂城町が特異な例ではなく、近隣の自治体においても同様で、平成23年度におきましては、上田市では173クラス中88クラスが、千曲市においては66クラス中18クラスが臨時保育士での対応となっております。

なお、坂城町におきましては、クラス担当の臨時職員については1年間雇用ではありますが、最長3年間の更新が可能であり、年少から年長までは同じ職員がクラス担当できる体制もっております。臨時職員と言いましても、保育士等の資格を有している方を採用しており、ほとんどの方が保育園での保育経験もあり、その経験を生かして保育をしているところでございます。

また、町内の保育の質の格差をなくすため、毎月3園の同じ年齢を担当する保育士が集まり、研修会を実施するなど、町全体の保育の向上にも努めております。

ご質問のクラス持ちの保育士を正規職員にとのことでございますが、町の職員数をふやしていくことが難しい中で、保育士だけを増員することは大変厳しい状況にあります。

企画政策課長（宮崎君） 私からは口の湯さん館の改修についてご答弁申し上げます。幾つかの具体的なご質問をいただいておりますので、順次お答えいたします。

まず、家族風呂はつくらないのかというご質問をいただきましたけれども、これにつきましては、10年前の建設当初にも議論の一つとなっております。湯さん館の建設地、予算や既に当時配湯をしようというふうにしておりましたふれあいセンターですとか、宝池月影寮、現在のともいきライブ月影でございますか、との役割分担等を踏まえる中で、湯さん館には家族風呂はつくらないというようなことで検討した経過もございます。それでは今回はどうなのかという部分もございますが、確かに下のふれあいセンター等では湯さん館の眺望というのは得られない部分がありますけれども、そうは言っても湯さん館につきましては、増築という点の中では大きく建物本体ですとか、あるいは配管設備の容量を変えとなると莫大な経費も要するということでもございまして、今回、できる予算等を踏まえる中では、現状の中では考えていないという状況でございます。

次に、大広間等のフロアの段差でございますが、これにつきましてはバリアフリー化ということの中で重要というふうに考えておまして、方法として緩やかなスロープにするのか、もう少し改修するのかというものは検討しているところでございますが、いずれにしてもバリアフリー化を図っていきたいと考えてございます。

次に、太陽光発電や温泉熱利用等の関係でございます。太陽パネルという部分で考えておりま

すが、これについては一つの要件として設置を考えていたわけですが、南側が山だということであったり、日照時間の再検討が必要、それともう1点は補助金の話もございましたが、公共施設ですとか、避難所ですとか、そういう部分では補助金はあるんですけれども、この湯さん館のような施設の中では現状補助金がないということ踏まえ、また今、ご案内のとおり、この町においてはスマートコミュニティ構想普及支援事業に取り組む中で、さまざまな再生可能エネルギー導入可能性調査を進めてまいりました。この再生可能エネルギーは太陽光だけではありません。今後、場合によってはその実証実験という場面もあるわけでありますので、湯さん館での太陽光発電設置については、もう少し研究をして対応していきたいと考えております。

それと次に、カランの改修でございますけれども、今回、いろいろな部分の中でスイッチ式ですとか、いろいろございますが、どんなものにするかというのは別にして、すべて取りかえる予定であります。一番どのようなものが節水ですとか、耐久性ですとか、そういうことでよいのか、もちろん費用的なものもありますけれども、踏まえて設定させていただきたいと考えております。

それと外灯のLED化につきましては、これにつきましては館内につきましてはLED化を進めていきたいと予定しておりますが、外灯につきましては照度とコストの関係もありまして、今回の工事の中ではそこまで考えていないという状況であります。

次に、集客に向けたウオーキングコース等との連携についてでございますが、湯さん館はびんぐしの里公園内に立地している健康増進施設でもございまして、経営上の観点からもその公園施設との連携は重要というふうに考えております。中でもイベントとの連携、これについても重要でございます。案内板ですとか、今、中段のあいている段のところ、子供用の遊びというようなそんなお話もいただきましたが、公園管理と健康づくり、こんな両面の中でも検討を進めていきたいと思っておりますし、先ほどアイデア募集の企画はというようなこともございましたが、それらも含めてちょっと研究をさせていただきたいと思っております。ほかに湯さん館にはお客様アンケート箱も用意してございます。細かい部分でいろいろなご提案もいただいておりますけれども、こんなものも有効に活用させていただきたいと思っております。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 私からは、村上小学校の改修と村上児童館について答弁申し上げます。

村上小学校校舎につきましては、23年度中に耐震補強工事と大規模改修工事の実施計画が完了する予定となっております、24年度の当初予算において工事費用を計上しているところでございます。

放送設備の更新についてですが、現在の設備は平成10年に設置され、事業の開始、終了時のチャイムを初め校内放送に活用しているところですが、設置から13年が経過し、故障した場合に修理部品がないことなどから、大規模改修工事に合わせて新しい機種に取りかえる方向で計画しております。

プールにつきましては、内壁面の防水シートがはがれて破けてしまうなど、その都度破損した

箇所を修繕をしまっていました。今回は、シートの下に水が入りプール壁面が一部浮いてしまうような状況であることから、24年度にプールの防水シートの全面的な改修工事を計画し、当初予算に工事費を計上しているところでございます。早急な修繕の対応ということで、まずプールのシートの改修を第一に考え、24年度に取り組んでまいりたいという考えでございます。

村上小学校のトイレにつきましては、合併浄化槽処理となっており水洗化は図られているところですが、村上児童館のトイレにつきましてはくみ取り式となっております。村上小学校の下水道接続、あるいは村上児童館の水洗化という部分でございますが、この地域の下水道の供用開始に合わせまして計画をしまいたいと考えておりまして、24年度の当初予算には計上をいたしていない状況となっております。

教員住宅の利用ということで、村上児童館の一部として利用してはどうかというお話でございますが、この部分であります、この教員住宅には現在入居されている先生がおられます。また児童館と教員住宅の間に駐車場もありまして、別の建物となっている状況であります。別の建物ですと子供たちに目が届きにくく、管理をしていく上での課題も考えられるところでございます。教員住宅を利用する場合につきましては、教員住宅管理のあり方の検討、あるいは児童館と一体的に利用するような工夫も必要と思われ、現状の中での対応は厳しい状況と思われま。

静養室としての利用ということでありますが、ぐあいのよくない子を見守るには、手狭でも現在、児童館にあります静養室を利用の方が望ましいのではないかと考えるところでございます。以上です。

8番（入日さん） 答弁漏れで児童館の水洗化、言いましたか。済みません。ちょっと私もうっかり聞き逃してしまいました。例規集についてですが、今年度は専門家を交えて精査して、25年度にはデジタル化をし、ホームページに公開するというところで期待はしています。

それで、私も今回初めて例規集をすべて見てみました。例規集の例規事項を調査、研究、審議のためには町に例規審議委員会があります。委員長は副町長で副委員長は総務課長、委員も担当職員が入っています。町の条例に詳しいメンバーで委員会が構成されているので、この委員会での見直しを図るべきだと思います。

今回、私もいろいろこの例規集を見てみたんですが、先ほどちょっと課長も言いましたが、不要だと思われる条例に昭和天皇に関する条例が2件、それから同和地区住宅新築資金等貸付条例、それから職員給与表の古い部分なども削除してもよいのではないかと思います。

それから中心市街地コミュニティセンター条例の使用料に会議室1、2が、1時間当たり300円となっております。これは当初から込山区と横町区の公民館として、区の所有で一般貸し出しはできなかったのですが、条例をつくる時に国の補助金をもらった関係上、こういうふうに設定しなければいけないのだという答弁でした。しかし、既に7年が過ぎています。この見直しはできないのでしょうか。

それから、議会傍聴規則の第4条や第5条の見直しも必要だと思います。また運動場条例の中で現在使われていない場所も多くあります。地権者に返せば、借地料や維持管理費等が削減できると思います。

消防団組織定員数の見直しも必要だと思います。少子化や大学進学で町外に異動したまま戻らない若者が多い中で、団員を確保するために、入団者を探すのにとっても苦勞しています。消防団員が何日もかけて入団の勧誘に歩いていますが、入ってくれる人が少なくて困っています。消防団員の負担を軽減させるためにも、分団によって今は20人から27人となっているんですが、全分団20人ぐらいに統一できないでしょうか。検討する価値はあると思います。今後の見直しについて答弁を求めます。

山村町長になって、非常に町の情報公開が進みまして、決算の資料も終わった途端に実績報告書がホームページに載るなど、非常にそういう面では進んでいると実感しているんですが、ともかく今回初めてこういうデジタル化の日程が載りましたので、ぜひ25年度中に実施できるようにお願いしたいと思います。

それから、湯さん館の改修についてですが、福祉風呂については増築という部分が無理で考えられないと。それからバリアフリー化は段差をなくすようにしましょうと。それからカランについては節水に心がけたカランに取りかえますと、それからLEDの照明は館内はやるけれども、外の方にはまだ考えていないということでしたが、これは飯田市の企業が開発したLEDの外灯なんですよね。明るさの寿命も蛍光灯よりすぐれていまして、寿命も約6万時間、それから電気料はもちろんかなり安くなります、蛍光灯に比べるとね。それから一番LED外灯のよいところは、この照明器具が熱くならないので虫が寄ってこないと、だから虫による汚れがないということ。そういうことで非常に効果があるのではないかと。

飯田市は、このLED外灯にするために国から8,700万円の補助金をもらって、全市6千基をすべてLEDにかえるという取り組みをして、既にもう3千基、LEDにかえました。それで最初は大手メーカーのLEDしかなくて、それだと1基5万から6万かかったと。それで大手メーカーに頼むよりも、何とか市の業者で開発できないかといって、飯田市の企業を集めて、そういう話をして、予算がこれしかないから1基2万円未満でやれと。国の補助制度なもので納期も5カ月だということで話したら、2社が手を挙げてグループをつくって、このLEDを見事完成されたんですが、しかも1基1万8千円で完成させた。それは市長が市は一応2万円未満しか出せない、だけどそれではおまえたち採算がとれないだろうから、私がトップセールスをして、ほかのところに売り込むと、だから市には2万円未満で納入してくれという、そういう話で1万8千円という値段が出たんですが、一つ、この図を見てわかるように曲面の本当に画期的なLEDです。それからもう一つは、こっちの方ですが1基500gという、世界で初めての軽量のLEDを開発したと。そういう意味で非常に大きな経済効果や雇用の効果が上がりました。

坂城町も企業の町と常に言っていますし、匠の技を持っている企業もたくさんあります。湯さん館の今度の自然エネルギーもいろいろな自然エネルギーがあるので、今後、考えていくという答弁がありました。温泉の熱を使ったり、蒸気を使っての床暖だとか、それから今36度の蒸気でも発電できるくらいに非常に技術が進歩しています。そういう意味で、そういうようなやはり自然エネルギーを使用した設備にかえていただきたいと。

それから、やっぱり自然エネルギーを利用していると、災害時のときに電力がストップしても、自家発電が可能になって避難所としても使えると思うんですね。エネルギーの地産地消は町長も望んでいることですし、ぜひそういう方向をもって進んでいただきたいと思います。

町の6割は山林で、これから坂城町の産業を考えるとときにバイオマス発電というのが非常にクローズアップされてくるのではないかと思います。私もこの間、本で読んだらバイオマス発電が一番雇用がふえると。それで多くの業種がかかわれる自然エネルギーの一番すばらしい産業ではないかということが載っていました。そういう意味では、ぜひそういうことも視野に入れた取り組みを進めてもらいたいと思います。

それで、このLEDの外灯についても今は考えていないということでしたが、ぜひ今後、そういうLEDにかえていく方法で進めていただきたいと思います。ちょっと時間がないので、答弁を聞ける時間があるのかな、それからウォーキングコースですが、近くに天田薬師や石室古墳だとか、御厨社だとか、十六夜観月堂だとか、本当の坂城の村上地区のいろいろな史跡があるんですね。見に来た人も、ああ、こんな古墳があるのかとかね、御厨社は伊勢神宮の建築様式をひいている建築だとか、結構いろいろなものがあるので、そういうところも兼ねた、そういう案内板なんかをつくったらいいのではないかと。それから、あそこには温室があるんですが、それももうちょっと活用してウォーキングコースに組み入れてね、来た人が見て楽しめ、歩いて楽しめ、そういうような複合施設にして集客を図ったらどうなんだろうかなと思うんですけども。

それから、村上小学校の改修は放送設備は、今度で新しくするというので、下水道接続は当初の予算には組んでいないと、そういう時期が来たらということですが、年度途中でも補正が組めるので、ぜひ早期に下水道接続をしていただきたい。小学校の方は一応水洗化になっているということですが、児童館は水洗化になっていないので非常に今子供たちもね、トイレに入るのが怖いという状況ですので直していただきたいと。

それから、プールの防水シートのこと何回も聞いています。私が言っているのは、その循環の、いわゆる大プール、小プールの水の高さが違ってしまいうので、そこをぜひ直してほしいというので、その改修はいつやる予定なのか、そのことについては答弁をお願いします。

それから、教員住宅の児童館での利用は難しいという話でしたが、半分を区切って半分は児童館、あるいは放課後児童施設として使えるようにできないか、そのことを言っているのです。そういうことによって施設の有効活用もできると思うので、条例を変えたりとか、いろいろな手続

はあると思いますが、いかにあるものを有効に使うかという観点からは、それは必要ではないかと思えます。

それから、24年度は一応23年度よりも二人正規保育士がふえて、そういう点では町の姿勢、少しずつよくなってきているかなと非常に評価をしますけれども、山村町長はね、企業のトップだったので、人材育成ということは非常に大事だということは、重々認識されていると思えます。それはやはり行政にも言えると思うので、次世代を育てるといふ、子供を、そういう保育士に対してはやはりそれなりの何というのかな、非常に安心して勤められる、そういう体制が必要ではないかと。先ほど上田市だって、千曲市だって臨時職員多いですよという答弁がありました。でも、やはり坂城町みたいに1年でね、3カ月休んでくれとかね、そういうことはなくてクラス数が減らない限りは連続して勤められるんですよ。やはり少なくともそういう体制は必要ではないかと思えますので、この問題は職員定数の問題もあるので、町長の方から答弁をお願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

総務課長（田中君） それでは、例規審議委員会で条例の見直しを図るべきと、それと古い条例、全体の条例の内容も見直すべきというご質問にお答えをいたします。

条例、例規等の政策制度面の検討は随時、各所管課において現在の情勢を踏まえ、行っていくものと考えております。ただいまご指摘いただきました条例、規則等も含めましてすべての条例、それから規則等を今回のデータベース化にあわせ各所管課において見直しを行って、例規審議委員会において審議し、見直し整備をしていきたいと考えております。

また、現在適用のない条例、それから古い条例、規則等も含めまして各所管課において検討、整理して、より見やすい充実した内容のものにしていきたいと考えております。

教育文化課長（柳澤君） 村上小学校のまずプールについてでございます。大プールと小プールで水面の段差が、若干できてしまうというようなお話は聞いているところではあります。今回に関しましては極力早急に対応が必要だということで、プールのシートということで予算計上をいたしたところであります。不具合がある部分、今後、また年次計画の中で対応をしていくような状況を考えているところであります。

それから、教員住宅の部分であります。現在、ご提案のありました部分でありますけれども、確かに畳敷きの和室というような状況でありますけれども、一方で扉一枚での仕切りというような状況でのつくりとなっております。そういう部分での管理面という部分というような検討、あるいはその部分だけでいいのか、あるいは教員住宅自体も含めての検討というようなことも必要となってこようかと思えます。今後、それらの教員住宅のあり方等も踏まえる中でちょっと研究をしていきたいというふうに考えるところであります。

副町長（宮下君） 臨時職員の雇用につきまして、たびたびここでご質問があるわけですがけれども、私たちは労働者であるとともに、地方公務員法という形の法律のカバーもあります。そういった中

で、今、お話をいただきましたような雇用を今状況でやっております。上田市がどうだ、千曲市がどうだという話の部分というのは、余り言いたくない部分であります。そういった中はそれぞれの自治体の中で配慮してやっていただきます。私どもも、これまでもずっと20年来この臨時雇用につきまして、どういう形がいいのかということで検討してまいりました。

そういった中で、今、私どもがやっている雇用、6カ月勤務していただいて、それは本当の臨時の方です。6カ月勤務をしていただいて、3カ月お休みをいただく、その3カ月が正しいのかどうかはまた別の問題になろうかというふうに思います。そしてクラス持ちの方につきましては1年雇用を確保しております。そしてそれにつきましては、先ほども答弁いたしました、3年間は継続して雇用をするような状況をとっております。安定した形の中で保育に携わっていただいているということでもあります。

また、今回の24年度の当初予算におきまして、それまで各保育園の中で臨時の雇用を計上してございましたが、今年度から統一し、保育園総務費の中で一括して雇用の部分を計上してございます。これにつきましては総括園長がいる中で、全体の部分を見ながら職員の配置について考えるという状況を保育園の中でもそういう体制がとれてきたということもございますので、臨時の雇用とあわせて保育の安定というものにつきまして、町でも十分検討しながら進めているということをご理解をいただきたいと思っております。

8番（入日さん） 時間がなくなってしまいましたけれども、プールは年次計画で対応していくということですので、できるだけ早くその段差ができる水の入れかえの改修はしていただきたいと思っております。

それから、保育士については今、副町長の方から答弁がありましたけれども、クラス持ちの責任だけ持たされて、給料とか待遇が大幅に下がるわけです。それは本当に問題だと思っておりますので、一日も早く改善できるように取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

1. 障害者福祉について

イ. 移動入浴車の利用を

介護保険は移動入浴車による訪問入浴制度がありますが、40歳未満の障害者や障害児は、介護保険の適用を受けられません。しかし、障害者の福祉施策の中には訪問入浴の制度がありません。

私も重度障害者の家族から相談を受けました。小さいときは自宅でお風呂に入れていたが、今は重くて自宅での入浴は困難だ。ふれあいセンターに聞いたが、リフトが使えないので断られたと訴えられました。もう一人は筋ジスの家族からで中学になったら筋力が落ちて、自分で入浴できなくなった。私の力では重くてお風呂に入れられない。夏はびっしょり汗をかいてかわいそうだ。入浴できる施設はないでしょうかと言われました。とりあえず月影寮を紹介しましたが、月

影寮もデイサービスでお風呂を使うので制約があります。何よりも知らない施設を個人的にお願いするのは、とても気兼ねです。肩身が狭くて、そう何回も頼めるものではありません。行きづらいので、今は行っていません。夏の暑いときには寝たきりだと、余計に汗をかきます。重度障害者の家族は24時間介護で気が抜けません。

町では介護保険の適用にならない重度障害者が12人ほどいると伺いました。介護者の苦勞を少しでも軽減できるように、また障害者が安心してお風呂に入れ、気持ちよい生活が送れるように移動入浴車による訪問入浴ができないか答弁を求めます。介護保険では訪問入浴は1割負担の1,250円です。しかし、重度障害者の家族は介護のために勤めることができません。生活保護世帯や町民税非課税世帯には、住民生活に光をそそぐ交付金、基金を使って無料にできないか、あわせて答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（塚田君） 障害者福祉について、重度障害者に対する移動入浴車の利用をということでございます。移動入浴車により、利用者の家に浴槽を持ち込んで、入浴の介護を行う訪問入浴サービスにつきましては、現在介護保険の法定サービスとして実施をしております。対象となる方は、要介護・要支援の認定を受けており、自宅などでの入浴が困難な状態にある方で、今年度前半6カ月間の実績で申し上げますと、平均利用人数毎月約21名ということで、利用回数が96回ほど、おおむね1人当たり月に四、五回程度の利用かなということでもあります。

一方、ご質問ありましたように、重度障害者の方に対する訪問入浴サービスにつきましては、法定のサービスとしては位置づけられておりません。個々の市町村の状況に応じて実施の選択ができる事業となっておりまして、当町におきましては現在のところ事業の実施はいたしておりません。

したがって、事業実施に当たりましては対象者の範囲ですとか、サービス利用の要件、費用負担等を定めるとともに、サービスを提供する事業者、現在、介護保険でこのサービスを提供している町内の事業者は坂城福祉協議会さんであります。これらの事業者とのサービス提供体制の調整が必要になるかというふうに思います。

これまでのところ、議員さんからそんなお話ございましたけれども、その訪問入浴サービスについて、具体的に町として要望を受けたりということはございません。もし、そのような要望がございましたら、まず対象者の障害の程度でありますとか、心身の状態、介護をされるご家族の状況等をお聞かせいただく中で、より適切なサービスについて判断をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

8番（入日さん） 今、町へは実際、そういう声が上がっていないのでという課長の答弁でした。また、選択でこの訪問入浴介護も実施できるということですので、ぜひ取り組んでいただきたい。今、そういうことを知らないで、皆さん来ないし、うちの家族の中で何とかやりくりをしていると。

男手があるうちはいいんですが、母子家庭だとか、高齢者がそういう孫たちを見なきゃならないという家庭はどうしても力がなくて、自分たちでは入れられないと、そういう人がいるわけで、やはり困った、本当に困っている人にどう手を差し伸べるかということが地方自治体の一番の仕事だと思うんですよね。

そういう意味で、今、金額のことは一切言われませんでした、結局、今のところ町にそういう話がないから金額のことも、こういう実施するかということも考えておられないからだと思うんですが、実際にこういう人たちはそうそう施設へ行って、いわゆる私も布施温泉や何かに、こういう障害者が入れる家族風呂や何かあるんですが、やはりそこまで行って、お金を払ってということとはなかなかできないと思うんですよね。

そういう意味では近くに、ともいきライフ、月影寮ですか、あるんですが、やはり私もあそこをちょっと老人介護でお願いしたことがあるんですが、そのときはまだデイサービスを始めてなかったのですね、結構入れられたんですが、その後、すぐデイサービスを始められるようになって、今、週1回ぐらいしかデイサービスで使っていない日がないと、だからなかなか皆さんに使ってもらえないんですよというような話がありましたので、そういうことも考えると、やはり町でもこういうのが必要じゃないかと。ちょっと時間がないので、答弁はいただけませんが、ぜひ、この制度をつくっていただいて、今1,250円なんですが、せめてこの基金を使って、そういう非課税世帯には1回500円ぐらいで入浴できるように考えていただきたいと思います。今後の取り組みの中で、ぜひそういうことを進めていただきたいと思います。

時間がないのでまとめに入ります。国の福祉施策は介護にしろ、障害者にしろ、措置制度から介護保険制度や自立支援法ができ、お金がある人は今までよりも安くサービスが受けられ、お金がない人は必要なサービスも受けられない。応能負担から応益負担に変質されました。そしてますます貧富の差が拡大しています。

先日、障害者の家族がネブライザーや吸引器の申請に来たら、今年度予算が終わったので、今年度の4月になったら申請してくれと言われたそうです。今、子供が病気でたんが絡まって、苦しんでいる。薬も飲ませられない。薬を飲ませるためにネブライザーが必要だと言ったら、今すぐ必要なら自分で買ってくださいと言われたそうです。困っているから、わらにもすぎる思いで役場に来るのです。お金があれば自分ですぐ買いに行きます。町長の町民を大切にするという理念を職員はどう考えているのでしょうか。太陽光の補助金さえ、補正で増額しました。年度末で補正が組めないなら、予備費を使ってでも、命にかかわる問題は早急に解決すべきだと思います。

地方自治体の存在価値は、きめ細かな住民サービスをすることに尽きると思います。特に、福祉健康課は町民が本当に困って相談に来る最後の頼みの綱なのです。その綱を引き上げて助けるのではなくて、切ってしまうのは人間としてのぬくもりに欠けるのではないのでしょうか。これか

らはそういうことのないように、ぜひ職員の教育にも力を入れていただきたいと、そのことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

福祉健康課長（塚田君） まことに申しわけございません。終わりのごあいさつの後に。ただいま、議員さんのおっしゃった中で、誤解を招くといけないと思ひまして、一言申し上げさせていただきたいと思いますが、今、ネブライザーとかですね、そういった日常用具の関係でお話があつて、窓口の職員がお断りを申し上げたようなお話がございましたけれども、前にもお話をしましたけれどもね、確認をいたしました、具体的にそういう話を直接担当が聞いているという事実はございませんし、実際に予算の関係で多少待っていただいたりとか、それは状況に応じてご相談ということで、実際に申請といいますか、そういうところには至っていないというお話の中での対応でございますので、その辺は誤解のないように申し上げておきたいというふうに思ひます。

それから、今後、先ほど申し上げましたように、やるとかやらないということではなくて、全体を見ながら必要なサービスについては、また検討をさせていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。以上です。

議長（宮島君） 以上で通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後0時09分～再開 午後1時30分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

ここで総務課長から発言を求められておりますので、これを許可してあります。

総務課長（田中君） 大変貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。今議会に上程いたしました「議案第3号 坂城町税条例の一部を改正する条例」の訂正をお願いいたします。

訂正箇所は、附則に加えるとした第24条第2項を削除するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（宮島君） お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、議案を訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、訂正することに決定をいたします。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午後1時31分～再開 午後1時38分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

日程第2「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」以下19件の議案については、すべて去る3月1日の会議において、提案理由の説明が終えております。

◎日程第2「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第2号 坂城町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の全部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第3号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第5「議案第4号 坂城町生涯学習審議会条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第5号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第6号 坂城町敬老慶祝事業条例の一部を改正する条例について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

4番（塩野入君） 敬老慶祝事業条例の一部改正にご質問をいたします。今回、喜寿に対する77歳と、それから89から98歳までの方々が該当しなくなるわけでありますが、77歳が5千円、89から98までが3千円でありますが、この77歳と89から98歳のそれぞれ別に人数と金額は、年間どれほどの削減が図られるかお尋ねをいたします。

また、持続可能にするんだということではありますが、具体的にはどんなことを想定しているのか、財政面だけなのかどうかをお聞きします。

それから、贈られる商品券は6カ月の期限つきでありまして、失効してしまうケースがあります。高齢の方々は大事にしまっておく傾向もありますので、対策を考えないといけない気がしますが、その辺はいかがでしょうか。以上3点お聞きします。

福祉健康課長（塚田君） 質問にお答えをしております。

まず、今回削除いたします77歳と、それから89歳から98歳ということではありますが、本年度、23年度の実績で申し上げますと、77歳の方が168名で金額にすると84万円になります。それから89歳から98歳の方が315名で94万5千円ということで、合わせまして483名、178万5千円ございました。

現状の中で24年度について推計をいたしますと、77歳の方が173名、86万5千円、89歳から98歳が386名、115万8千円ということで、合わせて559名、202万3千円ということでございます。23年から24年度、かなりふえるという予想であります。将来的

にも高齢化が進んでいくという中では伸びていくだろうということが予想されるわけであります。

続いて、提案理由の中でも持続可能というようなことで申し上げました。今のようなことから、もちろん財政面というようなことが一番大きいのかなというふうに思っています。この事業を含め、老人福祉のサービスの部分、必要な部分を継続していくには、やはりそういった事業の選択というようなことも必要になってくるのかなというふうに思います。もちろん、この事業の位置づけということで、高齢の方に年に一度お行き会いするというのは、大変大事な事業というふうに考えておりますので、この事業は継続をしていきたいということでございます。

それから、商品券、坂城町商品券ということで有効期限6カ月ということであります。ご指摘の点、担当といたしましては23年度、昨年9月にお配りをしたわけですが、実施をする際に、理事者が直接お伺いする88歳の方と100歳以上の方を回ったわけでありますけれども、今回、商品券の包装をしている注意書きを中に入れるのではなくて、外に張るような形で目立つような形ということでちょっと工夫をさせていただきました。また、直接お伺いする際にはご本人さん、ご家族の方がいらっしゃれば、ご家族の方にも期限つきの商品券ですというようなことで一言添えてお渡しするというような形で工夫をさせていただいたところでございます。以上です。

4番（塩野入君） この条例改正によって、特に89から98歳になる皆さんは、毎年民生委員さんなどが訪れて、この3千円の商品券をいただくことを楽しみにしている。そうした該当する高齢者等に今回の廃止をどのように伝えていくかですね、その辺の対策といたしますか、どういたしましょうかということ。

それと条例では金額相当額の商品券、祝品、特別な理由があると認められる場合に限り現金支給と、3通りの支給方法があるわけでありますが、対象範囲が狭まったという中で、今の期限つきのもったいないもの防止というような形の中で、祝品への移行というようなことはどうなのか、その辺もお聞きしたいと思います。以上2点お願いします。

福祉健康課長（塚田君） まず、対象の方へのお知らせの仕方ということなんですけれども、基本的には広報によるお知らせというようなことで考えております。ただ、地域の民生委員さんも日常的に訪問といたしますか、そういった活動もされております。該当の方にそれを伝えるために1軒1軒ということではなく、日常の中で、そういった部分で民生委員さんにもお知らせを周知をいただくような形でお願いをしていきたいなというふうに考えております。

それから、祝品ではということでございます。現在、商品券でお渡ししております。一つは、町の商業振興というような部分から、町の坂城町商品券ということで、祝品といたしますか、お祝いということでお渡しをしているわけであります。祝品、品物ということになりますと、そうは言っても、まだ88歳の方、99歳以上の方、たくさんいらっしゃいます。どなたにも使っただけのようなものという品物選びということもありますし、お配りする際の量的なものもございます。そういったことから本当にどなたも必要なものをご購入いただける、今の商品券という

ような考え方でございますので、当面、これについては変更する考えはございません。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第8「議案第7号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第9「議案第8号 坂城町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第9号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第10号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第11号 町道路線の廃止について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第12号 町道路線の認定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第13号 町道路線の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第15「議案第14号 平成24年度坂城町一般会計予算について」

議長（宮島君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に関する事項については、各委員会においてお願いをいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を示し質疑をされるよう、お願いを申し上げます。

まず、歳入についての質疑に入ります。

3番（西沢さん） 歳入について質問をいたします。

ページ6ページ、款11分担金及び負担金の項1負担金、目1民生費負担金、その中の節2児童福祉費負担金、節3保育負担金滞納繰越分、それから節4長時間保育負担金滞納繰越分、それとあわせて8ページの款12使用料及び手数料の中の項1手数料、目3土木使用料、節1道路使用料、節2住宅使用料、節3町営住宅使用料滞納繰越分、節4改良住宅使用料滞納繰越分、あわせて質問をさせていただきます。

この中で保育負担金、長時間保育負担金、それから道路使用料の占用料、それから住宅使用料の町営住宅使用料と改良住宅使用料の現年分について、その未納額の件数と金額をお尋ねいたします。

福祉健康課長（塚田君） 私からは7ページの関係、児童福祉費負担金のまず保育負担金関係であります。2月末現在ということで現年分の滞納額、20件、116万2,520円であります。それから長時間保育負担金の分の現年分ですが、12件、2万6,950円、これが2月末現在の滞納額ということであります。以上です。

建設課長（荒川君） 私からは8ページ、土木使用料のうちの道路占用料でございますが、未納額というお尋ね、占用料に関しては未納額はございません。

続きまして、町営住宅の使用料でございますが、2月末現在の収納で3,258万5千円、同じく改良住宅につきましては79万6千円といった状況であります。2月末で、まだ2月の再振替、そして3月の納期がございますので、収納済みではただいま申し上げたような数字になりません。

今申し上げたのは、実はまだ3月分のお家賃、これから賦課申し上げていく部分と、2月でまだ振替収納ができていない部分の再振替がこれからございますので、2月末現在でいただいている部分の数値を先ほど申し上げました。まだそれが今度2月の再振替、3月分が幾ら滞納になるかというのは、まだ現時点では申し上げられないというようなことで、ただいまのような答弁を申し上げた次第です。

3番（西沢さん） 今、2月末現在の当然納めなければならない使用料のうち未納になっている部分の額をお尋ねしたわけですが、未納になっている額というのは当然あるわけですね。100%納入になっていけば、言うことはないんですが、この予算の中にこの部分については滞納繰越分がもう計上されているわけですね。そうすると、もう決算する前に、既にもう前年からの滞納繰越分が今あって、そこに現年度分の未納になった分がまた5月末の決算で滞納繰越分として乗っていくと、毎年そういうことが繰り返されると雪だるま式に滞納繰越分がふえていってしまうという状況になるわけですね。

今、一番大事なのはこれから5月末までに現年分の未納をもうできる限り少なくして、次年度に送る分を減らしていくという考え方だと思います。それで負担金とか使用料は、当然サービス

を受けた対価として支払わなければならない部分でございまして、税とはまた別の意味で、これはきちんと支払うべきものというふうに考えています。それでは担当課として未納の理由をすべて把握されているかどうか。必ず支払いをしていただくということで、未納している方に理解を求めているかどうか、その辺について担当課長のお考えを伺います。

福祉健康課長（塚田君） ご質問のようにですね、本来滞納額ゼロであるべきものだというふうに私も考えております。そういう立場で私どもの課の職員も鋭意、滞納額、未納額をなくすような形で努力をしているところであります。本来あってはならないものであるということでもありますけれども、事実としてこんな形で残ってきているということでもあります。

昨年のお話をしてもいけないんですが、先ほど申し上げたのは2月末現在ということで、昨年の決算の段階では決算のときにもお話ししましたように、現年分の滞納が188万というようなことで、滞繰まで含めて770万の滞納繰越が今年度繰り越されてきています。努力をした中でゼロにはできないんですけれども、昨年以上に滞納繰越分の滞納額につきましては、先ほど申し上げたような670万ということで100万ちょっとの今年度収入になっております。現年分についても116万というお話を先ほどしましたが、これはまだ先ほどの建設課の方の関係と一緒にすけれども、3月分の調定がまだということでもありますので、どうなるかという部分はございません。

実際に既に保育園に在籍していらっしゃる方というのもございます。なかなか難しい部分はあるんですけれども、少なくとも現在在園されている方につきましては、極力直接お会いするようなということで、保育園のお迎えの際に、毎日見えますので、定期的にお話をしながら担当と、それから場合によっては園長も含めた形で、そんなお話をしながらですね、少しでも少なくできるように努力をしておりますし、今後も一層さらに努力をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。以上です。

建設課長（荒川君） ちょっと先ほどのご答弁もあわせて申し上げたいと思いますが、町営住宅の関係でございまして、調定に対する収入済額、いわゆる差し引き、現時点での未納が町営住宅は478万円、改良住宅につきましては29万6千円といった状況でございまして。まだ3月の納付ということがあるということでご理解をいただきたいと思っております。

また、滞納の状況でございまして、これは滞納、現年、過年も合わせて年末にはもちろん臨戸徴収を行い、場合によっては、ちょっと長期にわたる方については、役所にお越しをいただいで、直接面談もいたしております。いずれも生活困窮をなさっていらっしゃる、仕事の都合で滞りが出てきてしまっている、そんなような事情も伺っているところでございまして、極力、現年が過年に行かないように。ただ今度は、過年分の滞納されている方が現年も滞りがちという状況でございまして、そういった方につきましては、まず過年の方を減らしていくというような形で収納の方の措置も講じておりますが、いずれの皆さんも分納誓約をお願いし、月々一定の額

の収納ということで、今もお納めをいただいたり、また職員が徴収に伺ったりという形で収納対策に努めております。

4番（塩野入君） お伺いします。まず3ページです。款1町税、項1町民税、目1個人につきまして対前年度2,600万円、4.3%の増は、年少扶養控除の廃止等に伴うものという説明がありましたが、内訳はこの6月から廃止される16歳未満の年少扶養控除、個人住民税33万円と4月から予定される高校授業料の実質無料化に伴う16歳以上19歳未満に対する控除の上乗せ分、個人住民税12万円の廃止であります。それぞれ具体的にどのように見積もったかどうかをお聞きをいたします。

目2法人につきましては、これも近年の状況や23年度の決算見込み等を勘案する中で、前年度に比べ、2千万円、11.1%の増加とのことでありますが、確かに22年度決算も現年課税分で27%も増加していたので、23年度決算見込みで増額計上もわからないわけではないんですが、リーマンショック以来、こんなに早く企業の皆さんが立ち直りつつあると見てよいものかどうか。法人税増収の原因はどこにあるか、増加現象をどのように分析しているのかをお聞きをいたします。

次に、目1固定資産税であります。これらは対前年度1億2,700万円、9.1%のこれは減額であります。その原因は、先ほど3年に一度の評価がえの年であり、下落傾向の続く土地建物等の評価額減少などによるものだという説明がありましたが、そこで9.1%、約1割の減額を見込んだ、その根拠をお尋ねをいたします。

次に4ページ、項4目1の町たばこ税が前年度比、これ1,030万円の増加が見られます。近年のたばこ離れが続く世相にあつて増額を見込んだ理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから6ページ、款8項1目1の地方特例交付金について、これは児童手当及び子ども手当特例交付金と、それから減収補てん特例交付金としての住宅借入金等特別税額控除分と自動車取得交付金分の、この三つがあると思ひますが、ここでの1,700万円の減額の原因をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから7ページ、款9項1目1の地方交付税、普通交付税が今年度当初に前年度比較5千万円増の8億が計上され、その増加要因に基準財政収入額の減少を見込むというふうにされておりますが、今回24年度は具体的にどんな傾向で減少を見込んだのかをお聞きをいたします。

それから18ページ、款17繰入金、目2項1基金繰入金につきましては、まず財政調整基金が前年度に比べ約1億円多い3億1,400万円が繰り入れられております。残金は15億円とのことでありますが、今のペースで繰り入れると5年で、これ消えてしまいます。財調運営の見通しをお聞きをいたします。

次に、減債基金、長期債一括償還元金に3,737万4千円、そして長期債の償還利子に5千万円を充てますが、一括償還できる条件の整った長期債のうちどの程度が解消されるか、その一

定の条件が、返せるよという条件の中のどの程度までがこれによって一括償還で解消されるか、それをお聞きをいたします。

それから22ページ、款20町債、項1町債、目9臨時財政対策債について、これも昨年同様3億円が計上されていますが、今のところ、これは25年度までの特例措置であります。交付税算入をされる中で、起債可能額の満額を借り入れる方針という、この前の議会でもお聞きしたところ、そういうご答弁をいただきましたが、24年度も満額借り入れを予定していますでしょうか、どうでしょうか。そして臨財債の借入総額はどのくらいかをお聞きをいたします。以上であります。

収納対策推進幹（春日君） お答えいたします。まず、3ページの個人住民税の関係でございますが、16歳未満の扶養控除の廃止につきましては、国の統計資料をもとに坂城町の対象者数を推計いたしております。約1,380名と推計いたしました。また、16歳から19歳未満につきましても、同じく推計をいたしまして約370名と推計をいたしました。ここに33万円、それから12万円を乗じまして、税率6%を乗じまして計算をいたしております。

それから、目2の法人町民税でございますが、最近の経済情勢は直近までドル安、ユーロ安に伴い、歴史的な円高水準となっております。輸出の減少や国内市場の減少懸念等で持ち直しの兆しが見えた景気の状況が横ばいとなっております状況であります。

このような中で、当町の状況はアンケート調査によりますと、全体としては売り上げ、生産とも若干の伸びを示しておるようでございます。23年度の法人税の状況につきましては、町内の一部大手企業による法人税割の納付が増加したことにより、増額が予想されております。このような状況を踏まえまして、24年度につきましても、23年度を参考に予算を計上させていただいたということでございます。

それから、項2目1固定資産税でございますが、先ほど評価がえというお話がございましたが、この評価がえによりまして土地につきましては、特に宅地が下落傾向が鮮明でございまして、町全体では約マイナス7%を見込んでおります。平成23年度の調定額に減少率、それから収納率を掛けまして、3億4,330万円、前年比でマイナス2,570万円、それから家屋につきましては既存家屋の評価額の減少分に新築家屋、それから滅失の家屋の増減を加味しまして、全体でマイナス10.9%を見込んでおります。23年度の調定額に増減、それから収納率等を考慮しまして、4億3,940万円、対前年比でマイナス5,460万円を見込んでございます。

それから償却資産につきましては、こちらの方は景気に左右されるということで、23年当初は穏やかな改善傾向が続いておりましたが、東日本大震災や欧州の金融危機によるユーロ安、ドル安による急激な円高により、輸出の減少等で設備投資が22年と同様低調であるということを見込みまして、マイナス3.7%を見込みました。トータルで4億8,030万円、昨年当初予

算比でマイナスの4,670万円、全体で対前年当初予算額でマイナス1億2,700万円
で予算を計上させていただきました。

それから4ページ、項1目たばこ税でございますが、製造たばこの23年度申告数は22年と
比較しまして、2月末現在、本数でマイナスの158万8千本、率でマイナス7.72%となっ
ております。これに対して税額を見ますと1,112万円の増、率で14.85%のプラスと
なっております。税率の改正により、申告本数が減り、増税の影響で申告税額が増加してありま
す。新年度におきましても、引き続き本数は23年度並みに推移するものと見込み、当初予算比
1,030万円のプラスで計上をいたしました。以上でございます。

財政係長（臼井君） 私からは地方特例交付金にかかわる減額の原因についてから順次お答えをいた
します。

地方特例交付金につきましては、平成18年度、19年度の児童手当制度の拡充ですとか、平
成22年度の子ども手当の創設等にかかわる地方負担の増加に対応する児童手当及び子ども手当
特例交付金及び個人住民税に係る住宅借入金等特別税額控除、そちらの実施に伴います地方公共
団体の減収を補てんするための減収補てん特例交付金が交付されております。

また、平成21年度から23年度までの間にあっては、自動車取得税の減税に伴う自動車取得
税交付金の減収の一部についても減収補てん特例交付金に加算されて交付をされてきたところ
であります。しかしながら、24年度におきましては国から年少扶養控除の廃止等に伴う地方譲与
税分の取り扱いということで、子ども手当の特例交付金につきましては、制度改正に伴い整理を
するという旨の方向が示され、また減収補てん特例交付金の自動車取得税分、こちらについても
国と地方の財源調整によりまして、特例交付金は廃止するといった方向が示されております。し
たがいまして、24年度におきましては個人住民税に係る住宅借入金等特別税額控除、こちらに
かかわる減収補てん特例交付金部分のみを予算として計上いたしておりますことから、23年度
当初予算と比較しましてマイナス77.3%の大幅な減となります、1,700万円の減額を見
込んだところでございます。

続いて7ページ、地方交付税にかかわる基準財政収入額についてという部分でございますけれ
ども、こちらは地方交付税、地方公共団体間の財源の不均衡を調整をするという部分で、国が徴
した国税について一定の合理的な基準により地方に再配分をするという性格を持つ交付税でござ
いますけれども、普通交付税につきましては地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政
を行い、また施設を維持するための財源需要を一定の方法で算定をした基準財政需要額、こちら
から町税ですとか、税にかかわる交付金など、こういったものを主体にいたしまして標準的な税
収入の一定割合により算定をされた基準財政収入額、こちらを差し引いて算出されるものでござ
います。

平成24年度におきましては、23年度の当初予算と比較をいたしまして、町民税については

先ほどご説明をいたしましたとおり、増額が見込まれる一方で、固定資産税については評価がえの影響等により、大幅な減額が見込まれております。その結果、町税全体では7千万円ほどの減額が見込まれているところであります。加えて、税にかかわる幾つかの交付金、先ほどの特例交付金についても、大きな減額が見込まれておりまして、基準財政収入額、こちらの減少を見込んだ次第でございます。

次に18ページ、財政調整交付金の部分でございます。こちらは地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金ということでございます。町の財政につきましては、経済の不況等によりまして、大幅な税の減少に見舞われたり、災害の発生等によりまして、予期せぬ支出の増加が出てくるといったことがございます。そういったことを踏まえまして、予期しない収入減少や不慮の支出に備えて長期的な視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度において財政調整基金ということで積み立てを行ってまいったところでございます。

24年度につきましては、税収ですとか、各種交付金等の減少を見込む中で、前年度当初予算と比較いたしまして、9,666万円の増となる3億1,483万円の基金繰り入れを見込んでおります。毎年同額を取り崩すと平成25年度以降、5年で基金がなくなるというご指摘でございますけれども、23年度の状況で申し上げますと、9月に議決をいただいた4号補正予算の中で年度当初に繰り入れを見込みました額の戻し入れ等1億5千万円ほどの積み立てを行っております。この積み立ての財源につきましては、交付税の伸び分といった部分であったわけでありまして、財源の状況に応じて積み立てを行っておるという状況でございます。今後につきましても、減収ですとか、緊急の行政需要、災害といった状況に備えていくという意味でも、ある程度大きな積立金が必要であるというふうに考えております。こういうことから事業執行に際しては特定財源の確保に努め、また基金の温存を図るとともに、財源の余裕ができた際には、積極的に基金に積み立てを行うように努めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、長期債の一括償還にかかわる部分でございます。こちら、公的資金補償金免除繰上償還制度につきましては、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえる中で、平成24年まで制度の延長がなされました。高金利の地方負担の軽減を図ることができる状況が延長されたということが言えるところでございます。

当町につきましては、利率5%以上の地方債が該当になりまして、平成24年度一般会計では利率5.5%の地方債、3,737万3千円の繰上償還を予定をしているところであります。

最後に、臨時財政対策債でございます。臨時財政対策債につきましては地方交付税の不足分を地方公共団体が行う特別な地方債として借り入れを認められたものでございますけれども、一般財源として活用できる地方債であります。

また、地方財政対策債につきましては、後年度において、その元利償還相当額が全額交付税の

算定の中に算入されるということに加えて、さまざまな行政ニーズにこたえていくために、一般財源が必要になってくるという観点からも起債可能額の満額について借り入れを行ってきたところでございます。そういった部分によりまして、24年度につきましても満額の借り入れを見込んでいるところでございます。

また、臨時財政対策債の残高という部分につきましては、平成24年度の当初予算に計上をいたしました3億円の借り入れを行い、来年度見込んでおります償還額を差し引いた年度末の残高につきましては29億6,300万1千円を見込んでいるところでございます。以上でございます。

4番（塩野入君） 震災から丸1年を経過して、経済情勢も底は脱したと、一番の底は脱したという考えが順当なところかと思いますが、本日の日経平均は9,889円86銭であります。為替も円安シフトが進み、本町の輸出関連企業にあつては、少し望みが出てきたようなことも感じ取れるわけですが、本町の法人町民税も今、まあまあ歓迎すべき方向へと向かいつつある現状を踏まえながら、よい方向になることを期待するところであるわけでありまして、そこでこうした経済情勢を踏まえ、これから先の法人税増収の推移、24年、25年以降の推移をどのようにお考えか、お聞きをいたしたいと思っております。

それから固定資産税も、土地神話は崩れ下落傾向が続いています。あわせて少子高齢化の進行と相まって、2025年あたりまでは回復の兆しは厳しいかという現実があります。経済が上向きになり、企業の期待は高まりますが、効果が目に見える段階にはまだ及ばないと判断せざるを得ない現実かと思っております。固定資産税の展望をどのように、お考えをお聞きをいたします。

それから、たばこ税ですが、今増税が起因するようだというところであります。いつまでもこの増税を続けるわけには、たばこ税をふやしていくというわけにはいかないわけであり、また健康面からも、喫煙人口は減少の一途をたどるといった傾向にあるわけでありまして、やがてたばこ税は減額の一途をたどるといったような公算が大きいわけで、その点について、少なくなるのではないかと思っておりますが、その点についてのお考えですね、どんなたばこ税の状況か、そういうところをお聞きしたいと、こういうことであります。

それから、地方特例交付金の関係であります。これは住宅借入金等特別控除分だけだと、これのみだという今ご答弁をいただきましたが、これ特例でありますので、いずれにしても、長く続くというわけではないわけでありまして、この住宅関係のやつ、これから先どうなりますかということをお聞きをいたしたいということでもあります。

それから地方交付税の関係ですが、普通交付税、大体8月ごろに配分額が決まってきます。8億以上の配分になることは、これは間違いなく明らかであります。国の交付税総額、あるいは地方財政計画の動向にもよりますけれども、法人税割の3年間の精算のマイナスはあるかと思っております。そして今るるご説明のあったいろいろな要素もあるわけですが、総体的には収入増が

見込まれて、結果的に普通交付税の減少が見込まれるんじゃないかと、こういう推測されますが、町側の予測はどうでしょうか、お聞きをいたしたいと思います。

それから、昨年9月議会で財政調整基金の保有額をお聞きしましたところ、宮下副町長は震災の影響により、特別交付税のシフトを懸念しながら、今まで言っていた12億から大体15億という確保を覆して20億ぐらい必要だと、こういう答弁がありました、9月で。あと5億円ふやさないと安心できないことになりましたが、目標に向けてどのように組み立てていくのかお尋ねをしたいと思います。

そして最後に、臨財債も地方財政の改正で何回も延長してきて、今24年ということですが、そうすると24年度は終わりかな、ということですが、民主党の野田政権にかわり、先はよく見えませんが、これをさらに延長する見込みでしょうかね、その点の見通しはいかがかと、そんなことをお聞きしたいと思います。以上であります。

収納対策推進幹（春日君） 先ほどの質問にお答えします。

法人町民税につきましては、先ほども申し上げましたが、町内企業のアンケート結果等でも全体としては売り上げ、生産ともに若干伸びを示しておるようでございます。また、アメリカ経済にもほんの少し明るさが見え始めたようでもあります。欧州の金融機関危機の回避等、経済的にも若干の明るさが見えてきたようでもあります。

25年度に以降につきましても、引き続きゆっくりとした回復基調が続いていくものと考えております。法人町民税につきましても、同様な軌跡を描いていくのではないかと考えております。

それから、固定資産税につきましては3年に一度の評価がえということで、3年に一度ずつ見直しがされるわけでございますが、当地につきましては、やはり経済状況等で下げどまりの兆しがまだ見えないような状況であります。しかし、景気が回復してきますと、企業の設備投資等が活発になり、工場等の増設等により償却資産の申告が増加することが予想されます。また、給与、賃金等の上昇に伴い、住宅を新築される方もふえれば、家屋等の固定資産税も増加することが予想されます。

固定資産税につきましては、比較的景気に左右されない安定した財源と考えられておりますが、少なからず経済情勢に影響を受けていくものと考えます。少しずつではございますが、回復をしていくのではないかとというふうに考えております。

次に、4ページのたばこ税でございますが、たばこ税につきましては、町の貴重な財源の一つでございます。ご指摘のような健康面から喫煙人口が減少してきております。また、増税により禁煙を始めた方もたくさんいらっしゃるのではないかと考えております。町の財政を考えますと、少しでも多くの税収が確保できることが大切だと考えております。その一方で、やはり健康面でも大切なことであります。この相反する問題は、国の政策による影響が大きく、影響を受けると思います。両方が両立できることが一番望ましいと考えております。このような税制を国に要望

していければというふうに思っております。

議長（宮島君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後2時35分～再開 午後2時45分）

議長（宮島君） 再開いたします。

財政係長（臼井君） それでは地方特例交付金についてお答えをいたします。

地方特例交付金につきましては、もともと平成11年度の恒久的な減税に伴う地方税の減収の補てんをするために創設されたというものでございますけれども、こちらにかかわる交付金につきましては、平成21年度をもって終了したという経過がございます。

先の見通しということでございますけれども、先ほどご説明しました平成23年度で交付が終了となる部分につきましても、制度改正に連動してなくなってくるといった状況でございます。このように特例交付金につきましては、交付のもとになる減税措置ですとか、制度等に連動する部分が大きい状況でありますので、今後、対象となる税制改正等が実施されれば、新たな交付も考えられるところであります。

逆に言うと、また制度が変われば、今いただけている交付分についても、廃止となるということも考えられるということでもあります。そういったことから、現段階におきましてはそうした新たな交付ですとか、この特別住宅借入金の交付金の部分について廃止となるといった情報については聞いていないという状況でございます。

続きまして、地方交付税でございます。来年度の地方交付税ということでございますけれども、国におきましては、総額で前年対比プラス0.5%、811億円増の1兆7千4億5千万円が確保される見通しとなっております。当町における平成23年度の交付額、こちらにつきましては、普通交付税で1億7千462万円という状況となっております。お話のとおり、法人税割の精算交付分、こちらにつきましては22年度、それから23年度におきまして大きく反映されてきたところでございますけれども、24年度におきましては、ここ数年の法人税の伸びといった部分が反映をされることが見込まれておりまして、議員おっしゃいましたとおり、減額となるものというふうに見込んでおります。

具体的な金額という部分につきましては、税収等の状況によりまして大きな変動が予想されるところでありますし、基準財政需要額、算定の基準となる単位費用ですとか、補正係数と、こういった部分も毎年変動する流動的な要素が多いということがございますので、先の見通しというのはなかなか立てにくいという状況がございます。

続いて財政調整交付金でございますけれども、財政調整交付金につきましては先ほども申し上げ、また急な減収ですとか、不測の支出に備える財源ということで、大変重要な積立金でございます。地方財政法におきましても、公共団体は余裕財源の運用をしていくという部分をうたっているという部分もございます。

町といたしましては、9月議会でご答弁いたしました20億円、こちらを大きな目安として特定財源の有効活用や事業の重点化、それから取捨選択、こういったものに配慮する中で、基金の温存に努めるということにあわせて、積み立てできる財源が出てきた場合には、積極的な積み立てを行うなどしまして、目標に近づけてまいりたいというふうに考えております。

最後に、臨時財政対策債制度の存続の見通しということでございますけれども、こちらの制度、創設以来、若干の制度改正を伴う中で延長が繰り返されてきたということでございます。現行制度はお話のとおり、平成25年度が一つの区切りというふうにお聞きをしているところでございますけれども、現在のところ、その後どうなるかと、延長するといったようなお話は聞いていない状況であります。以上でございます。

議長（宮島君） ほかに。

(進行の声あり)

議長（宮島君） これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

1番（塩入君） 5点について質問したいと思います。

第1点、ページ29、項2総務費の項1総務管理費、目6の企画費ですけれども、説明19045の太陽光発電システム設置補助金です。250万円が計上されているわけですけれども、この前、一般質問のときに、必要に応じて補正していくという答弁がありました。最高どのくらい一応見込んでいるのか、それはいろいろあるかと思いますが、その辺、ありましたらぜひ答弁をお願いします。

第2点ですけれども、30ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費ですけれども、説明の010217のスマートコミュニティ構想事業に105万2千円計上しています。今年度の重要課題であるにしては予算が少ないのではないかと、その点なぜかというのが2番目です。

次に3番目、76ページ、款6農林水産業費です。項1農業費、目3農業振興費、説明の13001の有害鳥獣駆除費ですけれども、119万計上されていますけれども、今、大きな問題になっているアレチウリについての対策費は計上されているのかどうか。

次に4番目、83ページ、項2林業費、目2林業振興費ですけれども、説明の13001、松くい虫防除対策費が2,169万計上されていますが、その内訳はどうなっているのか。

次に、最後ですが88ページ、款7商工費、項1商工費、目4商工企画費ですけれども、説明19043のさかきテクノセンター建設費償還助成金ですけれども、3,125万2千円計上されています。今後どのくらいかかるのか見通しをお願いします。以上5点。

企画調整係長（中村君） まず太陽光発電の補助金の関係でございます。これにつきましては、来年度250万ということで予算計上してございますが、この額につきましては、平成23年度で当初150万というふうに見込んだもの、これが要望が多かったということで、最終的には250を補

正をさせていただいたところでございます。その中身につきましては、41件の申請がございまして、おおむね250万弱の補助金が交付されるという見込みに現在なっております。これが1年を通しての23年度の実績ということですので、現在のところでは当面、この同額を当初予算で今回組みたいということで組まさせていただきました。

今後の見通し、これは皆さん個人のそれぞれの財政事情もあると思いますので、なかなか太陽光の発電システム、1kW当たり60万円ぐらいかかるということでございますので、個人の投資もあるということで、どのくらい伸びるかというのは非常に見通しが難しいところではありますけれども、昨年並みにはあるだろうということで見込ませていただいたところでございます。

それから、スマートコミュニティ構想事業の関係でございます。これについては補助事業を取り込んだ中で、可能性の調査ということで、ようやく報告書ができ上がってくるというような現在の状況ということであります。この中で実際にどういったものを今後町の重点事業として取り組むかという部分については、今後、またそれについて議論をしながらということで進めていく予定であります。

そういったことで、24年度については、そうは言っても何らか前に進めていくために調査費が必要だろうということで、100万余の予算を計上させていただいて、さらに詰めた調査を実施をしたいということでやったものでございます。額は小さいんですけども、だから重要ではないということではございませんで、今後進めていく、またそれによって、新たな方策によって、新たな補助事業等があれば、それはそれでまた補正をお願いをし、取り組んでいくということをお願いをしたいと思っております。以上でございます。

産業振興課長（小奈君） 私の方からは有害鳥獣駆除、この関係から3点続けて順次お答え申し上げます。

まず、有害鳥獣駆除のところのアレチウリの駆除等はないのか。これは有害鳥獣というものを除去していく、カラス、スズメまたはイノシシ、クマ、このようなものに対してのものでございます。ここにはアレチウリに対する対策については計上してございません。

続きまして、松くい虫防除対策、82ページの関係です。こちらの関係につきましては、伐倒駆除にかかわる衛生伐、または一般的な伐倒駆除、こちらの方に約1,500万円ほどの計上、あと空中散布、または無人ヘリによる散布、こちらの方を160万ほどの計上をさせていただいております。さらに樹幹注入、さらに被害木の搬出、あと空中散布にかかわります農薬散布の空气中の濃度測定、これをこちら松くい虫防除対策2,169万円の中に計上したものでございます。

最後にページ、88ページ、さかきテクノセンターの建設費償還補助金ですが、平成24年度、25年度で借りたものについての一切の償還が終了いたします。来年度1,750万5千円を計

上させていただき、償還の方は終了となっております。以上でございます。

1番（塩入君） 2回目の質問をします。1の太陽光の問題ですけれども、先ほど答弁にもありましたが、22年度と23年度を比べても倍近く希望が伸びています。それからきのうアンケート調査ですね、塩野入議員が質問した中でも、アンケートの中で3割近く希望されているという結果が出ているわけですけれども、そういうふうには太陽光については非常に関心が高くて希望される予想が多いんじゃないかというふうに予想されるわけで、その辺、ぜひまた希望される方にはぜひこたえていただきたいということです。

それから、2番目のスマートコミュニティですけれども、これ質問した理由は、やはり重要課題でありますし、きのうも塩野入議員がこの問題について質問されました。そしてもっとスピード感を持って取り組むべきじゃないかと、こういう意見もおっしゃっていたわけですけれども、私も同感です。

そういう中で、特に自然エネルギー、三つの調査項目の一つに、自然エネルギーの問題があります。その自然エネルギーをこれからどうやって開発していくのかと。町長も答弁にあったわけですが、電力、いわゆるエネルギーの問題は、中央集権じゃなくて地方分権でやっていくのがこれからの社会のあり方だと、こういう答弁をされているわけですね。そういうことも含めて、特に原発に頼らず、自然エネルギーを各地で開発していくということからすれば、急務ではないかというふうに思うんです。今、本当に国民的な課題になっているわけですね。

坂城町でも3月11日を祈念して、原発をなくし自然エネルギーに転換しようという集会在、90名ほど集まって持たれました。その中で、福島からこちらへ来ていらっしゃる石川さんという親子で参加されています。本当に、今、福島へ戻れないと、ここにいても本当に心配だと、何とか原発をなくして、自然エネルギーを早くそういう方向でいってほしいという切々たる訴えがあったわけですけれども、そういうみんなの願いを実現するためにも、やはり本当に自然エネルギー、坂城町としてはどうということが考えられるのか、一つは太陽光もあるし、それから午前中も論議されましたがバイオの問題、間伐材を使ってどうやるか、これは本当に雇用の面からいっても重要な課題じゃないかというふうに思います。

そういう意味を含めてですね、自然エネルギー開発推進委員会と仮称してもいいと思うんですけれども、本当に自然エネルギーをどう坂城町では開発していくかという、真剣に考えていくメンバーを集って検討していくことが、早期に検討していくことが必要だと僕は思うんです。そういう点で町長の答弁もできればお願いしたいと思います。

それから、次に松くい虫の防除対策についてですけれども、確かに松くい虫については、いわゆる空中防除、賛成・反対いろいろな意見があります。それで私自身もですね、南条森林組合の一員として、過日、南条森林組合でもこれが論議されました。具体的に森林組合としては松くい虫対策をどうするんだと、こういう質問も出されました。

その中で、組合長がこういう答弁をしているんですね。私は空中散布によって、松くい虫対策が完全にできるとは思わないと。完全というか、現段階では、本当に効果があるかどうか、全国的にも実証されていないと、そういう中で疑問に思っていると。健康面でも考えなきゃいけないということで、南条森林組合としては空中防除については検討した方がいいと、いわゆる必要ないと、伐倒駆除でやっていきたいと、こういう答弁があったわけですけども、同じ町内の中でいわゆる森林組合が幾つかあるわけですけども、そういう中でもさまざまな意見があります。

そういうことで、私は本当に里山を守ることは大事だし、健康も守ることも大事だと、町長の言われた総合的に判断ということも本当に大事な点だと思うんです。それで何より大事なのは町民合意ですよ。どうやってやっぱり町民の合意を図っていくか、村上の上平地区とすれば空中防除をしてほしいという願いもあるでしょうし、南条の方ではそれについて疑問を持っている人も多いという、同じ森林組合の中でも見解が違います。そういう意味からしても、ぜひ町民合意の検討会というか、そういう会をこれから持って慎重に進めていただければありがたいと思います。

それからさっき、どんな消毒かということで、午前中ですが、ネオニコチノイド系の薬剤を使うと、こういうふうに言われていましたが、僕も調べてみまして、ネオニコチノイドというのは「ミツバチの警告」というビデオを見たんですけども、本当に今、世界からミツバチが減少しています。農薬の影響だということも言われています。アメリカで突然と集団的にミツバチがいなくなったという話も聞いているわけですけども、そういう意味で農薬の影響というのは、人間だけじゃなくて、昆虫を含めて生物に大きな影響を与えてきているのは、今までの歴史を見ればわかることです。そういう意味でね、やはり慎重にこれも考えていただきたいというふうに思うんです。そういう点で今の私の意見を申し上げたいと思います。

あと、さっきアレチウリの問題、たしか鳥害のところで、鳥獣ですから該当しなかったんですけども、ただ私たちの要望の中にも、アレチウリ本当に大変になっているから…。

議長（宮島君） 1番議員に申し上げますが、ただいま予算の総括質疑でございますので、ご理解いただきたいと思います。

1番（塩入君） はい、以上です。

企画調整係長（中村君） まず、太陽光発電の関係でありますけれども、先ほども申し上げたように、当初は250ということで、これも昨年に比べれば、当初対比でいうと当然今年度実績分は来るだろうということで、見込まさせていただいたということでもあります。当然もっと多くの、例えば50件、60件の方が来られた場合は、当然またその時点で財政的なこともありますでしょうけれども、対応していくということをお願いをしたいと思います。

それから、スマートコミュニティ事業の関係でありますけれども、新エネルギー関係、太陽光は太陽光で、当然村上小学校であるとか、そういったできるところについては進めていくという

ことであります。また太陽光発電の補助金もそういった対応をするということでもあります。

それできのうのご答弁の中にもございましたけれども、スマートコミュニティ事業での可能性のあるエネルギーとして、先ほど言われたようにバイオマスエネルギーというのが提案をされているという状況でありますけれども、それについてはですね、これすぐにやれるというにはいろいろ課題もあるということもあわせて報告されているところです。ですから、そのような課題、そういったものをどうクリアしていくのか、そこら辺はまたいろんな皆さんから意見をいただきながら、その中で実現できる方向になった段階で、いろんな補助事業等も取り組むというようなことをご理解をいただければと思います。

それから、仮称で自然エネルギー推進委員会というお話がございましたが、とりあえず24年度ではスマートコミュニティ推進委員という、そういう委員会については一応予定を、これも仮称なんですけれども、考えていくということでもあります。よろしく願いいたします。

議長（宮島君） ほかに。

4番（塩野入君） 2点お聞きしたいと思います。

70ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目9上水道費について、これは水道布設事業負担金として長野県企業局に支払って、企業局が実施主体で整備をするということではありますが、小網地区、企業局と町で、恐らく何度も検討、協議をされて上水道布設整備に至ったものと思われまます。地元小網区の住民総意だということが大変うれしいことであるわけですが、今年度から26年度までの3カ年をかけて行いますが、この着手に至るまでの経過と、どのように整備を進めていくのかをお尋ねをいたします。

次に、項8土木費、目6高速交通対策費、目1高速交通総務費の98ページであります。ここに19021で新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会負担金と19025の国道バイパス県道整備促進期成同盟会負担金というのが盛られております。いずれも坂城更埴バイパスの早期建設整備ということを図る同盟会ではありますが、町長のあいさつでもいよいよ24年度には設計素案が示され、具体的な設計協議段階へ入ってまいるというふうに述べられております。

そこで、この24年度には、現段階でどのような方向でこの坂城更埴バイパスが進むのかお尋ねをいたします。以上2点です。

建設課長（荒川君） まず70ページの上水道費、水道布設事業負担金についてでございますが、お見込みのとおり、これは小網地区の上水道整備でございます。地元の総意ということで、町、地元、あわせて県の企業局に要請をし、例外的ではございますが、送水管から3カ所分岐をいただいて小網地区の給水管整備を整えてまいりたいとするものであります。

現在、地区内で仮申し込みということをお願いいただきまして、今年度企業局に依頼をし、実施設計を行っております。現在、仮申し込みが26戸、これを胡桃沢地区、それから鼠橋通り周辺、そして公民館周辺、この3カ所に分けて年次計画で施工してまいりたいとするものであります。

す。

続きまして98ページの国道バイパス県道整備促進期成同盟会に関連をして、今年度のバイパス事業の見込みでございますが、23年度新規事業採択ということで、ご案内のとおり、年内に現地の地形測量、ボーリング調査等が終わっております。ただいま、そのデータに基づきながら概略設計が組まれている状況と伺っております。

24年度においては、それをベースに地元の皆さんに提示をされ、いわゆる設計協議の段階に入ってくる、そのように伺っているところであります。

4番（塩野入君） これは予算の説明の資料を見ますと、消火栓もあわせて設置するようですが、どんな配置で幾つぐらい、どの程度設置するのかをお聞きをしたいと思います。

それから、次に設計素案が示されて、具体的な設計協議段階に入るということでありまして、利害関係やいろいろな具体的な問題、課題が出てくるのが予想されますので、それぞれの節目の段階で地元や関係者にタイムリーにつないでいただきたいと、こう思います。事業、これからまだはっきりしないということでもありますので、これは要望でお願いしたいと、こういうように思います。以上です。

建設課長（荒川君） 小網の上水道布設にあわせて消火栓の整備の関係でございますが、これも26戸の仮申し込みとあわせて、消火栓の設置要望をちょうだいをしております。そんな関係で、水道管の布設にあわせて、消防費の方に消火栓の予算計上も24年度してございますが、やはり先ほど申し上げた3カ所に、3地域ですね、1カ所ずつということで計画をいたしております。以上です。

8番（入日さん） 53ページの項1社会福祉費、款3民生費、説明の13005、老人福祉センターの管理委託ですが850万、前年度より90万ふえています、この90万ふえた理由をお聞きします。

それから61ページ、項2児童福祉費の款3民生費の目9放課後児童健全育成費の中の節9の旅費の中で、普通旅費が6千円とってあるんですが、厚生員の研修、特に臨時厚生員の研修もこれから取り組んでいくということでしたが、この6千円の中ではとても間に合わないと思うんですが、その辺についてどう考えているんでしょうか。

それから、最後ですが124ページの項5保健体育費、款10教育費、目1の保健体育総務費の中の一番最後14034、体育施設用地借上料333万3千円で、これちょっと一般質問でもしたんですが、今使われていない、いわゆる中之条のゲートボール場、昔中学校のテニスコートでしたっけ、に使われていた。それから葛尾のゲートボールコート、それから南条の運動場、この3カ所は今ほとんど使われていないということで、見直しの中で返していくと意向もあるということですが、こういうことをきちっと見直して返せば、こういう借地の借上料も削減できると思うんですが、この点についてお伺いします。

それから、その下の15001体育施設改修等工事で289万9千円とっておりますが、これは大体どんなところをどんなふうに改修する予定なのでしょうか。以上、お伺いします。

福祉健康課長（塚田君） 私からは53ページの老人福祉センター管理事業の関係でございます。前年度当初予算760万でございました。今年度若干の増額ということでございます。この社会福祉協議会に指定管理者ということでずっと委託をしてきております。

実際には、お風呂の関係ですとか、そういったことをすべて全館の管理ということになりますと、もう少し事業費とすればかかりますが、これまでの中で正直、町の財政状況ということもございます。社会福祉協議会さんのご努力の中で若干社協さんの資本をいただいて委託をしてきたという部分もございます。そういった部分を若干増額という形で今回計上させていただきました。また、ボイラー等が少し老朽化をしてきている中では、今、応急処置のような形で対応しておりますけれども、来年度につきましても、これについては運営をしていくという中でボイラー修理の部分の若干の増というような部分も、この中には加味してございます。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 61ページ、放課後児童健全育成事業の中で普通旅費という部分であります。順次研修にという部分であります。今回のところにつきましては、長野・松本の電車での移動というところでの計上をしたというような状況となっております。公用車を使用すれば、旅費につきましては対応ができるというような状況で考えているところであります。

それから124ページでございます。体育施設の借り上げと、それから体育施設の改修という部分であります。この部分でありますけれども、ご質問のありました借り上げの中で幾つかご指摘があった部分でありますけれども、南条地区の金井地区のゲートボール場につきましては、返却が終わっているんですけれども、例規上ちょっと残ってしまっているというような状況がありますので、この部分は見直しをしてまいりたいと思います。

それから、葛尾のゲートボール場につきましては、現在町有地というような状況になっておりますので、借地というような状況になっていないところであります。

それから、旧給食センター裏の中之条のテニスコートの部分なんですけれども、この部分につきましては、現在、地主の方と返却の方向でお話を進めているような状況となっております。返却に当たりまして、テニスコートのあった部分をもとに戻すというような状況が生じてまいります。その部分はその下の段の体育施設の改修工事というところに盛っております。

それから、そのほかの体育施設改修工事の中で鼠橋のマレットゴルフ場に簡易の水洗トイレを設置するというような工事、それから今年度バスケットボールのルール変更等がございますので、一部そのラインのかきかえというような工事を予定している状況であります。以上です。

8番（入日さん） 53ページの文化センターの管理委託ですが、今まで安過ぎだと、お風呂や何かのこともあるので、少し今回はその分盛ったということですが、非常にお風呂のボイラー、先ほども傷んでいるので、今回手を加えるということでしたが、ミニデイもあそこで行われていて、あそ

こに行ってお風呂に入るということを楽しんでいるお年寄りもかなりいるんですが、今後、非常にお風呂もあれ古くなって、改修をしなければいけないという状態まで来ていると思うんですが、その辺の取り組みはどのように考えているのでしょうか。

それから、61ページの厚生員の普通旅費で、近間でそんなにかからないんですよということでしたが、これは常勤の厚生員さんだけで、臨時の厚生員さんの研修は考えていないのかどうか、そのことを再度お伺いします。

福祉健康課長（塚田君） 老人福祉センター夢の湯の関係でございますが、ご案内のように、老朽化といえますか、36年がたとうとしているという中で、先日も一般質問の中でもございましたが、そんな状況でございます。お風呂の運営も週に3日という状況、現状であります。今後どうするかということでもありますけれども、一般質問のご答弁の中でも申し上げましたが、そろそろ施設そのものを今後どうしていくかということ、検討しなければいけない時期にきているのかなというふうに考えております。

現在、入浴施設といえますと、びんぐし湯さん館、それからふれあいセンターにもございます。それと一番最初にできたんですが、夢の湯のお風呂というのがございます。近くの方にとっては非常に親しんでいただいているものかというふうに思いますが、この町の中で3カ所のお風呂を運営していくのは、どうなのかなという部分も、考えなければいけないことなのかなというふうに思います。改修そのものをして、あの場所で改修をするとなると、相当のまた多額の費用が必要になってくるかなというふうに思います。ただ、現に利用されている方もございます。これにつきましては24年度から研究、検討をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 厚生員の職員研修という部分であります。まず当面のところは常勤的な方に関しまして、この部分で研修を受けていただいて、身につけていただきたいという考え方を持っているところでございます。以上です。

議長（宮島君） ほかに。

2番（・川さん） まず、86ページの款7商工費、項1商工費、商工振興費の中の10706に緊急雇用坂城町商工業実態調査とありますが、この88万4千円をかけて行います、この調査の内容をお願いします。

それから91ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2の道路維持費の中に節13のところで委託費で清掃除草業務102万がございまして。この説明なんです、ここにとにかくこの除草業務とありますが、この委託先、またやるところをお願いします。

それともう一つ、94ページですが、款8土木費、項4住宅費、それから目3の住宅建築物耐震改修事業費の中に、ここに、待ってください、済みません。118万5千円かけて耐震改修事業を行いますが、この中で説明の中に住宅耐震改修工事1戸と、それから公民館2館とありますが、この場所を教えてくださいたいと思います。以上です。

産業振興課長（小奈君） 私の方からページ、86ページ、緊急雇用の坂城町商工業実態調査について申し上げます。こちらの方、坂城町の商工業、現在アンケート調査という中で、町内製造業の大手20社、3カ月ごとのアンケートという中で調査を実施しているところでございますが、坂城の中には製造業でも270、それから他の商業等さまざまな事業所がございます。こちらの事業所の方に私どもの方、これまでどのような状況かというようなことの調査ということをやっておりません。今回、緊急雇用の創出事業補助金、こちらの方を得る中で、ぜひ臨時職員を雇用する中で全事業所について実態調査を行いたいということで計上したものでございます。

建設課長（荒川君） 私からは91ページの道路維持一般経費、清掃除草業務の場所でございますが、これは例年行っておりますけれども、A01号線、文化センター横、逆木通り、鼠橋通り、苧屋原ミニパークの植樹帯の剪定作業の関係と街路樹の剪定、A01号線、逆木通りの関係でございます。シルバー人材センター、それから街路樹については町内の園芸業者さんをお願いをいたしております。

このほか工事用道路、また町道の道路敷ののり敷の草刈り作業ということで、これもシルバー委託を想定し、この予算102万の中に含めてございます。

それから94ページの住宅建築物耐震改修事業の関係でございますが、これは中にはまず耐震診断の関係で、一般住宅の昭和56年以前の木造建築物が対象になりますけれども、一般住宅5戸分、それから公民館2館ということで、これは新町と立町の公民館の耐震の診断を予定をしておるものが委託料で58万5千円でございます。また、19節で住宅耐震補強工事につきましては、診断の結果、耐震補強の施工をされたいという方ということで、これの補助60万円が補助の上限でございますけれども、その1戸分ということで予算計上をしてございます。以上です。

2番（・川さん） 今の産業振興課の課長は雇用についての調査ということでよろしいでしょうか、違いますか。

それと済みません、もう1点、建設課長の除草業務ということでA01号、逆木通り等を上げていただきましたが、これは一遍に102万を出して、年間契約ということではなくて、その都度ということよろしいですか。その点なんです、ちょっといろんな方からもお話がございまして、シルバーの方のご意見ですと、木が大きくならないうちにやらせていただくと、お金もかからなくて済むというようなご意見をいただいておりますが、その点はいかがでしょうか。

産業振興課長（小奈君） 先ほどの商工業実態調査の関係でございます。こちらの財源について、県の緊急雇用創出事業、こちらの補助金を財源に充てるということで緊急雇用という文字が当たっているわけでございます。

申しわけございません。あわせて調査の内容ですが、今後の施策という中で商工業の今現在の状況について調査するというものでございます。

建設課長（荒川君） 街路樹、植栽等の手入れにつきましては都度お願いをしておりますが、おおむ

ねやはり刈り込みの時期がございまして、極力木が大きくならないようにということもございまして、景観でございまして、そのために植えている部分がございまして、シーズンの終わりといえますか、適宜時期を見ながら伐採のお願いをしている、そんな状況でございまして。草刈りについては逐次、やはりこれも伸びる時期がございまして、そのタイミングを図りながらですね、都度場所の指定もお願いをしながら発注をしている、そんな状況でございまして。

9番（大森君） それではお尋ねいたします。ページ、111ページ、款10教育費、項3中学校費、目1中学校総務費に当たるかと思いますが、県が今度中学2年生も35人学級規模ということになっているわけですが、この坂城中学で、このことでうまく当てはまって1クラスふえるということになるかどうか。その辺どういう実情なのか、1年生も含めてご報告ください。

もう1点は、117ページ、図書館でございまして、款10教育費、項4社会教育費、目3の図書館費ですが、この図書館費の一般経費のところ、説明のところ18001図書370万計上されておりますが、だんだんと購入金額が少なくなっているなど、ちょっと前年度と比較していませんので、ちょっとわかりませんが、これについて以前、最初のころは500万ぐらいついていたんですが、だんだんと少なくなっております。これは上田などのネットワークの関係もあってかというふうに思いますけれども、これについての減額。そして図書関係の視聴覚資料購入について、ずっと求めてはいるんですが、24年度、その購入の予定はあるかどうか、ご報告ください。

教育長（長谷川君） 県の方で去年から始めました中学校の35人規模学級であります。坂城中学の場合には、今4学級で運営をしているわけですが、5学級になるには141人を超えないとだめです。これは特別支援学級の生徒は除いて141人以上いけば5になるわけですが、1年生、2年生とも130人台でして、5学級になることはできないというのが今の状況であります。

教育文化課長（柳澤君） 117ページ、図書館の図書の購入の部分でございまして、この部分につきましては、23年度におきましては、国からの交付金というような状況がありましたので、一たん減額になりましたけれども、おおむねその前の年の22年度とおおむね同額という状況かと考えております。

減ってきた経過に関しましては、ご指摘のとおり、図書館のネットワークという状況が整備が進んでおりますので、そちらの方からの図書が借りられるというような状況の中で、図書の費用に関しましては順次減ってきているというような状況というところでございまして。

それから、視聴覚という部分でありますけれども、本年度につきましては当面図書の整備という格好で進めてまいりたいという考え方でございまして。

9番（大森君） 中学校の少人数学級化については、この基準に当てはまっていないといいますが、少人数ということですので、これはやむを得ないと思います。

図書の関係ですけれども、このネットワークとのやりとりといいますが、どの本を購入するか

ということ、そういうような相談もしながら、それぞれの図書館が購入することを相談しているというようなことは行われているのでしょうか。人気のあるものはどの図書館でも購入されるということになると思うんですけども、その辺の分担をしながらやっているかどうか、それについてご答弁ください。

教育文化課長（柳澤君） 図書館のネットワーク管内での調整という部分でありますけれども、人気のある本に関しましては、やはりそれぞれの館で備えているというような状況になっておろうかと思えます。以上であります。

議長（宮島君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後3時42分～再開 午後3時52分）

議長（宮島君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間を延長いたします。

教育文化課長（柳澤君） 申しわけございません。先ほど連絡調整というところで、答えが漏れておりましたので、お答え申し上げます。ネットワーク管内で、館長会議あるいは担当者会議などを行っております。本の選定作業という具体的な状況ではありませんけれども、情報交換を行っているところでございます。以上です。

6番（塚田君） 91ページの款8土木費、項2道路橋梁費の目2道路維持費で説明15001の道路維持工事、失礼しました、その前の目1道路橋梁総務費の説明010803町単補助事業、この2点が大幅昨年よりふえております。この工事が各区の申請数と、そして工事事業数と、それをお聞きします。

また93ページですが、款8土木費、項3河川費の目2河川改良費、ここで270万昨年よりふえています。説明15003水路改良工事、この場所と内容をお聞きします。

建設課長（荒川君） 91ページ、町単補助事業並びに道路維持の関係でございましてけれども、まず町単補助につきましては、前年骨格予算ということで1千万に対し、今年度1,200万の予算計上がしてございます。

道路維持につきましては、町内の維持補修的な部分ということで、路線的には幾つかの箇所、半期という言い方はちょっといけませんけれども、当初計上の中で今600万という予算計上をいたしまして、舗装の修繕でございましたり、路肩整備、こういったものに取り組んでまいるという予定でございます。

続きまして、河川費でございまして、具体的な場所でございますけれども、今年度水路改修工事ということで2カ所、当初から予定をしておりますが、1カ所は金井地区の水路改良、それからもう1カ所が四ツ屋地区、旧農協の本所の国道横断の箇所の水路改良ということで予定をいたしてございます。いずれも水路管理につきましては、昨年の集中豪雨とかの状況を踏まえなが

それから105ページの、問題を抱える子供等自立支援事業という部分であります。大峰教室へ通学されている生徒の皆さんのところでございますけれども、23年度につきましては計6名の方が通われているというような状況となっております。

それから105ページ、同じく一番下の段の学童疎開の交流というような状況であります。戦時中の学童疎開をされていた皆様方に町の方にお代表がお越しをいただきまして、子供たちにそのあたり、当時のお話をさせていただくというようなところでの交流を考えているところであります。記念碑という部分でありますけれども、3校、小学校がありますので、そちらに大変大きなものというわけにはいかない状況になろうかと思っておりますけれども、学童疎開がありましたという記念碑をつくって歴史を刻んでいきたいという考え方であります。以上です。

12番（池田君） この小学5・6年生ですか、その中から十何名か行かれるというような形のお話がありましたけれども、どのようなその子供たちを選抜されるのか、それとも何か希望を聞いて選抜されるのか、その辺のところもお聞きしたいと思います。

それから、今の学童疎開の方の小さい石碑をつくるというんだけど、3カ所につくられるということだったんですけれども、その3カ所はどこの辺になるのかもちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 小学生の参加希望という部分でありますけれども、ご本人さんたちがぜひ行ってみたいという部分を尊重して、そういう部分からご参加をいただくことを大前提として考えているところでございます。

それから、学童疎開の記念碑という部分であります。それぞれどこに設置すればいいのか、各学校と相談をする中で一番いい場所を選定をしまして、そこに設置をしていきたいという考え方でございます。以上です。

10番（中嶋君） 101ページ、款9消防費、目2消防設備費、説明の15002、防火水槽修理100万盛っておりますが、これはどこの場所か。

それからちょっと関連がありますので、網の防火水槽はまだ幾つかあるようですが、大分マンホール化はやっていただいておりますが、私に言わせれば、少しずつ少しずつマンホール化をしているというお話を聞いておったんですが、今回はそれはないのかどうか、この二つをお尋ねしたいんですが、以上であります。

住民環境課長（塚田君） お答えしてまいります。防火水槽は町内に145基ございます。そのうち10基がふたがございません。網がかかっている等でございます。その10基の中で大分網が老朽化して、子供が乗ったりすると落ちるぞというようなものが出てきておりますので、そちらの方について、マンホール化できればいいんですけれども、なかなかできないという事情もありますので、その辺について、残った10基は大体そういうものが多いということでございますが、そちらの方については順次有蓋化ということで、まだ場所については未定でございますが、要望が出ておりま

すので、その順番でいきたいというふうに思います。以上です。

議長（宮島君） 場所はどこだ。

住民環境課長（塚田君） 具体的な場所というはまだ出ていないので、修理の中で、先ほども申し上げたように、10基あるうちに老朽化の進んだものから、この予算でできるものということでやっておりますので、まだ具体的な場所はまだ決まっています。その様子等を見まして、順次進めていきたいというふうに思います。大体程度的にはみんな似た感じになっておりますので、特に危ないものから進めていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

10番（中嶋君） よくわかりました。ありがとうございます。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査の付託をいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、本案については各常任委員会に審査の付託することを決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第16「議案第15号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第17「議案第16号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第18「議案第17号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第19「議案第18号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第20「議案第19号 平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第21「議案第20号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第15「議案第14号」から日程第21「議案第20号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告を願いたいと思います。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日14日から3月20日までの7日間は委員会審査のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、明日14日から3月20日までの7日間は休会することに決定いたしました。

次回は3月21日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告等を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時18分）

3月21日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 〃	・川まゆみ君	9 〃	大森茂彦君
3 〃	西沢悦子君	10 〃	中嶋登君
4 〃	塩野入猛君	11 〃	塚田忠君
5 〃	窪田英子君	12 〃	池田弘君
6 〃	塚田正平君	13 〃	柳澤澄君
7 〃	山崎正志君	14 〃	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	長谷川臣君
会計管理者	中村清子君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	宮崎義也君
まちづくり推進室長	青木昌也君
住民環境課長	塚田陽一君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	小奈千秋君
建設課長	荒川正朋君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	春日英次君
総務課長補佐	青木知之君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	中村淳君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	金丸恵子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願、陳情について
- 第 2 議案第 14 号 平成 24 年度坂城町一般会計予算について
- 第 3 議案第 15 号 平成 24 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 4 議案第 16 号 平成 24 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 5 議案第 17 号 平成 24 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 6 議案第 18 号 平成 24 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 7 議案第 19 号 平成 24 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 8 議案第 20 号 平成 24 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 追加第 1 選第 1 号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 追加第 2 発委第 1 号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加第 3 発委第 2 号 公的年金の 2.5%削減に反対する意見書について
- 追加第 4 発委第 3 号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書について
- 追加第 5 議案第 21 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 追加第 6 議案第 22 号 平成 23 年度坂城町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 追加第 7 議案第 23 号 平成 23 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 8 議案第 24 号 平成 23 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 9 議案第 25 号 平成 23 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 10 議案第 26 号 平成 23 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 11 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願、陳情について」

議長（宮島君） 各常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第1号 年金2.5%削減の中止を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「平成23年陳情第5号 TPP環太平洋経済連携協定交渉参加断固反対に係ることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第1号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業者への支援を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（宮島君） 次に、日程第2「議案第14号」以下、日程第8「議案第20号」まで、いずれも去る3月13日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。

審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第2「議案第14号 平成24年度坂城町一般会計予算について」

議長（宮島君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち、項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち、項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目6上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月14、15、16日の3日間

にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、隣保館長、まちづくり推進室長、議会事務局長及び担当係長の出席を求め、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要をご報告申し上げます。

〈歳入〉（総務課）

- たばこ税の税率は。
- △ 現在、旧3級品以外のたばこについては、千本当たり4,618円、旧3級品のたばこについては千本当たり2,190円である。
- 固定資産税は1億2千万円ほど減収しているが、評価がえの影響によるものか。
- △ 評価がえによるものである。土地は地価の下落によりマイナス7%、家屋はマイナス11%、償却資産はマイナス9%程度になると見込んでいる。
- 湯さん館が1カ月休館するが、なぜ今年度と同程度の入湯税を見込んでいるのか。
- △ 1カ月休館するが、リニューアルによる来館者の増加により、平成23年度と同程度の入湯税を確保できると見込んでいる。
- 子宮頸がん予防ワクチンの接種状況は。
- △ 平成24年1月末現在303人が接種し、接種率は85.1%である。
- 商工施設使用料の増収の根拠は。
- △ 鉄の展示館が10周年を迎え、三つの企画を予定しており、記念企画展による来館客の増加を見込んだものである。
- 笑顔で登校支援事業補助金とは何か。
- △ 学校で行っている学力向上事業に充てる補助金である。学校の生活や心理面などにかかわるアンケートを実施し、クラスや学校における生活の充実につなげている。
- 自殺対策緊急強化事業補助金の内容は。
- △ 国の自殺対策強化事業により、平成24年度交付される地域自殺対策緊急強化交付金の交付を受けて事業が行われるものである。平成24年度の事業内容としては、精神科医を相談員として開設、相談を実施していく。
- その他雑入の主なものは。
- △ 有線本部の電気使用料相当分、駅前建物のにぎわい坂城、信州観光バスからの共益費、オリジナルローズさかきの輝きの売上金などである。

〈歳出〉

- 研修事業の内容は。また職員はどのように参加するのか。
- △ 窓口、電話対応、苦情への対応について継続的に行っていく。また、研修は業務に支障のないよ

う、午前・午後に分けて実施し、全職員が研修に参加できるようにしていきたい。

○ 通信運搬費、文書配達費の削減の努力は。

△ 庁内向けの文書については配達を委託し、定額とすることで経費の削減を図っている。また、庁外向けの文書については、郵便事業者を活用しているが、県庁、県の出先機関あての文書は、発送件数が多いので、総務課において集約し、一括して郵送するなど、経費削減を図っている。

○ 複写機の賃借台数は。

△ 保健センター1台、住民環境課1台、1階のコピー室2台、建設課1台、2階のコピー室1台、議会1台の計7台を賃借している。

引き続きまして、徴税费であります。

○ 平成24年度の地方税滞納整理機構へ移管する件数の見込みは。

△ 平成23年度と同じ9件を見込んでいる。

○ 固定資産評価基礎資料整備費の増額の根拠は。

△ 主なものとして、固定資産税の評価がえの委託料である。固定資産税の評価がえは、単年度では終了せず、3年をかけて行っている。平成23年度は、3月末の最終年度であったため、予算は少なく計上してあった。平成24年度は評価がえの初年度であり、3年間の予算配分のウエートが高い年である。

○ 前納報奨金の対象件数は。また固定資産税納税義務者の件数は。

△ 前納報奨金の対象件数は、過去の実績を勘案し、3,500件を見込んでいる。また納税義務者は7千件ほど見込んでいる。

○ 賦課徴収費の印刷製本費の増額の根拠は。

△ 町税のコンビニ収納の開始に伴い、納付書の作成が主な理由である。

引き続きまして、選挙費であります。

○ 農業委員会の選挙の選挙人の数は。

△ 平成24年1月現在では、農業委員会において受け付けた人数は2,239人である。現在、選挙管理委員会において選挙人名簿を調整中である。

○ 長期債の残高と返済の状況は。

△ 起債の残高は、平成22年度一般会計で約73億3千万円。平成23年度末では1億1千万円ほど減少し、約72億2千万円となる見込みである。起債については、事業選択を行い、できるだけ単年度の借入額が償還額を上回らないように配慮し、残高の縮減に努めている。平成24年度の借入予定額は4億5,770万円、償還予定額は6億9,800万円を見込んでいる。

(会計室)

○ 派出業務について。業務時間と現金管理はどのようにしているか。

△ 業務時間は9時15分から3時までである。派出の現金の取り扱いには、1日3回支店から受け

取りにきていただいている。また、カメラも設置されているので安全には万全を期している。

- 24年度から始まるコンビニ収納について、どのような流れで収納されるのか。
- △ コンビニで納められたものは、コンビニの本部へ集められ、そこから委託している収納代行業者へ、そして指定金融機関の八十二銀行で収納される。収納のデータは納めた翌日には速報として来るので、収納情報の把握が早くなる。
(企画政策課)
- 湯さん館の改修で、街灯のLED化やスロープの設置、自然エネルギーの導入はどのようにしていくのか。
- △ 街灯のLED化については今回は考えていないが、今後の検討課題としていきたい。スロープは大広間に設置し、バリアフリー化の設計中である。自然エネルギーの関係は、太陽光等を含め今後の検討課題としていきたい。省エネの部分では、館内照明のLED化を予定している。
- 地域づくり活動支援援助について。事業申請の区の状況をお尋ねしたい。
- △ 平成23年度については12の区から申請が上がった。平成22年度は15区、平成21年度は14区と、約半数の地区から申請があった。区長会等を通じて、今後も積極的に事業のPRをしていきたい。
- スマートコミュニティー事業の今後の方向性は。
- △ 方向性は出していきたいが、例えばバイオマスの導入については、社会システムの変革にもかかわるため、より詰めていくなど、今回の提案で慎重に検討をしていきたい。
- ある民営化した美術館において、年に数回無料開放したところ、集客増につながったという話を聞き、湯さん館においても、特定の日に無料開放することによって新たな客層獲得につながるのではないかと。また収益率を上げるためにも、湯さん館の食堂の集客力をアップさせる方策を研究すべきではないか。
- △ 無料ではないが、記念日に割り引きということは考えている。今後の集客増のために、ご提案いただいたことも含め検討していきたい。
- 民間アパート入居者への広報等の配布状況をお聞きしたい。
- △ 中之条区や日名沢区、旭ヶ丘区の手共同住宅会社によるアパートについては、行政協力員、これは区長さんであります、を通じて配布をしている。他の個人のアパート全体の配布状況の把握については、今後状況を調査し、検討をしていきたい。
- 男女共同みんなの会について、現状、行政が人的に手助けをしているため、自立しているとは言えない。運営は会自身で運営していかななくてはならない。自立に向けた見込みをお聞きしたい。
- △ 行政でお手伝いしている状況であるが、設立から10年が経過しており、順次独立できるようにしていきたい。
- 男女共同みんなの会に補助金30万円を支出しているが、監査の内容は。

- △ 補助金交付申請書、実績報告書等要項に従って提出いただき、監査も受ける中で補助金の審査をしている。
- 男女共同みんなの会の男女の会員数及び男性をふやすために、会の行事に女性の会員が配偶者を連れてくるなどの助言を町からできないか。会長を含めて男性会員は毎回四、五人しか参加しておらないと聞くが、対応は。
- △ 会員の男女比は、男性60名、女性150名で、全会員数は210名であります。会の独自性を保つために、積極的に介入することは控えているが、男女共同参画実現に向けて、女性だけではなく、男性の参画も不可欠であると認識をしている。
- 住宅・土地統計調査及び就業構造基本調査の内容をお聞きしたい。
- △ 就業構造基本調査については、就業の状態を全国的に調査し、就業状態の基本資料となるものである。住宅・土地統計調査については、住居の状態を調査し、国の住宅政策等に生かしていくものである。いずれも対象は一般世帯であり、今後サンプルの調査区が選定されることになっている。
- 部落解放同盟町協議会の人数が減ってきていると聞くが、現在の人数は何人なのか。
- △ 現在47名である。
- 協議会の人数も減ってきているため、部落解放同盟町協議会の補助金を削減すべきと考える。予算の配分をよく考えていただきたい。
- △ 理事者の判断もあるが、ご指摘いただいた補助金全体を考える中で見直すことが大切だと思う。今後の研究課題とさせていただきたい。
- 隣保館のトイレが男女共同であるが、改善の予定をお聞きしたい。
- △ カーテンで目隠しをする等、対策をしているが、施設自体が老朽化しているため、公共施設の耐震化の中で検討をしていきたい。
(産業振興課)
- 町労務管理協議会補助金はどのように扱われているのか。
- △ フォークリフト技能講習、玉掛け講習、監督署と連携して行う安全パトロールなどを実施するための費用に充てている。24年度は設立50周年記念事業も行う予定である。
- アメリカシロヒトリ防除薬剤補助について。予算は足りるのか。去年はテクノ工業団地内桜並木等が多かったが、防除はどのように行っているのか。
- △ 23年度の状況を勘案して、相当量を予算でお願いした。また、公共的なもの以外は区で取りまとめて実施することになっているので、適正防除については区長会にもお願いしている。テクノ工業団地内の桜並木については、工業団地組合で管理している。
- 特産部会補助金の内容は。
- △ ちくま農協の部会補助金で、リンゴ、ブドウ、ナメコ、花卉部会に対する運営補助である。
- ワイナリー形成事業の内容は。

- △ 町のブドウ栽培農家の高齢化、担い手不足が懸念される中で、高齢農家の受け皿としても期待している。24年度は試験圃場設置を通じて坂城町に適した品種の見きわめや、技術研さんを図ってまいりたい。またワイナリーについては、生産者を組織化、法人化を図って、その母体がワイナリーの設置、運営を実施していくことで、町は後方支援に努めたい。
- 町ではシカの捕獲頭数は決めているのか。千曲市では捕獲に対する報奨金制度があるが、町は検討しているのか。
- △ 坂城町鳥獣被害防止計画により捕獲頭数を定めているが、シカの場合は、県の特定鳥獣保護管理計画に基づいて必要数を確保していく。ただし、県から目標値191頭を示されている。本年度は12頭捕獲したと連絡を受けている。報奨金制度に関しては、猟友会とも協議をしながら検討していきたい。
- 捕獲頭数の実績は。
- △ 有害鳥獣駆除員の皆さんには、駆除開始時期を早めて5月から実施していただいている。今年度はイノシシ36頭、ハクビシン14匹、アナグマ1匹、タヌキ3匹、カラス約150羽、スズメ約300羽という報告をいただいている。
- 空中散布に関するリスクコミュニケーションの方法は。
- △ 地域住民の皆さんに、実施方法などの情報をしっかりと提供するとともに、皆さんから質問やご意見を聞く機会を設けて実施していきたい。町の松くい虫防除対策費にかかわる説明会を4月12日に開催し、説明をしていきたい。
- 健康被害を心配する人への対応は。
- △ 健康被害については、本人の申し出により状況を把握する中で対応していきたい。空中散布を実施する場合の使用薬剤は、人体に影響は少ないと言われているネオニコチノイド系を使用すること。風のない早朝の時間帯に実施すること。また地域や学校、保育園等にもしっかりと周知をした中で実施していく。
- 商業インキュベーター施設共益費減額の理由は。
- △ 現在1室空いており、直ちに入居の可能性がないことから減額した。
- 商工会まちづくり事業補助金の内容は。
- △ 商工会で行うまちづくりにかかわるさまざまなイベント等、事業にかかわる支援である。
- 信越観光圏負担金と田舎暮らし楽園信州負担金は、新規に計上されたが、理由は。
- △ 信越観光圏は、観光圏整備法に基づき、北信地区の市町村と新潟県の上越市、妙高市等で組織し、新たに設立した団体である。2泊3日以上滞在が可能な観光圏を形成し、各種事業を行うことにより、この地域を訪れる観光客をふやしていく取り組みである。また、田舎暮らし楽園信州推進協議会につきましては、これまでも県内38市町村が加入していましたが、新年度からは特に長野県が力を入れていく取り組みであり、当町もIターンや新規就農者の面で活用できると考え、新た

に新年度から加入するということで予算計上をした。

- B. I プラザの入居状況と、これまでに独立した事業所数は。
- △ 11室中7室入居している。また、これまで独立した事業所は4社である。
- B. I プラザで長野大学の講座を現在も行っているのか。
- △ 教育委員会の所管で坂城町講座として実施している。

(建設課)

- 合併浄化槽の補助金の対象地域は。
- △ 公共下水道計画区域外の小網地区と、山間部等が対象となっている。
- 小網の合併処理浄化槽の整備状況は。
- △ 個人住宅50戸中30戸で、約6割が整備している。
- 河川協会の活動内容は。
- △ 長野県建設部が事務局で、県内の自治体が加盟している。主な活動内容は、定期総会、研修会、国への要望活動である。
- 清掃、除草業務の委託料の内容は。
- △ A01号線、逆木通り等、街路樹の剪定と町道の歩道低木の管理等が主なものである。
- 上五明の県道の水道ポンプ場の移動はどうなっているのか。
- △ 代替用地は確保できており、代替施設の設置後撤去予定となっている。
- 町営住宅使用料の歳入が、昨年より150万円減額しているが、理由は。
- △ 昨年と比べ、中之条団地と旭ヶ丘ハイツの空き室状況から見込んだものである。
- 住宅耐震診断の実施状況は。
- △ 平成23年度については、木造住宅の簡易診断3件、精密診断4件、避難施設4棟を行った。
- 花と緑のまちづくり事業で、施設整備委託増の理由は何か。
- △ 雇用創出事業の終了により、ばらの里の管理や水辺公園等を一元化したことによる。
- 薔薇人（バラード）の会員はふえているのか。
- △ 当初59名で発足し、現在は98名の状況である。会の活性化、後継者育成等を踏まえて募集を行っていききたい。
- 高速バス停に、坂城町の案内板を設置したらどうか。
- △ 関係機関と協議して検討していききたい。
- しなの鉄道負担金の内容は。
- △ 坂城駅とテクノさかき駅の電気料と電話料の負担金である。
- 現在、四ツ屋地区で地籍調査箇所の測量を行っているのは何か。
- △ 東日本大震災の影響を確認する検証測量を実施している。
- 町内の水防倉庫の箇所数と点検状況は。

△ 千曲川右岸に四反田と鼠の2カ所。左岸側に網掛の1カ所であり、出水期前と資材使用時に合わせて備蓄材の点検を行っている。

(議会事務局)

○ 会議録作成の手間を省くために、議会報一般質問の答弁作成には、本人が書くと偏ってしまうので、先進視察地のように編集委員会で書くようにするためにも、会議録音声システムを導入する考えはないか。

△ 会議録音声システムは、経費の問題もあるので研究をしていきたい。一般質問の答弁作成に関しては、議会報編集委員会で検討してもらおう。

○ 議員の一般質問等の際に必要な資料請求について、他市町村議会への依頼など、事務局で調査・対応ができないか。

△ できるだけ事務局でも対応していきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(宮島君) 委員長報告が終わりました。

委員長に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(宮島君) これにて総務産業常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(塚田君) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目111防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、3月14、15、16日の3日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、図書館長、子育て推進室長、各保育園長、保健センター所長、地域包括支援センター所長、食育・学校給食センター副所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要についてご報告申し上げます。

(住民環境課)

- 24年度の防犯灯の要望と、23年度の実績は。
- △ 新設については、建設課で計上している。24年度は30カ所の要望が出ている。23年度は新設18カ所、修繕対応35カ所である。
- LEDへの交換について、どのような計画か。
- △ 毎年度予算の範囲内で対応していきたい。23年度は3カ所LEDにした。
- 消費生活指導員の役割と消費生活に関する相談は。
- △ 活動内容は啓発活動が主になるが、今年度は小学校の石けんづくりの指導も行っていただいた。また、23年度中の相談については、実際に被害に遭ったケースはなく、情報提供的なものが数件あった。
- 国民番号制度の状況は。
- △ 番号制度は、三、四年後に導入される予定であると聞いている。番号制度で住基カードの普及率も高くなると考えられる。その動向も見ながらコンビニ交付についても検討していきたい。
- 千曲衛生施設組合の施設改築の内容は。
- △ 将来の下水道接続を見据え、平成28年度に現行施設を小規模施設に改築する計画であるが、具体的な建設計画は示されていない。
- 町内の不法投棄状況は。
- △ シルバー人材センターの不法投棄防止パトロールや千曲川クリーンキャンペーンなど、例年、可燃・不燃ごみ4tから6tと200点を超える粗大ごみが回収されている。
- アレチウリ対策と河川及び地下水水質調査の状況と、ごみの減量化に向けた生ごみの処理の取り組みは。
- △ アレチウリは、ボランティア団体などで駆除が行われている。河川の水質調査については、現在年に4回、町内15地点で実施しているが、環境基準値以内であり、大きな問題はない。また、地下水については年1回、町内50カ所の井戸で調査を行っているが、これも基準値以内の数値である。ごみの減量化に向けた生ごみ処理については、町ごみ減量化推進委員会を中心に、段ボールコンポストの普及促進を図るため、各区において講習会等を行っている。
- 婦人消防隊のはっぴを新調する予定は。
- △ 財団法人自治総合センター助成事業により、ジャンパーや帽子を整備し、機動性を高め、同時にイメージアップを図っていきたい。4月に交付の決定がされる予定である。
- 消火栓1本に3名といった婦人消防隊の仕組みや、出初め式への参加などの見直しは。
- △ 婦人消防隊の活動は要領により決められているが、町内に消火栓が371本ある現状では、地域の実情により運営をいただいている状況である。出初め式のあり方についても、行進距離を短くするなど、できるだけ負担を軽減する中で実施していきたい。
- 町内に勤務する消防団員は。

- △ 265名の消防団員のうち、約200名がサラリーマンであり、団員の約6割が町外の事業所に勤務しているものと思われる。
- 防災会議委員に女性委員はいるか。
- △ 地域防災計画の策定時に2名の委員を委嘱する。
- 備蓄資機材整備の内容は。
- △ 災害時の緊急トイレ用のテント、トイレの便座、排せつ後の凝固剤などである。
- 防災無線の状況は。
- △ 昭和58年導入で、基地局数35局で30年経過、老朽化や部品生産中止により、何かしらのトラブルを抱えている。
(福祉健康課)
- 心配事相談所の相談状況は。
- △ 月2回、年間24回実施で、11回が弁護士、13回が司法書士で、民生委員や人権擁護委員等がついて2名体制で行っている。22年度の相談件数は96件、相続、土地の境界、借金の相談が多い。
- 法外援助費について。社会福祉協議会との連携は。
- △ 現在は町が実施しており、1件500円を支給する。平日は福祉健康課窓口で対応し、休日や夜間は宿日直で対応している。
- 行旅死亡人安置謝礼についての事例は。
- △ 平成22、23年度ともに実績はない。寺院とは契約ではなく、その都度の対応となる。
- ふれあいセンターのお風呂の利用状況は。
- △ 平成22年度は239日開所し、入浴利用者5,303名で、1日平均20名前後の利用があり、9割は常連の方の利用である。障害者用浴室は介護者と一緒の利用となるが、二、三日に1組の利用である。
- ふれあいセンターは上平の公民館も併設されているが、施設の管理上問題はないか。また、その利用状況は。
- △ 平日の昼間は町の管理、夜、土日・祝日は上平地区の管理となっており特に問題はない。毎週火曜日にストレッチ、ヨガ教室を行っている。平成22年度は年48回開催し、延べ914人である。
- マイクロバス管理等委託と、マイクロバスの利用状況は。
- △ 平成21年度実績で、学校を含めた町の利用が55日、社会福祉協議会が35日、福祉団体の利用が16日で、計106日の利用があった。
- 敬老祝金の内訳は。
- △ 88歳が1万円、99歳が2万円、100歳以上が3万円で、88歳が98名、99歳以上が21名を見込んでいる。

- 介護慰労金の内容は。
 - △ 障害者を対象とした介護慰労金であり、平成24年度は14名分を見込んでいる。
- 相談員等設置委託料の内容は。
 - △ 千曲市と共同設置の千曲・坂城障がい者（児）相談支援室の相談員派遣の委託料で、相談員は福祉施設の有資格者3名に委託している。身体・知的・精神障害、発達障害、すべての相談を受けており、件数がふえている。
- 成年後見制度についての取り組みは。
 - △ 成年後見の申し立てをする人がいない場合、最後のセーフティーネットとして町長による申し立てを行う場合の費用を見込んでいる。高齢者の認知による場合は、介護保険での対応となる。
- 福祉施設自主製品販路拡大等事業補助金の内容は。
 - △ 障害者の就労施設である、けやき横丁の「風ととくべえ」に対して、開設間もないことから補助を行うもので、補助金は、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金基金を全額充当する。
- 養護老人ホームの措置入所者数と、民間委託は。
 - △ はにしな寮に8名、尚和寮1名、計9名である。広域連合において社会福祉法人への移管を計画的に進めているが、はにしな寮についてはまだ検討の段階にない。
- ひとり暮らし老人訪問員の活動は。
 - △ ひとり暮らしの方の希望により、訪問員を登録しており、ひとり暮らし老人登録者のうち約半分の107名の方が訪問員を登録している。訪問員さんには、安否確認や健康状態の確認などをしてもらっている。
- あんしん電話の内容は。
 - △ ひとり暮らし老人の緊急連絡ができる電話で、昼間は社会福祉協議会へ、夜は美里園につながる。現在164台稼働し、待機者も出ている。平成22年度の実績は、誤報、試験通報も含め通報回数87件である。
- 寝たきり老人等住宅整備補助金の内訳は。
 - △ 県50%、町50%の補助事業で、トイレ、お風呂のバリアフリー化などの改修費用を補助するものである。改修費用の上限は1件70万円で、高齢者1件、障害者1件、2件分を計上している。
- 子ども手当の該当者の状況は。
 - △ 月1、900名ほどの該当児分の手当を年3回の支給月に支払っている。平成23年10月からの特別措置法施行により申請が必要であり、未申請は現在11件あるが、すべて個別連絡がとれている。
- 乳幼児等福祉医療費の拡大部分の状況と内訳は。
 - △ 母子等、他要件該当者を除く拡大対象760名ほどを見込んでいる。内訳は、未就学児における入通院で1,440万円、小中学生の入院で120万円、拡大部分の小中学生の通院で1,040万

円を見込んでいる。

○ 障害児通所等給付の内容は。

△ 障害児の施設等、通所にかかわるサービスの費用給付で、来年度より県事業から町事業に移管される。国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合で、平成24年度は上田市のいずみ園、蓮の音こども園、千曲市の稲荷山医療福祉センターの利用児8名と、児童デイサービスの利用児5名の計13名分の経費を見込んでいる。

○ 精神保健福祉の状況は。

△ 保健センターでは、精神保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の交付申請を受け付けし、保健福祉事務所に送付している。交付申請者の数は年々増加しており、平成23年4月1日現在の交付状況は、手帳が81人、受給者証が158人である。

○ 上田市内科・小児科初期救急センター負担金の算出根拠は。

△ 前々年度のセンター運営費決算額をもとに運営市町村で、内科・小児科ともに人口割20%、受診者数割80%で負担している。

○ 乳幼児健診実施の事業の5歳児健康相談はどのような内容か。

△ 対象児は5歳児（年中児）と考えており、臨床心理士や保健師等が保育園等で年2回実施している。

○ 緊急雇用・糖尿病等生活習慣病対策重点事業の内容は。

△ 震災等の緊急費用対策事業として、保健師を1年間に限り1名雇用して実施する。

○ 24年度、3保育園全体の入所児童数は。

△ 367人である。

○ 広域入所児について、委託・受託の内訳は。

△ 入所受託児は7名で、受託先は上田市5名、千曲市1名、長野市1名である。入所委託児は、上田市の私立7名・公立2名、千曲市の私立1名・公立1名、長野市の私立1名の計12名である。

○ 村上保育園の一時預かりはどこでやるのか。

△ 一時預かり保育は、空き教室を利用してやる。一時預かりに対しては利用者の利便性を考え、3園で行うことにした。

○ 障害児の状況と加配の内容は。

△ 各保育園の対象児34名に対して、71.5時間分を計上している。昨年度より20時間の増である。

○ 坂城保育園、村上保育園におけるエアコンの設置予定は。

△ 坂城保育園は3台設置の予定で、全室設置になる。村上保育園は4台設置の予定で、全部設置になる。

○ 南条保育園の太陽光発電と子供たちの関心は。

△ 南条保育園開所時の17年10月から稼働しており、保育園の使用電気料の約1割を賄っている。余剰電力の売電は2万5千円である。発電パネルが玄関ホールにあり、子供たちが発電電力値に関心を示し、節電が少しずつできるようになっている。

○ 日曜保育の実施状況は。

△ 夏の7月から9月までの電力自給対策として希望者はあったが、利用するには至らなかった。

○ 砂場の消毒はどのようにしているか。

△ 消毒は月2回している。平素から夕方や休日等には砂場にビニールシートをかけるなどの対策をとっている。

○ 臨床心理士が配置されたが、相談の状況は。

△ 臨床心理士が各園を巡回するようになった9月から、相談件数が2倍以上ふえている。24年度は、臨床心理士の巡回を63回予定し対応していきたい。

○ 児童虐待、またはその恐れがある相談の案件は。

△ 23年度、面接による相談239件のうち、児童虐待関連は14件で、児童相談所にかかわってもらったケースもある。

(教育文化課)

○ 英語教育コーディネーターの謝礼の内容は。

△ 23年度から小5・6年生の英語授業が始まった。コーディネーターの方に担任のサポートをしてもらっている。ほかに先生を対象とした研修会のネイティブスピーカー講師への謝礼である。先生方の英語力を高め、子供たちの授業に生かしていく研修を行っている。

○ 村上小学校プールの防水シートの工事は。その後機械の更新をすることで二重工事にならないか。

△ 24年度は早急な対応が必要なものとして、大プールと小プールの防水シートの改修工事を計画している。機械の更新など年次計画を立て、二度手間とならないように施工の計画をしている。

○ 就学援助の状況と実態は。

△ 23年度は準要保護児童・生徒就学援助費支給児童は、小学校が71名で約450万円、特別支援教育就学奨励金で、小学校が20名で約64万円の見込みである。母子・父子家庭の準要保護が多かった。また、両親はいるが、収入が減って申請する家庭がふえている。

○ 緊急雇用創出事業の計画は。

△ 24年度は震災等緊急雇用創出事業での補助の先生をお願いしていく計画である。坂中・坂小・南小は各1名で、村小は2名の予定。内容は、坂中、フレンドリールーム支援事業、南小、人と人との関わり向上事業、坂小、理科・科学実験大好き事業、村小、理科・科学実験大好き事業、村上っ子体験活動向上事業を計画している。

○ 特色ある学校づくり交付金の内訳は。

△ 各小学校に20万、中学に40万、南条小は金管バンドを中心とした音楽活動、坂城小は自然に

親しみ森で育てる学校、村上は学校内での自然環境を生かす体験学習授業、坂中は地域とのかかわりを生徒たちが持つ授業を予定している。

○ 問題を抱える子供等自立支援事業の内容は。

△ 坂中の大峰教室の臨時職員の費用等で、23年度は2年生が3人、3年生3人が利用している。24年度から行われる予定の5歳児健診や保育園と連携し、小中学校にもつなげていきたいと考えている。

○ 教育住宅管理事業の内訳は。

△ 教員住宅は4戸あって、その施設の修繕と消耗品である。入居の状況は、23年度は南日名に1名、山金井に2名、村上に1名、中川原入居なし。24年度は南日名に2名増の予定である。

○ 私立幼稚園補助事業の内訳は。

△ 坂城幼稚園76名、さゆり幼稚園28名、その他1名の積算をしている。

○ 学童疎開者との交流事業の事業目的は。

△ 戦時中の学童疎開は、坂城町での大きな歴史の一つであり、子供たちにも知ってもらいたいという趣旨である。集団疎開児童の皆さんは東京に戻られ、その後、東京坂城会がつけられた経過があるので、坂城への思い出も強い方であると考えている。

○ 中国教育交流補助について、町の受け入れは。

△ 前回は中国に行った家庭に受け入れてもらった。基本的にはそのように進めたいが、それを条件にするかは今後の課題である。

○ 3児童館の利用状況は。

△ 三つの児童館とも、児童クラブとして1～3年生が登録児童として利用しており、2月末現在で南条38名、坂城63名、村上39名となっている。

○ 3児童館の中で障害児は。

△ 23年度は南条が1名、坂城が3名、村上は2名の児童である。今後、障害を抱えた児童が多くなる傾向にある。

○ 児童館の運営については、内容の検討も必要だが。

△ 南条児童館に関しては、小学校の低学年棟を改修して使っていきたいと考えている。坂城、村上については小学校校舎の空き教室が使えるかなども含め、児童館運営のあり方について今後検討を進めていきたい。

○ 児童館運営で、小学校の体育館の開放はできないか。

△ 学校管理等の面もあるので、体育館の開放については児童館運営のあり方の中で検討していきたい。

○ 昨年、鼠公民館が建設されたが、今後建てかえ予定の分館は。

△ 3分館ほど話はある。鼠公民館もコミュニティー補助事業を活用したが、県内でも多くの要望が

あり、短期間に2分館が使ったので今後は当町への採択は厳しくなる。

○ 図書館ネットワークの利用状況は。

△ 22年度実績で登録者は7,721人。他館から坂城への本の借り入れは3,227冊。坂城から他館へ貸し出しは5,887冊である。

○ 埋蔵文化財発掘調査事業の24年度の予定は。

△ 埋蔵文化財発掘調査事業は、国の補助金により開発・調査に伴う試掘と遺跡出土の保存処理を実施する。

○ 文化財保護団体への補助金の内訳は。

△ 文化財保護団体補助金として、県史跡葛尾城の保存会、町指定の文化財の管理団体5団体、神楽の団体11団体への補助。無形文化財保持者等補助金として、宮入小左衛門行平刀匠に予定している。

○ ふるさと歴史館の入館者数は。

△ 平成17年にオープンして3千人であったが、19年度はNHK大河ドラマ「風林火山」の影響により9千人にふえたが、以降は減少傾向にある。

○ 生涯学習推進事業の内容は。

△ 例年実施しているライフステージエコーを開催予定。24年度は文化祭に合わせてクラシックコンサートを実施する。

○ 体育施設整備事業の内容は。

△ 鼠橋マレットゴルフ場の試験的簡易水洗トイレ設置工事と、坂城中学校で使用していたテニスコートの返還に伴う工事を予定している。

○ 給食センター運営費の委託の内容は。

△ 坂城町振興公社へ調理業務の委託と、給食費の収納事務委託を予定している。

○ 給食費の未納状況は。

△ 2月末現在、小学校で3名、2万7千円。中学校は3人で、5万2千円である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長（宮島君） これにて社会文教常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時56分～再開 午前11時08分)

議長（宮島君） 再開をいたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（宮島君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定をいたしました。

議案第14号について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（入日さん） 私は、議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算について」反対の立場で討論します。

東日本大震災から1年が経過し、被災者の多くが生活の糧を失い、今なお困窮の中にいます。原発の放射能汚染も収束していません。早急な国の支援が必要なのに、復興は遅々として進みません。全国世論調査で、「放射性物質が基準値以下なら瓦れきの受け入れを容認する」が78%でした。千曲市議会も全員一致で可決し、市長も被災地の復旧、復興のために瓦れきの受け入れは責務だと表明しました。私も被災地の一刻も早い復旧、復興を願っています。

しかし、葛尾組合の焼却施設は老朽化が激しく、1日80tの処理能力が大幅に低下しています。毎年改修費をかけ、何とか稼働している状況です。このような現状では、被災地の瓦れきを受け入れる余裕はないと思います。それでも千曲市が受け入れを強行するなら、新焼却施設を26年度に稼働すると言った約束をきちんと守ること、今後葛尾の焼却施設にかかる修理費用を千曲市が持つことなど、最低必要なルールをつくるべきだと思います。

瓦れき処理は、町長の考えているように、地元や東北に施設をつくり処理すべきです。施設を地元建設すれば雇用も生まれます。遠距離輸送はガソリンの枯渇を早め、値上げの要因にもなります。またCO₂の排出をふやし、温暖化や空気汚染の要因にもなります。国は被災者の立場に立った対応を真剣に考えるべきです。財源は消費税の増税ではなく、大企業や高額所得者の税率をもとに戻せば生まれます。株の配当金など不労所得やぜいたく品の物品税課税にすれば、国の借金体質も改善できると思います。

前置きが長くなりましたが、本題に入ります。

歳入について。個人町民税は年少控除の廃止などにより前年対比4.3%増、法人もプラス5.8%です。固定資産税は、土地の下落や評価がえによりマイナス9.1%になっています。一方、地方交付税や基金繰入金により総額59億500万円、前年対比9.1%増の予算です。村上小学校の大規模改修等があり、町債は4億5,770万円、前年対比7.3%の増です。臨時財政対策債は3億円です。

私は、政務調査費で、2月に東京で開かれた議員の学校に参加しました。立命館大学の森先生から地方交付税の財源の話がありました。国の地方交付税17.5兆円に対し、不足分の4.2兆円は臨時財政対策債を充て、地方にも負担を押しつける。今後この傾向はますます強まり、地方財政を逼迫させるとのことでした。事業の精査や、むだの見直しがさらに必要になると思われる。

歳出については、老朽化した南条小学校の耐震化をやめ、建てかえを進めることは、経費の節減になり、賢明な判断だと思います。村上小学校の耐震化や大規模改修で、安全・安心な学校になることは、地域住民の願いでもあります。湯さん館の大規模改修や10周年記念イベントで集客率が上がることを期待します。

福祉医療費の子供の通院医療費が小学校6年生まで拡大することは、今までの運動の成果であり、大変うれしい思いです。一方、任意団体への補助金のあり方や見直しも必要だと思います。見直しが必要だと思われるものは15件、約856万円あります。特に同和政策は早急に終結すべきです。

24年度から敬老祝金も縮小されます。年金が減らされ、介護保険料など値上げされ、高齢者の暮らしはますます大変になります。経済弱者への配慮が必要だと思います。

臨時保育士の問題も改善されてきていますが、安心して勤めを続けられる体制に変えていくべきだと思います。福祉健康課は、町民にとって最後に頼れるとりです。その願いにこたえられるように、町民の苦しみや痛みを分かち合える窓口の取り組みを希望します。

ワイナリー構想は、6次産業化への一歩だという町長の意気込みもわかりますが、若手営農者を育てることはとても難しいと思われます。鳥獣被害も懸念され、ワイン用ブドウを栽培し採算が取れるようになるには時間がかかります。もっと坂城町に合った複合的な産業興しがあるのではないかと思います。B. Iプラザやけやき横丁など、創業支援施設も経費倒れになりつつあります。農産物加工施設や直売所も自立のめどは立っていません。このようなことにならないよう、事業の見きわめをしてほしいと思います。

以上、前進面を評価し、改善点を指摘し、私の反対討論とします。

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番（柳澤君） 議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算について」賛成の立場から討論いたします。

東日本大震災、長野県北部大地震から1年が過ぎ、政府は復興庁の創設等、被災地、被災者の復興に向けて取り組みを進めています。しかしながら、ふるさとを離れた生活を余儀なくされている多くの人たちの生活や、長期に及ぶ放射能問題など、さまざまな課題が山積しています。また長期化する円高や、ユーロ圏における経済危機等、町内企業への影響が懸念されるところであります。景気回復を実感できるまでには、まだ相当の時間を要するかと思われます。

町が定期的に行っている町内企業へのアンケート調査によると、生産量、売り上げとも上昇してきているものの、先行きは不安を持つ企業もあるとのことで、業績回復のおくれが心配であります。

国においては、地方の安定的な財政運営に必要な財源について、実質的に平成23年度の水準を下回らないよう、地方財政への対応がされるということではありますが、自律のまちづくりを進める我が町では、引き続き行財政改革を進める中で、行政コストの低減、事務事業の効率化を図り、さらに健全なる行財政運営の取り組みをお願いするものであります。

さて、平成24年度の当初予算は、山村町政における初の編成ということで、村上小学校の耐震改修事業や、びんぐし湯さん館のリニューアル工事といった新たな投資的事業が盛り込まれ、ソフト事業においても、スマートコミュニティ構想事業や坂城ワイナリー形成調査事業など、町長の新しい視点による、将来に目を向けた事業が考えられ、大いに期待するところであります。また、子供の福祉医療費制度の対象拡大を初めとする、子育て、高齢者、障害者などの民生部門の給付の増加や、町道A01号線や下水道整備といった基盤整備の継続も反映され、前年度と比べて9.1%増の予算編成となっております。

歳入においては、自主財源の根幹である町税について、税制改正や最近の経済動向などから、個人住民税は4.3%増の6億3,100万円、法人町民税については11.1%増の2億円、固定資産税については9.1%減の12億6,300万円が見込まれ、町税全体では3.1%減となる22億3,200万円余りが計上されております。

町税減収の主な要因は、3年に一度の固定資産の評価がえの影響とのことで、土地の下落傾向や不安定な経済情勢下ではやむを得ない状況と思われませんが、増加傾向にある収納未済額については、負担の公平性の観点からも厳正な対応を願うものであります。

国庫支出金、県支出金については、村上小学校の耐震改修事業にかかわる補助金や、緊急雇用創出事業等の積極的な活用が予定されており、地方債については、事業の選択、臨時財政対策債の発行、また基金運用の配慮が見られますが、より一層の財源確保を願うところであります。

次に歳出であります。24年度は、村上小学校耐震化大規模改修工事や、10周年を迎えるびんぐし湯さん館の改修といった新たな事業が盛り込まれ、普通建設事業費は大幅な増加となっております。

学校は、教育の場であるとともに、防災上の避難拠点という位置づけがあり、その改修は、教育環境の充実に加え、安心・安全の観点からも大変重要な事業であります。びんぐし湯さん館についても、町の看板施設として町内外から好評を得ているものの、開館当時と比べると来館者の減少や固定化の傾向も見られます。新たな誘客に向けても、リニューアル工事は大変意義あるものと考えます。

また、継続事業である町道A01号線については、新たに若草橋周辺の事業化に向けた設計に

着手するとともに、住環境の向上を図る下水道整備事業についても推進が図られ、行政の継続性や町民生活への影響等が配慮されたものとなっています。中小道水路への一層の配慮も望むところであります。

義務的経費については、介護・訓練給付や福祉医療費などの扶助費や、長期債の償還となる公債費が伸びていますが、事務事業等の見直しにより、経常的経費の削減に努力され、人件費についてはマイナス2.6%の削減を図るなど、持続的な行財政改革による効果のあらわれと評価します。

ソフト事業については、子供の福祉医療費について、従来就学前までが対象であった通院に対する医療費の支給対象が小学生全体に拡大されることは、子育て世代にとって大変心強いことであるとともに、高齢者の健康維持といった面でも、新たに肺炎球菌ワクチンの予防接種に対する補助金が創設されるなど配慮がうかがえます。

また、新エネルギーのあり方について研究を進めるスマートコミュニティー構想事業や、長年の課題であった小網地区の上水道整備に対する負担金も盛り込まれ、長年の懸案事項も進むこととなります。

昨年からスタートした「チャレンジSAKAKI」の各項目についても、ごみ指定袋販売店拡大や子育て支援パスポートの導入など、既に実現されたものを初め、24年度についても、村上小学校の耐震改修やコンビニ収納、循環バスの充実、職員研修など、多くの項目が予算化されており、迅速な対応が見られます。

国政が消費税問題等を争点に混迷する中、大阪市などの強権的独裁的な動きを歓迎する空気が生まれています。これを取り込んでの政界再編、三極化などがささやかれています。昭和4年に始まった世界恐慌による不況と政治への不満を背景に、ヨーロッパでナチズムなどのファシズム、我が国では軍部が一気に台頭し、大変な歴史へ進みました。かつて来た道への流れを危惧するものであります。そうしたものと遠く距離を置いた柔軟な感性と堅実な感度での予算編成を評価するものであります。

豊かな自然環境の保全を図り、新たなエネルギーの方向性を探りながら、工業を中核に農業、商業などが融合した産業の発展によって活力を生み、住民と企業と行政が連携し、住民自治による自律のまちづくりが前進するよう願い、総体的評価から、議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算」に賛成をいたします。

議長（宮島君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

9番（大森君） 私は議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算について」反対の立場で討論を行います。

民主党・野田内閣は、税と社会保障の一体改革で混迷を深めております。党内でさえ消費税増税の意思統一ができず、野党の自民・公明党にまですり寄り、大連立を模索するなど、なりふり

構わない状況となっております。3年前の総選挙で、マスコミは自民か民主かの二大政党論を展開しておりましたが、今では二大政党論は破綻をしております。そして重要課題は何ら解決できず、山積しております。T P P参加協議開始、原発からの撤退と再生エネルギーへのシフト、普天間基地移設問題、震災・復興、地域主権改革など、国民との矛盾は深まるばかりであります。

今、国会で争点となっている消費税増税は、暮らしを壊し、経済を壊し、財政の健全化どころか財政破綻をひどくする、未来のない道であります。むだを一層する財政改革、富裕層と大企業に応分の負担を求め、応能負担を貫く税制改革、そしてルールある経済社会を目指す経済改革を段階的に、また一体的に進めてこそ、社会保障の再生・充実、財政危機打開に向けた財源をつくり出すことができるのではないかと考えます。

さて、町は第5次長期総合計画に基づき、3年間の実施計画に向けて24年度予算編成が行われました。山村町政の「チャレンジSAKAKI」の具体化の第一歩とも言えます。

歳入についてであります。24年度の予算で、町税のうち町民個人税では、子育て世代に大きな負担を強いることになる年少扶養控除が廃止されます。そのことで4.3%増の6億3,100万円、法人町民税では、最近の経済状況や事業所ごとの経営事情もあるものの、11.1%増の2億円となっております。固定資産税では、3年に一度の評価がえで引き続き地価に下落の影響もあり、9.1%減の12億6,300万円となっております。歳入総額は59億500万円を計上し、骨格予算であった前年度対比9.1%増となっております。

町税全体では3.1%減の22億3,225万5千円を計上し、財政調整基金から3億1,483万円を、そしてびんぐし湯さん館施設整備等基金から2億200万円を繰り入れております。地方交付税の8億8千万円と、臨時財政対策債を合わせると11億5千万円の見込みとなっております。新規事業が多くなっていることもあり、予算編成でもご苦労があったものと推測するものであります。

次に、歳出についてです。スマートコミュニティータウン構想について、再生可能エネルギーの生産への構築と、エネルギーの効率的利用による省エネ対策は、相まって構築されなければなりません。この構想の先には、ものづくりの町坂城として、関連機器の開発やソフト面の開発、そして利用に向けて支援体制の整備など、これらを行うことを提案するところであります。

とりあえず、その第一歩として、太陽光発電設備設置費用の助成で、要望に対応するという、こういう答弁もありました。また、県が提案している1村1エネルギーについて、町は何を柱に進めるのか、このことを明確にし、町内企業やNPOの設立など、開発や導入しやすい環境をつくっていただきたいと思います。

例規集のデジタル化が取り込まれることになりました。ホームページへの掲載が待ち望まれます。

次に、温泉管理事業についてありますが、10周年を迎える湯さん館は、湯さん館設備整備

等基金2億200万円を使っての大改修です。町民の憩いの場と健康福祉の施設として、バリアフリー化など、だれもが利用しやすい施設に改修されることと期待するところであります。

コンビニ収納がこの4月から実施されることになりました。町税納税者の利便性と収納率向上に期待をしたいと思います。

健康福祉に関係してです。地域包括支援センターについては、職員体制について、センターで最も中心的な役割を果たしている社会福祉士は、正規採用で対応し、施設の充実に努めていただきたいと思います。緊急雇用事業として生活習慣病対策が取り組まれます。糖尿病等生活習慣病対策で、検診未受診者訪問や糖尿病等の生活習慣病治療継続支援、重症化予防を目的に対象者宅を訪問し、保健指導の実施をするということでもあります。また、保健記録手帳の作成などが整備されますが、緊急雇用としての一過性の取り組みにせず、恒常的事業として今後取り組んでいくことを求めたいと思います。

子供、子育てに関してであります。子供の医療費の無料化が、通院について小学校6年生まで拡大されることになりました。このことは一歩前進と評価するところですが、通院についても中学まで拡大することを求めてまいります。県下では、入院・通院とも高校卒業まで実施している自治体がふえてきております。今後とも、計画的に年齢拡大をすることを求めてまいります。乳幼児健診で、就学前の大事な時期に、発達障害の早期発見、対応のため、5歳児健康相談が行われることになりました。このことも非常に待ち望まれた事業であります。

保育園運営についてですけれども、保育職員は正規職員が半分以上となっており、正規職員の計画的な採用を求めます。また、障害を持つ子供がふえている状況で、12名の加配と時間延長が行われておりますけれども、1日を通して責任を持った体制、保育に当たることが必要であります。一時預かり保育について、村上保育園でも実施されることになりました。これで地域格差が解消することになります。

産業の振興対策であります。産業振興について、テクノセンターでは、これまで工業関係の研修や支援が中心でありました。24年度からは、商業者も含め定期的な経営フォーラムの開催など、町内商業の支援も始まろうとしております。また、ワイナリー形成事業では、6次産業の形成として、坂城ブランドのワイナリーの取り組みが始まります。この取り組みは、ブドウ農家の後継者の育成や耕作放棄地の解消、新規就農者の取り込みなど、町の新たな産業の創出としても大きな期待を寄せる町民がいらっしゃいます。

また、教育・文化についてでございます。村上小学校の耐震補強工事と大規模改修工事を着手することになりました。また、南条小学校については、24年度に建設検討委員会をつくり、新校舎建設に向けて取り組む計画が示されました。子供たちが安心・安全の学校生活を送れることになります。また、各小学校が耐震化され、その校舎は災害時の避難所ともなります。学校敷地内に防災庫の設置が必要と考えます。このことの検討も求めてまいります。

次に、同和問題についてであります。日本共産党坂城町委員会は、これまで一貫して、運動団体への補助金は廃止することを求めてまいりました。既に法律が終了しており、国や県でも終結しています。中沢町政時代では、順次減額してまいりました。しかし、しがらみのない山村町政は、前年度と同額の150万円を計上しております。私は、このことは非常に残念でなりません。運動団体への補助金は即刻取りやめるべきと考えます。

次に、松くい虫対策についてであります。自在山の防災対策及び松枯れ対策で町長も答弁されているように、治山事業を早急に行うこと、ゲリラ豪雨対策を早急に実施することです。また2次災害を防止するため、山に薫蒸処理で放置されている木は早く撤去すること。枯れた立木は、これも早く伐採し、山から撤去することを強く求めます。

松枯れ対策としては、空中散布の効果についてはさまざまな意見があります。豊丘村では、今年度以降は実施しないことを決めております。また昨年5月に多くの健康被害を出した島根県出雲市では、絶対の安全が確認されるまでは実施しないと決めております。

3年前、上田市において健康被害が報告され、空中散布を中止してきました。24年度も引き続き空中散布は行わず、伐倒駆除などの費用を増額して対応していくということであります。坂城町内でも、以前から空中散布による健康被害の訴えがあります。坂城町も上田市に倣って空中散布を中止し、伐倒駆除とその他の対策を中心とした取り組みを強化することを強く求めてまいります。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘しまして、議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算について」反対討論といたします。

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長（宮島君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号「平成24年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮島君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3「議案第15号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 有線放送電話特別会計予算の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第15号「平成24年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、3月15日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告をいたします。

- 携帯電話が普及し、廃止される方がふえている。防災上、重要な役割を担っていると思うが、これからの有線放送の役割について、どのようにお考えか。
- △ 「チャレンジSAKAKI」の一環として、有線放送と防災対策のあり方検討会を庁舎内で設置し、検討をしている。
- 有線放送電話の更新時期はいつごろか。
- △ 平成23・24年度で方向性を決定し、平成26年度を施設更新の目標年度として取り組んでいきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略し、挙手による採決の結果、議案第15号「平成24年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第16号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（宮島君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 国民健康保険特別会計予算の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第16号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」3月14日の委員会において説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 保険税の滞納繰り越しの状況は。
- △ 23年度の滞納繰り越し分の収納状況は、滞納繰り越し分全体では17.73%の収納率で、昨年比0.35ポイント上回っている。納税相談等で納付があった場合には、保険証交付の関係から、国民健康保険税を優先して充当している。
- 納税者のうち、保険証の窓口預かりとなっている世帯は。
- △ 10月1日の保険証更新時には45世帯であったが、その後、12月の滞納整理特別月間等納税

相談の実施により、2月末現在15世帯である。

○ 広域化についての動きは。

△ 現在作成されている県の広域化計画では、収納対策の共同実施について、長野県地方税滞納整理機構を設置する中で、国保税を含めた地方税の滞納整理を実施するとともに、徴収業務の研修などを行っている。後期高齢者医療制度の廃止に伴う制度改正については、平成25年度を第1段階として、75歳以上を対象に都道府県単位の財政運営を図り、保険税の算定方式等、環境整備を進めた上で、5年後を第2段階とし、全国一律に全年齢での都道府県単位化を進める方向で検討されている。

○ 特定健康診査の人間ドック委託料と、医療費抑制のための対策は。

△ 人間ドック委託契約医療機関受診の場合、事前に申請をいただき、日帰り1万3千円、1泊1万5千円の利用券を交付し、特定健診の受診率の向上に努めている。生活習慣病を起因とする疾病が医療費高騰の大きな要因となっていることから、特定健診等保健事業を積極的に実施することが必要であり、24年度は特定健診委託料を100名分増額する。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第16号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（宮島君） これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

1番（塩入君） 議案第16号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対する立場から討論を行います。

「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算」は、歳入歳出それぞれ16億7,450万8千円になっています。前年度と比べて5,356万7千円増になっています。

平成22年に国保税が値上げされ、町民1人当たりが9万9,761円になりました。そして今年度は、介護保険料が24%アップしました。年金から国保税、介護保険料が天引きされ、残りわずかな生活費で生活している人もいます。全国でも、約2割近くの低所得者が国保税を滞納しています。

坂城町でも、今までの滞納額は昨年の決算時で1億190万9,876円もありました。私は、昨年度の9月議会で、国が滞納している人に対してペナルティーをかけるということを問題にし

ました。保険証が交付されないと、命にも直接かわりがあります。

ペナルティーの状況についてですが、ことし2月末現在では、職員の皆さんの努力にもかかわらず、未交付が15世帯、昨年10月では、45世帯あったのが半分以下になりました。これは本当に職員の皆さんのご努力の結果だと思えます。資格証が21世帯、短期証は102世帯で、その内訳は、6カ月が16世帯、3カ月が11世帯、1カ月が75世帯となっています。ペナルティーを受けている世帯が138世帯にもなっているわけです。国民皆保険制度が確立している日本で、本当に安心して保険証を持ってない人がふえていることは、大きな問題です。

このような現実の中で、孤独死がふえてきていることは皆さんもご存じのとおりです。私も看過できない問題だと考えます。札幌市で40代の姉妹がライフラインをとめられ、医者にもかかれず、3回も生活保護の相談をしながら受給できませんでした。また、さいたま市では60代の夫婦と30代の息子の3人が餓死しているところを発見されました。このような日本の現実があるわけです。どの地域に起きてもおかしくないと思えます。坂城町でも起きるかもしれません。住民の命と暮らしを守る自治体は、住民一人一人に寄り添って対応していくべきだと思っています。私は、ペナルティーをかけるようなことをせず、国が社会保障費をもっとふやすように働きかけたり、また、町独自で一般会計から繰り入れるべきだというふうに思います。

また、医療費の抑制のためにも予防医療が重要です。特定健診、一般健診の受診率をもっと高め、保健指導を徹底することです。今年度は臨時で保健師が1名ふえました。本当に心強く思っております。なお、人間ドックの補助金を初め、脳ドック、PET検診などへの助成を行い、医療費の抑制をすべきだと考えております。

以上、議案第16号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対討論を終わります。

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番（西沢さん） 議案第16号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、加入者の医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、地域の住民福祉の向上に大きく貢献してきました。

しかしながら、国保被保険者の高齢化は年々進み、特に65歳以上の加入者の割合は、2月末現在で1,653人と、全体の39.3%を占め、加入者の高齢化による医療費増加は、国保財政に深刻な影響を与えています。また、医療費の増加に加え、長引く景気低迷による加入者の所得の減少に伴う国保税収入の減少などにより、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

こうした中で、加入者の利便性の向上を図る取り組みとして実施される被保険者証の個人カード化や、収支の均衡を保つための医療費適正化対策として、ジェネリック医薬品使用促進の実施や、特定健診、保健指導事業の推進による生活習慣の改善と疾病の未然予防は、健康増進と生活

の質を向上させ、将来にわたる医療費抑制と、健康で生き生きとしたまちづくりにつながるものと期待しております。

保険税の収納対策につきましては、昼夜を問わずに実施されている収納業務、短期被保険者証の交付による積極的な納税相談の機会の確保など、税の公平な負担をしていただくために努力されております。

保険税の適正徴収は、被保険者間の負担の公平化を図り、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたします。

必要な財源の確保につきましては、後期高齢者医療制度の廃止、それにあわせた国保制度自体の見直しなど、大きな変動期にあります。健全な財政運営と保健事業の充実、歳出に応じた適切な保険税の賦課徴収による安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（宮島君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（宮島君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5「議案第17号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第17号「平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」3月15日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

- 起債の償還を一般会計から繰り入れて行うようだが、今後はどうか。

△ 平成24年度当初に4件の起債残がある。24年度中に1件は償還期限となり、完済する。もう1件、繰上償還が国から許可されたため完済となる。残りの2件は平成29年度で完済となる予定である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第17号「平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第18号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 下水道事業特別会計予算の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第18号「平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算について」3月16日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

○ 平成24年度の下水道工事の計画は。

△ 上平地区は村上小学校付近から3分割して24年から3年間で整備を計画している。泉、入横尾地区については、黄金橋付近までの工事を予定している。

○ 歳入の受益者負担金7千万円と滞納繰越金50万円は、本年度分のみか、予算額か。

△ 受益者負担金については、分割納付分と24年度新規賦課予定の収入見込額を計上した。滞納繰越分については、過年度未納の1,679万2,700円のうち50万円を計上したものである。

○ 現在の下水道の整備状況は。

△ 坂城町の人口が約1万5,700人に対して、供用開始人口は1万300人で、約65%、全体の3分の2の整備率となっている。また水洗化人口は約7千人で、約68%の水洗化率となっている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第18号「平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することを決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の報告といたします。

議長（宮島君） 委員長の報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（宮島君） 審議の途中ですが、ここで昼食のため、1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時03分～再開 午後1時30分）

議長（宮島君） 再開いたします。

◎日程第7「議案第19号 平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（宮島君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 介護保険特別会計予算の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第19号「平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について」3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ 要支援・要介護者の認定の傾向は。

△ 平成23年度は1月末現在648人となっている。65歳以上の人口が増加していくことから、認定者数も増加傾向にある。内訳については、要支援1が27人、要支援2が59人、要介護1が131人、要介護2が123人、要介護3が99人、要介護4が114人、要介護5が95人である。

○ 介護予防福祉用具購入費と介護予防住宅改修費の内訳は。

△ 在宅で生活するために必要な手助けになる福祉用具購入費については、要支援者対象に10万円を限度に10人分を見込んでおり、住宅改修費についても要支援者対象に20万円を限度に10人分を見込んでいる。

○ 地域支援事業のうち、配食サービス事業の利用者数は。

△ 平成24年度では月平均33人、520食分、64万円を見込んでいる。

○ 施設介護サービス給付費の介護老人福祉施設の増床計画の具体的内容は。

△ 町内社会福祉法人の増床計画については、広域型特養20床増床、短期入所10床の増床が計画され、町の第5期事業計画に当初盛り込む予定であったが、第5期計画における長野圏域内の充足率の点や、地域包括ケア推進の考え方などから、県においては広域型特養として整備が認められず、地域密着特養での20床増床という計画に変更となった。あわせて当初計画していた短期型施設10床の増床については、地域密着型特養に変更したため、敷地面積的に不可能となった。法人が事業実施主体であり、平成25年に建設、平成26年4月開所という計画である。初年度の平成26年度については、入所数は15人、4,303万円ほど給付を見込んでいる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第19号「平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長（宮島君） これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（入日さん） 私は、議案第19号「平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について」反対の立場で討論します。

24年度は介護保険の見直しが行われ、町でも保険料が約24%アップします。生活保護世帯や町民税非課税世帯も、年額2万1,300円から2万6,400円に、5,100円の増額になります。自治体によっては、低所得者層を基準額の40%と低額にしたり、軽減をしているところもあります。

介護保険の一番の欠陥は、保険料を取られても、介護認定によってサービスが決められ、必要なサービスを受けられる保証がないことと、お金がなければサービスを受けられないという点です。施設が少なく、入りたくても入れない待機者や介護難民を多く生み出します。今度の改定では、生活援助などの単位数が減らされ、事業者の経営はより厳しくなると思われます。

事業者が軽度の生活援助をしなくなれば、利用者のサービス利用も限られてしまいます。自立して生活する権利すら奪われかねません。介護福祉士による、たんの吸引等の医療行為は、職員により重い負担を負わせ、職員不足に拍車をかける懸念があります。福祉現場における医療・看護体制の充実こそ優先すべきです。

介護保険に必要なのは、介護認定制度を廃止し、利用者が必要なプランを担当職員と話し合っ
て決めることです。そして国は、介護費用の50%に国庫負担をふやすべきです。介護保険は国
が決めた制度ですが、町は保険料を抑え、よりよい保険制度にするために、国に改善要求をする
べきだと思います。

以上で私の反対討論とします。

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番（西沢さん） 議案第19号「平成24年度坂城町介護保険特別会計予算について」賛成の立場から討論をいたします。

坂城町の2月末現在の人口は1万5,867人、65歳以上の高齢者人口は4,628人、高齢化率は29.2%で、昨年同時期と比較すると人口で153名減少し、65歳以上の高齢者は49人増加、高齢化率にして0.6%の上昇となっております。

このように、急速に進む高齢化社会に対応し、介護を必要とする高齢者が、できる限り自立し

て暮らせるよう、平成12年度に介護保険制度が創設され、3年ごとに事業計画を定め事業を進めてまいりました。

平成24年度からは、第5期事業計画により、新たに保険料が改定されました。年々介護保険給付が伸びる中、新しい保険料につきましては、県の財政安定化基金の交付金や支払準備基金を取り崩すなど、できる限りの配慮がなされ、第5期保険料は、県平均見込額より月額保険料で520円低い金額となりました。

このような状況の中、当町の介護保険特別会計予算は12億2,812万円が計上されております。介護保険の利用増加に伴い、保険給付費は前年度対比3%の伸びを見込み、介護保険の制度の浸透、認知症デイサービスセンターやグループホームなどの地域密着型サービス基盤の充実などに努めています。

地域包括センターにおいても、高齢者が支援や介護が必要となった場合に、それ以上状態が悪化しないようケアサポートする介護予防事業を初め、要支援や要介護状態になることをできるだけ防ぐ地域支援事業につきましても、さまざまなメニューを提供していただいております。

高齢者が増加する中において、ますます介護保険制度が重要となっており、後期高齢者を初めとする医療制度や社会保障制度全体において、先行きが不透明な状況にはありますが、高齢者の負担に十分な配慮をされる中、さらなる介護サービスの充実を図られるようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

議長（宮島君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（宮島君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8「議案第20号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（宮島君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 坂城町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第20号「平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ 後期高齢者広域連合との連携は。

△ 年度当初に市町村担当者を集めて年間のスケジュール業務内容についての説明会が開催される。
また、市町村から幹事が選出され、議会開催前の議事事項・検討課題についても協議があり、その中で各市町村からの要望等も検討される。

○ 被保険者数と保険料の見込みは。

△ 24年度の対象者は2,560名と見込んでいる。保険料については2年ごとに見直しが行われ、医療給付費及び被保険者を過去の実績により推計し、伸び率を予測して算定している。24・25年度については医療給付費を2.5%増、被保険者数を1.3%増と見込み、広域連合で算定している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第20号「平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

議長（宮島君） 次に、追加日程に入ります。

追加日程第1「選第1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」から、追加日程第10「議案第26号 平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」までの10件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

9番（大森君） 発委第1号「坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をいたします。

本案は、依然として厳しい状況が続く社会経済情勢にかんがみ、議員報酬の額を減額する特例措置について、現行の平成24年3月までを1年間延長いたし、平成25年3月までとするため、議員報酬の特例に関する条例の一部改正をいたすものでございます。

なお、減額の内容については、議長が5%、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が4%を、それぞれの報酬月額から減ずるものでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

げまして、趣旨説明といたします。

6番（塚田君） 発委第2号「公的年金の2.5%削減に反対する意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

厚生労働省は、「特例水準」を解消するとして、3年間で2.5%の年金削減を行おうとしている。

当時、政府は高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり適切な措置であったと思う。

しかるに、今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較しても、ますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消・2.5%削減」を強行することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも、認めることはできない。

以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求める。

記

1 公的年金の2.5%削減は行わないこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（宮島君） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時58分～再開 午後1時59分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

10番（中嶋君） 発委第3号「直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は、一昨年6月22日に「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。「大綱」では「道州制」についての検討も射程に入れていくとしつつ、「『補完性の原則』に基づいて可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担う」と記載されている。

しかし「三位一体改革」に見られたように、政府は、国家財政の健全化のために「地方交付税」や「国庫補助負担金」の削減をしている。地方財政の困窮や破綻を念頭に置いていない。加えて、道州制と道州制に向けた市町村のさらなる合併が進むことで住民の権利が行使しにくくなる。現在、議論されている地域主権改革は住民自治解体の危険がある。

このような地方移譲を推進することは、国が自らの責任を放棄し地方自治体へ押しつけ、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、公平・公正な行政サービスを脅かし、決して住民にとって有益であるとは思えない。

未曾有の被害を及ぼした東日本大震災をはじめ、頻発する集中豪雨や土砂災害、大雪による被害に対し、被災者の救出や災害復旧のため、先頭に立つべき地域の建設業は、公共事業予算の削減で疲弊し、災害時に出動できる建設業者が不足する事態である。加えて、地方にとって建設業

は基幹産業のひとつであり、建設業が雇用対策ともなっている。こうした実態から、公共事業予算の確保に加え、災害への備えとして建設業の育成及び維持を行う必要は極めて重要である。

一昨年、国が建設管理する直轄国道の維持管理費がおよそ20%削減され、道路巡回や法面除草の維持管理が低下している。路上落下物の放置は重大交通事故の発生を誘発し、除草の縮減によって農産物の害虫被害の温床となるほか、視認距離不足による安全な通行への影響も懸念される。また、河川管理における維持管理費の削減も、河川災害の危機を高め、広範な住民の生命や財産が危険にさらされる。

特に重要な施設を担当する国の公物管理は、その機能確保などは連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き、国が行うべきである。さらに、緊急的な災害復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならない。専門性及び大規模災害の対応経験が豊富な国が行うことで、より速く確実に対応することが可能である。したがって長野県全域の防災支援を担う国土交通省関東・北陸地方整備局及び管轄する千曲川事務所、松本砂防事務所、長野国道事務所のほか、その出先機関の各出張所を存続させることは不可欠である。

よって、政府及び関係機関におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省の地方出先機関を廃止しないこと。
- 2 地震・津波・豪雨・豪雪などに対する防災対策を全面的に見直し、支援体制と防災予算を拡充すること。
- 3 道路・河川などの公物管理に必要な維持管理予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な維持管理を実施すること。
- 4 地方経済を支えるとともに災害対応の体制強化のため、地元建設業の育成及び経営維持のための適切な措置を講ずること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（宮島君） 続いて提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、私の方から議案第21号から26号まで、一括してご説明申し上げます。

まず議案第21号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、平成19年6月1日以来、町の教育行政にご尽力いただきました長谷川臣委員が、本年3月31日をもって辞職することに伴い、その後任といたしまして、現企画政策課長であり、これまでも都市・下水道課長、産業振興課長などを歴任する宮崎義也君を選任したいと考えます。南条小学校改築などに対応するため、行政経験、そして行動力があり、教育課題に対応できる宮崎君が最適任であり、教育委員を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4条第1項の規定により、議会の同意をお願い申し上げます。

なお、任期は前任者の残任期間である平成24年4月1日から平成25年6月30日まででございます。

次に、議案第22号「平成23年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ74万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を59億1,277万5千円といたすものであります。歳入の主な内容につきましては、町民税やたばこ税など町税全体で6,410万円、地方消費税交付金で569万3千円、財産運用に係る財産収入で1,769万2千円をそれぞれ増額し、子ども手当負担金などの国庫支出金で4,740万円、財政調整基金など繰入金で4,190万5千円、町道A01号線道路改良工事などの事業にかかわる町債で、1,020万円をそれぞれ減額するものなどがございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、重度障害者福祉医療費で600万円、県営かんがい排水事業負担金で500万円、基金積み立てとして財政調整基金に5,405万3千円、減債基金に3,293万7千円、文教施設整備基金に5,222万2千円をそれぞれ増額いたし、子ども手当で4,220万6千円、下水道の整備による受益者負担金が増加したことなどにより、下水道事業特別会計への繰出金が3千万円、町道A01号線道路改良事業で1,173万9千円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金で636万6千円をそれぞれ減額いたすとともに、そのほか歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正でございます。

また、繰越明許費といたしまして、町道A01号線道路改良事業、都市計画街路事業、高速交通対策一般経費について、事業繰り越しをいたすものがございます。

次に、議案第23号「平成23年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万2千円を追加し、総額を4,234万円とするものがございます。歳入の主なものといたしましては、移設や修理等にかかわる工事費負担金等87万5千円を減額し、使用料及び手数料7万7千円、利子及び配当金123万2千円を増額いたすものがございます。

歳出の主なものといたしましては、設備の維持にかかわる修繕料148万円、支障移転等の工事請負費655万円を減額し、設備基金積立金で1,077万6千円を増額いたすものがございます。

続きまして、議案第24号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,690万2千円を追加し、総額を17億64万3千円とするものがございます。

内容について申し上げますと、歳入の主なものにつきましては、共同事業交付金490万5千円、他会計繰入金323万2千円を減額し、療養給付費交付金1,270万円、基金繰入金1,048万円を増額いたすものでございます。

歳出の主なものとしたしましては、一般被保険者高額療養費500万円、退職被保険者等高額療養費300万円を減額し、一般被保険者等療養給付費2,100万円、退職被保険者等療養給付費700万円を増額いたすものでございます。

次に、議案第25号「平成23年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」提案理由をご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,827万2千円を減額し、総額を9億2,120万円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、消費税の還付金等により、一般会計繰入金3千万円、千曲川流域下水道上流処理区事業費の精算により、町債460万円を減額し、受益者負担金592万2千円を増額いたすものでございます。歳出の主なものにつきましては、下水道事業費2,257万2千円を減額いたすものでございます。

議案第26号「平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39万5千円を追加し、総額を12億437万9千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、財産収入の増額と繰入金及び保険給付費等の組みかえによるものです。歳入の主なものにつきましては、財産収入39万5千円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金292万円を増額し、介護保険支払準備基金繰入金290万4千円を減額いたすものでございます。歳出の主なものにつきましては、基金積立金を39万5千円を増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（宮島君） 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩といたします。

(休憩 午後2時14分～再開 午後2時25分)

議長（宮島君） 再開いたします。

◎追加日程第1「選第1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」

議長（宮島君） 平成24年3月31日をもって任期満了する坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第188条第2項の規定により、指名推選いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認め、よって、議長が指名することに決定をいたしました。

坂城町選挙管理委員に新田信吉君、柳澤芳雄君、宮川甚二君、玉井利之君、4氏を、補充員に師田和幸君、池田ひろ子さん、中沢信明君、宮原紘一君の4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方々を、坂城町選挙管理委員及び同補充員に当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました新田信吉君、柳澤芳雄君、宮川甚二君、玉井利之君を選挙管理委員に、また師田和幸君、池田ひろ子さん、中沢信明君、宮原紘一君が同補充員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

◎追加日程第2「発委第1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第3「発委第2号 公的年金の2.5%削減に反対する意見書について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第4「発委第3号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

議長(宮島君) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時29分～再開 午後2時31分)

議長(宮島君) 再開いたします。

◎追加日程第5「議案第21号 坂城町教育委員会委員の任命について」

議長(宮島君) これより質疑に入ります。

6番（塚田君） 長谷川臣氏、教育長・町公民館長と任期途中での辞任は、その理由を説明願いたいと思います。

町長（山村君） 私からお答えします。任期を1年数カ月残しての辞任なんですけれども、これは本人から非常に強く一身上の理由ということで求められましたので、なかなか慰留しがたく、その決定をいたしました。以上でございます。

6番（塚田君） 職員からの教育委員選任ということですが、これは過去に例があったか。また、町に教育行政の人材が不足しているのか、ないのかと。それと教育委員会の行政からの独立の原則についての見解をお伺いします。

町長（山村君） 町のスタッフから教育長の前例あるかということですけど、今、手元に資料ございませんけれども、多々あるというふうに伺っております。もし必要ならば、だれか答えていただけたらと思います。

それから、教育というのはですね、現場では教育のプロが教壇で教育する、これは必要です。しかしながら、必ずしも教育畑の人間が教育長になる必要はないと。過去の事例もあります。幅広い観点から教育に取り組んでもらうということでございます。独立性は担保しながら、そのような運営をしていただければというふうに思っております。以上です。

副町長（宮下君） 20年ほど前になりますか、林信男さんが職員から教育長になっているのが、最近の中では一番近いと思うところでございます。

6番（塚田君） 熱意があればという町長の答弁でしたが、選任教育委員の宮崎義也氏について、今までの教育行政の精通について、また経験があったかどうか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

町長（山村君） 先ほど申し上げましたように、教育長に就任するに当たって、必ずしも教育の実践の経験がなくても可能だと思います。要するにマネジメントの問題だと思っております。その点では彼は抜群の能力を持っていると思っております。

長谷川臣さんから辞任の申し出をいただいたのは、きのうきょうではなくて、割と早い時期にいただきました。そういうこともありまして、本人には、宮崎君にはその面も含めて、ひそかに勉強するようにずっと言っていましたので、勉強は終わっているんじゃないかと思えます。以上でございます。

議長（宮島君） ほかに。

（なしの声あり）

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長（宮島君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午後2時36分～再開 午後2時37分)

議長（宮島君） 再開をいたします。

ここで長谷川臣君、宮崎義也君から発言を求められております。許可いたします。

教育長（長谷川君） 貴重な時間と場所をちょうだいいたしまして、議員の皆さん方に一言御礼を申し上げたいと思います。

私、今月末をもちまして、教育長を辞任させていただけることになりました。先ほど、理由はということでお話、ご質問もございましたが、ちょっと私が答えるべき立場なのかもわかりませんでしたので、失礼をさせていただきましたけれども、2年ほど前から、気力とか体力とかそんなようなことで、少し自分が衰えてきたなあということを感じるようになってまいりました。一番は持続力といいますか、そういうものが落ちてきたなあということを実感しつつ、自分では、そろそろこれが限界かなあと思うようになってまいりました。

山村町長さんには、何度かお願いをいたしまして今回お認めもちょうだいし、また3月の19日の教育委員会でもご承認をちょうだいして、こういう形で引かせていただくことになりました。

申すまでもなく浅学非才でありますし、今まで教室で子供と一緒に学ぶことが仕事でありましたので、こういう今までとは全く違う世界での務めということは、私としますと結構苦しいなということが続きました。そんな状態でありますので、町のために何かできたかということ、全くそういうものはないわけがございますけれども、そんなものでありましたが、議員の皆さん方のお力添え、また役場の皆さん方のお支え、それから町民の皆様からも、ご助言や激励をいただきながらここまでまいりましたことを、本当に、最低限の責任かもしれませんが、一応果たせたなあと思って、ほっとしているところであります。まことにありがとうございました。

皆様方におかれましては、ますますご健勝で、坂城町発展のために今後もご活躍くださいますことをお祈り申し上げたいと思います。

本日までにちょうだいいたしました多くの皆様方のご厚情に深く感謝を申し上げまして、辞任のあいさつにさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

企画政策課長（宮崎君） 貴重な時間を、私のあいさつのためにお割きいただきまして、ありがとうございます。また、ただいまは、教育委員の任命に際しましてご同意をいただきまして、感謝申し上げます。

私も役場へ入って34年でございますが、略歴書見ていただければわかるように、教育委員会へ出向したことは、実はありません。そういう中で職責を全うしていくというためには、やっぱり常に学びの心を持ちながら、例えば現場の皆さんのお話を聞いたり、それぞれの団体の皆さんのお話を聞いたりしながら、また実際、教育を受けたい、教育をしていきたいという方の、やっぱり目線に立って物事を考えて大局的に判断していくことが必要だろうと、こういうふう考えているところでございます。

そういう中で、この坂城町については、教育に大変熱心な場所ということで、歴史的にも、算学等もありますし、格致学校もありますし、最近では坂城中学校の建てかえというようなことに大変熱意を持ってきているという中で、山村町政の中でもですね、耐震にあわせて村上を大規模改修したり、南条小学校の全面改築といったような大型事業も予定しているということでございます。

そういう中にありまして、私自身、浅学非才であることは自分自身が十分よくわかっているつもりでございますが、何とか前に進んでいきたいという気持ちは、覚悟もできているつもりでございます。そういう中で、議会の議員さん初め、この会場にいらっしゃる皆様方のますますのご支援、ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎追加日程第5「議案第22号 平成23年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

4番（塩野入君） 補正予算（第7号）についてご質問いたします。

まず15ページであります、町債、目3消防債の関係で、これは6、7ページに地方債補正がございまして、6、200万円ということで、地方債補正の中で消防防災対策債が全額これ減らされて、そして新たに追加で消防施設整備事業債が1、270万追加して、合計6、200万円を減額して、それを一般財源で支出というふうに見えるわけですが、その辺の内容をお聞きしたいということでもあります。

続いて30ページであります、子ども手当、款3民生費項2児童福祉費の目1の児童福祉総務費の30ページに、子ども手当がございまして。これ多分内容、金額というか、手当の額の変更であろうかと思いますが、そのちょっと内容を、大きな額でありますのでお聞きをいたします。そして、これは過日の予算審査の中で、1、900名ほどが該当したという委員会の中のお答えがありましたが、その辺の人数、いかがでしょうか、お聞きをいたしたいというふうに思います。

それから31ページであります、31ページの目3保育園総務費の中で、広域入所負担金19025があります、これは収入の方で広域入所負担金が204万6千円ばかりふえていますが、恐らくこれ受託の方、受ける方がふえたと思うんですが、その辺の内容をお聞きをしたい

というふうに思います。

それから、37ページであります。款6農林水産業費項1農業費目5の農地費であります。その中の19023県営事業負担金500万円があります。これ六ヶ郷用水の負担金ということだと思いますが、その内容をお聞きをしたいと思います。

そしてもう一つは、52ページであります。款10教育費項5保健体育費目3食育・給食センター運営費の中で、賄い材料費178万7千円が減額になっております。これ給食費の関係で、給食の日数とかの最後に、精算か何かの関係かなあとは思いますが、その内容をお聞きしたいと思います。以上5点お願いします。

財政係長（臼井君） 私からは、防災対策事業債を施設整備事業債に動かしした理由と申しますか、そちらについてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、第3分団のコミュニティーセンターの建設事業に充てる起債でございます。当初は、より充当率の高い防災対策事業債、こちらの借入れを予定しておりましたけれども、本補正予算で計上してございます。税金等の増加、そういったものを勘案する中で、借入れできる額、こちらについては若干少なくなりますものの、より交付税の措置率の高い施設整備事業債を活用することといたしたところでございます。以上でございます。

福祉健康課長（塚田君） 私からは、まず30ページ、子ども手当等の減額にかかわるご質問についてお答えを申し上げます。

子ども手当につきましては、大変制度がたびたび変更になってきているということでございます。昨年の23年度当初予算編成時におきましてもですね、23年度の内容、正式に固まっていない状況での予算編成でございました。22年の4月から子ども手当始まっております。一律1万3千円という中でございました。昨年の当初予算編成時期におきましては、3歳未満につきましては、7千円上積みして2万円というような案がございまして、当初予算編成時におきましては、1万3千円の12カ月分と、3歳未満については7千円プラス、これは4月からということでありましたので、23年度の支給については4月分から1月分までということですので、10カ月分ということになります。

その分が、当初予算では見込んだわけではございますが、ご案内のとおり、昨年の10月からですね、特例措置という中で支給額がそれぞれ年齢、あるいは第3子の場合ですとか、中学生の場合ですとかということで、それぞれ1万円、1万5千円というような金額の設定に変わっております。この変更があり、それから7千円の、いわゆる増額支給というんですか、これがなくなった関係によってですね、今回大きな減額ということになっております。

人数の関係でありますけれども、毎月毎月対象人数変わってまいりますので、正確な人数ということでは、ちょっと手元にはございませんが、毎月おおむね1,900人から2千人の間ということで、ご理解をいただければというふうに思います。

それから、続いて31ページ、保育園総務費の関係であります、保育園一般経費の広域入所負担金の関係であります、歳出の方、それから財源内訳の部分にあります広域入所負担金、それぞれふえております。それぞれですね、当初の見込みよりもふえたということでもあります。ご質問いただいた、その歳入の関係、財源の関係であります、当初予定していた子供さん5名ということで、当初予算計上いたしました。

それぞれ年間通してということではなくて、途中からであったり、途中までということも含めてであります、最終的にはですね、10名の方が広域入所ということで他市町村から坂城町の保育園に、保育所で保育をしたということでもあります。

歳出の関係であります、これも増額になっておりますが、当初6名分ということで予算計上いたしました、最終的には12名の方を他市町村へ委託をしたということで、それぞれ増額になっております。以上です。

産業振興課長（小奈君） 私からは、県営かんがい排水事業の県営事業負担金500万円についてお答えいたします。本件は六ヶ郷用水の改修に係り、24年度以降の実施予定箇所のうち、320mの改修について、今年度県の予算化がされたことに伴い、この追加の改修に係る町負担分を計上したものでございます。

教育文化課長（柳澤君） 私からは52ページ、食育・給食センター運営事業の中で、賄い材料費の部分でございます。

当初予算編成後、各学年行事で、給食の提供をしなくても済むという日数がありました。その部分を、その食数を算定をいたしまして減額の予算計上をさせていただいたところでございます。以上です。

4番（塩野入君） まず地方債の関係ですが、これ今、交付税の措置率が高いものと、こういう説明でありました。それはわかりますが、ここ一財が加わりますので、その一財と合わせて、一財でいいのかどうか、さっき聞いたんですが、一財の支出がここへ出ていますから、その一財と合わせて有利になるのか。その辺のことはどうなんだろうかね。今ここで少なくして一財を投入します、そのかわりに、減った分6,200万円の減額分を一財で入れますが、その辺がどんなふうにするんでしょうか。どうでしょうかということ、それをお聞きをします、その内容。

それから、これは今大体、内容はそのとおりだということでもわかりました。これ特措法できてますから、これから恒久法といいますか、戻るみたいな形になろうかと思うんですが、その中で、今予算にあれ、2・3月分、2月・3月分が動く、年度を超えて動く部分があるかどうか。もしあるっていえば、それ予算の関係で、丸々その年度に全部いくんではなくて、2カ月分、2月・3月分は動くのかどうか。全く同じなのか、このままの予算でいいのかどうかという内容を、ちょっとお聞きをしたいということでもあります。

これで24年度予算、こういう形になっていますが、これは今関係のものを全部踏み入れて、

24年度予算はしっかりできているのかどうかという内容であります。

それから広域入所であります、今、大変厳しい雇用情勢であります。24年度650万円の計上してございます予算、24年度ですね、予算650万円計上してありますが、その辺のところは出入りがありますけれども、そういう雇用情勢から見て、これから先、24年度状況はどうでしょうか。それをお聞きをしたいと思えます。

それから、県営かんがい排水は、これ内容はわかりましたが、23年度で1億2千万ばかりで、用水、頭首口から少し落ちたところを3カ所工事をするわけで、今しているわけであります、その部分が、今おっしゃった中で320m延長するということでもありますから、その額、工事費のところへそれが反映されるから、当然今の23年度1億2千万が、これはふえると思うんですけども、坂城町もありますし、千曲市もありますから、その辺の動きはどう、どんなふうになるのでしょうか。丸々ここへ、23年度にこれが、あともうわずかの少ない期間ですけれども、どうなるのか、その状況をお聞きをしたいということでもあります。

それから賄い材料、そういうことでありまして、あと滞納がですね、これもこのごろの決算審査で小学校、中学校それぞれ2月末3名ずついらっしゃるということでもあります、今までご苦労して、滞納がゼロになっておりますので、あともうわずかではありますが、その辺の滞納への取り組みをお聞きをしたいと思えます。以上です。

財政係長（臼井君） 先ほどのご質問につきましてお答えいたします。措置率と言われる交付税に算入する率、こちらについては違いは5%という状況でありますので、借り入れを減らした分、一般財源の投入があるわけですけれども、そちら当然満額補てんされるといったものではございません。ですけれども、たまたま税収の増収ですとか、そういったものが見込めるという状況もある中、それから翌年度以降、村上小学校初め南条小学校の改築、そういった起債を発行しなければ対応できないような事業も、大きなものが見込まれるという状況の中で、今回一般財源は若干投入するんですけれども、そちらの起債にかえたということもございます。

福祉健康課長（塚田君） お答え申し上げます。まず児童手当の関係であります、報道等でもされておりますように、この4月以降のものについては、まだ正式に確定をしておらないという状況であります。この3月いっぱい正式に法律が通りませんと、もともとの児童手当に戻るというようなことであるわけですが、この間の、16日付の恐らく新聞ですね、ごらんになった方もあると思えます、3党合意がされたということで、おおむねその方向でいくのではないかなあというふうに思っております。

合意された内容につきましては、現状、その特別措置の中で支給がされております。現在のですね、3歳未満については1万5千円、それから3歳から小学校修了までについては原則1万ですけれども、第3子以降は1万5千円、それから中学生については1万円というのが、金額は、これは継続されるだろうということでもあります。

ただ、その所得制限というのが新たに、これは6月分以降ということになりますけれども、これに伴って所得制限に係る部分については、合意の内容ですと5千円が支給になるというような報道がされております。これはまだ確定しておりませんので、現状のですね、現予算につきましては、現状の金額が1年間支給されるということでの見込みをしてございます。そんなことでご理解をいただければと思います。

それから、広域入所の関係であります、昨年につきましてもですね、当初の見込みからですね、途中の希望、それぞれ受諾・未諾もあったという中でふえております。今年度、24年度におきましては、当初予算においては、委託分について12名のお子さんの予定ということで650万計上してございます。これもですね、年度の途中で、どうしても希望も出てこようかと思えます。基本的に途中希望の場合には、原則町内のお子さんをですね、途中入園の希望ももちろんあるわけでありますので、町内の子供さん優先で、定員に余裕があれば町外の方もお受けをしていくということになろうかというふうに思えます。

これはいろんな状況がございまして、認められればということでありますが、そんなことで、当面現状を把握している中での当初の予算計上ということで、ご理解をいただきたいと思えます。以上です。

産業振興課長（小奈君） 六ヶ郷地区の県営かんがい排水事業ですが、こちら改修は平成28年度までやるということの中で、改修区間全体は2,421mという距離のものでございます。そのうち現在三つの工区動いております。この工区の合計が622m、今回その320mをそこに追加して改修工事をしていくということで考えているものでございます。

これまで県の方の総額では、今年度1億3,500万円余、今回の追加分については、県の方の全体でいきますと4千万円ということでございます。

教育文化課長（柳澤君） 給食費の未納の対応ということで申し上げます。2月末に未納の状況がございすけれども、例年給食費の集金の打ち合わせ会という部分を開催しております。学校長、PTA、それから教育委員会入りまして、参画して打ち合わせをしているような状況でございます。本年度も未納がないように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

9番（大森君） 1点だけお尋ねいたします。ページ、10ページ、款14県支出金項2県補助金目3農林水産業費県補助金、説明の001森林病虫害等防除事業伐倒駆除411万3千円が減額になっております。これとあわせて歳出の方で38ページ、これについて、当然、県の補助金が減額になっているわけですが、説明の方では全部、ほぼ減額になっているのはあるんですが、ほぼ使い果たしているということですが、この関係、伐倒駆除はどんなふうにしたのか、ご説明願いたいと思えます。

産業振興課長（小奈君） 伐倒駆除につきましては、今回、今年度につきまして、上平地区、また上平地区だけではなく、びんぐし公園の付近を含めて大きなところ、大分進んでおりますところ、こ

ちらの方を中心に展開してまいりました。申しわけございません、ちょっと数字については手元に示すものはございませんが、実施につきましては、範囲について展開をしてきたところでございます。

申しわけございません、10ページの方の説明、10ページにつきまして、森林病虫害等防除事業につきまして、伐倒駆除、こちら411万3千円の減額となっておりますが、その下、森林松林健全化整備事業という中での311万3千円ということで、若干町の方の持ち出しがふえたわけでございますが、つけかえということで実施させていただいたものでございます。

申しわけございません、ちょっと確認をしてまいります。暫時休憩をお願いいたします。

議長（宮島君） 暫時休憩をいたします。質問はしっかり受けとめてお答えを願います。

（休憩 午後3時08分～再開 午後3時19分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

産業振興課長（小奈君） まずは、貴重なお時間をちょうだいしまして、まことに申しわけございません。まず今年度、伐倒駆除、こちらにつきましては、伐倒駆除1, 117m³を実施いたしました。その財源については、森林病虫害等防除事業から同じ県の支出金ではありますが、保全松林健全化整備事業に振りかえて行ったものでございます。差額につきましては、一般財源により当初計画どおり実施をしたものでございます。

9番（大森君） つけかえた理由は何でしょう。伐倒駆除する必要はなかったということですか。

それと私は一般質問で、あの写真について、比較した写真は一体どうなのかって私はお聞きしましたが、有効だというお話がありました。果たしてあそこの部分を伐倒駆除、この400何がしを使ってきちっとやっていけば、またそういう事態にはならなかったんじゃないかと、私思うわけですが、これについての答弁を求めます。

産業振興課長（小奈君） 伐倒駆除にかかります予算のつけかえですが、こちらの県の方へと申請、協議をしていく中で、保全松林健全化整備事業と、こちらの方で伐倒駆除という形でつけていただいたものでございます。また、ただいまご質問のありました写真についてですが、これであの地区をやらなかったんじゃないかというお話でございます。あの地区もしっかりやっております。ただ、やった時期については9月に入ってからのということで、若干遅くなったものでございます。

9番（大森君） あのあり方の写真は、6月何日かになっているんですよ。それで伐倒駆除したのは9月でしょう。それじゃあ、その写真はおかしいじゃないですか。あれ比較するものなら、断じておかしいものでしょう。同時にやっていて、それでそういう状況だということと違うじゃないですか。

産業振興課長（小奈君） 6月にやるべきではあったのかというお話でございます。こちら伐倒駆除、写真の有効性というお話であります。写真については、現在の、その当時の自在山そのものを撮ったものでございます、撮影したものでございます。当然そこに比較があれば、それは有効であると考えております。

7番（山崎君） まずページ、34ページ、合併浄化槽設置のやつです、次の35ページになりますが、合併浄化槽、説明の19043、減額についての理由。また、それが来年の予算に反映されるのか。

また次の部分でページ、41ページ、目3道路新設改良費、説明の010805、A01号線1、179万3千円の減額について。また、それが24年度予算にこの減額分が反映されるのかということについて質問いたします。

建設課長（荒川君） まず34ページ、合併浄化槽設置補助の減額でございますが、これは実績見込みによる減ということでございます。

続きまして、41ページのA01号線、これにつきましても、今年度3千万の事業予算で進めてきたところですが、用地交渉等の交渉の進捗のぐあいから、今回減額補正をお願いしたものでございます。

失礼しました。いずれも24年度予算につきましてはお認めいただきましたけれども、予算の計上のおりでございます。減額分は反映ということではございません。

7番（山崎君） 合併浄化槽については、小網地区の合併浄化槽の関係だと思います。現在、合併浄化槽に関しては、県と国からの1,860万円の、今回減額になっております。町の方といたしましても、一般財源から約500万円ほど減額という形になると思いますけれども、そうなりますと見込んでいた以上に、合併浄化槽が小網地区で進んでいないという気もいたします。実際、小網地区でどの程度の普及率になっているのか。あと、いつごろそうやって合併浄化槽いくのかという部分。あと、町の方の財政、一般財源から500万の減額ということで、今まで私もいつも一般質問してはいますが、エリアになっていても、やっぱり合併浄化槽を設置させるのに7年、8年かかるところに、合併浄化槽の補助金を出せるくらいの余裕があるんじゃないかと思うので、その部分をお聞きしたいと思います。

また、次のA01号線ですが、今回また南条小学校の北側の地区だと思います。あの辺の土地買収に絡んで、この部分が進まなかった部分の減額だと思います。これ、約1千万、1,100万ですか、減額になっています。その部分はまたA01号線、谷川地区、補正でもいいですけど、谷川地区南の方の街路工事を進めるためにも補正を出していただけたらと思います。以上です。

建設課長（荒川君） まず、合併浄化槽の関係でございますが、小網地区の普及状況、現在、一般家庭でございますが、50戸中30戸、60%の普及状況でございます。今後の推進の予定でございますが、平成25年度までの時限のある補助制度ということで取り組んでいます。

地元の活性化委員会を通じて利用促進に、補助金の利用をお願いを申し上げているところでございます。

また、今回減額でございますが、これをまだ下水が普及にならない、他の地区に振りかえられ

ないかということですが、これは国・県の二重投資の廃止ということから、現状、下水道整備区域内についての合併の補助ということは、考えてはおらない状況でございます。

続きまして、A01号線でございますが、今回、繰越明許費でもお願いをしておりますけれども、事業費のまず減額のお話と、まだ今年度用地交渉の関係で一部繰り越しの予算ということで、24年度をお願いをしている、そんな状況でございます。またこの部分が、新規の若草橋以南の事業化の方にはちょっと充てられないということで、ご理解を賜りたいと思います。

1番（塩入君） 10ページ、項14県支出金項2の県補助金目3ですね、3の農林水産業助成金に關係して、説明の009保全松林健全化整備事業が311万使われているわけですが、実際どういう事業をされたのか、具体的にお聞きします。

それともう一つは、先ほど質問された中で、伐倒駆除、県の助成金411万が削除されているわけですが、その理由、つけかえた理由ですね。それについて質問します。

産業振興課長（小奈君） 先ほどご質問にお答えした内容と同じでございます。こちら保全松林健全化整備事業、こちらで伐倒駆除、こちらの方を実施したものでございます。補助団体でございます。県と協議する中で、事業費の県の補助金の方については、つけかえさせていただいたということでございます。

1番（塩入君） 現在ね、森林整備は非常におくれている状況の中で、せっかく県から来たお金をつけかえるということで、その辺はちょっとどういうものでしょうか。

産業振興課長（小奈君） 県の都合により財源が変更になったものでございます。これ、やらなかったとか、そういうことではございません。

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（宮島君） 挙手多数。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第7「議案第23号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎追加日程第8「議案第24号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第9「議案第25号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第10「議案第26号 平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第11「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長、社会文教常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の委員会継続審査の申し出があります。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の各委員会継続審査することに決定をいたします。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（山村君） では、平成24年第1回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月1日に開会されました本定例会は、本日までの21日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、規約の変更、条例の全部改正・一部改正、一般会計・特別会計24年度当初予算、さらに追加議案でお願いいたしました人事案件、補正予算など、すべての議案に対して原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

特に、私が町長として初めての予算編成をしました「人がともに輝く、ものづくりのまち」を掲げた第5次長期総合計画や、「今日からスタート」をキーワードとした「チャレンジSAKAKI」などを念頭に置いた予算をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。新年度から新体制の下、職員と一丸となり、安心・安全のまちづくり、住民サービスの向上に向けて、各種事業に取り組んでまいります。

さて、東日本大震災から1年が経過いたしました。現在も仮設住宅などに避難生活をされている方、愛する故郷を離れなければならない方、さらにいまだに多くの行方不明者の方がおられるなど、本当に心が痛みます。

ところで、私たち坂城町とともに一部事務組合葛尾組合を構成する千曲市の市議会が、先月29日、3月議会定例会の開会日に、東日本大震災にかかわる災害廃棄物の受け入れ処理に関する決議を採択したことを、新聞報道で知りました。事前に坂城町、坂城町議会には何の相談もないところにおいて決議をされたということに、いささか残念な気持ちを有しておりました。

また、一昨日の千曲市議会最終日の閉会のあいさつの中で、近藤市長が、本件について、瓦れきの受け入れについて坂城町と協議を重ねたいとおっしゃったとも伺いました。

私は、昨年来、葛尾組合を管理する責任者として、施設の老朽化が進む中で焼却炉のごみ焼却能力が年々低下し、本来の処理能力である1日80tが、22年度には1日58tまで低下する状況の中、これを改善するため、23年度8千万円をかけて大改修を実施し、何とか1日65tまで回復をさせることができました。しかし、施設全体の老朽化が確実に進行する中、長野広域連合の基本計画に基づく千曲市に建設予定の新施設が完成するまでは、葛尾組合において千曲市・坂城町両分のごみの処理を行っていかねばなりません。現在のごみ処理能力が限界に達している中、今以上のごみ、瓦れきを受け入れることは困難であり、長野広域連合が建設を予定している千曲市のB焼却施設の建設が急務と考えます。

野田首相は、今、日本人の国民性が再び試されていると言われておりますが、私は、瓦れき処理については、国が責任を持って処理すべきであり、地方に分散して処理すべきものとは思いません。国が東北地方に仮設の焼却施設を建設し、放射能検査を確実にを行い、放射能に汚染されたもの、そうではないものを選別しながら、なるべく近いところで早急に処理すべきと考えます。

千曲市の議会の方々の思いも心情的には理解できます。しかしながら、どうしても千曲市が被災地の瓦れきを受け入れられるという場合には、放射能物質の基準値以内の安全が確保された瓦れきとし、チップ化や分別処理の徹底、また葛尾組合への搬入基準の大きさに処理し、さらに千曲市のごみを減らすことなど、千曲市民の理解と同意が前提となります。

安全なものでしたら焼却も可能かと考えられますが、被災地の瓦れきを受け入れる場合は、事前に輸送経路、瓦れきの処理方法、焼却灰の処理等の諸条件を満たし、千曲市・坂城町の両住民の不安も解消し、住民のご理解を得ていただく必要があります。国・県のみならず自治体、国民の理解、そして地元住民の同意がない限り、前には進みません。

私は、被災地のこと、被災された方々のことを片時も忘れたことはありません。被災地、被災された方々の復興支援は、瓦れきの処理だけではないと考えます。除染についてもまだまだ5年、10年以上かかるでしょう。自治体機能を保持し、個人個々の人生設計を考える上で、まことに大きな、多くの取り組むべき課題があります。坂城町は幸い、企業のまちであり、働くところも

たくさんあります。坂城町として独自の支援、例えば雇用並びに生活の支援などもできればと考えております。

さて、4月6日から15日は春の全国交通安全運動が、21日から30日には春の地域安全運動が実施されます。町民の皆さんにおかれましては、暖かな春を迎え、何かと外出する機会が多くなる時期でもあります。交通事故や犯罪に遭わないよう、また巻き込まれないよう、より一層のご注意をいただきますようお願い申し上げます。

また、4月22日の日曜日には、13回目を迎える千曲川クリーンキャンペーンを予定しております。貴重な水資源である千曲川の自然環境を守るため、大勢の町民の皆さんのご参加をお待ちしております。4月2日には各保育園の入園式、5日には小中学校、坂城高校の入学式が行われます。坂城町の未来を担う子供たちの晴れの姿をごらんいただくとともに、祝福をしていただければと思います。

春は三寒四温と言われておりますが、ことしは特に寒い日が多くありました。暖かい春の日差しが待ち遠しく感じられます。議員各位におかれましても、健康に留意され新年度を迎えていただきたくお願い申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮島君） これにて平成24年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後3時42分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 宮 島 祐 夫

坂城町議会議員 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 塩野入 猛

坂城町議会議員 窪 田 英 子

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 災害に強い町づくりについて イ. ハザードマップについて ロ. 自主防災会の現状は ハ. 要援護者への支援は ニ. 避難所運営ゲーム（HUG）の活用を ホ. 防災備蓄倉庫の充実を ヘ. 災害時のための姉妹提携について 2. びんぐし湯さん館について イ. 10周年記念事業と大規模改修について	2 番 ・川まゆみ	町 長 建設課長 住民環境課長 福祉健康課長 企画政策課長
2	1. 第5期介護保険事業計画について イ. 「総合事業」「地域包括ケアシステム」についてどう考えるか ロ. 「ニーズ調査」の結果をどう受けとめ計画に生かしたか ハ. 保険料アップの原因と抑制の対策は ニ. 地域包括支援センター、社協、保健センターとの連携の現状と課題は 2. 放射性物質対策と自然エネルギーの開発の取り組みは イ. 放射性物質の現状と今後の対策は ロ. 自然エネルギー開発に向けての今後の取り組みは	1 番 塩入弘文	町 長 福祉健康課長 教育文化課長 住民環境課長 企画政策課長
3	1. 町内企業の経済動向について イ. 町内企業活動の所見は ロ. リーマン後の生産活動と雇用状況は ハ. セーフティネット貸付の状況は ニ. KYB-Y S新工場の建設について 2. 町有財産について イ. 管理と利活用は ロ. 土地開発公社の財産管理は ハ. 社会基盤整備計画は	6 番 塚田正平	町 長 産業振興課長 教育文化課長 福祉健康課長 建設課長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1. 原子力災害対策について イ. 町の考えは ロ. ヨウ素剤の備蓄を 2. 工業用地について イ. 用地確保を	10番 中島 登	町 長 住民環境課長 産業振興課長
5	1. ワイナリー事業について イ. ワイナリー検討委員会の進捗状況は 2. びんぐし湯さん館について イ. 改修について 3. 案内標識の設置について イ. 公共施設に案内標識の設置を	11番 塚田 忠	町 長 企画政策課長 産業振興課長
6	1. 東日本大震災の教訓は イ. 大地震への対策は ロ. 地震に対する町民への訓練は ハ. 防災について再検討は 2. 高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種について イ. 助成の内容は 3. 児童館について イ. 利用時間の延長は ロ. 利用料金は 4. 安心・安全の学校給食を イ. 食材における放射性物質について ロ. 給食材料の使用状況は	5番 窪田英子	町 長 住民環境課長 福祉健康課長 教育文化課長
7	1. 水資源について イ. 地下水について ロ. 上水道について 2. 教育について イ. 教育目標について ロ. 小学校の改修、改築について	3番 西沢悦子	町 長 教 育 長 住民環境課長 建設課長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	<p>1. ワイナリー事業について</p> <p>イ. ワイナリー事業の構想は</p> <p>ロ. ワインぶどうの収穫、処理等は</p> <p>2. 町単工事について</p> <p>イ. 町単補助事業はどのように選択、決定されるのか</p> <p>ロ. 各区より申請されない工事の対応は</p>	<p>1 2 番</p> <p>池 田 弘</p>	<p>町 長</p> <p>産業振興課長</p> <p>建設課長</p>
9	<p>1. 医療や福祉の一本化を</p> <p>イ. 医療も介護も困窮も</p> <p>ロ. 定住自立圏共生事業の地域医療は</p> <p>2. 中学校の武道必修化について</p> <p>イ. 坂中は何を選択し、どう進めるか</p> <p>ロ. 個人競技の弊害や事故防止の対策は</p>	<p>1 3 番</p> <p>柳 澤 澄</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>福祉健康課長</p>
1 0	<p>1. スマートコミュニティ構想普及支援事業について</p> <p>イ. 調査検討内容について</p> <p>ロ. 見えてきたものは</p> <p>ハ. スマートコミュニティの構築に向けた事業可能性は</p> <p>2. 10周年を迎える節目事業について</p> <p>イ. 湯さん館の大規模改修工事</p> <p>ロ. 鉄の展示館企画展事業</p>	<p>4 番</p> <p>塩野入 猛</p>	<p>町 長</p> <p>企画政策課長</p> <p>産業振興課長</p>
1 1	<p>1. 公共下水道について</p> <p>イ. 認可区域の拡大に向けて</p> <p>ロ. 住民への説明は十分行っているか</p> <p>2. 葛尾組合焼却場について</p> <p>イ. 改修内容と改修費は</p> <p>ロ. 新焼却施設の進捗状況は</p> <p>3. 南条小学校全面改築について</p> <p>イ. 建て替えスケジュールは</p>	<p>7 番</p> <p>山 崎 正 志</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>建設課長</p> <p>住民環境課長</p> <p>教育文化課長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 2	1. 松枯れ対策について イ. 県の空中散布の今後のあり方について ロ. 健康被害について ハ. 検討委員会について 2. 町民誰もが親しむスポーツ振興は イ. スポーツ基本法の意義は ロ. 町のスポーツ振興策は	9 番 大森茂彦	町 長 産業振興課長 教育文化課長
1 3	1. 24年度予算について イ. 例規集について ロ. 湯さん館の改修について ハ. 村上小学校の改修と村上児童館について ニ. 保育士について 2. 障がい者福祉について イ. 移動入浴車の利用を	8 番 入日時子	町 長 副 町 長 総 務 課 長 企画政策課長 教育文化課長 福祉健康課長

公的年金の2.5%削減に反対する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

公的年金の2.5%削減に反対する意見書

厚生労働省は、「特例水準」を解消するとして、3年間で2.5%の年金削減を行おうとしている。

当時、政府は高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり適切な措置であったと思う。

しかるに、今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較しても、ますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消・2.5%削減」を強行することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも、認めることはできない。

以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 公的年金の2.5%削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 日

内閣総理大臣 野田 佳彦

厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮 島 祐 夫

直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書

政府は、一昨年6月22日に「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。「大綱」では「道州制」についての検討も射程に入れていくとしつつ、「『補完性の原則』に基づいて可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担う」と記載されている。

しかし「三位一体改革」に見られたように、政府は、国家財政の健全化のために「地方交付税」や「国庫補助負担金」の削減をしている。地方財政の困窮や破綻を念頭に置いていない。加えて、道州制と道州制に向けた市町村のさらなる合併が進むことで住民の権利が行使しにくくなる。現在、議論されている地域主権改革は住民自治解体の危険がある。

このような地方移譲を推進することは、国が自らの責任を放棄し地方自治体へ押しつけ、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、公平・公正な行政サービスを脅かし、決して住民にとって有益であるとは思えない。

未曾有の被害を及ぼした東日本大震災をはじめ、頻発する集中豪雨や土砂災害、大雪による被害に対し、被災者の救出や災害復旧のため、先頭に立つべき地域の建設業は、公共事業予算の削減で疲弊し、災害時に出勤できる建設業者が不足する事態である。加えて、地方にとって建設業は基幹産業のひとつであり、建設業が雇用対策ともなっている。こうした実態から、公共事業予算の確保に加え、災害への備えとして建設業の育成及び維持を行う必要は極めて重要である。

一昨年、国が建設管理する直轄国道の維持管理費がおよそ20%削減され、道路巡回や法面除草の維持管理が低下している。路上落下物の放置は重大交通事故の発生を誘発し、除草の縮減によって農産物の害虫被害の温床となるほか、視認距離不足による安全な通行への影響も懸念される。また、河川管理における維持管理費の削減も、河川災害の危機を高め、広範な住民の生命や財産が危険にさらされる。

特に重要な施設を担当する国の公物管理は、その機能確保などは連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き、国が行うべきである。さらに、緊急的な災害復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならない。専門性及び大規模災害の対応経験が豊富な国が行うことで、より速く確実に対応することが可能である。したがって長野県全

域の防災支援を担う国土交通省関東・北陸地方整備局及び管轄する千曲川事務所、松本砂防事務所、長野国道事務所のほか、その出先機関の各出張所を存続させることは不可欠である。

よって、政府及び関係機関におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省の地方出先機関を廃止しないこと。
- 2 地震・津波・豪雨・豪雪などに対する防災対策を全面的に見直し、支援体制と防災予算を拡充すること。
- 3 道路・河川などの公物管理に必要な維持管理予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な維持管理を実施すること。
- 4 地方経済を支えるとともに災害対応の体制強化のため、地元建設業の育成及び経営維持のための適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 日

内閣総理大臣 野田 佳彦
総務大臣 川端 達夫
行政改革担当大臣 岡田 克也
財務大臣 安住 淳
国土交通大臣 前田 武志 殿
北陸地方整備局長 前川 秀和
関東地方整備局長 下保 修
長野県知事 阿部 守一
長野県議会議長 平野 成基

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮島 祐夫